Annual Report 2026, Rikkyo Institute of Economic Research

立教大学経済研究所
年報 2026

立教大学経済研究所 2026年9月

目　次

巻頭言 …… 1
経済研究所長　蓮見　雄

Ⅰ．公開講演会・シンポジウム開催報告

公開講演会「公認会計士への道」
日本公認会計士協会主催・立教大学経済学部、経済研究所共催…… 3
　佐々木　登那（立教大学経済学部卒、2024 年公認会計士試験合格者）
　羽山　友紀子（公認会計士・日本公認会計士協会東京会広報委員会委員）
　山田　浩一（公認会計士・立教公認会計士会会長）

公開講演会「関係の豊かな社会と幸福へのアプローチ―分断の経済社会と動揺する国際秩序の中で考える」
立教大学経済研究所主催・経済学部、立教大学グローバル都市研究所共催…… 4
　ステファノ・バルトリーニ（シエナ大学准教授）

公開講演会「EU とデンマークの政治・経済の将来―駐日デンマーク大使の講演および大使を囲んでの立教生との語らい」
立教大学経済研究所主催・経済学部、駐日デンマーク王国大使館、
明治大学政治経済学部倉地真太郎研究室共催…… 6
　ヤール・フリース＝マスン（駐日デンマーク大使）

公開講演会「マルクス・リバイバル―マルクス研究の最前線から危機の時代を考える」
立教大学経済研究所主催・経済学部共催…… 8
　斎藤　幸平（東京大学大学院総合文化研究科准教授）
　マルチェロ・ムスト（ヨーク大学社会学部教授、立教大学 2025 年度招へい研究員）

第 13 回学術研究大会
「グローバル政治経済学の課題―危機の欧米、揺らぐマネー、BRICS の交渉力」
立教大学経済研究所主催…… 11
　土橋　康人（北海学園大学経済学部准教授、元立教大学経済学部助教）
　「漂流する欧米の社会経済秩序―ポピュリズム、新自由主義、リベラルの地殻変動：欧米経済社会システムの疲弊」

星野　智樹（敬愛大学経済学部教授、元立教大学経済学部助教）
「進みゆく『脱ドル化』と根強い『ドル化』―相反するスタンスを抱える世界経済の課題」
蓮見　雄（立教大学経済学部教授）
「交渉勢力としての BRICS―中心と半中心の対立と協調」

公開シンポジウム
「福祉排外主義の国際比較―財源保障と財政民主主義―」
立教大学経済研究所主催・日本学術振興会 科学研究費助成事業「移民の福祉財政的分析―『移民政策』のための自治体財源保障の検討―」（基盤研究（B）（一般）、課題番号：23K25598）共催 …… 52
倉地　真太郎（明治大学政治経済学部准教授、立教大学法学部兼任講師）
早﨑　成都（帝京大学経済学部講師）
「排外主義の時代における地方行財政の役割」
谷　達彦（東北学院大学准教授、元立教大学経済学部助教）
「アメリカ大都市の移民支援政策と財政―ニューヨーク市の事例」
池上　岳彦（立教大学経済学部特別専任教授）
関根　未来（帝京大学特別任用助教、元立教大学経済学部助教）
「カナダ移民政策の焦点―受入れ推進からの転換？」
高田　寛文（政策研究大学院大学政策研究科教授、同大学副学長）
「3 つの報告を受けて―その 1」
山脇　啓造（明治大学国際日本学部教授）
「3 つの報告を受けて―その 2」

公開講演会
「欧州経済の戦略的自律は可能か？」
立教大学経済研究所主催・経済学部国際部会ワークショップ、東京新世界経済研究会、持続可能性と資源貿易研究会、GPE 研究会共催 …… 92
蓮見　雄（立教大学経済学部教授）
「グリーンディールから産業ディールへ」
道満　治彦（神奈川大学経済学部准教授）
「EU のエネルギー転換の成果と限界―太陽光・EV の対中デリスキングは現実的か？」
石田　周（愛知大学地域政策学部准教授）
「誰のためのオムニバス法案か？―EU サステナブル・ファイナンスにおける“簡素化”の政治性」
土田　陽介（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング調査部主任研究員）
「EU は自由貿易の旗手か？」
高屋　定美（関西大学商学部教授）
「欧州金融市場の行方―GX から軍需への転換？」

Ⅱ．プロジェクト研究

1）ワークショップ

理論：「市場主義」経済学のオルタナティブ …… 94
理論：社会保障と財政ワークショップ…… 96
歴史：立教大学経済史・経営史ワークショップ…… 99
国際：経済社会の分断と国際経済秩序の動揺…… 107
　　―グローバル政治経済学の視点から
政策：政策研究ワークショップ…… 110
金融：マルチ・ステークホルダー・モデルの経営・会計研究…… 112
金融：金融ワークショップ…… 116
ニューノーマル時代のライフスタイルとインスタント食品産業…… 119

2）研究プロジェクト

マルクス価値論の刷新と資本主義の新形態の解明…… 121
市場の地域性と産業ダイナミズムの諸相…… 123
経済学史の国際的研究拠点構築とその継承…… 126
激動する国際政治経済研究…… 130
日本型サプライヤーシステムの現状と展望…… 134
職業能力開発の国際比較研究プロジェクト…… 137

Ⅲ．論文

田中　萬年（職業能力開発総合大学校名誉教授）
「日本における「徒弟制度」観の系譜―国際的概念と日本的人間育成観の葛藤―」… 142

2025 年度　刊行物 …… 160

2025 年度　研究員の受入 …… 161

巻頭言

経済研究所長　蓮見　雄

近年、大学や公的研究機関を取り巻く研究環境は、かつてないほどに厳しさを増している。選択と集中を求める「競争的資金」への依存が強まるなか、短期的に成果が見込みやすい研究が優先され、結果として学問の多様性や創発の芽が摘まれてしまう可能性が指摘されている。加えて、昨今の円安とインフレが追い打ちをかけている。

2025 年 6 月 11 日に成立した新しい日本学術会議法により、日本学術会議の法人化に向けた準備が進められ、政府から独立して職務を行う「特別の機関」としての従来の位置づけも大きく変わろうとしている。また、経済安全保障をめぐる言説が、その定義を必ずしも明確にしないまま広がり、自由な研究活動に対する制約として作用する懸念も生じている。

このように、学術研究を取り巻く環境は大きな転換期を迎えている。こうした状況下において、時流に流されることなく、研究者の自由な意思に基づく研究を可能にする制度を維持することは極めて重要な課題である。

本経済研究所は、自主的な規則に基づき経済学部構成員の自由な研究を支援してきた。本年報にはその成果の一端が示されている。2025 年度には、プロジェクト研究 6 件、ワークショップ 8 件が実施され、構成員の自由な発意に基づく多彩な共同研究が展開された。その成果は公開講演会等を通じて社会と共有されている。これらの研究タイトルを一覧するだけでも、本学経済学部における研究の幅広さと奥深さをうかがうことができる。

本研究所規則第 2 条は、研究所の目的を次のように定めている。

第 2 条　研究所は、経済、経済政策、経営及び会計の諸問題の研究に組織的に取り組み、学部及び立教大学大学院経済学研究科の広義の経済学研究の伝統を発展させ、その研究成果を広く社会と共有し、もって持続可能な経済発展の実現に寄与すること、また、研究科の教育の向上及び若手研究者の養成に資することを目的とする。

厳しさを増す予算制約と研究環境の急激な変化の中にあっても、本経済研究所は今後とも「広義の経済学研究の伝統を発展させる」場として、またその成果を社会と教育に還元する場としての役割を果たし続けていく所存である。

公開講演会報告
「公認会計士への道」

日本公認会計士協会主催
立教大学経済学部・経済研究所共催

開 催 日：2025 年 4 月 23 日（水）19：00 ～ 20：00
会　　場：立教大学　池袋キャンパス　8 号階 2 階 8202 教室（オンライン併用）
講　　師：佐々木　登那（立教大学経済学部卒・2024 年度公認会計士試験合格者）
　　羽山　友紀子（公認会計士・日本公認会計士協会東京会広報委員会委員）
　　山田　浩一（公認会計士・立教公認会計士会会長）
司　　会：小澤　康裕（立教大学経済学部教授）

本年も恒例の公開講演会「公認会計士への道」（公認会計士制度説明会）を 2025 年 4 月 23 日（水）午後 7 時より、本学池袋キャンパス 8 号館 2 階 8202 教室において、対面とオンラインのハイブリッドで開催した。対面は 15 名程度の参加者であったが、オンラインを併せると延べ 50 名以上の参加者を得た。

まず、司会（小澤）及び蓮見雄経済研究所長（本学経済学部教授）のあいさつの後、日本公認会計士協会東京会広報委員会委員で、本学文学部フランス文学科卒業された羽山友紀子氏（公認会計士）から公認会計士制度の説明があった。羽山氏は「公認会計士の仕事と魅力」と題して、公認会計士の使命、監査・税務・コンサルティング・企業内会計士といった公認会計士の専門分野と活躍フィールド、試験制度の概要等についてお話くださった。また最後に現役公認会計士の声として、公的な団体や非営利団体にも監査業務が拡大していることや、海外での活躍の機会、女性公認会計士の活躍、AI 時代の公認会計士業務等、いかに公認会計士が魅力的な仕事であるかについてご説明いただいた。

次に、合格体験談として、公認会計士試験に本学経済学部会計ファイナンス学科在学中に合格し、2025 年 3 月に本学を卒業され、現在、有限責任あずさ監査法人に勤務されている佐々木登那氏からお話しいただいた。特に、公認会計士を知ったきっかけ、大学生活と資格試験勉強の両立、試験勉強の仕方、試験合格後の日常など、具体的かつ的確に説明があった。また､佐々木氏からは､公認会計士試験にチャレンジする後輩たちに向けてメッセージが送られた。

最後に山田浩一氏（公認会計士・立教公認会計士会会長）から、ベテラン公認会計士としての視点から、公認会計士という職業の魅力についてお話があった。この仕事の未来は明るく、ぜひともこの試験にチャレンジしてほしいとの激励をいただいた。

講演会終了後には、対面参加の学生とオンライン参加の学生から、多くの質問が寄せられた。予定時間を大幅に超過したが、講師の先生方には質問に真摯にお答えいただいた。本年度も後輩のために貴重なお時間を割いて本学までお越しいただいた講師の先生方と日本公認会計士協会東京会各位には、改めてお礼申し上げたい。

担当：小澤　康裕（立教大学経済学部教授）

公開講演会報告
「関係の豊かな社会と幸福へのアプローチ―分断の経済社会と動揺する国際秩序の中で考える
Happiness and Sociability: Reflections on a Divided Economy and Society, and a Shifting International Order」

立教大学経済研究所主催
立教大学経済学部、立教大学グローバル都市研究所共催

開 催 日：2025 年 7 月 31 日（木）13：30 ～ 16：00
会　　場：立教大学　池袋キャンパス　14 号館 3 階 D301 教室
講　　師：ステファノ・バルトリーニ（シエナ大学准教授）
司　　会：櫻井　公人（立教大学経済学部特別専任教授）

スミス以来の経済学に共通するアプローチでは、より多くを生産し消費できれば、それだけ人は幸福になるはずだった。だが、多くのモノを消費しても幸福感はなく、最近では多くの経験やコト消費も注目される。また、多忙や孤独、依存症や自殺といった現代的で都市的な不幸という課題も潜在する。モノの豊富と不幸の増加については、社会関係の悪化が経済成長を促進するという、氏の言う「防衛的資本主義（Defensive Growth）」という概念が有用である。GDP の経済成長が「ゆたかさ」の象徴と捉えてしまうと、その「ゆたかさ」が社会関係の悪化によってさえ促進されるという事実を見逃すことになる。社会関係が途絶すればそのために新しいサービスを外注しなければならないが、それは GDP を引き上げる、だが、人々は「ゆたか」になっておらず、幸せにもなっていない。バルトリーニ氏は逆に、社会関係の改善こそが幸せな社会を構成する上で最も重要だと強く主張した。

関係の豊かな社会でなければ幸福になれないとするバルトリーニ氏の社会関係アプローチは、従来の経済学の反省をふまえ、経済社会の分断を乗り越える可能性をもつ。

世界各国の自国第一主義の背景に経済社会の分断があるとすれば、動揺する国際秩序の深層を探るために、氏の研究はグローバル政治経済学アプローチを補完するものとしても意義があるはずである。

Since Adam Smith, the conventional economic wisdom assumed that the more we produce and consume, the happier we are. However, more consumption does not necessarily lead to greater happiness, as shown by the disappointing trends of well-being in developed countries. Contemporary urban issues such as busyness, loneliness, addiction, and suicide lurk beneath the surface.

Prof. Bartolini's social capital approach, which argues that happiness is impossible to achieve without a society rich in relationships, reflects on the shortcomings of conventional economics

and on how to overcome the current fragmented and unhappy society. Prof. Bartolini shows that rising unhappiness lies behind the rise of nationalism around the world and explores the underlying causes of the unstable international order.

■ステファノ・バルトリーニ氏

イタリア・シエナ大学・政治経済学・統計学部准教授。専門は、経済発展論、環境経済学、社会関係資本論、幸福論。1993年、シエナ大学博士（論文タイトル：Growth, Externalities, Property Rights）。主著『幸せのマニフェスト－消費社会から関係の豊かな社会へ』2010年、『幸福の生態学』2021年。国連・OECD・世界銀行などで、幸福・環境をめぐる国際会議での基調講演を多数行う。

櫻井　公人（立教大学経済学部特別専任教授）

公開講演会報告
「EU とデンマークの政治・経済の将来―駐日デンマーク大使の講演および大使を囲んでの立教生との語らい」

立教大学経済研究所主催
立教大学経済学部、駐日デンマーク王国大使館、明治大学倉地真太郎研究室共催

開 催 日：2025 年 11 月 13 日（木）18：00 ～ 20：00
会　　場：立教大学　池袋キャンパス　11 号館 A304 教室
講　　師：ヤール・フリース＝マスン Jarl Frijs-Madsen（駐日デンマーク大使）
司会・コーディネーター：菅沼　隆（立教大学経済学部教授）
学生登壇者：貳方　隆吾（経済学研究科前期課程院生）
　　菅家　菜々子（経済学部菅沼隆ゼミ）
　　加藤　珠莉（経済学部蓮見雄ゼミ）
　　中村　仁香（法学部小川有美ゼミ）
　　楠本　修平（経営学部尾崎俊哉ゼミ）

本講演会は、デンマークが2025年下期のEU議長国に就任したことを記念して開催され、駐日デンマーク大使が EU の現状と課題、ならびにデンマークの政策や日本との関係について講演したものである。まず、デンマーク社会の特徴として、高い幸福度や住みやすさが挙げられ、その背景には機会均等、普遍的福祉、行政のデジタル化、グリーントランジションへの積極的取組があると説明された。

続いて EU の発展と統治について、第二次世界大戦後の平和構想として出発し、現在は 27 か国からなる統合体へと発展した経緯が示された。EU は単一市場を基盤に人・モノ・資本・サービスの自由移動を実現するとともに、消費者保護や環境規制など共通ルールを整備している。他方で、各国の主権や文化的アイデンティティを尊重しつつ統合を進める点が強調された。また、意思決定においては多数決方式を採用し、迅速性と実効性を確保している。

議長国としての優先課題としては、安全保障の強化、グリーンかつ競争力ある経済の実現が提示された。特にロシアの侵攻を受けたウクライナ支援や対露制裁、エネルギー依存からの脱却が重要課題とされ、EU 全体で 2040 年までに CO2 排出量を大幅削減する目標も共有された。

さらに、日本と EU の関係については、経済連携協定（EPA）と戦略的パートナーシップ協定（SPA）を基軸に、貿易・安全保障の両面で協力が深化していることが指摘された。再生可能エネルギー分野では、デンマークの洋上風力発電の成功事例が紹介され、日本への示唆も示された。

最後に、人口減少や労働市場の変化への対応として、育児支援や職業訓練・リスキリングの重要性が論じられた。全体として本講演は、EU とデンマークの政策的方向性を多角

的に示すとともに、日本との連携強化の可能性を展望する内容であった。

本講演後の質疑応答では、5 名の学生が登壇し、デンマークおよび EU の政策課題について多角的な質問が行われた。まず中村仁香さんは、ロシアのウクライナ侵攻を背景とした防衛強化の文脈から、女性を含む徴兵制度拡大の是非と国内世論について質問した。大使は、男女平等の理念から軍務参加の機会拡大が議論されているものの、現時点で女性の強制徴兵はなく、あくまで選択肢として前向きに受け止められていると説明した。

続いて菅家菜々子さんは、少子高齢化への対応を取り上げ、デンマークおよび EU の出生率対策について質問した。大使は、保育や育休制度など子育て支援は充実しているものの、晩婚化やライフスタイルの変化が出生率低下の背景にあり、政策効果は限定的であると指摘した。また出生率対策は各国の権限事項であり、EU ではなく国家単位で対応すべき課題であると述べた。

加藤珠莉さんは、再生可能エネルギーの導入に伴うコストと公平性について質問した。これに対し大使は、北欧の共通電力市場により価格は変動するが、国民は環境負荷低減のための追加負担を受容していると説明し、化石燃料の利用がもたらす外部性も考慮すべきであると強調した。

楠本修平さんは、EU 内の多様な経済体制と産業政策の調整について問うた。大使は、デンマークは自由市場志向が強い一方、EU では国家補助のルールにより競争の歪みを抑制していると説明しつつ、近年は国際競争の激化を踏まえ、戦略産業への支援も一定程度認められていると述べた。

最後に貳方隆吾さんは、労働市場政策と職業訓練の役割について質問した。大使は、デジタル化や AI により技能需要が急速に変化する中、デンマークのリスキリング制度は強みであるが、新たな経済環境で有効性を維持できるかが課題であると指摘した。また人手不足分野への人材配置や新職種の創出の重要性にも言及した。全体として、活発な質疑を通じて、デンマークおよび EU の政策の特徴と課題が具体的に共有された。

最後に、本講演会開催の経緯について述べておきたい。2025 年 7 月 1 日から 12 月 31 日の期間、デンマークが EU の議長国に就任した。これに伴い、駐日デンマーク大使館より、経済学部菅沼隆と明治大学政治経済学部倉地真太郎准教授のもとに、表記のタイトルで大学において講演会を開催したいとの申し入れがあった。明治大学と本学で開催することにし、本学では経済研究所が主催することになった。通訳の経費を倉地真太郎研究室にご負担していただき、共催として多大なご援助をたまわった。マスン大使は学生と語らう時間を作りたいとの強い要望があり、EU の政治・経済・経営・社会政策を研究しているゼミの先生に呼びかけ、1 名ずつ推薦をいただき、学生登壇者を依頼した。蓮見教授、小川教授、尾崎教授に感謝を申し上げる。また、駐日デンマーク大使館職員で本学文学部卒業生の杉浦康平氏が支援して下さったことに感謝申し上げる。

担当：菅沼　隆（立教大学経済学部特別専任教授）

公開講演会報告
「マルクス・リバイバル―マルクス研究の最前線から危機の時代を考える」

立教大学経済研究所主催・経済学部共催

開 催 日：2025 年 12 月 20 日（土）17：00 ～ 19：00
会　　場：立教大学　池袋キャンパス　14 号館 2 階 D201 教室
講　　師：斎藤　幸平（東京大学大学院総合文化研究科准教授）
　　マルチェロ・ムスト（ヨーク大学社会学部教授、立教大学 2025 年度招へい研究員）
司　　会：佐々木　隆治（立教大学経済学部教授）

2025 年 12 月 20 日（土）午後 5 時より、本学池袋キャンパス 14 号館 2 階 D201 教室において、公開講演会「マルクス・リバイバル―マルクス研究の最前線から危機の時代を考える」が開催された。定員 293 名の教室がほぼ満席となる盛況であった。本講演会では、はじめに斎藤幸平氏とマルチェロ・ムスト氏がそれぞれ講演したのちに、両者の対談が行われた。

【斎藤幸平氏の講演】

『人新世の「資本論」』が 50 万部を超えるベストセラーになったことで海外から「日本に社会主義ブームがあるのではないか」という期待を持たれることが多いが、1990 年代以降、日本のマルクス主義は政治と理論を切り離す方向へ進んだ結果、現実の問題と切り結ぶ変革の思想としての力を失った。その一方で、アメリカでは DSA（アメリカ民主社会主義者）が若者を中心に広がり、ニューヨーク市長選でも DSA の候補が勝利したように、欧米では脱資本主義的なビジョンを掲げた左派ポピュリズムが台頭しつつある。

自分はドイツ・アメリカで学んだ経験から、エコロジーとマルクスの晩年のノートを結びつける形で「脱成長コミュニズム」を打ち出した。晩年のマルクスが非ヨーロッパ中心主義・非生産力主義的な思想へと向かっていたことを発掘し、気候変動、格差、デジタル資本主義といった現代の問題に応用しようとしてきたのが自分の研究の核心にある。日本では距離を置かれがちな脱成長論だが、資本主義の矛盾がますます深まるなかで、いずれ何らかの「ハードランディング」が来ることは避けられない。そこに向けて理論を磨き続けること、そして今日集まっているような人々との議論を積み重ねることに、まだ可能性を見出すことができる。アメリカでは 2032 年くらいにはアレクサンドリア・オカシオ＝コルテス議員のような DSA の候補が大統領選に出るような流れも起こりうるとし、日本においてもそれに続いて変化が来ることへの期待を示した。

【マルチェロ・ムスト氏の講演】

リーマン・ショック以降、富の極端な集中、労働者の権利の縮小、緊縮財政という「改良」が進む一方で、中道左派と右派の政策はほぼ同一になってしまった。そしてヨーロッパ各地で、レイシズムとナショナリズムを基盤とした新しい右翼政党が急伸し、投票率が落ち込む中でその台頭を止める力は弱い。ドイツでは2025年総選挙で20％の票を獲得したAfD（ドイツのための選択肢）の幹部がテレビでヒトラーを「社会主義者」と呼ぶ発言をするなど、数年前には考えられなかった事態が現実になっている。

こうした状況において左派やマルクス主義者が失った機会として以下の三つが挙げられる。第一に、コロナ・パンデミックは公衆衛生の公的管理の重要性と、新自由主義的な民営化の失敗を示す絶好の機会だったが、左派はそれを十分に活かせなかった。第二に、冷戦終結後の世界秩序の構築局面で、新しい平和的な枠組みをつくれなかった結果、今や国連決議なしの戦争が常態化している。第三に、反戦・非軍事主義という左派の伝統的な旗印が忘れられ、「平和主義」がNATO支持と同義になってしまっている。その上で、自身が編集・執筆した『マルクス・リバイバル――キーワードと新解釈』（地平社、2025年）を紹介しつつ、マルクスとマルクス主義は区別されるべきだと主張する。マルクス自身の思想は経済決定論的なドグマではなく、ジェンダー、ナショナリズム、エコロジー、芸術、テクノロジーなどにまで広がっており、マルクスは常に自身の考えを修正・発展させ続けた柔軟な思想家だった。今の時代にマルクスが必要なのは、彼の著作が「答え」を与えてくれるからではなく、現代の諸問題を深く考えるための問いと方法論を提供してくれるからだと述べて、若い世代への橋渡しを訴えた。

【斎藤氏とムスト氏の対談】

最後に行われた対談では、「なぜ資本主義が危機に陥っている時代に、左派・マルクス主義はむしろ弱体化しているのか」という問いを軸に議論が展開された。斎藤氏は、成長を前提としたビジョン（富の再分配・福祉拡大）が機能しなくなった時代に、新しい社会像を描けないまま「現状維持」を守ろうとする姿勢に日本の左派の行き詰まりがあると指摘する。左派政党が何かを積極的に変えていくビジョンを打ち出せずにいる結果、「変えたい」という民衆の要求を右派ポピュリズムに先取りされる逆転現象が起きている。さらにデジタル・プラットフォームによる欲望の操作や思考の管理という、マルクスが想定しなかった問題も状況を一層困難にしているとした。

ムスト氏は、これまでのような「改良主義」対「急進的オルタナティヴ」という区別が北米では曖昧になっており、DSAのような動きが民主党内に留まる限りはラディカルな変革にならないと懸念を示した。そして、フェミニズムやエコロジーに加えて「反戦・反軍事主義」を左派の中心テーマとして再確立する必要があると強調した。第一・第二インターナショナル以来、反戦は左派の根幹だったが、冷戦後のヨーロッパでそれが失われ、ガザやイラクの戦争が続く現在もその問題意識が希薄なままだと批判する。

最後に斎藤氏は、日本の「ハードランディング」（気候変動、人口減少、戦争リスク）を生き延びるための「適応」という新たな思考軸の必要性に触れ、「解放」一辺倒だった

従来の左派思想を更新する必要性を主張した。ムスト氏は、マルクスの思想は工場労働者だけを対象とするものではなく、戦争・経済・エコロジーを統合的に捉えるための思想的資源であり続けていることを強調して、本講演会全体が締められた。

担当：佐々木　隆治（立教大学経済学部教授）

第 13 回学術研究大会報告
「グローバル政治経済学の課題―危機の欧米、揺らぐマネー、BRICS の交渉力」

立教大学経済研究所主催
開 催 日：2026 年 3 月 7 日（土）14：00 ～ 17：30
会　　場：立教大学　池袋キャンパス　14 号館 D301 教室
報 告 者：土橋　康人（北海学園大学経済学部准教授、元立教大学経済学部助教）
「漂流する欧米の社会経済秩序―ポピュリズム、新自由主義、リベラルの地殻変動：欧米経済社会システムの疲弊」
星野　智樹（敬愛大学経済学部教授、元立教大学経済学部助教）
「進みゆく『脱ドル化』と根強い『ドル化』―相反するスタンスを抱える世界経済の課題」
蓮見　雄（立教大学経済学部教授）
「交渉勢力としての BRICS―中心と半中心の対立と協調」
司会・コーディネーター：櫻井　公人（立教大学経済学部特別専任教授）

■開会の挨拶

櫻井　公人

皆様、本日はお忙しい中、ようこそお越しくださいました。立教大学経済研究所で毎年、ちょうどこの時期に研究所学術研究大会というのをやっておりまして、本年で 13 回目ということになります。それぞれの時期に一番ホットなテーマで経済学部の教員、あるいは元教員とか関係者をお招きして、シンポジウム形式で 3 つの報告で組み立てるというのが、例年のスタイルになっております。

本年は、「グローバル政治経済学の課題」と題して、「危機の欧米、揺らぐマネー、BRICS の交渉力」という 3 つのご報告をお願いすることにいたしました。ちょうど去年、私もいろいろな学会で報告をしたり、いろいろな報告を聞いたりとかやりましたが、おしなべて、今の国際経済秩序はどう転換していくのか、一体この先どうなっていくのかというようなことで、経済だけ見ていてもわからないし、かといって、政治だけで説明できるわけでもないといったようなことが多く問われるところでありました。ここでも、グローバル政治経済学というアプローチを使って研究をされている方々 3 名に、この辺を少しずつ解きほぐしていただこうという狙いであります。

■「漂流する欧米の社会経済秩序―ポピュリズム、新自由主義、リベラルの地殻変動：欧米経済社会システムの疲弊」

土橋　康人

土橋康人と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の報告タイトルですが、非常に大きいです。「漂流する欧米の社会経済秩序」とい

う長いタイトルになっていますが、「欧米の社会経済の疲弊」のような形での報告依頼をいただいたので、考えてみると非常に大きいテーマなのですが、悩みながら今日色々と資料を持ってきました。もちろん、一つ一つの国や制度を、細かく紹介したり分析したりという時間はございませんので、若干幅広い視点から報告をしていきたいと思います。

狙いとしては、1点目が昨今の欧米、アメリカとヨーロッパのいくつかの国の政治経済を分析するために重要な論点と視点といったものを提示し、また、その論点の豊富化を図っていきたいというところになります。

2点目に、欧米の政治経済の中で関心を集めているもの、懸念が持たれているものを歴史的な視点から眺めてみたいと思います。すると、色々な社会経済問題が、歴史的連続性というか、引き継がれてきた問題であるということが見えてくるわけです。その一方で、2026年の現在は、過去と同じなのかというと、もちろん違う。では、どういったところにその連続性から断絶へと至るような分岐があるのだろうかという部分を整理していくというのが2点目の狙いになります。これらに加えて、欧米の現代政治経済の特異性や特徴について考察をして、報告を終えていきたいと考えております。

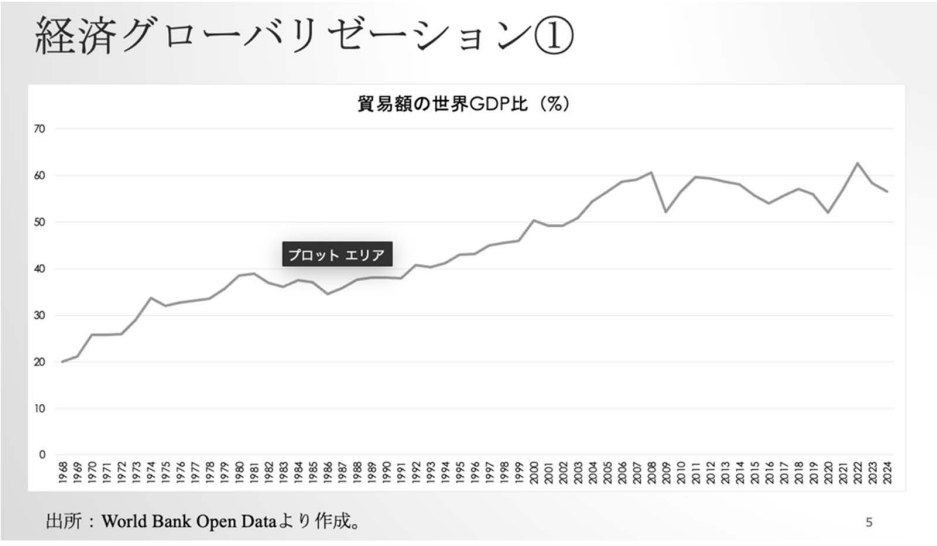
早速ですけれども、社会的な関心が集まっている事項に関する歴史的連続性についてですが、昨今の例としては、やはり、トランプ関税や半導体と人工知能をめぐる米中の対立といったものがあります。他には、ドル覇権、基軸通貨としてのドルに対する、主に中国とロシアからの対抗や挑戦といったものが見えてきています。また、アメリカとヨーロッパのいくつかの国、そして日本も含まれますが、移民や難民問題があります。主に、ムスリムの方々や、ヨーロッパだと東欧からの移民の方々に対する排外主義といったものが、世界的に蔓延してきているのが現状です。その中で、ヨーロッパの文脈で言えば、極右政党に位置付けられるポピュリズム政党が台頭しています。他方で、再度、国際的な側面に目を移せば、アメリカと中国という二つの大国の対立構造といったものが鮮明になってきている中で、イランやベネズエラ、そして通商問題を巡っては、アメリカとEU各国の反目といったものも拡大してきています。

これらの国際的なものと、ポピュリズム政党の台頭などの国内的なもの、両方の側面が組み合わさって形作られるグローバル政治経済をどのような視点から分析すればいいのかを考えると、有益な概念の一つになるのが、ジョン・ラギーが提唱した「埋め込まれた自由主義」というものです。国際的には開かれた自由市場が拡大していき、国内的には社会的目的を持った国家による政策が推進される、社会保障制度の整備などが例になりますが、このような両側面が国際的な秩序といったものの維持に貢献していくというのが、「埋め込まれた自由主義」という概念の含意になります。そして、各国で両側面のバランスが異なり、変容もしていくというような前提を持って世界経済を分析すると、色々な特徴を見て取ることが可能になるので、国際的な視点と国内的な視点といったものを組み合わせながら、先ほど述べた学術的関心を集めている事項の歴史的連続性といったものを、まず見ていきたいと思います。

それでも多くの論点がありますから、ある程度絞りたいと思います。国際的な面を見ると、まず「経済グローバリゼーション」を考える必要があります。その際、頻繁に参照さ

れる議論は、アイケンベリーなどが代表的な論客である「リベラル・インターナショナル・オーダー」、いわゆる「自由主義的国際秩序」というものです。この概念は、さまざまな要素によって構成されていますが、重要な点だけを抜き出せば、開かれた経済、入退室自由なルールベースのシステムという「経済グローバリゼーション」を強調するものになります。これらに加えて、相対的に安定的な国際関係、戦後の歴史を見れば国際関係の緊張緩和を意味するデタントや、日本やドイツなどのアメリカの「覇権」に対して真正面から挑戦することのないような国々によって構成される、括弧付きの「従属」のような国際関係が「秩序」の維持に貢献しているという議論です。また、国内のほうに目を移すと、ラギーが強調する社会的な目的を達成するための国家といった側面も「自由主義的国際秩序」に関係していますが、それは多様なものでもあります。例えば、イギリスの社会政策学者であるスローマンなどが強調する「再分配的自由市場主義」では、現金給付による人々の所得保障が結果的に自由市場を維持するようなものになっているという、言い換えれば新自由主義的な社会政策といったものが一つのパターンとして存在すると考えられています。他にも北欧型の社会政策など、いろいろなパターンがあります。いずれにしても、このような国際的な面と国内的な面という、その両方の側面が変化し、あるいはバランスの調整がされていく中で、大きな話になってしまいますが、世界政治経済の秩序といったものが保たれていたと考えられてきたわけです。そこで出てくる論点としては、そのような国際的な面と国内的な面からで作り出されていた「秩序」といったものが、どの部分において維持されていて、どの部分が変わろうとしているのかという点になります。

まず、「経済グローバリゼーション」の中でも「モノ」の移動について見てみたいと思います。この図は、貿易額の世界 GDP 比を示したもので、1960 年代から現在まで貿易が右肩上がりに順調に拡大してきていることが分かります。歴史を振り返れば、60 年代のケネディ・ラウンドや 80 年代のウルグアイ・ラウンドを経ながら拡大してきているということになります。この貿易の拡大という部分だけを取り上げれば、例えばトランプ大統領による関税政策などは、歴史に逆行する政策ということになり、「断絶」だと考えることもできるかもしれません、しかし、実際はそうとも言い切れない点があります。

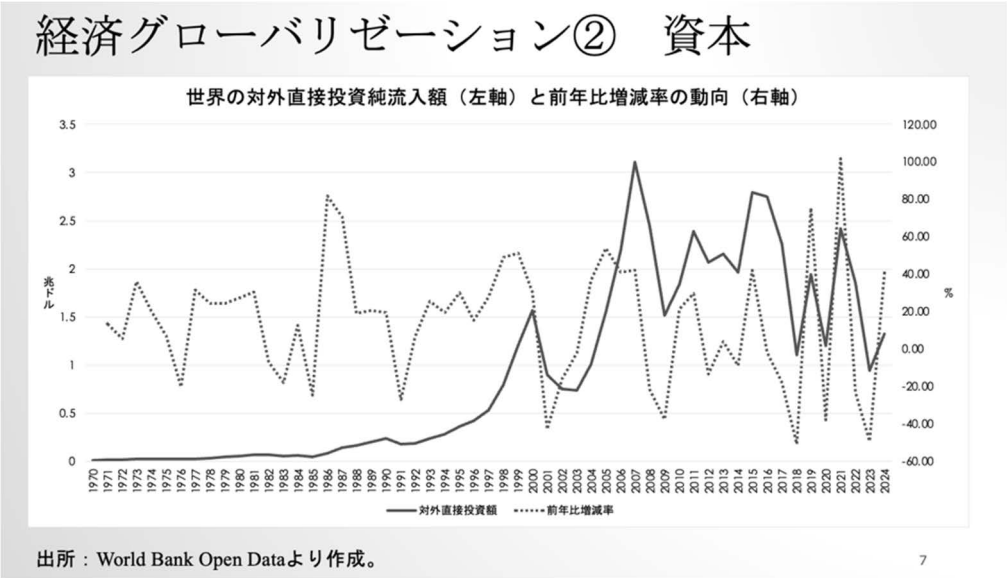


歴史的に見れば、国際的な貿易体制といったものは戦後復興の中で再構築されてきました。あまり詳しい話をする時間はないのですが、どのようなことが行われたのかというと、第二次世界大戦は未曾有の破壊をもたらしましたが、いわゆる生産能力が消失している中で、多くの国がアメリカからの輸入に頼る必要性に直面しました。ところが、アメリカからの輸入代金の支払いは、ドルで清算をしないといけないわけですが、そのドルを獲得する手段がなかったわけです。そこで策定されたものの一つが、マーシャル・プランという戦後最大規模の対外援助です。これはアメリカから欧州を中心とした各国に提供された、いわゆる経済援助になりますけれども、この援助を通じてドルを世界市場に撒布することによって、戦後の貿易市場といったものを機能させていくわけです。しかし、アメリカはボランティア精神でそのようなマーシャルプランを導入したわけではなく、そこには冷静な計算もあったわけです。それは、貿易市場における中心的な位置をアメリカが占めながら、貿易市場を拡大させていくという点です。その他にも、スターリング・ブロックやマルク圏などのブロック経済といったものの解体が進められましたが、アメリカの国際市場におけるプレゼンスを高めるためという点でつながっていくわけです。もちろん、戦後復興というのは、ヨーロッパ政治を安定させていくという側面もありましたが、その一方で、やはりアメリカは貿易という領域で世界の中心的な位置を独占するという目的に沿って戦後の経済グローバリゼーションが出発したということになります。

その他にも、「自由貿易」と対立するような事例は多く見られてきました。例えば、数十年に渡って段階的に関税を撤廃するというようなことが行われてきましたが、80 年代から 90 年代初頭の日本の半導体をめぐるアメリカとの通商対立を考えれば、アメリカの通商問題をめぐる「強権性」という側面はずっと存在してきたことが分かります。この点を強調すれば、アメリカのトランプ政権が用いている関税も、歴史的に見ると、そこまで特異な事象ではないと言うことも可能になります。

次に、資本に移りたいと思います。この図は、世界の対外直接投資の流入額と前年比増減率を示したものです。新型コロナウイルスの蔓延や世界金融危機が生じた時期などで変動はありますが、全体的に見れば右肩上がりに、資本の国境を超えた流れは、世界的に拡大してきたということが見て取れます。しかし、そこにもやはりアメリカの「強権性」といった側面が見られます。例えば、戦後の国際金融システムを考えると、その出発点は、ブレトン = ウッズ体制になります。その形成過程に関しては、多くの先行研究がありますが、例えばソ連の排除、イギリスのブロック経済圏の破壊、関税の撤廃、あるいは、ドイツに対するフランスの影響力の排除など、いわゆる反米経済主義のような流れを抑え込んでいくための交渉がブレトンウッズ体制を構築する際に行われていたということが明らかになっています。結果として、IMF が創設されて、ドルの基軸通貨体制といったものが完成します。世界の多くの通貨の為替相場が金ドル本位制に移行し、経常収支が赤字になった国は IMF から借り入れを行ってそれを埋め合わせる中で、ドルに外貨準備としての役割が与えられたわけです。時代が変わって、50 年代になると、ヨーロッパ諸国で通貨の交換性が回復するということが起きます。すると、ヨーロッパ諸国はアメリカから獲得したドルを節約することができるので、ヨーロッパ市場でドルが溜め込まれていき、ユー

ロ・ダラー市場の一つの誕生と拡大の契機になります。この二つ、ブレトン＝ウッズ・システムとユーロ・ダラー市場の誕生は、ドルに多様な役割を与えることになりました。それは、決済通貨や投資目的としてのドル、そして外貨準備としての役割を持つドル、それがアメリカ国内の市場を介さずに取引されるというオフショア市場を確立させていくことになります。これが、実質的にドルが基軸通貨というポジションを獲得する契機になっていきました。

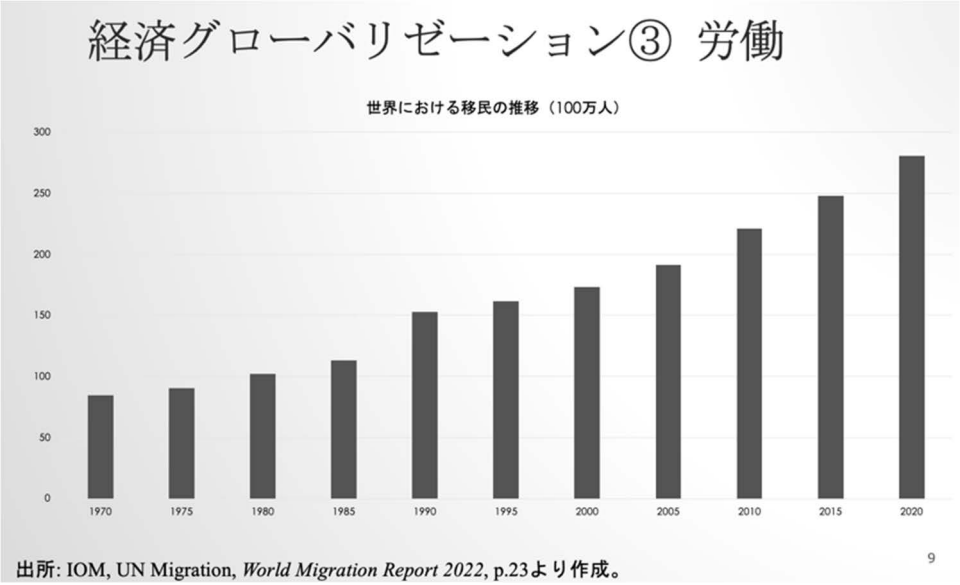


そして、70 年代になると、そのようなユーロダラー市場が、オイルショックを契機として拡大していくことになります。今も、「第三次オイル・ショック」が生じるリスクに世界は直面していますが、オイル・ショックによって原油価格が上がると、産油国に大きな額のドルが支払われます。ペトロダラーと言われますが、そのペトロダラーが拡大すると産油国は自らの国でそのドルを溜め込むわけではなく、世界市場に「リサイクリング」しています。ロンドンのシティへの投資や預金ということをするわけです。すると、オフショア市場でのドル取引がさらに拡大し、基軸通貨としての強固な位置を維持していくことになります。

ところが、市場がドルを需要することによって、基軸通貨というものが出来上がっていったという単純な話とは別に、そこにはやはりアメリカの経済外交が深く関連していたということも分かっています。例えば、1970 年代というと、事実上ブレトンウッズ体制が崩壊し、スミソニアン協定を経て変動相場制へと徐々に移行していくことになった時代ですが、通貨の為替レートの変更の負担が検討された際には、どの国に負担を課すのかをめぐって国際的な交渉が行われたわけです。アメリカは、西ドイツや日本、イギリス、フランスに、ある程度の負担を強いることを主張するのですが、ヨーロッパではイギリスとフランスが日本に負担を押しつける秘密外交を行い、西ドイツがそれに便乗する形で新しい為替水準が決定されるということが起こります。つまり、アメリカの強権性と、それに対応する EU というものが、歴史上はっきりしているわけです。そうすると、資本の拡大と言っ

ても、市場が先導してもたらしたというよりかは、そういった側面も否定はできませんが、政治的な攻防の中で拡大してきたといった側面も見て取れるわけです。

最後は経済グローバリゼーションの中の労働、移民のところになります。この図は、世界における移民の推移を示したものです。1970 年は、8,000 万人ぐらいだったところが、2020 年は 2 億人を超え、今は 3 億人に迫っていると推計されています。特徴的に 80 年代の後半から 90 年代に急激に増加していますが、これはソ連の崩壊などが関係しています。1989 年にベルリンの壁が崩壊して、東ヨーロッパから人々が世界的に動き出したことになります。



こういった移民ですけれども、周知の通り、ヨーロッパやアメリカでポピュリズム政党あるいは極右政党を台頭させているということになっています。しかし、社会的に見れば、異文化間の対立を活用してポピュリズム政党が票を獲得しているとの説明が頻繁になされますが、実際は、このような移民を起因とする社会的な対立、あるいは移民排斥や移民の権利をある程度制限していこうとの主張は、第二次世界大戦後すぐに始まっているわけです。

例えば、事例としてイギリスを持ってきましたが、イギリスだと 1948 年にエンパイア・ウインドラッシュ号に乗せられた 400 人ほどのジャマイカの人々がロンドンに到着し、これが、移民社会の拡大の一つの出発点とされています。そしてその 10 年後には、既に白人系住民とアフロ・カリビアン系の住民の間で襲撃事件が起きたり、暴動が起きたりといったことを経験しています。少し小ネタを話しておくと、1960 年代だったと思うのですが、イギリス労働党のある政治家が、移民が入ってきて問題になると思わなかったのかという趣旨の質問を受けた際に、その政治家は、こんなに来るとは思わなかったと話したそうです。ジャマイカみたいな天気がいい国から、こんな雨ばかり降るロンドンに来るとは思わなかったと冗談みたいな理由を話したわけですけれども、当初は特に深く物事を認識していなかったことは分かります。

いずれにしろ、移民社会の拡大によって色々な問題が出てきますが、それに対応しようとの試みも進んでいきます。60 年代から 70 年代には、イギリスでは三つの重要な人種関連法が制定されます。何が行われたのかというと、間接的あるいは意図しない人種差別を積極的に是正しようという試みです。ただし、それと矛盾するような形で、ビザの発給の制限といったものも 70 年代から拡大していきます。そして、1980 年代のサッチャー政権下では、文化的レイシズムといったものが急速に拡大していきます。例えば、ロンドンの街でアフロ・カリビアン系の若者が誕生日パーティーをしていた時に、火炎瓶が投げ入れられて多数の犠牲者が出たという事件があったのですが、犯人が白人系の若者ではないのかという疑念が広がり、詳細な捜査を求めるアフロ・カリビアン系住民が暴動を起こし、それがイギリス中に広まっていくというような事件があったのもこの時代です。他にも、移民だけが理由ではないのですが、貧困と社会的排除を起因とするような、南ロンドンでの人種暴動といったものも頻発していくことになります。

こういったことを見ると、やはり人種間の対立や排外主義は、既に 70 年代ぐらいから、あるいは戦後直後から始まっていたということになります。他にも、福祉排外主義との関連でいうと、社会保障制度の受給資格を人種的な観点から制限しようとする試みは、60 年代の後半ぐらいから始まってきます。例えば、NHS での無料の医療サービスを制限しようだとか、疾病手当の受給資格を制限しようといったことが 60 年代後半から議論になり、サッチャー政権下では、そのようなアイデアが部分的に制度化されていくということになります。

何が言いたいのかというと、昨今のポピュリズム政党の台頭や福祉排外主義という現象には、基本的に歴史的な連続性が見られるということです。そして、「経済グローバリゼーション」とそれに付随する対立を俯瞰しても、今のトランプ政権の特徴だとかヨーロッパが抱えている問題は、ずっと存在してきたものであると言うことも可能です。それでは、問題も生み出してきた「経済グローバリゼーション」を支えてきたものは何だったのかと考えると、それはアメリカを中心とした相対的に安定的な国際関係を挙げることができ、そしてその支えが動揺しているのが昨今の特徴であると捉えることもできます。

もちろん、冷戦体制下では、アメリカだけでなくソ連との大国間競争や二国間主義の下で安定していたということになります。ただし、最近では冷戦という枠組みも再検討されてきて、単なる競争や対立という観点から捉えると重要な点を見落とすことになりかねません。例えば、1980 年代には、レーガン大統領とゴルバチョフが会談し、アメリカからソ連へのスター・ウォーズ計画に関する技術提供や技術開発交流の打診、あるいはデタントへ向けた話し合いなどが行われたりしたこともあります。それを妨害したのは、イギリスのマーガレット・サッチャー首相であったのですが。いずれにしても、経済を含む色々な分野で、アメリカとソ連というのは、もちろん対立はしていたのですが、協調しているような側面もあり、その中で国際関係はある程度、歴史的に見れば安定していたと評価することができると思います。

他にも、アメリカを中心とした世界的な政治経済というのは、ヨーロッパの反米主義、いわゆるド・ゴール主義を抑制するようなことで成り立っていたという側面もあります。

例えば、イギリスはEUの前身であるEECに加盟するのが1973年になりますが、前段階として、ケネディ政権の頃から、アメリカはイギリスに早くEECに加盟しなさいということを説得していたわけです。なぜかというと、フランスと西ドイツがアメリカ経済に対してキャッチアップして力を蓄えていく中で、ヨーロッパを内側からコントロールするためには、いわゆる「トロイの木馬」としてのイギリスのEEC加盟が必要であると考えられていたことがあります。当初は、フランスのド・ゴール大統領がイギリスへの為替問題の譲歩と核兵器に関する技術情報の提供を求めたことによって加盟はなされませんでしたが、1973年のイギリスの加盟によって、アメリカのヨーロッパに対する抑制力といったものがある程度効くようになっていくわけです。加えて、先ほど話してきたような、ドル覇権、基軸通貨であるドルを維持するための経済外交といったところも重要でした。これらが国際関係の安定化に貢献した大きな要因であると考えられます。その後、ソ連が崩壊することによって、アメリカの一国主義というのが短期的に出てきますが、いずれにしろ、20世紀の終わりにかけて世界的な「秩序」といったものは安定していたということになります。

他方で、国内の側面を見ると、相対的な安定をもたらした要因の一つが世界経済の成長というところになるかなと思います。そして、もう一つが、これは「埋め込まれた自由主義」と同様の議論になりますが、社会政策の拡充が部分的にも成功を収めたことで国内政治が安定していったことであると考えられます。

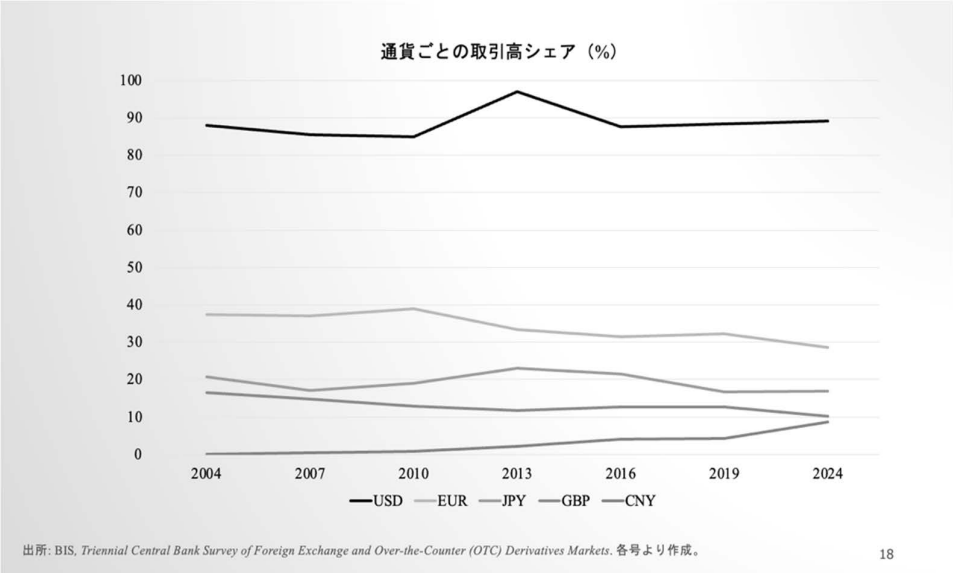
しかし、21世紀に入ると、色々な領域で構造変化が起きていくということを見てとることができます。まず、相対的な国際関係の安定をもたらしていたアメリカの一国主義の動揺というものが2000年代の初頭に起きてくるわけです。9.11の同時多発テロからアメリカはアフガニスタンに攻撃を行い、イギリスと共にイラク侵攻に踏み出していきますが、これによって、少し話は逸れますが、中東諸国が不安定化して多くの難民が発生し、それがヨーロッパを中心とした国々へ流れ込むことによって、反移民、反難民感情といったものを刺激していくことになります。話を戻しますが、この9.11からアフガニスタンとイラクに至るまでの一連の戦争の中で、アメリカの軍事的プレゼンスに対する評価の相対的低下が起こったと分析されることがあります。その中で、中国が経済的かつ軍事的に台頭し、ロシアがウクライナに侵攻して、アメリカの軍事的および経済的優位性に対する挑戦的な流れが、一つの時代的特徴として出てくるわけです。これが21世紀になって出てきた新しい流れであろうということになります。

また、このアフガニスタンとイラク侵攻の中で露骨に進められたのが、国家によるメディアに対する批判や言論と情報の統制、民主主義の弱体化になります。詳しい話は避けますが、イラク侵攻の根拠としての説明資料には多くの虚偽があり、開戦を正当化するための根拠は薄弱であったということがイギリスの調査によって明らかにされています。言いたいことは、両戦争期に政府、国家による情報コントロールといったものが露骨に行われるようになったということで、それも21世紀の一つの特徴であろうと考えています。

他にも、21世紀にはアメリカの基幹産業における相対的優位性の衰退といったものが生じています。そして、これは国際関係の変動も促してきていることが分かります。例え

ば、2008 年の世界金融危機は、グローバルな景気後退をもたらしましたが、その中で、EU とアメリカ、そして中国の関係が変化していきました。これがどのように生じたのかというと、ドイツは、中国の輸入に牽引される形で世界金融危機後の景気回復をいち早く達成しましたが、その中で PIIGS と呼ばれている、ポルトガルとイタリア、アイルランド、ギリシャ、スペインに対しては、いわゆる「緊縮」を進めていく。その中で、EU 内関係が悪化していくと同時に、ヨーロッパ経済の中国経済への依存が深まり、ヨーロッパと中国の結びつきが一時的に強化されていくことになります。それに対して、アメリカは中国によるヨーロッパへの影響力の遮断を模索する中で、昨今の情報通信産業をめぐる対立などにつながっていくことになります。また、アメリカの製造業を中心とした産業衰退も影響を与えました。世界金融危機後の 10 年ほどの期間を見ると、低所得層では雇用の回復がほとんど達成されず、その中でアメリカのマニュアル・ワーカーの支持の獲得を一因として、トランプ大統領が生み出されていくという時代に突入していくわけです。

これらに加えて、いわゆるドル覇権の陰りやドル覇権への対抗が出てくるといった点も 21 世紀の特徴として挙げることができると思います。ただし、基軸通貨としてのドルの役割というのは維持されています。この図は、通貨ごとの取引高シェアを示したもので、一番上がドルになります。ちなみに、例えばアメリカのドルをユーロに変えると、両方の通貨で取引が発生しますから、積み上げると 100％以上になっています。これを見ても分かる通り、ドルは国際的に一番の決済通貨としてのポジションを維持はしているということになります。その一方で、中国の人民元の決済通貨のプレゼンスも拡大してきています。このように、量的に見ればアメリカのドルは安定していますが、質的な側面から見ると、20 世紀とは異なる流れが出てきています。代表的なものとしては、BRICS によるミニ IMF の設立や、2010 年代初頭の NDB と CRA の設立というものを挙げることができます。これは、ドル債務に依存することなく資金を融通するためのシステム構築のための足掛かりになり得るものですが、そういった組織化や制度化という形でのドル覇権に対するチャレンジといったものが出て来たわけです。



アメリカを中心とした変容についての説明をしてきましたが、もちろんEUを見る必要もあります。まず、EU内では、2010年以降のソブリン危機の過程で、緊縮を求める勢力が更なる政治的な力を得ました。そして、先ほども話した通り、EU内諸国の関係悪化や「緊縮政策」が難民危機と重なることで、ヨーロッパ全体に極右政党の台頭といったものが促され、反エリート主義や反EU勢力の拡大につながっていきます。ただし、このような反EUという流れが一時的に収まったのが、2022年のロシアによるウクライナ侵攻の直後のことです。何が起こったのかというと、同年の5月にフランス大統領選挙がありましたが、ル・ペンに対してマクロンが予想以上の支持を得て勝利することによって、第2期目の大統領に選出されたわけです。その直前に起こったのがロシアによるウクライナ侵攻で、マクロン大統領は、フランス国民に対してEU加盟国が連帯してロシアに対抗する必要性を訴えたわけです。この対外的脅威の煽動が一つの要因となり、反EUを唱える政治勢力の影響力が一時的に後退することになります。その中で、EUの基盤は少なくとも回復したと言えますが、国際関係の変動と国内の政治状況が密接に結びついて変容していることを示した一つの例になると考えられます。

最後に、新自由主義について述べたいと思います。昨今、よく見られる主張として、アメリカがトランプ関税を課すことによって、自由貿易に対する逆向きの流れが生み出されましたが、これは新自由主義の終わりを告げるものである、といったものです。ただし、そのような単純な評価には慎重になるべきであると考えられます。新自由主義に対する反発といったものは、色々なところから噴出してきました。その一つに、雇用市場の悪化がありますし、ヨーロッパの文脈で考えれば、住宅危機と生活費危機といったものが顕在化する中で、格差と貧困が社会的問題として深まっている現状があります。その一方で、溜め込まれた社会的な憎悪は、先ほども触れましたが、移民や難民などに向けられるような状況が生み出されています。その中で、ポピュリズム政党は福祉の拡充と反移民政策を結合させ、そして産業の国有化なども部分的に主張することで、ポピュリズムとリベラルが若干クロスするような形の政治勢力が台頭してきているというのが、一部のヨーロッパの国で見られることになります。

多少具体的に、現在、何が行われているのかをイギリスを事例にして見てみると、伝統的政党としての労働党政権は、移民の強制送還といったものに着手しながら、今まで行ってきたような新自由主義的な社会保障制度といったものを維持しています。その一方で、積極的産業政策と軍備の拡張といったところを持ち出して、何とか政権の維持を図るというようなことが行われているわけです。つまり、旧来からの新自由主義的な社会政策というものを維持した上で、そこに積極的な産業政策と軍備拡張を加えながら、移民を統制していくというような、色々な要素が複雑に絡み合ったような政策が行われているわけです。これは、国際的な側面と国内的な側面が互いに干渉し合う中で、政策の連続性を持ちながらもアンバランスな政策体系が出来上がっていくという混乱した状況であるとも言えます。

最後に論点を提示するという目的で、一点だけ付け加えさせていただきます。それは、米中の資源と産業をめぐる闘争の激化という部分です。台湾からTSMCの半導体製造拠

点をアリゾナ州のフェニックスに引っ張って来ることや、情報通信事業からファーウェイなどの中国企業を追放していくといったところが対立軸になっています。このような新しい産業をめぐる米中対立に加えて、アメリカの相対的な経済衰退も見られる中で、他国から何らかの経済的あるいは政治的譲歩を引き出すことを目的にアメリカはトランプ関税などを持ち出しています。つまり、非常に政治的な資源を活用して対立を前面に押し出す時代に突入してきたということも現代の特徴であると考えられます。

結論として、歴史を俯瞰すると、今の時代の特異性や特徴は何かという点についてまとめさせていただきます。まず、昨今関心を集めている論点の多くには、歴史的な連続性が見られるということです。ただし、その中で何か現代の特徴を挙げるとすれば、まず1点目が、移民問題を一つの軸としてポピュリズム政党が世界的に拡大してきていますが、そういった流れを後押しするような言論統制というか、メディアコントロールといったものが露骨に行われるような時代に突入してきたという点です。

2点目が、アメリカによる強硬な対外政策と国際関係の変容です。これは、例えば、アメリカが先端産業だとか地下資源をめぐって強硬な対外政策を用いていますが、それがアメリカとヨーロッパ諸国の関係性といったものを変えるような原動力として動き始めてしまっているという点です。

3点目が、ドル覇権とアメリカの軍事的なプレゼンスに対する挑戦といったものが、中国やロシアを中心として巻き起こってきている点です。結果として、現代における軍拡競争や経済戦争が起きているわけですが、特定の国では、それが新自由主義的な社会政策といったものと結合する中で、アンバランスな政策体系が構築され始めています。

国別の特徴をまとめると、まずアメリカは、対外的な拡張政策とアメリカが維持してきた覇権といったものを継続させるための強権的な政策に乗り出していますが、国内では新自由主義的なものが、マーケット・リベラリズムが基本的に不変の状態に置かれています。これを見ると、アメリカには新自由主義と帝国主義と権威主義的ポピュリズムが結合したようなものが現れてきているという特徴があるかと思います。重要な点は、新自由主義とポピュリズムというのは、基本的には相反する概念だと、対立する概念だと考えられることもありますが、実際には両者の奇妙な共存関係が生み出されたという点になります。

イギリスは、対外政策という観点からすれば、アメリカとEUの間をブリッジするような形で国際的な影響力を維持したいといった思惑が透けて見えるわけですが、国内的にはロシアや中国の脅威をあおりながら、まず軍拡へ突入していくという特徴があります。これに加えて、ポピュリズム的対応として移民統制を導入し、強制送還なども模索していくことになります。また、新自由主義的な社会政策を部分的に継承していくというような点でアメリカに近いのですが、対外的な側面で見れば相違があり、新自由主義やポピュリズム、軍拡、アメリカとEUの間での外交といった政策体系が共存するような形で政治経済が変容し始めているかと考えられます。

フランスやドイツでは、60年代などで「ゴーリズム」と呼ばれてきた、アメリカからの影響に対抗するために政府の役割を拡大させていくというような考え方に新自由主義的な側面といったものが組み合わさることで、アメリカから距離を保つような形でEUの権

益を守るような政策が組み立てられ始めているとも分析することができます。

このように世界を眺めると、2026 年現在の世界の政治経済の特徴といったものを考える上で、やはり「内と外」、国内と国際の両面の変化といったものを見ていく必要があることが分かります。また、その変化に直面した各国の対応や調整、あるいは適応といったところを見ていくことも重要になってきます。そのためには、歴史的に引き継がれてきた国際関係や産業、そして政策体系などにも焦点を当てながら分析することで、現在の各国の特徴や特異性が見えてくるのかなと考えております。ここで終わりにしたいと思います。

■「進みゆく『脱ドル化』と根強い『ドル化』―相反するスタンスを抱える世界経済の課題」

星野　智樹

敬愛大学経済学部で教員をしている星野と申します。私は、学部、大学院、そして初めての社会人経験となる助教を、立教大学で過ごしました。その後は、政府の研究所の勤務を経て、地元の千葉県にある敬愛大学で職を得ました。著書としては、本日の報告のベースである『「ドル化」政策の検証』（単著、2018 年、文眞堂）を刊行し、教育面では『深く学べる国際金融』（共著、2020 年、法律文化社）の執筆に参加しました。今回は、著書の研究成果や議論を踏まえて、米ドルをめぐる問題を報告いたします。

問題の所在

最初に、問題の所在として、基本的な内容に立ち返り、「世界経済における米ドル」という時に、何が根っこにあるのかを話していきます。

国際通貨は、国際的な決済、言い換えれば、国境を越えるお金の受取と支払のために使われ、米ドルの場合には、在米銀行が創り出す在米ドル預金が実態となります。在米銀行は、国籍にかかわらず、法的には米国の主権内に所在している市中銀行、金融の観点では米国の中央銀行へのアクセス（口座保有）を認められている市中銀行を意味します。この条件を満たすからこそ、在米銀行は、在米ドル預金を創り出せます。なお、市中銀行は、中央銀行ではない銀行です。

米ドルは、世界中で使われるので、必然的に、非居住者（外国に所在するプレイヤー）が登場します。米国の非居住者は、米国の主権外に所在しており、米国中央銀行へのアクセスを認められていないため、在米銀行の口座を通じて米ドルの決済を行ないます。その口座は、外国（銀行）が契約先の在米銀行に保有しているコルレス口座の場合と、本国本店が在米支店に保有している本支店口座の場合があります。念のために補足すれば、米ドル現金は外国にも多く出回っていますが、それは誰かが在米ドル預金を引き出しているからこそ可能です。また、非居住者は、米国債を購入する際に、いったん在米ドル預金を入手して、それを使っているはずです。いずれも、在米ドル預金が出発点です。

報告タイトルに入っているマネーは、今までは通貨や決済（手段）、お金に言い換えて話してきました。マネーは、経済活動に必須なので、うまく流すことが必要な「経済の血液」であり、言い換えれば、止めることができれば「金融制裁の武器」となり、いずれも経済主権（自律的に経済活動を行えるのか）に直結します。米国は、非居住者の持つ在米ドル預金を対象に、米国の主権内への所在を（法理）根拠として、凍結（口座保有を禁止

する措置や、口座使用を制限する措置）をできてしまいます。ここまで来ると、米国の非居住者は、米ドルを使えなくなってしまい、実質的に世界でビジネスをできなくなってしまいます。というのも、米ドルは、経済活動を支えるエネルギーや資源の取引で使われる通貨であるし、外国通貨を買うにしても売るにしても媒介になる通貨であるし、各国・地域の外貨準備の運用先であるし、世界最大の販売市場を持つ米国の通貨だからです。整理すれば、米国による金融制裁の発動は、米国にとっては武器を握り経済主権をフル活用できる事態になりますが、外国にとっては武器を握られてしまい経済主権を侵害されてしまう事態になります。

以上が、米ドルの実態や、それを通じて発動される金融制裁の根っこです。

ここから、いよいよ報告の本題に入り、「ドル化」と「脱ドル化」の相反するスタンスを読み解き、マネーを中心に世界経済が抱える課題を照らし出していきます。本報告の舞台は、中南米における「ドル化」政策です。「ドル化」政策の導入国は、エクアドル、エルサルバドル、パナマであり、ひっくるめて「ドル化」国とも呼ばれます。「ドル化」政策の研究は、修士論文で取り組み始め、博士論文でテーマになり、冒頭でお話しした著書の出版にまでつながりました。「ドル化」国は、小国であり極端な事例ですが、シンプルであるからこそ、先進国にいたら分かりにくい問題や、様々な国に存在しうる本音や衝動を理解する手がかりになります。なお、登場人物の肩書きは、在任時点です。

1　非米諸国における「ドル化」政策の概念と背景

1では、「ドル化」政策をめぐる（政策論につながる）概念と（導入の）背景を、相互に関連づけて、話します。

「ドル化」政策は、米国自身が進めているニュアンスを持っていますが、非米諸国（米国以外の国・地域）が主語です。本報告内で、非米諸国と外国は、米国から見た言葉として、同じ意味で使います。

概念的には、「ドル化」政策は、非米諸国において、米ドルを軸点とする通貨制度です。ここでの米ドルは､在米ドル資産（とくに在米ドル預金）と米ドル現金を想定しています。

掘り下げていきます。まず､法定通貨や国内取引は､米ドル（建て）になります。また､現金通貨は､「ドル化」政策の導入前に存在していた自国通貨を回収し消滅させ、米ドル現金へ転換していきます。さらに、中央銀行は、通貨制度の中枢ですが、新規の信用供与（外貨準備を上回る通貨性負債の創出）を停止します。中央銀行の通貨性負債は、独自現金が（回収し終えるまで残り続けるうえに）微量ながら発行され続けており、中央銀行預け金が預金通貨を機能させるために必要です。「ドル化」国において、中央銀行の通貨性負債は、存在自体には合理性がありますが、多く創られてしまうと「ドル化」政策の意味が無くなってしまうので、創りたければ保有外貨準備の範囲内にとどめて米ドルとの対応関係を維持しています。なお、米国側は、「ドル化」政策への支援を行なわず、「ドル化」国で摩耗した米ドル現金を新品に交換する行動にとどめています。

これらの概念を政策論から見れば、「ドル化」政策は、「ドル化」国にとって「ムヤミあ

るいは勝手な通貨発行をしませんよ」という約束と言えます。

上記を踏まえれば、「ドル化」国は、（いわば）自国通貨の消滅という状況に追い込まれました。次に、ここまでの極端な状況になった背景を見ていきます。まず、「ドル化」政策を導入した際に、エクアドル中央銀行が周知用の資料を出し、エルサルバドル財務大臣が米国議会で証言を行なっています。そこに共通して見られる本音によれば、当時の状況としては「自国通貨の存在が、濫用的な政策を可能にしてしまい、問題（信認の喪失、インフレの高進、為替レートの激変）の根源」になっており、政策としては「独自の通貨政策の放棄（「ドル化」政策の導入）が、問題を解決しメリット」になります。また、導入の経緯としても、「ドル化」政策は、エクアドルでは経済危機における（無価値になった自国通貨に代わる）経済立て直し策、エルサルバドルでは実現しつつある経済安定化の総仕上げとなりました。

こうした本音や経緯を反映した成果として、マクロ経済パフォーマンス（IMF の公表資料より）を見ると、実質経済成長率は高成長と言えなくても手堅く推移し、通貨価値の指標となるインフレ率は落ち着いています。とくに、エクアドルは、実質経済成長率もインフレ率も、1999 年に経済危機を反映して壊滅的な状況になりましたが、その後に安定化しています。

以上のように、「ドル化」政策の概念や政策論が登場する必然性と、（いわば）自国通貨の消滅という極端な状況に追い込まれた背景（本音、経緯、成果）は、セットで見てお互いに理解しやすくなります。

2　通貨発行を担ってきたプレイヤーの行動－エクアドル中央銀行の事例

2 では、「ドル化」政策によって、通貨発行を担ってきたプレイヤーの行動がどのようになるのか、エクアドル中央銀行を中心に話していきます。

「ドル化」政策を導入すれば、「米ドルが法定通貨になり自国通貨が消滅するので、中央銀行が不要になり消滅するのでは」といった疑問が出るでしょう。この疑問、さらに論点は、私にとって、修士論文の検討内容であり、研究活動の出発点でもあります。結論を先取りすれば、「ドル化」政策の導入後にも、中央銀行は、存続して一定の機能を持ち、しかも何らかの政策を行なおうとしています。大きく①と②の 2 点に分けて話していきます。

①　スクレから米ドルへの交換

大きな 1 点目は、エクアドルが「ドル化」政策を導入する段階です。エクアドルは、以前に存在していた自国通貨スクレを、米ドルに交換する必要が生じます。

まず、マネタリーベースが焦点になります。スクレ現金は、米ドル現金へ交換します。現金は簡単に理解できますが、中央銀行預け金は、どうするのか。中央銀行預け金は、（誤解を恐れずに言えば）帳簿における数字だけの存在なので、スクレ建てから米ドル建てへの読み替えができてしまいます。ところが、それは、無制限に行なうと、中央銀行預け金の保有主体から米ドルとして目に映り一斉に引き出されてしまうし、そもそも「ムヤミあるいは勝手な通貨発行をしませんよ」という約束に反します。そのため、中央銀行預け金の読み替えは、保有外貨準備の範囲内にとどめる必要があります。こうして、マネタリー

ベースのあり方を踏まえれば、「ドル化」政策の導入では、まず外貨準備が必要になります。

また、マネーストック、具体的には在エクアドル市中銀行が創り出す預金通貨は、どうなるのでしょうか。預金通貨も、帳簿における数字だけの存在なので、スクレ建てから米ドル建てへの読み替えができてしまいます。預金通貨の場合にも、やはり預金通貨の保有主体から米ドルとして目に映り、しかも広く国民や企業が保有しうるので、米ドル現金や輸入支払の形で一斉に引き出されてしまう可能性があります。だからこそ、在エクアドル市中銀行は、預金引出に備えるために、米ドル資産が必要になります。

このように見ていくと、結局、「ドル化」政策の導入では、究極的には、「ドル化」国にとって米ドル資産が必要になります。ここまでの内容は、当然と言えば当然ですが、（「ドル化」政策の研究では意外にも手薄だった）金融論に基づいた整理に意義があります。

では、現実に話を進めて、エクアドルは、「ドル化」政策を導入する際に、どのようにスクレから米ドルに交換したのか。

まず、エクアドルは、正当な方法である外貨準備による対応として、手持ち分を使い、足りない分を国際機関からの支援で補充しました。でも、不足の際や、いざ米ドルへの読み替えの際に、米ドルの一斉引出が起きてしまう可能性があります。

次に、その事態を防止するために、引出を先延ばせるように、預金凍結や定期預金化がありました。ただ、この方法は、一時的とはいえ預金通貨を使えなくしてしまい決済を滞らせる要因になるし、将来的には米ドル資産での引出の可能性を残してしまいます。

最後の決定的方法として、エクアドルは、通貨（スクレの対ドル相場）の切り下げを行ないました。スクレは、エクアドル中央銀行にとって現金や中央銀行預け金が、在エクアドル市中銀行にとって預金が、それぞれ負債であり米ドル資産との交換を義務づけられます。そのため、通貨の切り下げは、市中銀行と中央銀行レベルでは負債の圧縮、一国レベルでは、スクレから米ドルへの交換を可能にするように、スクレ残存量と米ドル必要量の収縮につながります。これは、非常に荒い方法なので、1回だけなら可能ですが、いったん行なってしまうと、また起きる懸念を生み出し、市中銀行や中央銀行さらには通貨制度への信認を失わせてしまいます。

② エクアドル中央銀行の行動

大きな2点目は、エクアドル中央銀行が「ドル化」政策から逸脱してしまう行動です。

私は、博士論文を作成し始めた時期に、エクアドル中央銀行のバランスシートを見て、通貨発行に近い動きをつかんでいました。ところが、エクアドル中央銀行は十分な説明をしておらず、私はモヤモヤした疑問を持ち続けていました。そのタイミングで、私が送付した博士論文へのリプライとして、在エクアドル日本大使館での勤務経験をもつ木下直俊さんより、「今、エクアドル中央銀行で興味深い動きが出ています」との連絡、さらに、その動きを整理した論考（「エクアドル経済－コレア政権の負の遺産とモレノ新政権の経済課題」『ラテンアメリカ・レポート』第34巻第1号、2017年7月）をいただきました。あわせて、僭越ながら、木下さんから「金融やバランスシートの話は星野さんのほうが専門」とのコメントがありました。そこで、私がバランスシートから分析した内容を、木下さんが入手した情報で補完して、話していきます。

特徴的な動きが、三つあります。

第1に、エクアドル中央銀行は、センターボと呼ばれる補助鋳貨を発行しています。補助鋳貨の発行は、（額面の大きな現金を額面の小さな現金へ勝手に分割できないので）いわゆる小銭が決済する際に必要だし、見合う外貨準備の保有が条件になるので、合理的です。ここまでは自然な動きですが、次の話は興味をそそられる動きです。

そこで、第2に、エクアドル中央銀行は、2014年から2018年まで、電子マネーを発行していました。中央銀行デジタル通貨、略称CBDCは、現在でこそ大きな話題になっていますが、エクアドル中央銀行が（あまり知られていないものの）早い時期に発行していたのです。エクアドル中央銀行の電子マネーは、米ドル現金を用いて国民がチャージし、米ドルと価値が等しく自由交換が可能でした。言い換えれば、エクアドル中央銀行は、電子マネーを発行する際に、発行額に見合う米ドル現金を持ち、保有外貨準備の範囲内にとどめています。ところが、これは、建前上の話で、本当に守り切れるのか疑問が残ります。

第3に、エクアドル中央銀行は、2015年から2018年まで、中央銀行証券を発行していました。エクアドル政府は、中央銀行証券を、国債を発行した際に対価として受け取り、その後に国民への支払で使います。国民は、中央銀行証券を、公共料金の支払に使えるし、割引価格にはなりますが換金可能です。ここまで見ると、エクアドルの政府と中央銀行は、一緒になって、実質的に、（補助鋳貨と電子マネーと異なり）保有外貨準備を上回る規模で、通貨発行してしまっています。

当然ですが、三つの形態の通貨は、米国の主権外で勝手に創り出されるので、エクアドル国内のみに限定して使用可能です。とはいえ、エクアドル中央銀行は、実質的な通貨発行をしています。そして、法的な位置づけを見ると、エクアドル中央銀行は、金融政策を行なう主体であり、しかも独立性が確保されておらず、政府が意のままにコントロールできます。そこで、エクアドル中央銀行のバランスシートを見ると、時期によっては、通貨性負債（中央銀行預け金と独自現金通貨に加えて、電子マネーや中央銀行証券を含む）が、外貨準備や（中央銀行の）対外資産を上回ってしまっています。結局、エクアドルは電子マネーや中央銀行証券の発行を停止して自重しましたが、角度を変えれば、通貨当局が問題を認識したのであり、その判断こそが（一時期とはいえ）問題の存在を示しています。

こうしたエクアドル中央銀行の行動は、「ドル化」政策からの逸脱であり、「脱ドル化」の動きや火種をはらんでいます。

①と②の教訓

ここで、①と②から得られる教訓を示唆します。

自国通貨を維持している先進国（共通通貨全体を「一国」とみなしてユーロを含む）の政策当局は、通貨発行をめぐって、本当に規律を維持できたのか、あるいは、タダであるかの錯覚に陥らずに来られたのか、こうした疑問が出てきます。さらに言えば、先進国だけを見ていると、なかなか見えてこない問題や解決できない問題が分かるようになります。

では、エクアドルの事例から先進国を見ていきます。

第1に、エクアドル中央銀行は、「新規の信用供与（外貨準備や中央銀行の対外資産を上回る通貨性負債の創出）」を行なってしまい、「米ドルを法定通貨にしているために通貨

発行できなくなる」という想定を崩し、「ムヤミあるいは勝手な通貨発行をしませんよ」という約束を破ってしまっています。こうした状況は、「ドル化」政策という極端な状況に置かれたエクアドルですら生じています。となれば、先進国においても、通貨発行と国債発行の結びつきによって、直接的には財政ファイナンスが起きてしまう懸念、マクロ経済的にはインフレが起きてしまう懸念が生じます。インフレは、債務者（とくに政府）にとって、実質金利の低下を通じた利払いの削減、実質価値の低下を通じた債務の棒引きになり、間接的にも財政を支えます。

第2に、エクアドルにおける「ドル化」政策の導入時を振り返れば、先進国でも、通貨の切り下げを、自国通貨建ての対外債務を圧縮する手段として使ってしまう懸念、そして、第1の内容に加わってしまう懸念が生じます。

こうした懸念が現実になってしまえば、先進国の通貨は信認が揺らいでしまいます。しかも、インフレは、国民にとって、生計費を上昇させるので生活を直撃します。通貨の切り下げは、輸出を担う大企業を有利にして、輸入品を使う国民を不利にするので、格差拡大にもつながります。いずれも、社会問題という副産物をともないます。以上のように、エクアドルの事例は、いわゆるマイナーな事例ではなく、マネーの管理をめぐる教訓として、先進国において生じうる問題のif展開や揺らいでいるマネーの姿を示唆しています。

3 「ドル化」国あるいは中南米の対外関係

「ドル化」政策を導入した三国（エクアドル、エルサルバドル、パナマ）は、中南米にあります。3では、今までとは異なる内容として、中南米の対外関係を話していきます。

ここでの話は、中南米の研究にとどまらず、世界主要国・地域の（それ自体に焦点を当てたら見えにくい）動向や行動を考える手がかりになります。

① 歴史的背景

歴史を振り返れば、中南米は、米国の「裏庭」として存在してきました。

司会を務めておられる櫻井公人先生が、エッセンスを整理しています（たとえば、日本国際経済学会、第82回全国大会の共通論題、2023年10月14日、於：明治大学）。最初に、そのエッセンスを紹介しておきます。まず、米国資本つまり多国籍企業の進出が、先進国向けの一次産品（とくにバナナやコーヒー）に依存する「バナナ共和国」を創り出してきました。このモノカルチュア経済は、農業を輸出向け商品の生産に特化させ、天候（あるいは災害）や市況に左右されやすく、食糧を輸入に頼る状況につながり、脆弱な構造です。また、米国は、外交と軍事の介入と撤退を繰り返し、惨状を残してきました。その代表例が、かつてメキシコ領土だった地域の編入、太平洋やカリブ海の島々の併合、反米政権から親米政権への政権転覆、そして、「ドル化」政策の（強引な）導入につながったパナマの独立と運河建設です。さらに、現代に近づくと、米国の利上げは中南米の債務危機や通貨危機に、NAFTAの輸入自由化や補助金漬けの米国農産物は中南米の産業破壊に、つながりました。こうした米国発の政策や経済状況が、中南米を、「稼げる」麻薬産業へ駆り立て、「安全で豊かな」米国に向かう（不法）移民や難民へ追い込み、思いがけないブローバックとして米国へ跳ね返ってきました。

次に、中南米における米ドル活用の起源です。こちらは、有力なグローバル政治経済学者のE・ヘライナーや国際金融史を研究してきた山本英治先生の研究が手がかりになります。時代は、1920年代にさかのぼります。米国は、E・ケメラーをリーダーとする委員会（ケメラーミッション）を組織しました。E・ケメラーは、プリンストン大学の教授や、ドイツをめぐる賠償金問題で活躍したドーズ委員会の顧問を歴任しました。当時の中南米は、近代化を進めるための資金を求めていました。米国は、英国や英ポンドとのヘゲモニー争いを繰り広げていましたが、孤立主義の外交スタンスが直接介入を制約していたために、金融界やビッグ・ビジネスの進出意欲と結びついて、ドル外交、つまり米ドルを使った世界政策を展開していました。こうした中南米側と米国側の利害が一致し、中南米で、米ドルの活用が進みました。この一環で、本報告で話したエクアドル中央銀行が設立されています。

続けて、トランプ大統領の進めるドンロー主義です。ドンロー主義は、いきなり出てきたのではなく、伝統的な外交スタンスの系譜に属しており、米国外交史の有力な説から読み解けます。米国の歴史は、先住民であるインディアンから説き起こす必要もありますが、あえて我々の知っているアメリカ合衆国から振り返れば、ヨーロッパによる移民と植民地化が出発点です。米国は、ヨーロッパからの支配を受け国際紛争に巻き込まれてきた苦い経験があり、そこからの独立が建国の背景です。ヨーロッパと距離をおきたいスタンスは、初代大統領のG・ワシントンの告別演説、T・ジェファソンの政策思想で、すでに表われています。19世紀初頭のモンロー主義は、ドンロー主義の呼び方のモデルにもなっており、自由と独立の理念に基づいて、ヨーロッパには相互不干渉や介入拒否として孤立主義、中南米には理念を広める場であり勢力圏として「西半球の帝国」を掲げています。20世紀初頭になると、T・ローズベルト大統領による「モンロー主義のローズベルト系論」が、秩序維持と国際警察力に基づいて、ヨーロッパには勢力均衡、中南米には文明化と内政干渉を掲げるようになります。その一環が、さきほど話したパナマの動向でした。そして、現代では、ドンロー主義が、国益を守るために、中国の排除、西半球の防衛を掲げています。とくに、米国は、中南米において、不法移民や麻薬に対処する安全保障を名目に、介入も辞さない構えです。

② 移民送金

②では、移民送金をめぐる論点を話します。移民送金は、世界経済論や開発経済論で議論になっており、その理由は中南米を見ると理解できます。

まず、移民送金は、エクアドルとエルサルバドルの国内経済と対外経済の資金源になっており、そのために「ドル化」政策における米ドルの獲得源になっています。量的に見れば、移民送金は、GDP、貿易収支、直接投資といった各種経済指標に対して高い比率であり、とくにエルサルバドルではGDPの20％から30％に相当する規模になっています。質的に見れば、移民送金は、「母国の家族を支える」という強いインセンティブによって、まとまった金額になり、安定性を持ち、（逃げ足の速い投資資金とは異なり）危機時にこそ流入しやすいです。

移民送金の言葉を裏返して読んで分かるように、送金は移民が前提です。エクアドルの

移民は、米国に加えてスペインが移住先になっています。エルサルバドルの移民は、米国が主たる移住先になっており、国内人口の 20％から 30％に相当する規模になっています。エルサルバドルは、グアテマラとホンジュラスとともに、対米移民の送り出し地域である「北部三角地帯」を構成しています。エルサルバドルは、米国へ移民を送り出す側としてだけでなく、大規模な刑務所（CECOT）を建設して、米国から「移民（正確には受刑者)」を受け入れる側としても、外貨を獲得しています。パナマは、さきほど移民送金と経済指標の話をした時に（規模が小さいので）登場せず、私自身も移民の観点で見ていなかったのですが、今日において米国へ向かう通過地点であるダリエン地峡を抱えており、移民研究で関心を集めています。

中南米、とくにエクアドルとエルサルバドルが移民を送り出す背景は、いくつかのレベルがあります。構造的な背景は、歴史的に形成され、①で話したように、米国発の政策や経済状況が創り出しました。直接的な背景は、1980 年代の中米紛争によるエルサルバドル人の難民、1990 年代末の経済危機によるエクアドル人の移民があります。今日では、中南米をフィールドとする地域研究者や移民研究者によれば、ギャングが麻薬ビジネスを営んで肥大化して暴力と癒着を蔓延させ、治安が悪化してしまっており、それが中南米の人びとを移民や難民に追い込んでいます。こうした人びとは、SNS で仲間を募り、厳しい地形や悪徳な業者に苦闘し、国境を越えていきます。受け入れるホスト国、とくに米国や（一部）スペインを見ると、移民は、農園や（都市の）サービス業で低賃金労働力の不可欠な担い手であり、移民をサポートするネットワークやコミュニティを形成し、先進国内の「グローバル・サウス」として存在しています。

このように、「ドル化」国における移民の事例を見るだけでも、エクアドル、エルサルバドル、パナマを移民研究の対象とする重要性、さらに、移民を受け入れる先進国で政策課題とする背景が浮かび上がってきます。

③　エクアドルの対外公的債務

米国の（子）ブッシュ政権やオバマ政権が中東やアジアに関心を持ち目を奪われている間に、その間隙をつくかのように、中国が中南米に進出しています。③では、中国と中南米の関係を、エクアドルの対外公的債務を手がかりに話していきます。

エクアドルの対外公的債務のデータは、エクアドル財務省のウェブサイトから、相手別と通貨別で入手できます。この系列は、残念ながら、クロスした再録をできず、2021 年 6 月までしか公表されていません。それでも、データは貴重です。通貨別では、英ポンドやスイスフランそして人民元がわずかにあり、米ドルが大部分です。相手別では、国際経済機関や国債が大きいですが（これはこれで議論する必要があるものの、それは別の機会に譲って)、対中国の二国間債務が一定規模に達しています。

エクアドルは中国の一帯一路構想のメンバー国（ちなみにエルサルバドル、パナマも）なので、米ドルを使った世界戦略を展開してきた中国の姿が浮かび上がってきます。もう少し掘り下げておきます。まず、中南米（側）の舞台（やスタンス）から見れば、米国と中国が世界戦略でせめぎあっています。また、中国は、世界戦略において、国際化を進めているはずの人民元を控えめに使い、対決相手であるはずの米ドルを便利に使ってきまし

た。そうなれば、米国が中国を強く警戒し、米国財務省が中国の通貨政策を監視し、トランプ大統領がドンロー主義を展開する、これらの背景が見えてきます。

④　米国から金融制裁を受けたパナマ

④では、1980 年代末に米国から金融制裁を受けたパナマの話をします。パナマは、「パナマ文書」で有名になりましたが、金融制裁も注目されるべきです。④の話は、本報告の冒頭で話した金融制裁の具体的な事例になるので、3 の最後としてふさわしいです。

1980 年代の国際政治は、米国と旧ソ連の新冷戦の局面になりました。米国は共和党のレーガン政権と（父）ブッシュ政権が誕生し、旧ソ連はアフガニスタンへ侵攻し、両国の対決姿勢が強まっていきます。そのような時期に、中南米では、旧ソ連とつながる政権や左派の民衆運動が起きたので、「にらみ」を利かせたい米国は、パナマで運河の確保や親米政権の発足を狙うようになりました。ところが、パナマが従わないので、米国は、金融制裁の発動、具体的には、在米ドル預金の凍結、現金交換（摩耗現金の受入と新品現金の提供）の停止に踏み切ります。

パナマ経済が直面した事態を、2 つに分けて見ておきます。

第 1 に、パナマ経済は、実質経済成長率がマイナス 10％を下回るほど、大幅に停滞します。パナマは、国内経済さらに生活で必要な物資を輸入に依存しており、また、パナマ運河を外貨の獲得源にしているなかで、対外決済をできなくなったので、物資輸入も収入受取もできなくなってしまいます。パナマ国内の米ドル現金は、新品への交換をできないので、ボロボロに劣化して使い物にならないか、退蔵されてしまい、経済活動で使えなくなってしまいます。信認の源泉であり米ドル引出に備えられる在米ドル預金も米ドル現金も使えなくなってしまったので、在パナマの預金通貨は、マヒしてしまいます。整理すれば、パナマは、対外的にも国内的にも決済が不可能な状況、それにともない実体経済が回らない状況に追い込まれてしまいました。

こうしたエピソードは、有力なグローバル政治経済学者の B・コーヘンが「通貨の地理学」を論じる際に言及しています。その議論は、私にとって、大学生の時に櫻井先生のゼミで出会い、「ドル化」政策研究の起源になっています。興味深いことに、ベストセラーとなったジン・クーユーの『新中国経済大全』（出版は原著が 2023 年で邦訳が 2024 年、日本経済新聞出版社）は、米中ヘゲモニー争いにおいて中国が取り組むべき通貨政策の文脈で、B・コーヘンの議論を引用しています。時代を超えて、B・コーヘンの議論が生きているのです。

第 2 に、パナマは、国際金融から退場させられてしまう瀬戸際に追い込まれます。パナマは、伝統的に国際金融センターの地位にあり、多くの外資系銀行が進出しています。ところが、金融制裁（と、それと同時期のパナマ当局による活動停止命令）で、在パナマの外資系銀行は市場から調達した資金の利子支払を、パナマ政府は国債の償還を、できなくなります。いずれも、デフォルト扱いになってしまい、外国にとって投資損失の要因になり、（在）パナマの銀行や政府にとって信認を喪失する要因になります。そこで、邦銀の在パナマ支店は、自行では（活動停止命令をすり抜けて）資産移管を行ない、パナマ政府には「国債償還の意思を持っており、それを不可能にしている要因は米国（の金融制裁）

に責任があります」とアドバイスしてテクニカルデフォルトの状態を作り出して、難局を乗り越えます。金融制裁と活動停止命令は、広く見ればマネーをストップする動きになり、金融制裁への教訓を引き出せます。

こちらのエピソードは、当時の東京銀行で活躍していた枋迫篤昌先生が、『世界 40 億人を優良顧客にする！』（2012 年、日経 BP 社）のなかで語っています。私の視点を付け加えれば、金融制裁を受けたど真ん中にいたバンカーの行動から、（本報告では十分に検討できませんが、）金融制裁が国際金融センターに及ぼす影響や、小国の危機が先進国に波及するルートを考える論点が浮上します。

最後に、パナマは小国なので一般化には留意が必要ですが、それでも、「ドル化」と「脱ドル化」の観点で、グローバル政治経済学が読み解くべき課題であり教訓を示せます。教訓の 1 つ目は、金融制裁の「成果」です。実は、米国は、金融制裁ではパナマを屈服させられず、軍事侵攻による政権転覆まで踏み込んでいます。となれば、金融制裁は、相手国に経済的な打撃を与えられても、発動国の意図した結果を実現できるのか疑問が残ります。教訓の 2 つ目は、米ドルへの依存にともなう金融制裁に対する脆弱性、それを防ぐために、「脱ドル化」による経済主権を確保する必要性です。それと関連して、教訓の 3 つ目は、通貨価値の安定を通じたインフレ抑制の恩恵が「根強いドル化」の根拠になり、金融制裁への脆弱性を通じた経済停滞の損失が「進みゆく脱ドル化」の根拠になり、経済的な恩恵と損失がせめぎあう姿、マネーと経済主権が交錯する姿です。

4　米国の通貨当局者による発言を読む

「ドル化」政策について、今まで中南米つまり外国が中心でしたが、話を聞くなかで米国のスタンスが気になったかもしれません。そこで、4 では、米国の通貨当局者による発言を読み解いていきます。

1999 年 4 月に実施された米国議会の公聴会が、手がかりになります（出典は、米国議会の解説書やウェブサイト）。まず、A・グリーンスパン FRB 議長は、「米国中央銀行は、金融政策運営において、外国の状況を考慮に入れるように『ドル化』国以外からも要請を受けている。だが、その要請が米国の金融政策を左右することは無い」と発言しています。また、L・サマーズ財務副長官は、米国の金融政策や銀行監督へのアクセスを「ドル化」国に認めない旨、当事国が通貨制度（「ドル化」政策を導入するか否か）を選択するべき旨を発言しています。

いずれも、直接的には「ドル化」政策を導入する可能性を持つ国つまり小国が相手ですが、大きな視点では米国の対外経済政策における伝統的な系譜が見え隠れしています。ここで、「ドル化」政策よりも広く、「ドル化」は外国が米ドルを使う動き、「脱ドル化」は外国が米ドルを使わなくなる動き（「ドル離れ」）として考えます。こう読み替えても、「ドル化」政策からの教訓を示唆できます。3 つに分けて話していきます。

①　黙認と中立

第 1 に、米国は、外国の行動が米国に影響しない場合、「黙認と中立」になります。

これは、証言が示すストレートなスタンスです。「ドル化」政策の場合には、「ドル化」

国が（勝手に）創り出す「米ドル建て預金通貨」は、「ドル化」国に限定して使用可能なので、米国本国には直接的な影響が出ません。だからこそ、米国は、「ドル化」政策を、放置できるし、自ら広めようとしません。

他方で、米国は、「黙認と中立」し続けられるのか常に気を配っています。たとえば、米国財務省は、年2回のペースで『マクロ経済と為替政策の報告書』を公開し、外国の動向をウォッチし、条件に当てはまってしまう国・地域を「為替操作国」や「為替監視対象国」として認定し、必要に応じて警告を発しています。同報告書は、外国へ強硬圧力をかけるために登場した「1988年包括通商競争力法」を根拠にしています。

② 米国による政策対応の必要性

第2に、上記①を裏返せば、米国は、外国の行動が米国に影響する場合や、それにともない米国が「政策対応」に動かざるをえない状況を、警戒しています。

これは、「ドル化」政策をめぐる証言では、米国の政策運営における「考慮」や「アクセス」といった言葉に表われています。

直近のエピソードでは、2008年のリーマン・ショック前後や、2020年代初頭の新型コロナウィルスのパンデミックがあります。外国は、不足した米ドルを確保するために、米ドル建て金融資産（米国債を含む）の売却に動き、米国金融市場や米国債に悪影響を与えかねませんでした。この事態を防止するために、米国の通貨当局は、通貨スワップ（担保は外貨）やFIMAレポ・ファシリティ（担保は外貨準備の米国債）で、外国の通貨当局を相手に米ドルの貸出枠を提供し、米ドルを支える基盤である米国金融市場や米国債を守り続けています。

より長期的に見れば、米国債（を通じた米国への影響）を中心にする議論が登場してきました。米国の戦略実務を担ってきたM・ハドソンは、黒字国の対米国債投資が米国の貿易赤字をファイナンスしている姿に着目して、「米国債本位制」論を展開しています。また、国際収支を丹念に分析した松村文武先生は、米国債が財政の資金調達や（金利を通じて）中央銀行の金融政策に影響しており米国の政策運営に直結している姿に着目して、「体制支持金融」論を展開しています。

③ ビナイン・ネグレクト

第3に、米国は、時期によって、「ビナイン・ネグレクト」として、外国への（負の）影響を考慮せず自国最優先で政策運営するスタンスを持ってきました。③は、長くなりますが、現代を考えるヒントがあるので、話させていただきます。

この論点は、「ドル化」政策をめぐる証言では、米国の金融政策は外国の状況を考慮しない旨、外国は米国の金融政策や銀行監督にアクセスできない旨に表われています。

さて、米国の通貨政策で活躍したP・ボルカー（ニューヨーク連銀総裁、財務次官、FRB議長を歴任）が、『富の興亡』（邦訳121頁、168頁）のなかで、主要国を相手にした通貨当局者の代表的発言を（批判する意味を込めて）採録しています。まず、1971年に、つまり米国が金ドル交換を停止した（ニクソン・ショック）後に、J・コナリー財務長官は、主要国の会合で、「ドルはわれわれの通貨だが、問題はあなたがたのものだ」と発言しています。また、1973年に、つまり主要国が変動相場制に移行し米国の金融政策が為替相

場や金利を通じて世界的な影響力を持ち始めた時期に、A・バーンズ FRB 議長は、「アメリカの金融政策はメイド・イン・パリではなく、メイド・イン・ワシントンだ」（米国の金融政策は、あくまで米国のために行なう趣旨）と発言しています。

こうした発言は、しばらく見かけなくなったので、もう過ぎ去ってしまった問題のような印象がありました。ところが、2025 年になると、有力な 2 名の研究者が、米国自身の振る舞いへの警鐘として、皮肉を込めて J・コナリーの発言に言及する文献を出版しています。

1 人目は、ハーバード大学教授の K・ロゴフであり、原著のタイトルにしています（邦題『ドル覇権が終わるとき』原著・邦訳ともに 2025 年、邦訳は日経 BP 社）。この議論は、本報告ではエクアドル中央銀行の教訓に対応しており、米国中央銀行（FRB）の金融政策が政治的圧力に直面してインフレ抑制に失敗してしまう状況を、懸念しています。

米ドルの信認は、通貨価値の安定、つまりインフレの抑制にかかっています。ところが、FRB が、政治的圧力に屈して、政府債務に有利であり景気に刺激的な金融緩和を行なってしまえば、インフレが進んでしまいます。そうなれば、米ドルは、信認が傷つき、「脱ドル化」の芽を抱え込んでしまい、基軸通貨としての地位や金融の覇権が揺らいでしまいます。

2 人目は、コロンビア大学教授の E・フィッシュマンであり、米国の経済制裁に適用しています（邦題『チョークポイントーアメリカが仕掛ける世界経済戦争の内幕』原著・邦訳ともに 2025 年、邦訳は日経 BP 社）。この議論は、本報告では対パナマ金融制裁に対応しており、輸出管理とともに金融制裁（米ドルの武器化）をドキュメンタリー風に描いています。実は、本邦研究者では、杉田弘毅先生が『アメリカの制裁外交』（2020 年、岩波書店）で、櫻井先生が学術研究大会（2021 年 3 月 6 日）で、早くから同趣旨の議論を展開しています。

その内容は、色々と話したいのですが、恐怖が進める「脱〇〇」に絞っておきます。最初のステップとして、米国は敵とみなした国に金融制裁を発動してきましたが、その恐怖は、外国が友好国から敵対国にまわり「ドル化」から「脱ドル化」へ向かう要因になります。次のステップとして、米国に対抗する大国、具体的には、ウクライナ問題で揺れているロシア、ヘゲモニー争いを挑んでいる中国に目を転じれば、「脱ドル化」の受け皿はルーブルや人民元なのでしょうか。むしろ、ルーブルや人民元は、政治的には権威主義の強まりや（法の支配によらない）恣意的な裁判の頻発、社会的には監視での利用、経済的には規制や制裁にともなう国際決済の制約、それらの恐怖によって「脱ルーブル」や「脱人民元」の要因をはらんでいます。だから、米ドルの場合は金融制裁が、ルーブルや人民元の場合は政治体制を出発点とする各種問題が、自ら「脱〇〇」を進めてしまう要因になっています。ところが、話には、続きとして、米国に跳ね返る最後のステップがあります。ロシアや中国における恐怖は、両国に特有に生じているのか、むしろ米国にも同じように生じえます。そうなれば、米国自身が、金融制裁に加えて政治体制の問題まで抱えてしまい、米ドルへの脅威つまり「脱ドル化」の芽になってしまいます。

③は、4 のまとめでもあります。K・ロゴフの場合は米国の金融政策、E・フィッシュ

マンの場合は経済制裁、いずれも米国が誤った方向に進めていくと、「脱ドル化」が進み、金融覇権が揺らいでしまいます。ということで、もし、金融覇権が揺らぐとすれば、米国自身の振る舞いによって起きてしまいます。そういう局面に今の我々が生きています。

次のご報告につなげるために少しだけ補足すると、ロシアにおける（広い意味での）「脱ドル化」は、蓮見先生が長年にわたりご研究してきました。蓮見先生によれば、ロシアは、2022 年にウクライナに侵攻して以来、経済制裁を受けて先進国との経済関係が遮断されてしまい、「脱ドル化」を含めて世界経済の多極化が自律的な発展にとって不可欠になっています。ここでは、ロシアにあわせて世界経済が動くわけではなく、先進国の優位性や米ドル中心の国際通貨体制が直ちに崩れるわけでもありません。むしろ、世界経済は歴史的に多極化に進み始めており、それがあったからこそ、ロシアは経済制裁を契機に新興国との関係を構築できました。ということで、蓮見先生のご報告は、多極化や新興国を中心に、その限界や意義を含めて、世界経済を展望する内容かと思います。私からの報告は、以上です。

■「交渉勢力としての BRICS―中心と半中心の対立と協調」

蓮見　雄

「交渉勢力としての BRICS」というタイトルは、正直に申しますと、私の直感でつけたタイトルです。一般に流布されている BRICS 論には違和感があり、それとは違う視点でと考えたときに浮かんだのが「交渉勢力」というキーワードだったのです。

まず通説あるいは先行研究の多くは、一言で申し上げると「二択の罠」にはまっていることを指摘します。次に、BRICS の規模と進化を概観します。その上で、欧米を中心として戦後作られてきたルールは、スーザン・ストレンジによれば構造的パワー（structural power）であって簡単には変えられず、BRICS はそれらを受け入れつつ自分たちの意見が通るように交渉をしているという見方についてお話します。そして、BRICS がどんな形で協力しているかについてですが、システム、制度、ネットワークの 3 つの組み合わせでできており、それによってインドと中国が共存し協力できるということをお話します。

最初に結論をお話します。BRICS は、既存秩序を転覆するような革命を考えているわけではなく、むしろ既存秩序に適応しながらも、その中の不公正性や不均衡を解消し自律的な行動の余地を拡大していこうとする「交渉勢力」です。BRICS は、構造的パワーと言われる西側主導の既存秩序を大前提にしており、それと直接対決するのではなく、特定の領域において影響力が拡大できるような分野の競争力の強化、あるいは欧米の金融制裁などに対する予防措置を構築しようとしています。

さて、日本で流布されている BRICS に関する一般的議論の類型を試みに整理してみると、脱ドル化・共通通貨を作ってドルに挑戦する、多極化と反西側ブロックという G7 対 BRICS の図式、資源・人口・市場規模の大きな経済圏、地政学リスクとサプライチェーンの再編、中国がグローバルサウスを束ねるという中国脅威論、国際送金に不可欠なネットワークシステム＝国際銀行間金融通信協会 SWIFT（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）の代替措置として独自の決済プラットフォームを構築、ア

メリカの対応がBRICSの協調を促す、という議論です。これらは、一見違う議論にみえますが、いずれもBRICSの特徴の一面しかみない「二択の罠」にはまっています。例えば、BRICSは膨大なエネルギー・鉱物資源を持っていて「既存秩序の脅威」として過大評価（煽る）議論があり、他方でBRICSは同床異夢で「烏合の衆」に過ぎないとして過小評価（侮る）議論があります。

その背景として、マスコミに問題があるというより、BRICS研究そのものに問題があるのではないのかなと思いつつ、Google Scholarで調べてみたら、こういう議論にはまっている論文が山のように出てきました。しかし、私の直感である「交渉勢力としてのBRICS」とよく似た発想の論文もいくつかありました。例えば、Merino and Tianjiao（2025）は、リベラルあるいはリアリズムに基づく議論はいずれも二択に陥っていて、現実の世界に内蔵されている中心・周辺構造と、その構造を受け入れつつ抗う新興諸国の動きという視点が欠けていると指摘しています。かつてヨーロッパ資本主義が世界に広がっていく「大分岐」と言われる時期がありますが、それが逆転し始めているのではないかという視点が欠けているとも言っています。そうすると、BRICSが既存の秩序から完全に外れている、あるいは離脱しようとしているのではなく、それに適応しつつ同時に交渉力を高めるという動きという部分が全く見えてこなくなってしまいます。

Carvalho, Anand, and Naidu（2025）は、BRICSが既存秩序に制約されながらも、どのように抵抗しているのかをシステム・制度・ネットワークという3つのレベルで分析しようと試みています。「交渉勢力」という見方には先行研究があり、最も古いものでNarlikar（2003）が交渉連合（bargaining coalition）と言っており、既にBRICSは分野別、争点別の連合になっていると指摘しています。また、Brütsch and Papa（2013）も交渉連合としての機能があると述べています。

Bogdonova（2025）は、BRICSは改革と連続性の二重構造であり、実は新しい規範を作る動きを示していると指摘しています。通説ではBRICSは権威主義国家の集まりだと見られがちですから、BRICSが規範を作るというお話は皆さんあまり聞いたことがないのではないかと思います。

さらに、Papa and Han（2025）は、BRICSが外圧に対して抵抗するような新開発銀行（New Development Bank：NDB）や通貨調整メカニズム（Contingent Reserve Arrangement：CRA）を創設していると同時に、いろいろな国が仲よく協力する仕組みを作り出しており、これを補償的レイヤリング（Compensatory layering）というタームを使って分析しています。

今日は、これらの先行研究に依拠しながらお話をします。

BRICSとは何かについて、データを見ながら事実を確認します。まず加盟国ですが初期のBRICS5（南アフリカはすこし遅れて参加しました）、それに2024年以降、エジプト、エチオピア、イラン、UAE、インドネシアが入りBRICS10になりました。特にインドネシアが入ったということはBRICSが東南アジアにも広がったという点で重要です。サウジアラビアは招待されていて、BRICS関係のホームページには加盟国となっているのですが、正式には加盟していません。それに加えて10カ国がパートナーとなっています。

これらをまとめてBRICS＋と呼ぶこともあります。

急に拡大したように見えるのでBRICS脅威論になりがちなのですが、これまでどのような経緯で発展してきたのかを見る必要があります。最初はゴールドマンサックスの方がエマージングマーケットとしてBRICが重要だと提起し、これが一般に使われるようになっていったのが2000年代です。2006年にBRICS外相会議というのが始動し、2009年に第1回の首脳会議、2010年に南アフリカが加盟してBRICSとなりました。

BRICSの制度化の一番大きな転換点は2014～15年あたりで、新開発銀行（NDB）が正式に発足し、それ以外にも様々な制度化が進んでいます。

これはよく知られていることですが、BRICSは、圧倒的に人口が多く、名目GDPで見ても購買力平価で見てもG7をしのぐ勢いです。域内貿易が少ないことは長くBRICSの弱点だと言われてきたのですが、近年域内貿易も急増しています。実は、市場という点で見るとBRICSは中国にとっては大きなものではなく、中国のBRICS域内市場への依存度は2割に満たないぐらいです。しかし、例えばロシアにとってBRICSは近年極めて重要になってきています。ロシアは、経済制裁でヨーロッパ市場から追い出されていて技術を売ってもらえないので、BRICSに頼っています。いずれにしても、この20年間でBRICSは大きく変貌しています。

それから、かなり前からロシアや中国は、外貨準備として金の積み増しをしていて、金融制裁に備える体制作りを進めてきました。ロシア、中国、インドの金保有量を合わせると、アメリカが持っている金の量に匹敵するほどです。

エネルギー・鉱物資源で見ると、レアアース、銅、リチウムなどは、デジタルトランスフォーメーション（DX）にとっても、グリーントランスフォーメーション（GX）にとっても非常に重要な鉱物資源ですが、これらの大半が中国で生産あるいは精錬されています。また、実は世界の再生可能エネルギーでBRICSは4割近くを占めるほどになっていて、再エネに必要な重要鉱物資源もたくさん持っています。

地政学的影響もあります。BRICSのメンバーが増えて、しかもアウトリーチとしてパートナー国まで増えてBRICS＋と呼ばれるようになり、地政学的なインパクトが大きい。例えば、アフリカとユーラシアがつながるユーロユーラシア中央地帯の重要性を指摘した研究もあり、これは中東地域を考える上でも示唆的です。新興国同士が自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）地域統合を進める動きも急速に拡大しており、これがBRICSとグローバルサウスが接合していくというお話にも関係してきます。

以上のように、BRICSの存在感はとても大きくなっています。

しかし、BRICSは、それほどパワーがあるのかといえば、今のところ違います。これはスーザン・ストレンジが提唱した構造的パワーのお話に関連しています。要するに、金融の面ではIMFやドル覇権があり、これはそう簡単にひっくり返らないというお話です。安全保障についても、アメリカがイランを爆撃していますが、ロシアや中国が助けに行くのかといえば、ほとんど何もしていません。なぜなら、安全保障はBRICSの協力の分野ではマイナーな分野だからです。生産の分野では、確かに中国を含めた新興国がグローバルバリューチェーン（GVC）の中に組み込まれ経済成長を果たしたのですが、その主導

権を握っているわけではなく、下請けが周辺に広がったという構造があります。知識分野では圧倒的に先進国が強い。その背景には、特許制度などを含めて欧米主導のルールが設定されているという事実があります。強制するわけではないのだけれども、実はそのルールそのものが欧米に有利なように歪んでいるので必然的に従わざるを得ないという構造になっています。これが構造的パワーという考え方です。

その制約の中で何が起こっているか。世界各国の輸出におけるアメリカと中国のシェアを見ると、中国市場の重要性が増していて、これだけ見ると米中逆転というお話になりがちです。しかし、これがなぜ起こってきているかと考えると、G7 の多国籍企業が主導するようなグローバルバリューチェーンに組み込まれただけという部分があります。その典型的な例が iPhone です。Apple は自社工場を持たずファブレスで、世界中のいろいろな国々で作られた部品を組み合わせて iPhone が作られているということ自体は非常によく知られていますが、実際にどのように利益が配分されているのかということはあまり知られていません。この点を Dong (2022) によりながら、iPhone の GVC にそって確認してみましょう。アメリカと中国という単位で見ると、アメリカが貿易赤字で問題だという議論になります。しかし、中国で組立を行っている台湾系の企業 Foxconn は、iPhone を作るために韓国、ドイツ、フランス等から大量の中間材を輸入しており、それらの費用を差し引くとそれほど大きな利益は出ていません。中国からアメリカに出荷されるときに 329.95 ドルです。ところがアメリカでの iPhone の販売価格は 600 ドルです。配送費用など差し引いても、Apple の利益は 269 ドルであるのに対して、Foxconn の利益はわずか 6.54 ドルです。つまり、iPhone のサプライチェーンは、アメリカに本拠を置く多国籍企業 Apple 社の支配下にあるのです。これは、まさに構造的パワーです。

これは、ネットワーク・ノード・プロトコルの関係に非常によく似ています。皆さんは、スマホなどネットワークに接続された電子デバイスを自由に操ってアウトプットもインプットもできて主体的に発信できるノードのように見えます。ところが問題なのは、どうやってつながっているのかを考えると接続のルールを設定しているプロトコルが必要で、それを誰が支配しているかです。iPhone の生産の GVC は Apple が設定したプロトコルに支配されています。欧米諸国が作り上げてきた国際的なルール、そしてそれを補完するような形で欧米系多国籍企業が作ったルールがプロトコルを握っているのです。そうすると、一見すると自律的ですごくパワーのありそうな中国でも、欧米にプロトコルを支配されているので逆らえないわけです。例えば、国際送金に不可欠な SWIFT から排除されると貿易ができなくなってしまいます。

補足すると、中国は Google が使えなくて良くない国だと言われますが、もし中国がそうしていなかったら世界中のデジタルプラットフォーマーはアメリカ系の GAFAM（Google、Apple、Facebook［現在の Meta］、Amazon、Microsoft）だけになっていたかもしれません。中国から見れば、デジタル権力を支配されるのは避けなければならないので、国内デジタル市場を保護し BATH（Baidu［百度］、Alibaba［阿里巴巴］、Tencent［騰訊］、HUAWEI［華為］）を育成してきたと考えられます。

かつては技術力の違いはとても大きかったのですが、近年、BRICS5 も急速にキャッチ

アップしています。特許協力条約（Patent Cooperation Treaty：PCT）による国際特許出願のシェアをみると、2000 年に G7 が 77.5％で BRICS5 はわずか 2.2％でしたが、2024 年には 50.7％と 27.8％になっています。世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization：WIPO）の資料によれば、医療技術などではまだまだ圧倒的に先進国が強いのですが、AI では相当に差が縮まってきています。

経済規模と既存制度には不均衡があります。GDP をみると、BRICS は G7 にキャッチアップしていますし、人口は圧倒的に多いです。ところが、IMF や世界銀行における意思決定権の配分をみると、G7 が IMF のクォーターの 4 割を占めており、特にアメリカが 17％台を保有していて事実上の拒否権を持っています。世界銀行の投票権でも G7 が 40％弱、BRICS が 17％と不均衡です。つまり、既存の秩序は基本的には欧米有利になっていて、そう簡単には変えられない構造になっているのです。

では構造的パワーの中で BRICS はどんな協力をしてきたのでしょうか。一言で申し上げると、BRICS の拡大は、構造的な制約の中にあっても機会を拡大する努力をしているレベルのものです。つまり、金融や GVC の構造は簡単には変えられないということです。

もうひとつの問題は、インドと中国の仲が悪い、エチオピアとエジプトも仲が悪いといった内部の対立で合意形成が難しいことです。イランやロシアは欧米と直接対峙することを望んでも、インドやブラジルはアメリカとの関係も深いですから、アメリカと敵対したくはありません。ですから、BRICS がまとまって既存の秩序に敵対するなんてできるはずがないのです。

では何もできないかというと、制約の中でもできることはあります。まず制度面です。システムとしては構造的パワーに組み込まれていて、そう簡単に逆らえませんが、制度面ではいくつかの改良が行われています。ひとつは、政治対話だけだったものが、いろいろな形で実務協力が進み、特に重要なのが NDB や CRA など危機に対応する制度が条約に基づいて正式に作られたことです。それ以外にもシンクタンクを作り、BRICS の共通統計の整備を進め、人的交流のネットワークを拡大するなど非常に多層的な形で協力のチャンネルを増やしてきたという事実があります。

もっとも NDB や CRA が IMF に代替するというような議論がありますが、少なくとも当面それはありえないです。NDB は、開発金融について世界銀行を補完する程度の役割です。CRA は使われたこともなく、IMF の支援を受けられたら CRA も通貨の流動性確保のための支援を行うという仕組みで、事実上、決定権を持っているのは IMF です。要するに、IMF の代替を狙う組織ではなく、補完的な組織です。それでも、並行メカニズムと新たなガバナンス構造、つまり既存の制度を前提にしつつも、それを補完しあるいは交渉力を高めるような制度を作り出していることを過小評価すべきではないと思います。

それから、BRICS 内の議論の中でデジタルガバナンスは非常に注目されています。なぜなら、ひとつはポテンシャルとして電子商取引やデジタルサービスは大きいことです。それからコア技術を押さえられてしまうとデジタル経済が支配されてしまうからです。

BRICS 協力を考える上で重要なのがネットワークです。これは、要するに話が合えば一緒に協力しようというレベルのものです。いろいろなメンバー、例えば UAE が BRICS

に入ってくると、BRICS 諸国が湾岸アラブ諸国の金融ネットワークにつながる可能性が出てきます。また、ブラジル・南アフリカ・インドの対話という枠組があるのですが、BRICS の中でこのグループが主導権を取ることがあります。例えば、気候変動対策ではブラジルが熱心で、BRICS 諸国の協力もあって気候変動枠組条約締約国会議（COP）でも「共通だが差異ある責任」が合意され、気候変動対策に対して先進国が途上国に配慮して支援をすることが認められています。つまり、テーマ別、課題別の BRICS 内のサブグループの協力、サブ連合みたいなものが実は交渉力としても活かされているのです。インフラでは中国が、デジタルガバナンスではインドが、気候外交ではブラジルが、資源・エネルギーではロシアと南アフリカがというように、分野ごとに主導権が変わる役割分担が自ずとできあがってきているということです。だからこそ、BRICS は、きちんとした制度をつくる条約は限られていても、分野別でアドホックにいろいろな形で合従連衡しながら先進国と交渉ができるという柔軟性を持ちうるのです。もちろん、継続的で安定的な制度になっていないので、資金が足りませんとかいろいろな問題があります。

いずれにしても、BRICS は、既存秩序そのものに直接対決するのではなくて、影響力行使の余地を見いだす、既存の西側の秩序がカバーしていない穴の部分を見つけ出して、そこで協力をしながら影響力を拡大するというような戦略をとっています。BRICS とは、既存のシステムの構造的制約を受容しながらも、その中でほんのすこしでも自律性を拡大する努力をし、それをさらに南南協力を通じてグローバルサウスに広げ新興諸国の交渉力を高めていこうとしている「交渉勢力」と理解したほうが良いのではないかというのが私の考えです。

さて、BRICS には、大小さまざまな国が加盟していて、アメリカとの関係も違う、資源賦存も違う、考え方も違うのに、なぜバラバラにならないのかを理解するには、補償的レイヤリング（compensatory layering）というタームが役立ちます。Papa and Han（2025）は、タフツ大学が収集している 2,444 の BRICS 関連の宣言や文書のデータベースに基づき、制度的にどれぐらい協力が進んでいるか、各国のアクターがどの程度関与しているかなどについて分析を試みています。ごく簡単に申し上げると、中国が議長になるときは中国の考え方が BRICS 首脳会議の主要議題になり、ロシアが議長国になるときは脱ドル化や安全保障が主要議題になるのですが、それらはインドの利害とは全く異なるので思いどおりにいかないのです。中ロが BRICS を主導して欧米に対抗という議論がありますが、そんなことはありません。当然、インドやブラジルに配慮して具体策を考えることになるので、妥協に対する補償的な処置が採り入れられています。例えば、NDB を作ると言い出したのは実はインドなのです。これはある意味で、欧米金融機関に対する挑戦ではあったのですが、インドにとっては中国の影響力を制限したいので、欧米の金融機関に参加してもらおうと思っていたのです。それは中国が拒否しました。また、中国は BRICS でもっと大きな銀行をつくろうと思ったのですが、南アフリカにそんなお金ありませんと言われて拒否されてしまいました。議決権の配分、どこに銀行の拠点を置くか、初代の総裁をどの国の人にするのかについても議論があったのですが、妥協が成立して設立当初の資本要件は引き下げられ、南アフリカにアフリカ本部を設置し、代わりに南アフリカは本部を上海に

置くことに同意しました。インドは、上海本部は嫌だけれども、その代わり初代総裁はインド人にという形で妥協が成立してNDBができたのです。要するに、あることを達成するために、他の分野でいろいろな加盟国に配慮して、別の分野で代替的な補償を提供することによって協力を進めるというやり方をしてきたということです。これが、補償的レイヤリングと言われるものです。

これは、BRICSのもろさでもあると同時にレジリエンス（強靭性）でもあります。インドはNDB創設構想を出す、中国はメンバーをどんどん拡大したい、ロシアはドル離れしたいとか各国の考えていることは違います。しかし、いろいろな国々の要求がBRICSに寄せられると、BRICSの影響圏といいますか、取り組む課題が広がってきます。そうすると、いつの間にかBRICSは中小国の利害も含めて、いろいろなものを取り込んで話し合いができる場になり、単なる非公式のクラブだったのだけれども、BRICSで協力すると自国利益の実現を支援してくれるのでいいねというような形で加盟国の拡大やグローバルサウスとの協力の動機になってくるのです。

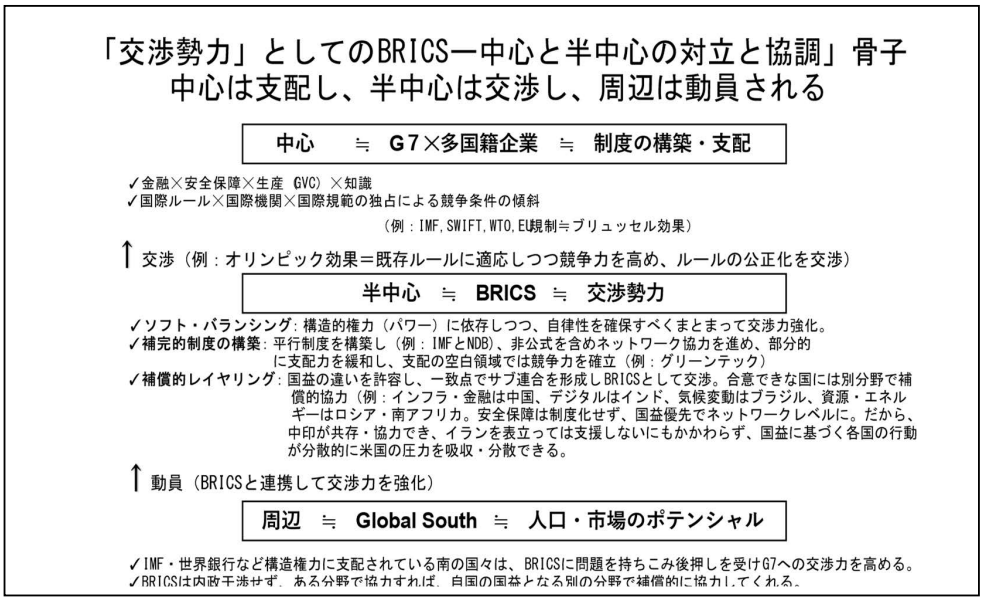
以上が、私の報告「「交渉勢力」としてのBRICS －中心と半中心の対立と協調」の概要です。その骨子をより分かりやすく表現すれば、「中心は支配し、半中心は交渉し、周辺は動員される」と言い換えることができます。

図は、以上の報告を一枚のスライドにまとめたものです。

現在は、不完全ながらも世界の既存のシステムが部分的に変わり始めている段階だと考えられます。これまでだと過去の経験に基づいてリスク計算をしてリスク分散すれば

大丈夫ということでリスク管理ができたのですが、システムそのものが変わるとなると、

過去の経験があまり役に立たないかもしれない。つまり、本当の不確実性が生じている状況の中でBRICSの試みは極めて重要であって、構造的制約の中で自律的な行動の余地を残しながら改革を積み重ねていく仕組みを過小評価すべきではないということです。「二択」に陥りがちな啓蒙主義の思考枠組から離れて、異質なものの存在を認めた上で



出所：蓮見雄作成。

BRICS の実像を冷静に理解することは、世界経済の構造的変化、言い換えれば「歴史の始まり」において世界経済システムの中心と半中心が決定的対立（戦争）に至るのか、それとも協調して世界秩序をより公正なものへと漸進的に変化させうるのかを考えるうえで重要です。BRICS は反西側ブロックでも烏合の衆でもなく、構造的制約の下で自律性と交渉力を拡大しようとする「交渉勢力」だということです。

主な参考文献：

蓮見雄（2021）「通商・金融と社会問題―経済のグローバル化と国際機構」『国際機構　新版』岩波書店，51-76.

蓮見雄（2025）「世界経済の「鏡」としてのロシア」『ユーラシア研究』69, 19-29.

Bogdonova, K. (2025). “How BRICS Sees the World.” Global Insight Special Report, RBC Wealth Management, September 24, 1–18.
https://www.rbcwealthmanagement.com/assets/wp-content/uploads/documents/insights/global-insight-special-report-BRICS.pdf

Brütsch, C., and M. Papa. (2013). “Deconstructing the BRICS: Bargaining Coalition, Imagined Community, or Geopolitical Fad?” The Chinese Journal of International Politics 6 (3), 299–327.
https://www.jstor.org/stable/48615890

Carvalho, G., J. Anand, and S. Naidu. (2025). “BRICS Expansion: Adaptive Response or Proactive Restructuring of Global Governance?” South African Journal of International Affairs 32 (1–2), 9–32.
https://doi.org/10.1080/10220461.2025.2523507

Dong, M. (2022). “Apple and Foxconn: Addressing Power Imbalances in Global Supply Chains.” BUSINESSTHINK, UNSW Sydney, February 22.
https://www.businessthink.unsw.edu.au/articles/apple-foxconn-power-imbalances-global-supply-chains

Merino, G., and J. Tianjiao. (2025). “BRICS+ and the Global Power Transition.” Chinese Political Science Review.
https://link.springer.com/article/10.1007/s41111-025-00339-3

Narlikar, A. (2003). International Trade and Developing Countries: Bargaining Coalitions in GATT and WTO. London: Routledge.

Olawore, O. C., T. R. Aiki, O. J. Banjo, V. O. Okoh, and T. O. Olafimihan. (2025). “BRICS and the West: Emerging Powers and the Crisis of International Order.” Saudi Journal of Economics and Finance. https://doi.org/10.36348/sjef.2025.v09i11.004

Papa, M., and Z. Han. (2025). “The Evolution of Soft Balancing in Informal Institutions: The Case of BRICS.” International Affairs 101 (1), 73–95.
https://doi.org/10.1093/ia/iiae278

■質疑応答

土橋：アメリカやヨーロッパでポピュリズムが台頭した最大の原因は経済格差のほうであったのではないのかというところが 1 つ目のご質問ですけれども、経済格差が拡大していくのは、基本的には 1980 年代からです。イギリスやアメリカ、ヨーロッパ諸国においてですね。その後に、ポピュリズム政党と呼ばれるものが影響力を本格的に強め始める。各国、差はありますけれども、やはり 2010 年以降に基本的には政党として台頭してくるわけです。

何があったのかというと、ヨーロッパの文脈ですと、2010 年代半ばの難民危機といったものも無視できません。もちろん、格差拡大による中間層の喪失なども関係していると思いますが、やはり移民難民の流出入といった点も合わせて考えていかないと、ポピュリズムの台頭を十分に説明できないのかなと私は考えています。

2 つ目が AI の拡大によって、今後の政治経済体制はどうなっていくのでしょうかという質問です。ディープ・フェイクの増加や昨今の言論とメディアコントロールというのは、非常に洗練されています。そして、実際、そのような SNS を介したフェイク・ニュースなどは政治に影響を与えています。例えば、2016 年のイギリスの Brexit をめぐる国民投票の際には、フェイクだったのですが、イギリスが EU から離脱すると多額の政府支出を節約することができるとの情報が拡散されました。Facebook とビッグデータが活用されたのですが、浮動票と言われる人たちを抽出して、誰にこのようなフェイクニュースを送りつければ離脱に投票するだろうといったことを分析しながら、国民投票の直前に大量の政治宣伝を送りつけたわけです。結果は、僅差の 51.9％の支持によってイギリスは EU から離脱していくということで、重要な影響をもたらしたとも考えられます。当時は、AI ではありませんでしたが、今後は新しい技術や人工知能の開発によって、簡単に人々の投票行動などをコントロールできるような社会になってしまい、また AI を活用できる人たちが政治経済を動かすような社会に移行してしまうのではないかと危惧しています。以上です。

星野：いくつかの質問をフロアからいただきました。

まず、人民元の国際化が、将来的にありえるのかです。質問なさった方のコメントにある金融市場や資本移動に絞り込んで話せば、中国は、国際化の条件となる開放や自由化を進めず、依然として規制と管理を続けています。マネーの動きが活発になれば、経済の攪乱や為替相場の乱高下が起きて、中国の経済や制度が耐えきれなくなってしまいます。そうした事態の防止が、規制と管理の根拠になっています。となれば、中国にとって、開放や自由化の判断に踏み切れるのかが疑問ですし、規制と管理を続ける方が合理的です。

次に、中南米の「ドル化」政策と、為替相場制度としてのドルペッグ制や、ロシアの「（脱）ドル化」を同列にできるのかという問題です。いずれも、私自身が、別々の概念になると考えつつも、どのように整理するのかで悩んできました。まず、ドルペッグ制は自国通貨を維持した状態で米ドルとの関係性を持つのに対して、「ドル化」政策は自国通貨を消滅させているので「超えてはいけない一線を越えてしまう政策」です。また、中南米の「ドル化」政策とロシアの「（脱）ドル化」は、次元の異なる事態です。中南米の「ドル化」

政策は、そもそも自国通貨の信認を喪失しており、国内決済まで踏み込んでいます。ロシアの「(脱) ドル化」は、国内での米ドル使用の是非も話題になりますが、金融制裁で注目を集めた文脈では、原油取引や外貨準備での米ドル使用のあり方が焦点になっています。ただし、ドルペッグ制でもロシアの「ドル化」でも、広く見れば米ドルとの関係性（米ドルへの依存）が生じるので、中南米の「ドル化」政策から教訓を示唆できます。

続けて、中国の世界戦略における米ドルの使いやすさです。中国の一帯一路構想や人民元の国際化が、米国のヘゲモニーや米ドルの地位を脅かす可能性は、学術研究でもメディアでも言われてきました。中国は、一帯一路構想の実現において、人民元を使いそうですが、実際には米ドルを使ってきました。その要因は、（さきほどの質問への答えとも重なりますが）人民元を使うと経済や為替相場が悪影響を受けてしまいますし、米ドルを使うと様々な物資を買えるし貿易や投資をしやすくなります。となれば、米ドルは、人民元の使用にともなう問題を回避しつつ、様々な経済取引をスムーズに進められるので、中国にとって便利になります。

今まで答えてきた内容は、本報告では「3 『ドル化』国あるいは中南米の対外関係」の議論に対応しています。今から答える内容は、フロアからの最後の質問に、また、「2 通貨発行を担ってきたプレイヤーの行動－エクアドル中央銀行の事例」の議論に対応します。つまり、エクアドル中央銀行の事例から、日本銀行さらには先進国の中央銀行のバランスシートを、どのように考えられるのかです。

一般的には、中央銀行は通貨発行能力を持ち、政府は徴税権や政治権力を持っています。両者が、リーマン・ショック後の先進国では、絡み合う構図になってきました。「ドル化」政策という極端な状況に（自ら）追い込まれたエクアドルですら規律を破ってしまったので、自国通貨を保持している国・地域では規律を破ってしまう衝動が大きいです。そのため、先進国では、政府側からの働きかけや圧力があれば、財政ファイナンスになってしまう可能性が高いです。ここまでくると、通貨の信認（対応資産が国債の状態）と財政の持続可能性（財源が通貨発行の状態）が強く結びついてしまいます。国債は高い流動性と安全性を持ちますが、国債が揺らげば、通貨の信認が揺らぎます。最終的には、政府側に、（購入相手となった中央銀行に対して）国債の損失補填さらに返済が必要になり、通貨と財政の双方に対する責任がのしかかってしまいます。

蓮見：まず二次制裁についてです。要するにロシアは中国との関係を頼りにしていますが、中国やインドにとって、アメリカの存在はロシアよりもはるかに重要です。ですから、アメリカがロシアと取引する国に対して二次制裁を科すと言えば、中国が少なくとも表向きはロシアとの取引を減らすのは当然です。

ただし、中国とロシアは国境線がすごく長くて橋でもつながっています。しかも、両国はバーター取引、つまり現金を介さない物々交換にも慣れています。この種の取引は公式統計にはなかなか表れません。また中国でも大きな銀行はロシアとの決済を控えましたが、ブローカーが仲介して決済が行われている事例も報告されています。もっとも、バーター取引やブローカーによる決済仲介がどの程度行われているのか、その実体は必ずしも明らかではありません。

次に、iPhone の事例についてですが、先ほどの話はグローバルサプライチェーンの側面だけを取り上げたものです。構造的パワーを論じるのであれば、本来は金融覇権の問題も取り扱う必要がありますが、その点は星野先生のご専門でもあり、私の報告では立ち入りませんでした。

また、人民元の影響が大きくなるのではないかというご質問がありました。私は、そもそも「ドルか人民元か」という問いの立て方自体を少し考え直す必要があるのではないかと思っています。現在のドル体制は、比喩的に言えばクライアント・サーバー型であり、ドル決済網から締め出されると国際決済が困難になります。これに対して、ブロックチェーンのような新しい技術、つまり通貨のデジタル化と結びついた分散型の決済の可能性が広がれば、国際決済をめぐる競争は、技術と制度、つまり DX において誰が主導権を握るかという問題になってくるのではないかと思います。

さらに、先進国が優位性を確立していない産業分野も存在します。先ほど触れた再生可能エネルギー分野は、その一例です。競争の結果として中国が優位性を獲得しました。これは、一面では比較優位の問題でもあります。BRICS は構造的権力に組み込まれているため基本的には弱い立場にありますが、こうした空白領域では着実に競争力を高め、しかも資源も持っています。先進国が必ずしも技術優位を確立していない分野、例えば GX の分野で中国が優位性を形成しつつあることは、BRICS にとって大きな交渉力になりつつあります。これはアメリカやヨーロッパから見れば脅威でもあります。

最後に、BRICS は単なる仲介役にすぎないのではないかとの櫻井先生のご指摘がありました。私はこれを三層構造で考えています（講演録の図を参照）。「中心」に G7 があり制度を支配している。これに対して BRICS は、既存制度に適応しつつも、一部の分野では技術的優位性を獲得しつつある「半中心」と位置づけられます。そして、「周辺」に位置するグローバルサウスにとって、BRICS は分野別協力体制であるため、協力しやすい枠組みなのです。

そうすると、BRICS が一部の分野で優位性を活かしながら G7 に対して交渉力を強めていくという流れに、人口規模・市場規模が大きいグローバルサウスが巻き込まれていく可能性が出てきます。しかも BRICS は、民主主義体制でなければ協力しないといった条件は前面には出しません。内政干渉を避けつつ、相互利益があれば協力するという実務的な姿勢をとるため、南の国々にとっても接近しやすいのです。その結果、グローバルサウスの国々も、BRICS の後押しを受けながら G7 に対する交渉力を高めていく可能性があります。ひとつひとつは小さな協力だとしても、その累積的効果を考えれば、世界秩序に変化をもたらすかもしれません。ですから、BRICS は、やはり過小評価すべきではないと考えています。

櫻井：突いたら面白い話が出てくるのではないかと思ってうかがってみたところです。今の状況は、蓮見先生から星野先生に質問、コメントが出ていた状況です。それは、今後のドル基軸通貨体制が一体どうなるのというところを、人民元との関わりで一言うかがいたいということでした。

アメリカの政策がどうなっているのか、なぜこんなことをやるのか、あるいは、その帰

結はどうなるのかという、いろいろな論点があるのですけれども、最後は結局、ドルが依然として基軸通貨であり続けるのかという論点に絞ってお話しください。

星野：米ドルの地位を示す際には、国際金融論の基本を踏まえて、外国為替市場のデータや外貨準備のデータが重要です。前者はBIS、後者は制約を抱えつつもIMFが公表しています。

貿易取引や資本取引では、米ドルやユーロに加えて、多様な通貨（日本円、英ポンドはもちろん、加ドル、香港ドル、韓国ウォンなど）が使われています。そうなると、決済を担う市中銀行は、多様な通貨で、対顧客取引（貿易業者、投資家、個人を相手にする取引）を行なうとともに持高（為替リスクや外貨の余剰・不足）を抱えるようになります。銀行間の外国為替市場は、市中銀行が持高の解消を行なう場であり、そのために、外国為替の需給が集中する場となり、外国為替相場が形成される場となります。

ここから、基軸通貨が登場します。ラフに整理すれば、基軸通貨としての米ドルは、為替媒介通貨として多様な通貨を入手できる「お金」であり、介入通貨や準備通貨として国際経済取引での最終決済を担う「お金」です。順番に掘り下げて説明します。

1つ目に、銀行間の外国為替市場は、直接交換できない通貨が多いために、多様な通貨をつなぐ為替媒介通貨が必要になります。為替媒介通貨は、BISの外国為替市場のデータから分析でき、米ドルが圧倒的な地位にあります。

2つ目に、通貨当局の外国為替市場介入と外貨準備が登場します。外国為替市場介入は、為替需給の調整を通じて、直接的には外国為替相場の安定を目的にしていますが、理論的には市中銀行に残ってしまった持高の解消を意味しています。とくに、一国レベルで支払超過になり外貨不足になった際に、通貨当局が、自国通貨買い・外貨売りの外国為替市場介入を行なえば、外貨供給を通じて国家間の最終決済を担うようになります。立教大学で長年にわたり国際金融論をご研究されてきた先生方は、介入通貨と準備通貨を基軸通貨の本質とする議論を展開しています。

補足すれば、通説には、留意が必要であり、逆に、そこから深めた議論が出てきます。まず、通説によっては、為替媒介通貨と介入通貨・準備通貨を量としてとらえ、それとは異なる姿を質として重視するようになっています。また、多くの通説は、米ドルの地位を示す際に、外国為替市場や外貨準備における使用通貨のデータと、貿易取引や資本取引における建値通貨のデータを、同列にして論じています。しかし、通説に対置して考えれば、量的な規模が質的な存在感につながるし、為替媒介通貨と外貨準備における米ドルの地位が質的な意義を持っています。こう見ていくと、BISの外国為替市場のデータやIMFの外貨準備のデータから、基軸通貨としての米ドルを読み解ける根拠、また、米国の金融覇権の強さが浮かび上がります。だからこそ、米ドルの抱える問題も出てくるのです。

星野：トランプ大統領は、側近に対して気に入らなければ追い出し、FRBに対して高官への提訴や金融政策への口出しを繰り返し、「ドル安はグレート」と発言したり、外国への経済制裁を辞さない構えであり、ヴェネズエラへの軍事介入やイランとの戦闘まで始めてしまっています。

本報告のなかで、K・ロゴフとE・フィッシュマンの議論を中心に、J・コナリー財務長

官の発言を読み解き、「ビナイン・ネグレクト」が、米国の対外経済政策における伝統的な系譜の一つとして、現代的な文脈で登場しました。これらの議論は、トランプ大統領の言動に当てはまり、それへの警告でもあります。

報告内では話せなかったのですが、クリントン政権のR・ルービン財務長官の発言が示唆に富んでいます。

米国の為替政策（をめぐる議論）において、「強いドル」は、頻繁に登場し何気なく言及されますが、R・ルービン（財務長官や大手金融機関トップを歴任）が原型です。1995年1月10日の米国連邦議会上院における指名承認公聴会では、「私は、現在も将来的にも、強いドルが、非常に大きな国益になると信じています。我々は、為替相場を、通商政策の道具として使うことはありません」（翻訳は報告者による）との発言がありました。『ルービン回顧録』（邦訳250 － 251頁）では、「強い通貨を維持すれば、アメリカの消費者と企業は輸入品や輸入サービスをより安く享受でき、一般的にインフレは抑制され、金利は低く抑えられる。アメリカの工場にとっても、生産性と競争力向上の追い風となる。こうした利益は、ドルに対する信用をいっそう高め、外国資本の流入を加速する」との記述があります。

また、R・ルービンは、さきほど登場したE・フィッシュマンからのインタビューに答えるなかで、「政治的な目的〔金融制裁〕のためにドルを利用すると『基軸通貨としての役割を損ない』、他国が米国の金融システムを避けるようになりかねない。『一度それをやったら、供給者としての信頼を失う』」と語っています（2024年に実施、前掲『チョークポイント』邦訳49頁に採録）。

こう見ていくと、R・ルービンは、米ドルの信認を維持するために米国側の健全な行動を重視しており、裏を返せば、米ドルの動揺につながりかねないムヤミなドル安誘導や金融制裁に警告を発しています。この警告が現実になりそうな世界に、我々は生きているのです。

櫻井：70年代のFRB議長とか財務長官の話も出てきましたが、選挙を前にしたニクソンさんも金利を下げろという圧力をかけて、FRBはそれに屈してしまいました。そのためにスタグフレーションになった。現代とよく似ています。では、土橋先生からも一言お願いします。

土橋：基軸通貨やドル覇権を考える際に、量的なもの、いわゆる取引高のシェアとかだけで考えていると、今後を見誤るのではないかなと私は考えています。というのも、蓮見先生がおっしゃったように、そのブロック・チェーン技術を駆使したデジタル通貨が出てくると、それは通貨だけの問題だけに留まらなくなります。例えば、今、中国のフィンテック企業が何をやっているのかというと、決済機能をX、TwitterのようなSNSとリンクし、インターネット・バンキングとリンクし、Amazonのようなショッピングサイトとリンクし、新幹線や飛行機などのチケットを購入するためのアプリとリンクさせたりと、生活に必要なサービス全般を統合させていくような試みが非常に進展しています。そして、それを活用すれば、中国政府は人々をコントロールするようなシステムを作り上げることができてしまうわけです。なので、決済通貨としていくら使われているから覇権というような

考えでは不十分で、むしろ、他の多様な情報にリンクさせて、それをできるだけ国境を超えて利用させることで、世界の情報を集積していくための1つの手段になるという点に注目することが重要かと思います。ですので、確かにドルの量的な覇権がすぐに逆転するということはないと思いますが、質的に違う機能が備わった通貨が出てくる可能性を考える必要があるのではないかなと私は思います。以上です。

櫻井：通貨の話も出てきましたけれども、アメリカが2025年5月にジーニアス法を制定して、ステーブルコインに力を入れていこうというのは、ドルの延命や、新しい局面につながるのでしょうか。

星野：通貨としては、伝統的には現金通貨と預金通貨が中心に考えられていましたが、最近では仮想通貨や電子マネー、そしてステーブルコインが注目されています。なかには、ポイントを通貨のように考える方もおられるでしょう。私見では、何を行なうにしても、現金通貨と預金通貨が、出発点あるいは最終的な決済で登場するので重要です。このことは、逆説的にも、「ドル化」政策という自国通貨を消滅させた事例を研究するなかで、強く考えるようになりました。

とはいえ、米国のジーニアス法におけるステーブルコインを検討しておく必要があるでしょう。仮想通貨は、ビットコインが登場してから多くの人が使うようになりましたが、普及するにつれて、誰も発行主体にならず、無担保であるために、価値の不安定が懸念されるようになりました。ステーブルコインは、在米銀行を発行主体にして、米国債を担保に価値を安定させる試みです。これはこれで、筋が通ります。でも、それを強調すればするほど、在米銀行はステーブルコインを発行するために米国債を必要とするので、ジーニアス法は米国債を買わせるための手段になり、米国の非居住者はステーブルコインを使いたければ間接的に米国債を購入せざるをえなくなります。そうなると、トランプ大統領が、ビナイン・ネグレクトの系譜に属する言動を続けても、米国債を守る必要性を認めてしまった意思やシグナルを出しているように見えます。

蓮見：ドルの将来についてですが、ドルが便利な通貨である以上、今後も世界中の人々がドルを使い続けること自体は、当面あまり変わらないのではないかと私は考えています。問題なのは、ドルの利用そのものではなくて、ドルに結びついたアメリカの特権です。金融制裁もその一例ですが、先ほどの資料でお示したようにIMFにおける代表性は極端にアメリカに偏っています。しかし、今後、IMFにおいてBRICS諸国が経済力に見合った発言権を持つようになれば、たとえ開発金融がドル建てで行われるとしても、アメリカの特権が徐々に削がれていく可能性があります。そうなれば、ドルは特権の象徴というよりも、誰もが使える便利な通貨として使われ続けるかもしれません。

また、ガバナンスの民営化という問題も考える必要があります。通貨論では国家の役割が前面に出がちですし、実際、通貨の信認を担保する上で国家の役割は依然として重要です。しかし同時に、実際の運用の面の多くは民間企業に委ねられています。例えば、決済サービスのような分野では民間企業が重要な役割を担っています。ヨーロッパでは、こうした民間金融サービスについて透明性や公平性を確保するためのルールがEUレベルで形成されつつあり、それが社会に広がっています。そうすると、通貨の信認を支えるのは国

家の特権だけではなく、市民の関心や監視もまた重要になってくる可能性があります。

さらに、サービス貿易の重要性も見落としてはいけません。例えば米中間関係では、アメリカの財貿易では赤字が問題視されますが、サービス貿易ではアメリカは黒字です。このサービス貿易には、金融サービスや保険サービスが含まれており、この分野では依然として欧米の金融機関が圧倒的な優位性を保っています。ロシアの石油輸出が困難になったのも、金融制裁の一環として欧米の金融機関がロシア産石油を運ぶタンカーに保険を付保できなくなったことが大きかったためです。無保険で石油を運ぶいわゆる「影の船団」の問題も、そこから生じています。

今後、サービス貿易はさらに拡大していくでしょう。そして実は、グローバルサウスを含む新興諸国のほうが市場としての潜在力が非常に大きいのです。現時点では保険サービスなどで欧米企業が優位にありますが、新興諸国の中で独自のサービス企業が育ってくれば、この分野でも力関係の変化が起こりうると考えています。

櫻井：それでは、まだまだ続けたいところですが、時間も迫ってまいりましたので、最後に1つずつ聞いておひらきにしたいと思います。蓮見先生の議論では、構造的権力とおっしゃっていましたけれども、構造的パワーについて、これは結局、BRICS には動かせないもので､アメリカが握っているのだというようなおっしゃり方だったように聞きました。また、その構造的パワーというのは言い換えると、ソフトパワーとか、あるいはニアリーイコールになってしまいますが、リベラル国際秩序。これを土橋先生は自由主義的国際秩序とおっしゃっていましたね。GATT、IMF など戦後の経済秩序ですが、こういったものが崩れたということでよろしかったでしょうか。

土橋：バランスが変わっていったと。

櫻井：バランスが変わったというような言い方ですか。というわけで、このあたりが今どう維持されているのか、壊されているのかというようなことです。トランプさんはそんなもの要らない。これのせいでアメリカは損してきたのだと、負担ばかりではないかというような認識で、お盆の上に載せて、こんなものは返上しますというようなことをしているように見えるのです。あるいはそれを叩き壊しつつあるとも見えますね。貿易秩序にせよ、何にせよ。このあたりトータルで見て、判断として、構造的パワーというのは維持されているのか、ソフトパワーを維持できているのか、リベラル国際秩序はバランスが変わっただけでまだ存在しているのでしょうか。4つに分けて、すなわち信用や金融の問題と安全保障と、それから生産と、さらには、情報や知識などと4つぐらいに分けて検討をできるところです。このあたり、何か最後に一言ずつコメントいただければありがたいです。グローバル政治経済学から見て、今後の世界経済、政治経済がどうなっていくのかというのを、では、蓮見先生からお願いします。

蓮見：今日は十分にお話しできませんでしたが、実は BRICS が新たな規範を生み出す枠組になりつつあるのではないかという議論もあります。もしそうだとすれば、それは国際秩序だけでなく、私たち自身の思考様式にも影響を与える可能性があります。現在、私たちは西側メディアの情報の中で、啓蒙主義的な善悪二元論的な思考に傾きがちです。しかし、BRICS が拡大し独自の統計集の整備や知識生産の多元化が進むならば、そうした知

識空間そのものが変化していくかもしれません。

最後に、「ブリュッセル効果」という言説について触れておきたいと思います。これは、単純化して言えば、ヨーロッパがルールを形成し、それがヨーロッパの競争力につながるという議論です。確かにそれは一理あります。しかし私は、現実をよりよく説明するためには、むしろ「オリンピック効果」と考えたほうがよいのではないかと思っています。

例えば、ヨーロッパでは再生可能エネルギーの発展を促すルールが整備されてきました。しかし、その競争の中で優位に立ったのは中国企業でした。これは、オリンピックとよく似ています。オリンピックでは、ルール設定そのものは欧米が主導してきたとしても、そのルールに適応できれば日本や中国の選手も勝つことができます。重要なのは、既存のルールを誰が作ったかではなく、誰にとっても本当に公正なものとして認められるよう改良され続けることです。

もし世界秩序が「オリンピック効果」の方向に進むのであれば、欧米がつくった既存のルールであっても、それを雛形にしながら改良し、より公平なルールへと変えていくことができるかもしれません。そうなれば、勝ったり負けたりしながらも、各国が共存していける余地はあります。

もっとも、現実には対立が深まり、このままでは戦争に向かう懸念もあります。だからこそ、私は「平和の祭典」としてのオリンピックのように共存の枠組の中で競争が行われる世界秩序になればと願っているのです。

星野：歴史をさかのぼれば、現代における世界経済秩序の原型は、第二次世界大戦におけるファシズム（とくに日本やドイツ）に対する米国や連合国の勝利に行き着きます。勝因は、生産力を背景にした軍事力や巧みな作戦が出てきそうですが、長期的に根づける理念があります。米国は、自由主義や民主主義を打ち出せて、国内や連合国の結束を高められました。それに対して、ファシズム側は、理念を語れず、国民生活を崩壊させ、同盟関係もギクシャクさせてしまいました。第二次世界大戦後になると、米国が、理念を背景にして、世界経済秩序を構築できました。本務校で世界史を教える中で、この考えが出てきました。

理念は、綺麗事に聞こえますが、行動の原動力になり現実の事態を動かします。

現代では、米国のトランプ大統領が、第1期目には「米国第一主義」、第2期目には「偉大なる米国の復活」を掲げてしまっています。それでも、ウクライナ侵攻が国際法違反だったので、米国による対ロシアの経済制裁は合理的でした。また、中国が、新型コロナウィルスの調査をしようとしたオーストラリアに、高関税（ある種の経済制裁）を課して脅しましたが、それよりも米国の行動はマシでした。しかし、トランプ大統領は、言動がエスカレートして、気分次第で経済制裁を発動するようになってしまえば、米国がせっかく構築してきた世界経済秩序やソフト・パワー（理念の魅力）、そして金融覇権を自ら崩してしまいます。

トランプ大統領は、米国にとって、悪い方向に行動し現実を動かしてしまっているのです。

土橋：『獄中ノート』を書いたアントニオ・グラムシは、古い体制が死んでいく一方で、新しいシステムや体制を生み出すことができない、そういう病的な状況が「危機」である

としました。そういった観点から捉えると、自由主義的国際秩序というものが、もうなくなったかどうかという話ですけれども、それは今、危機的な状況にありながらも、それが全く新しいものを生み出しているという段階ではなくて、変容している過程なのだろうと私は理解しています。

私が今日、お伝えしたかったことは、そういった自由主義的国際秩序は、リバタリアン的な考え方であったり、自由市場であったり、市場原理主義的なところで維持されてきたものではなかったという点です。むしろ、いわゆる国際政治経済学とか、政治学の概念を借用すれば、それは非常に非対称的な権力構造によって維持されてきて、作り替えられてきたことを強調する必要が出てきます。そのように考えると、今のトランプ政権の強権的な外交も、その1つの延長線上として捉えることができますし、変化や変容という点も歴史的に評価することが可能になります。すると、自由主義的国際秩序の変容というものも適切に捉えることができるのではないかなと考えています。

櫻井：本日は、「グローバル政治経済学の課題」と題して、この分野で活躍されている3人の先生をお招きしてお話をうかがいました。

グローバル政治経済学と国際政治経済はほとんど同じなのですが、ニッチなところで分けて言うと、今、お話に出てきたグラムシを重視するような人たちが、当初、グローバル政治経済学と言っておりました。今は、グローバリゼーションを踏まえた議論をしたいというときに使おうかなという程度の違いで、軽く使っておりました。まさしく構造的パワーとかソフトパワーとか、皆さんに意見を聞いてもらう力ですね。理念を伝えられるような力というのが大事だということです。皆様には我々の話をこんな遅くまで聞いていただいたので、意見を聞いてもらえる力がちょっとはあったのかなと、ありがたく思っております。本日はどうもありがとうございました。

【閉会の挨拶】

池田　毅

経済学部長の池田でございます。私はグローバル経済の専門ではないのですが、ただ、グローバリゼーションでよく最近頭に浮かぶのが、20年ぐらい前に翻訳された、ハロルド・ジェイムズという人の『グローバリゼーションの終焉』という本です。それを手に取るとわかりますけれども、いわゆる第1期グローバリゼーションの終わりのときの話ですね。その第1期のグローバリゼーションは結局、大恐慌と第二次世界大戦で、ある種なし崩しに終了してしまうわけですが、それに対して、今のグローバリゼーションを第2期グローバリゼーションとか言ったりするのですけれども、そういう意味では、第三次世界大戦が起きないことを祈りつつ、今の目まぐるしい状況を眺めています。

ハロルド・ジェイムズの本は、マクロ経済学者などにとっては非常にわかりやすい構成で、要はヒト・モノ・カネの話ですね。最初にカネ、要は国際資本移動の話で、モノは貿易関税の話ですね。ヒトは労働、移民の話ですね。私が読んだときは、カネとモノの話はよくわかったのですけれども、いまひとつイマジネーションが湧かなかったのは、当時、移民の話ですね。ただ、移民の話は、皆さんよく感じているでしょうが、ここ最近、急に

日本で非常に排外主義的な言論が飛び交ってるような状況で、そういう問題も含めて、実は経済研究所では来週、「排外主義の国際比較」という、これまた非常に時宜にかなったトピックのシンポジウムをやりますので、ぜひご参加いただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

公開シンポジウム報告
「福祉排外主義の国際比較―財源保障と財政民主主義―」

立教大学経済研究所主催
日本学術振興会・科学研究費助成事業「移民の福祉財政的分析―『移民政策』のための自治体財源保障の検討―」（基盤研究（B）（一般）、課題番号：23K25598）共催

開 催 日：2026 年 3 月 14 日（土）15：00 ～ 17：30
会　　場：立教大学　池袋キャンパス　8 号館 8303 教室（オンライン併用）
報 告 者：倉地　真太郎（明治大学政治経済学部准教授、立教大学法学部兼任講師）
　　早﨑　成都（帝京大学経済学部講師）
　　「排外主義の時代における地方行財政の役割」
　　谷　達彦（東北学院大学経済学部准教授、元立教大学経済学部助教）
　　「アメリカ大都市の移民支援政策と財政―ニューヨーク市の事例」
　　池上　岳彦（立教大学経済学部特別専任教授）
　　関根　未来（帝京大学経済学部特別任用助教、元立教大学経済学部助教）
　　「カナダ移民政策の焦点―受入れ推進からの転換？」
討 論 者：高田　寛文（政策研究大学院大学政策研究科教授、同大学副学長）
　　山脇　啓造（明治大学国際日本学部教授）
コーディネーター：池上　岳彦（立教大学経済学部特別専任教授）

■はじめに

池上：いま、日本の外国人政策は転換期を迎えています。高市政権は、2026 年 1 月、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を取りまとめました。一方で、統合プログラムがつくられるなかで、どのような自治体行政・財政のあり方を構想すべきかという問題があります。他方で、排外主義が強まっていることについて、財政の視点からどのようにアプローチすべきか。排外主義は福祉だけでなく財政全体にも広がっていますが、その現象をどう捉えればいいのか。本日のシンポジウムでは、科学研究費を受けた共同研究プロジェクト「移民の福祉財政的分析」の成果報告会として、「福祉排外主義の国際比較」という視点から検討します。さらに、私たちは、学術研究というだけではなく、実際に政策を展開するうえでの課題・問題点も含めて考察しています。

本日は、3 つの報告を行ってから討論と質疑応答を行う形で進めます。まず倉地真太郎さんと早﨑成都さんが「排外主義の時代における地方行財政の役割」について報告します。

■「排外主義の時代における地方行財政の役割」

早﨑　成都

私たちはこの 7 年間、移民あるいは外国人が 1 つの国の財政のなかでどういう位置を占めるのかということを共同研究してきました。

しかしながら、既存の日本の財政学研究では、移民あるいは外国人の問題をどのように考えたらいいのかということについて、包括的な理論がないような状況にありました。それに対して、欧米の経済学では様々なことが議論されてきました。代表的なものを挙げますと、1つ目は移民と福祉国家のトレードオフ、つまり人種的あるいは民族的な多様性が1つの国のなかで増えていくと福祉国家は拡大しづらい、といわれてきました（ex. Alesina and Glaeser 2004）。そのような研究ではアメリカが1番の例として挙げられます。

2つ目として、移民の経済的・財政的貢献を検証する研究も積み重ねられてきました（ex. Borjas 2016）。例えば外国人は公的な支援を受けてたくさん給付をもらっているにもかかわらず、あまり税金を支払わない、ということが批判の対象となったりします。

以上の研究の包括的な整理につきましては、掛貝祐太さんと私が2022年の論文（掛貝・早﨑 2022）で書いております。

さて、ここ1、2年ぐらい、日本でも排外主義が盛り上がっています。ヨーロッパでは10年ぐらい前から難民の問題をきっかけとして、排外主義の議論が高まる状況にあったのですが、日本もその例外とはならずに、問題となってきています。そのなかで、移民あるいは外国人の財政上、社会保障上の権利に対する攻撃も、最近散見されるようになっています。例えば、外国人は生活保護に関して優遇を受けているといった話ですね。つまり、排外主義の1つの主な論拠として、移民あるいは外国人の財政に対する依存ということが取り上げられるようになっているのです。

今週、アメリカ大使館はSNSに「2026年1月21日より、米国国務省は、米国の納税者負担による公的給付を受給する割合が高い75か国の国籍者に対するすべての移民ビザの発給を一時停止しています」と投稿しました。私もこれには驚きました。こういうことが普通に議論されるようになっているのです。

では、この問題を財政学のなかでどのように考えたらいいのか。財政学はいまお話しした移民と福祉国家のトレードオフ、あるいは財政的な貢献というフレームワークと同じようなことを主張するのか？

この問題を財政学の原理から考えるとき、まず政府の主な財源である税金には無償性という性質があることから考え始めます。これは、税金は直接の対価なしに徴収される金銭であるという性質です。例えば、私たちが政府に100万円を税金として支払ったとして、政府に100万円返してください、あるいは100万円に相当するサービスを私たちにくださいと訴えても、返ってこない、そういう性質を持っているのです。

もう1つ、財政には一般報償性という性質があります。それは――税金の無償性と密接な関わりを持ちますが――税金には全く対価がないわけではないけれども、その対価はあくまでも一般的なものであるという考え方です。さきほどと同じように、政府に税金を100万円支払ったとしますと――厳密には、支払ったのか、負担したのか、という区別がありますが、ここではお話ししません――私たちには何も戻ってこないわけではなくて、いろいろな形で公共サービスあるいは現金を受け取ります。個々に対価が設定されるわけではないけれども、政府は市民から徴収した税金を原資として私たちに様々なものを提供しているという意味で、一般的に報償関係、対価関係があるといわれてきたのです。

これら2つの性質は、私たちが個人あるいは一部の集団として受け取る給付は、私たちの個人・個別集団としての負担とは必ずしも一致する必要がないということを意味します。例えば、重い病気を患って働けない人は、政府から給付を多く受け取ることになります。その場合、働けない人は税金を十分に支払えないかもしれませんが、当然この状態は正当化されるわけです――正当化しない人もいるかもしれませんが。

無償性と一般報償性については、1年前のシンポジウム（立教大学経済研究所 2025）で議論したときもなかなかご理解いただけなかったのですが、財政学ではこの2つの性質が原則であると同時に実態を説明する概念としても使われている、ということが重要だと思います。

以上の2つの性質を前提としますと、移民あるいは外国人に対して財政的な貢献をしているかどうかを議論すること自体がナンセンスではないかと考えました。この無償性、一般報償性は、狭い意味での経済学にはあまりない視点ですし、財政学も教科書には書いてあるけれども、よく意味を理解していなかったことだと私は思います。

このような原則があるなかでも、実際にはやはり外国人あるいは移民に対しては財政的な貢献で判断した方がよいのではないか、ということが議論されるわけです。

そういう問題をどう考えたらいいのか。いまお話しした無償性と一般報償性を前提とすれば「ナンセンスです」と切り捨ててもいいのですが、こういう考え方もできるかもしれません。それは「税金あるいは社会保険料は、海外から日本に来た人も支払っています」と。「それに対して、給付で差別するのは合理的ではない」と。

いま、一般報償性と無償性についてお話ししましたが、いくつか補足しておきます。私たちは、移民が財政に貢献しないことが望ましいといっているわけではありません。貢献するのであれば、それはいいことだと思いますが、そもそもそれを基準として議論することに問題がある、ということです。ある特定の集団あるいは階層が財政に依存していると考えられると、必ず社会的な分断が発生します。

例えばアメリカでは、白人は一般的に「有色人種は財政に依存している、だから税金を支払いたくない」と考えてしまう。そして「有色人種が政府に依存し、白人が貢献している」と考える状況が発生すると、財政あるいは福祉国家は拡大しにくいのです（アメリカの人種対立については Gilens 1999、その克服の方法については Rothstein 1998）。

経済社会への貢献の捉え方は様々ですが、個人あるいは集団レベルでの貢献を可視化して、それをベースとして議論していくと、社会的な分断に帰結します。

こうした理論的な枠組みはあるのですが、現実に外国人に対する批判が起きているなかでも、私たちは実際の政策的な実践から考えたいと思います。本日もアメリカとカナダの事例が報告されますが、私たちが重要だと考えるのは地方自治体と地方行財政の役割です。

例えば、この後報告する倉地さんの論考（倉地 2017）では、デンマークでは国政レベルでは排外主義が強いものの、地方レベルでは排外主義が台頭していないという事実が示されています。日本でも、地方自治体レベルでは様々な取り組みが行われています。

なぜ地方自治体がそのような取り組みを行うかというと、地方自治体は基本的に国境を管理する主体ではないので、「住民が日本人か、外国人か」という考え方はしないのです。

外国人であれ、その国民であれ、住民として取り扱うのです。もっとも、国によっては州が国境の管理を行うところもあるので――例えばスイスですが――なかなか一般化できませんが、地方自治体レベルでいろいろな取り組みがなされてきたことは事実です。

現在、中央政府レベルではどの国でも排外主義が強まっていますが、地方自治体あるいは下位政府がどういうことをしているのかが重要だ、ということが議論になると思います。

倉地　真太郎

ここからは、制度と実態の面でどのような課題があるのかをお話しします。

私たちは福祉排外主義と、より広く財政全体を対象とする排外主義である財政排外主義に着目しています。排外主義については近年多くの研究が蓄積されています。なぜ移民あるいは外国人に対して怖い気持ち、排外する気持ちを持ってしまうのか、政治学では様々な視点から実証的に研究されています。もちろんそれらの研究を押さえつつも、それが実際に政策あるいは財政の問題に変換されてしまうことに私たちは注目しています。

つまり、実際に移民あるいは外国人が財政に依存しているのか、あるいは給付をもらいすぎているのか、という問題をいったん脇に置きつつ、そういった気持ちに転換してしまうこと自体が問題を抱えています。そういった視点で欧米と日本を比べてみましょう。

私は北欧を専門としていますが、例えばデンマークは、国政レベルの制度をみると、移民に対して非常に厳しい国です。様々な国際比較の指標でも厳しいデータが出ています。ただし、実際に財政を見ると、地方自治体レベルでは移民に対する教育と職業訓練について、様々な投資を行っています。

近年、デンマークのように国政レベルで移民に対して法的に厳しく取り締まる方がいいのではないか、という議論があるのは存じ上げているのですが、国と地方自治体を両方見なければ国際比較として十分ではない、そしてデンマークの場合、投資の担い手は地方自治体です。つまり地方財政が重要なポイントになってきます。そこに日本が学べるところがあるのではないかということです。

デンマークの場合、実際に様々な財源を投資していることがデータとして表れるので、そこを極右政党などが政治的に問題視していきます。ところが日本の場合、少し議論がねじれていて、財政的な規模をみると補助金はあまり出されていません。それにもかかわらず「もらいすぎている」「排除した方がいいんじゃないか」という議論が出るのですが、実際には補助金はついてないので議論が空回りしている状況だと思います。つまり、排外主義はあるけれども、福祉排外主義というのが実態のないまま議論されているように思います。

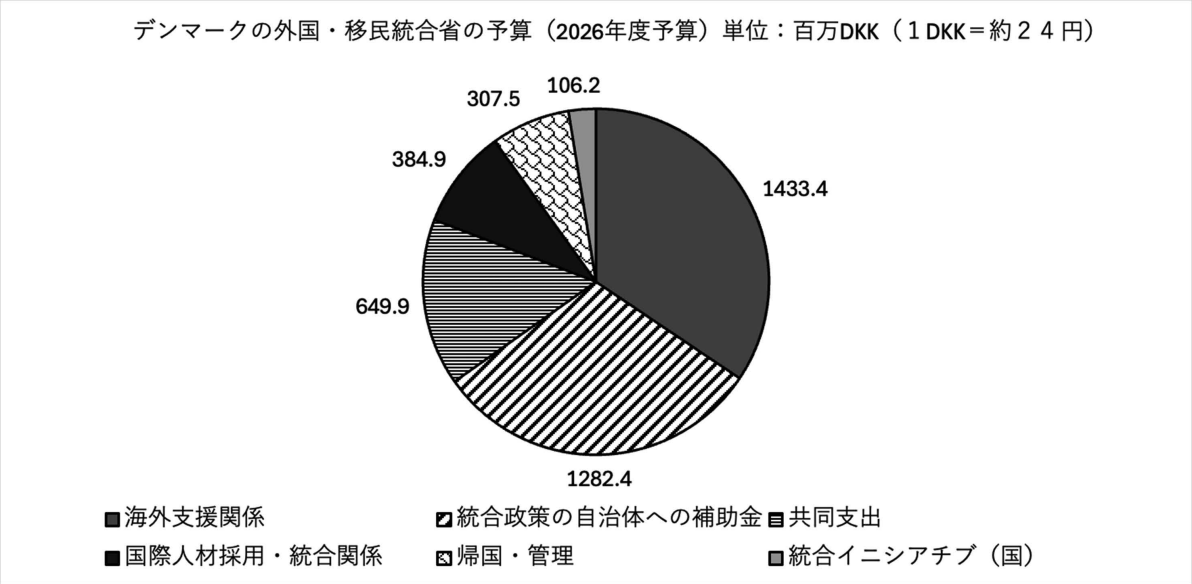
こういったなかで高市政権が今年１月に「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を取りまとめています。今後の評価を待たなければいけませんが、内容を見る限り、統合的な議論も出てきている一方で、かなり管理に重きが置かれています。

それに対して、財源的な措置があまり議論されていない。そして、お金がつけば問題ないということではなく、私たちの視点では、財源が保障されるだけではダメで、どのように財源が保障されるかということが重要です。

わかりやすく説明すると、日本の多文化共生に関する地方自治体への補助金は非常に少

ない。デンマークの場合、2026 年度予算では 12.8 億クローネ、316 億円です（発表時点の為替レートによる）。これは国が自治体に補助金として渡す額です（図 1-1、表 1-1 参照）。人口は日本の 20 分の 1 なので、日本の人口でみれば 6000 億円です。それに比べて日本の補助金は少ないのです。

［図 1-1］



自治体補助金の内訳	
項目（日本語）	金額（Mio. DKK）
導入過程の外国人向け就労・活動支援とデンマーク語教育	3.5
プログラム期間中の外国人向け就労・活動支援とデンマーク語教育	198.1
成果連動補助金	455.6
包括補助金	377
特別な場合の支援	13.8
再統合支援など	54.9
外国人等の帰還支援	77.5
給付支払機関（Udbetaling Danmark）への行政費用	3.7
自治体支出の払い戻し（補助）に関する調整（精算）	50.2
外国人の帰還に関する成果連動補助金	8.5
外国人向け賃金	17.4
教育手当に関する自治体支出の払い戻し	22.2

出所：Finansministeriet, Forslag til finanslov for finansåret 2026 より作成。

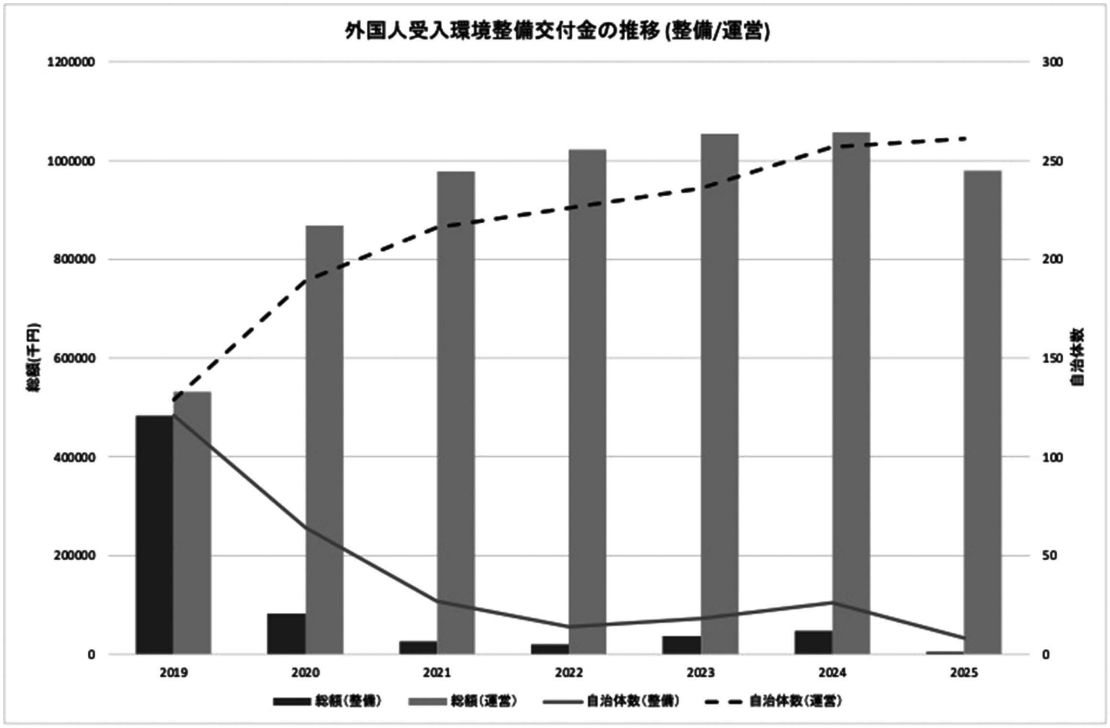
［表 1-1］移民統合に関する財政調整・補助金

一般補助金	基礎自治体は、統合プログラムの対象となる難民とその家族1人につき、3年間にわたって国から一般補助金を受け取る。同伴者のいない未成年者の難民には追加補助金が交付される。
パフォーマンス連動型補助金	難民やその家族が就職、教育、デンマーク語の最終試験に合格した場合、基礎自治体は補助金を受け取ることができる。
払戻し（国庫負担金）	基礎自治体は、移民や難民の統合プログラムの対象者と導入コースの対象者の費用の50%を国が負担する。
予算保証（包括補助金）	統合プログラム、導入プログラム、統合法下の生活扶助の純支出の大部分は、予算保証によって賄われる。基礎自治体の移民統合政策の純支出は全体として一般補助金、償還金、予算保証、包括補助金（均衡化）のいずれかによって賄われる（一部は相殺される）。

（出所）Kommunernes Landsforening (2015) *Vejledning om finansiering på integrations- området*.pp.1-2 より抜粋。

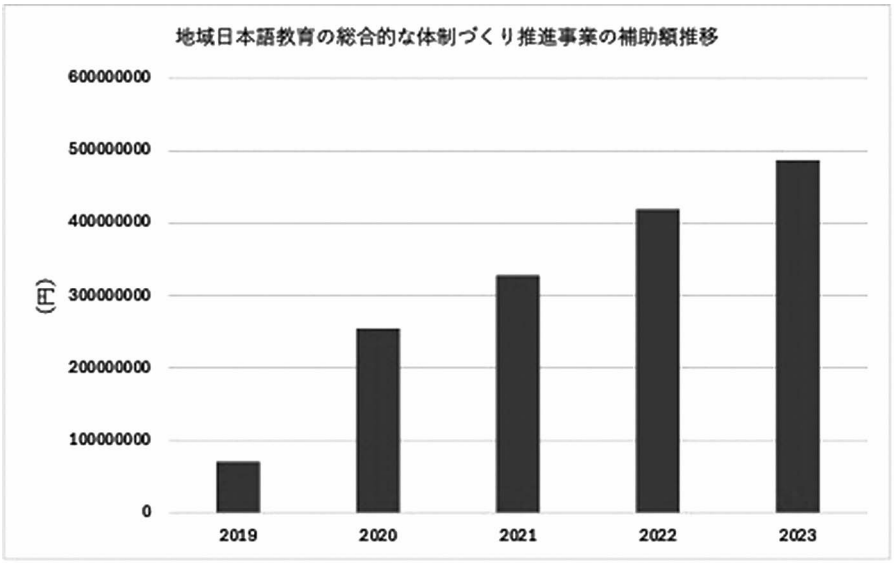
いま日本の地方自治体に対する多文化共生の補助金の 2 本柱は、1 つは外国人受入環境整備交付金（図 1-2 参照）、もう 1 つは地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の補助金（図 1-3 参照）です。

［図 1-2］



（出所）出入国管理局 HP より作成。
https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/nyuukokukanri02_00039.html

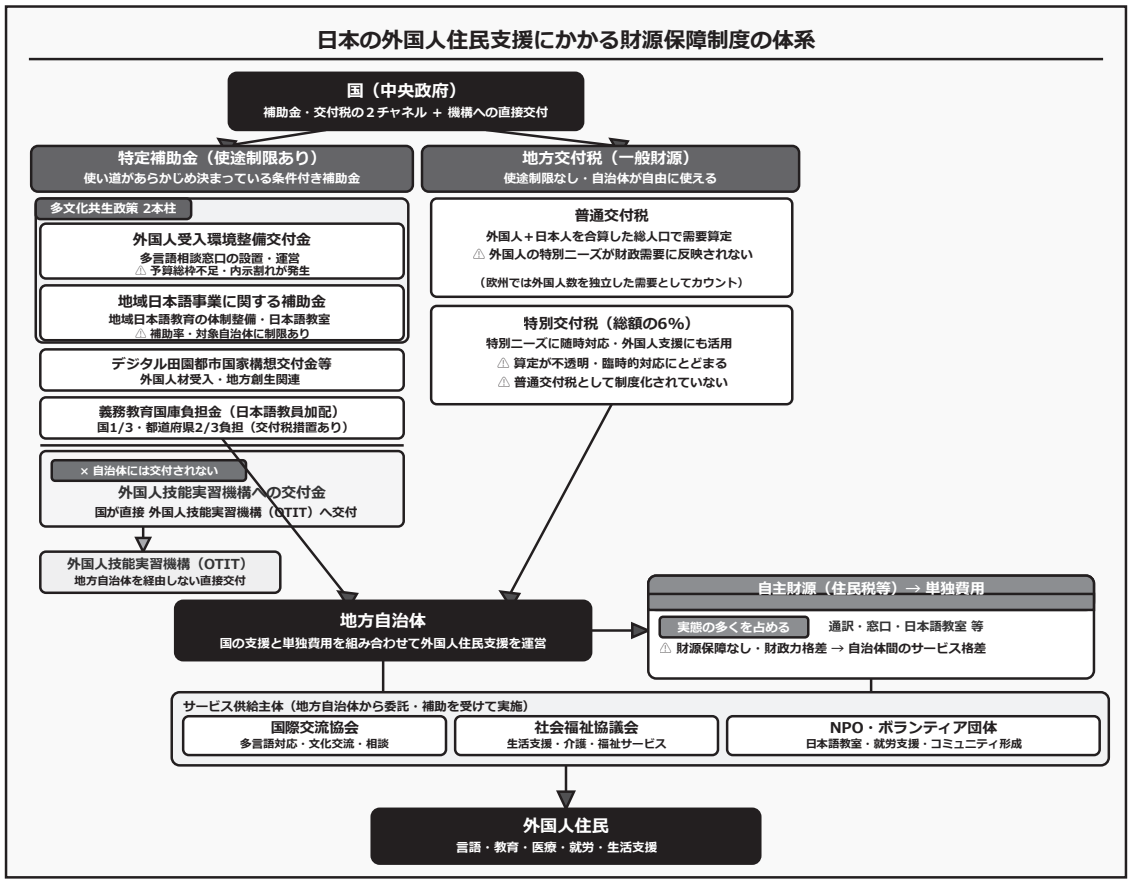
［図 1-3］



（出所）文化庁「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業　地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/chiikinihongokyoiku/index.html

これ以外にも入管に渡している補助金、技能実習生の監理団体への補助金、あるいは既存の政策に紐付いている義務教育国庫負担金、いわゆる地方創生の文脈でついたデジタル田園都市国家構想交付金などあるのですが、それらを合わせても非常に小さい（図 1-4 参照）。

［図 1-4］



（出所）報告者（倉地真太郎）作成。

とくに外国人受入環境整備交付金は総額として非常に少ない。しかも近年は自治体当たりの額が減ってきています。各自治体にお話を伺うと、申請したのにもらえないので受入体制を縮小しなければいけないという状況になっている。つまり、これだけ必要性が議論されているのに、十分に補助がついていないということです。

では、問題をまとめていきますと、問題点の１つは、総額がそもそも全然足りていないことです。今日参加されているなかにも、実際に現場で活動されている方が多くいらっしゃると思うのですが、圧倒的にボランティアの方に頼っている状況です。ボランティアの人たちの取り組みは本当に素晴らしいと思うのですが、やはり多文化共生の支援は専門的な仕事でもある。息の長い支援をするためには、きちんと人を雇う予算が必要ですが、そのための予算が総額で全然ついていないということが１つのポイントです。

もう１つの問題点は、では補助ができればそれでいいのかというと、財政学では必ずしもそういうふうには考えません。問題はどのように補助をつけるかです。というのも、いまは国が様々な補助メニューを用意していこうという議論の段階に来ていますが、もちろ

ん国もどうしたら地方自治体のニーズに合うかということを真剣に考えているわけです。

ところが、日本には地方自治体が 1700 以上あって、しかも多文化共生に関しては、地域の実情によってニーズも所得も状況が違う。そのなかで条件に合った補助金というのはなかなか出せないという難しい問題があるのではないか。例えば現在も様々な補助制度、交付金、特別交付税などがありますが、条件をつけると、それに合わない地方自治体にとっては非常に使いづらくなってしまいます。この点はデンマークとはかなり違います。

ではなぜそういう仕組みになっているかというと、日本の場合、個別の自治体あるいは現場の人たちがその声を国の制度に反映させる仕組み、そういった議論のプロセスが十分に整っていないのです。そのために現場の状況をよく共有できずに補助金を作らざるを得ない状況になっていることを私たちは問題視しています。ではどうすればいいのかということですが、やはり地方交付税について――地方交付税は非常に緻密かつ複雑な制度ですが――その財源保障のあり方を変える必要があります。

とくに、補助金と財源保障の総額がどうあるべきかを地方自治体と国、現場と国が話し合って決めるような仕組みに、時間をかけてでも変えていく必要があるのではないか。2025 年 7 月、全国知事会は「青森宣言」を発表しましたが、そこには国の体制づくり、財源保障の制度作りをしてほしいという提言があって、これは非常に画期的だと思います。

ただし、こういう制度を作ってほしいというだけだと、なかなか「どれだけ必要なのか」という議論には結びつかない。現場あるいは地方自治体レベルでも「いくら必要なのか」なかなかいえない。なぜこういうことをいうかというと、デンマークの場合、新しいニーズがあった場合、地方自治体が自分たちで調べていくら必要なのかを算定して、地方自治体の連合がそれを国に届けて財源保障に反映する仕組みがあります。

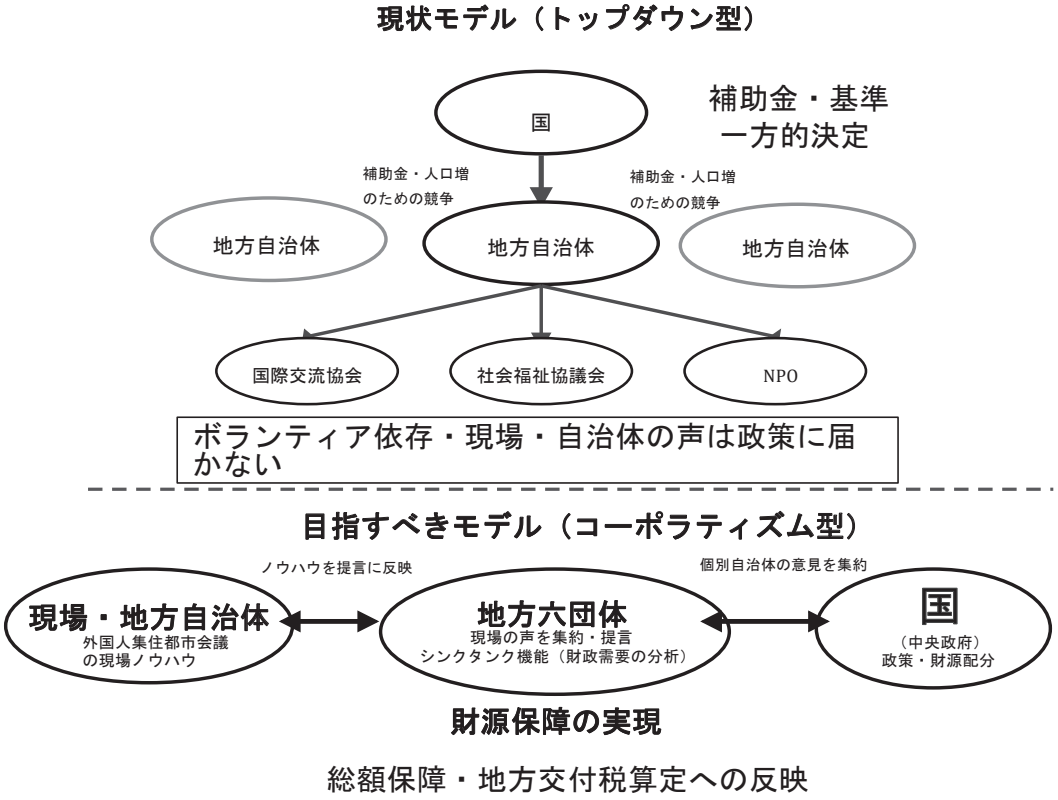
日本の場合も、地方六団体、外国人集住都市会議など、様々な中間団体の役割があります。そして、これらの団体は長い歴史のなかでノウハウなどを非常に蓄積してきました。それを生かして、現場・地方自治体のノウハウを国の制度に届けていくことが重要です。

現状のイメージは、国が制度の枠組みを作って、そこに財源保障していくトップダウン型。そうすると現場の担い手である国際交流協会、社会福祉協議会、NPO の声が政策に届かないし、制度のミスマッチが生じてボランティア依存になってしまう。大事なことは、その様々なアクターが対等に議論して声を反映させる仕組みです。（図 1-5 参照）

もちろんこれは理想論だと思われるかもしれませんが、制度の枠組みを変えていこう、議論していこうというときこそ、財政のあり方そのものも議論していくべきではないか。

つまり、排外主義そのものだけではなく、財政に注目する、そして財源保障の規模も大事です。福祉と地方財政の関係性も重要になってきますし、国政レベルと地方自治体レベルの違い、都市と地方の問題の表れ方の違いも問題です。

［図 1-5］



（出所）報告者（倉地真太郎）作成。

池上:私たちの共同研究のメインテーマは日本の問題ですが、新しいことを構想するとき、日本には前例がないとしても、いろいろな外国での取り組みに着目して――もちろん真似しようというわけではありません――このような制度もあり得るということ及びその背景、環境、条件を学ぶことに意義があると考えて国際比較研究を行っています。

ということで、次は、谷達彦さんが「アメリカ大都市の移民支援政策と財政―ニューヨーク市の事例」について報告します。

■「アメリカ大都市の移民支援政策と財政―ニューヨーク市の事例」

谷　達彦

本日は、アメリカの地方自治体の話ということで、ニューヨーク市を事例に報告させていただきます。

この共同研究プロジェクトで、私たちは地方自治体の役割が重要だと考えています。アメリカは移民国家として多くの移民が受け入れられていますが、連邦レベルにおいては、排外主義が非常に強いのです。ただし、連邦制国家ですから、実質的に移民を統合する役割を担っているのは州・地方政府です。州が連邦制国家においては重要なのですが、今回は住民に最も身近な基礎自治体ということで、大都市自治体レベルに注目しています。

大都市には実に多くの移民が居住しているのですが――外国生まれ人口の割合が高い 10 都市を表に示しました（表 2-1 参照）――大都市はわりあい移民に寛容で、独自の支援政策を展開する都市が少なくありません。

［表 2-1］外国生まれ人口の割合が高い都市

都市（州）	大都市圏	総人口（人）	外国生まれ人口（人）	外国生まれ人口の割合（%）
マイアミ（フロリダ）	マイアミ	443,665	256,805	57.9
サニーベール（カリフォルニア）	サンノゼ	154,573	76,300	49.4
フリーモント（カリフォルニア）	サンフランシスコ	228,795	111,689	48.8
サンタクララ（カリフォルニア）	サンノゼ	128,058	57,748	45.1
ジャージーシティ（ニュージャージー）	ニューヨーク	287,899	118,527	41.2
サンノゼ（カリフォルニア）	サンノゼ	1,001,176	410,543	41.0
ベルビュー（ワシントン）	シアトル	150,606	61,319	40.7
ニューヨーク（ニューヨーク）	ニューヨーク	8,622,467	3,133,149	36.3
ロサンゼルス（カリフォルニア）	ロサンゼルス	3,881,041	1,395,920	36.0
ニューアーク（ニュージャージー）	ニューヨーク	307,355	106,674	34.7

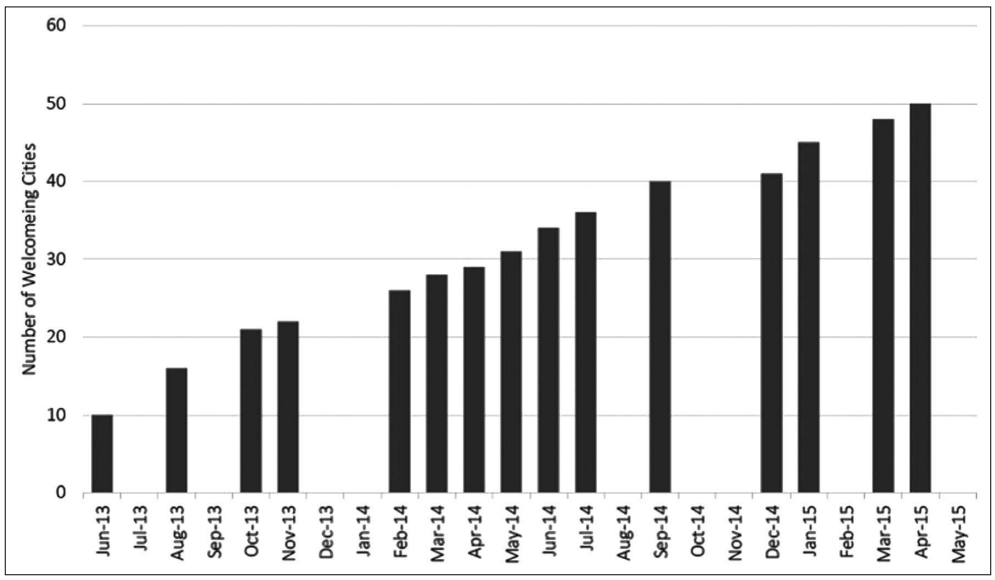
（注 1）対象期間は 2018 ～ 2022 年。（出所）Berube 2024 より作成。

その一例として、ニューヨーク市、とくにアダムス市政期の 2022 年から 2025 年に焦点を当てます。具体的には、庇護希望者（Asylum Seeker）が 2022 年の春以降、ニューヨーク市に多数流入したため、その受入れ支援が財政的課題として議論されました。その状況と市議会の役割に注目します。

移民に寛容な都市ということでよく知られているのは「聖域都市」ということかと思います。定義は明確に定まっているわけではないのですが、一般的には非正規移民に寛容で、連邦政府の取り締まりに協力しない都市ということで、シカゴ、ニューヨーク、サンフランシスコ、フィラデルフィア、ボストンなどがよく知られています。

もう 1 つ例として挙げたのは「歓迎都市」（Welcoming Cities）です。ウェルカミング・アメリカという非営利団体がネットワークを作って、移民を包摂するコミュニティを作るための支援と社会運動を展開しています（Welcoming America 2024）。歓迎都市も移民支援に積極的な都市として知られ、増加傾向にあります。2023 年で見ると 90 都市あり、最近 10 年間で 9 倍に増えています。大都市自治体レベルで見ると移民支援政策が広がってきたのです（図 2-1 参照）。

［図 2-1］「歓迎都市」数の推移　2013 年 7 月～ 2015 年 4 月



（出所）Welcoming America Documents.

具体的にはどんなことをやっているのかといえば、ウィリアムソンという移民政策研究者の論考（Williamson 2025）によれば、①地方自治体を移民に身近にする取り組み、②修辞的または象徴的な支援、③移民向け社会サービス、④移民取り締まりからの保護、⑤移民向け経済開発プログラム、の 5 つの政策に分けられます。100 大都市のなかで具体的にどういう支援を行っているかを表に示しました（表 2-2 参照）。

［表 2-2］アメリカにおける 100 大都市の移民支援政策の実施状況　2022 年

移民支援政策	実施率（%）
非正規移民に対する住宅差別の禁止	99
バイリンガル職員または通訳サービスの提供	93
自治体における移民または移民と同民族の職員の採用	89
移民を称えるイベントの開催	77
移民支援における非政府組織（NGO）との連携	76
移民団体への現物支援	76
バイリンガル候補者を惹きつける採用慣行の設計	75
移民団体への資金支援	67
資料の翻訳	65
委員会委員の移民の募集	59
外国の身分証明書（例．メキシコ領事身分証明書）の承認	58
移民を支持する決議の採択	57
移民問題に関する諮問機関の設置	54
移民コミュニティとの指定連絡担当職員の設置	54
移民誘致プログラム	51
移民向け起業支援	43
移民向け職業訓練	42
移民担当部局の設置	40
聖域都市宣言	23
職員による滞在資格の確認の禁止	22
市の身分証（IDカード）の発行	14

（出所）Williamson（2025）より作成。

本日の報告で注目するニューヨーク市について、2023 年時点の外国生まれ住民の状況をみますと、その特徴は、特定の出身国の人が非常に多いのではなく、移民の出身国が多様だということです。また、600 から 700 の言語が話されている状況であり、多様な移民が居住しているといえます。そして移民労働者がニューヨーク市経済を支える不可欠の担い手になっており、実に労働力人口の 44％を占めています（表 2-3 参照）。

［表 2-3］ニューヨーク市の外国生まれ労働力人口（産業別）2023 年

産業	外国生まれ労働力人口		労働力人口に占める外国生まれ労働力人口の割合（%）
	人口（1000人）	構成比（%）	
天然資源・鉱業	0.5	0.0	7.2
情報	21.4	1.2	20.6
製造業	68.9	3.8	54.7
行政	69.4	3.8	42.0
その他サービス	111.4	6.2	59.9
金融	117.6	6.5	31.8
建設業	159.3	8.8	69.5
卸・小売業	166.6	9.2	43.6
運輸・公益事業	171.4	9.5	65.3
レジャー・ホスピタリティ	194.8	10.8	43.1
専門・ビジネスサービス	241.5	13.3	35.5
教育・保健サービス	488.1	27.0	43.6
合計	1,810.9	100.0	44.4

（出所）Office of the New York State Comptroller（2024）より作成。

移民労働者の多くは、教育・保健サービス、それから専門ビジネスサービス、レジャー・ホスピタリティといったところに従事しています。

ただし、移民労働者が集中する産業の賃金水準は比較的低いのです。2022 年のデータでみると、医療・社会福祉サービス業が 5 万 8000 ドル、宿泊・飲食サービス業が 4 万 4000 ドルです。民間部門全体では 11 万 7000 ドル近いので、それと比べれば低いです。

このように、移民がニューヨーク市の経済を支える重要な担い手であり、それはニューヨーク市において移民が受け入れられ、肯定されている重要な背景の 1 つになっています。

移民支援政策の概要についてお話しすると、ニューヨーク市には移民支援、移民政策を専門に管轄する担当部局が設置されています。それがアメリカでも非常に有名な移民政策部です。移民政策部は、関連部局と連携して多岐にわたるサービス――法律支援、多言語での電話通訳・文書翻訳、英語学習支援、保育支援、医療保障、身分証発行、公教育など――を展開しています（New York City Mayor's Office of Immigrant Affairs 2024; 2025）。

ニューヨーク市のもう 1 つの重要な特徴は、基本的には非正規移民も含めてすべてのニューヨーク住民が市のサービスを利用できるようにすることを促進していて、サービスの利用において滞在資格を問うということを基本的にはしない、ということです。もちろん例外はあるのですが、この原則はニューヨーク市憲章と 2003 年に当時のブルームバーグ市長が発出した行政命令によって規定されています。ニューヨーク市においても、移民の多くは、言語的障壁、法的身分の欠如、雇用機会の不足といった様々な課題を抱えているのですが、それらについて、すべての住民にサービス支援を提供するという方針の下で多岐にわたる支援政策が展開されております。

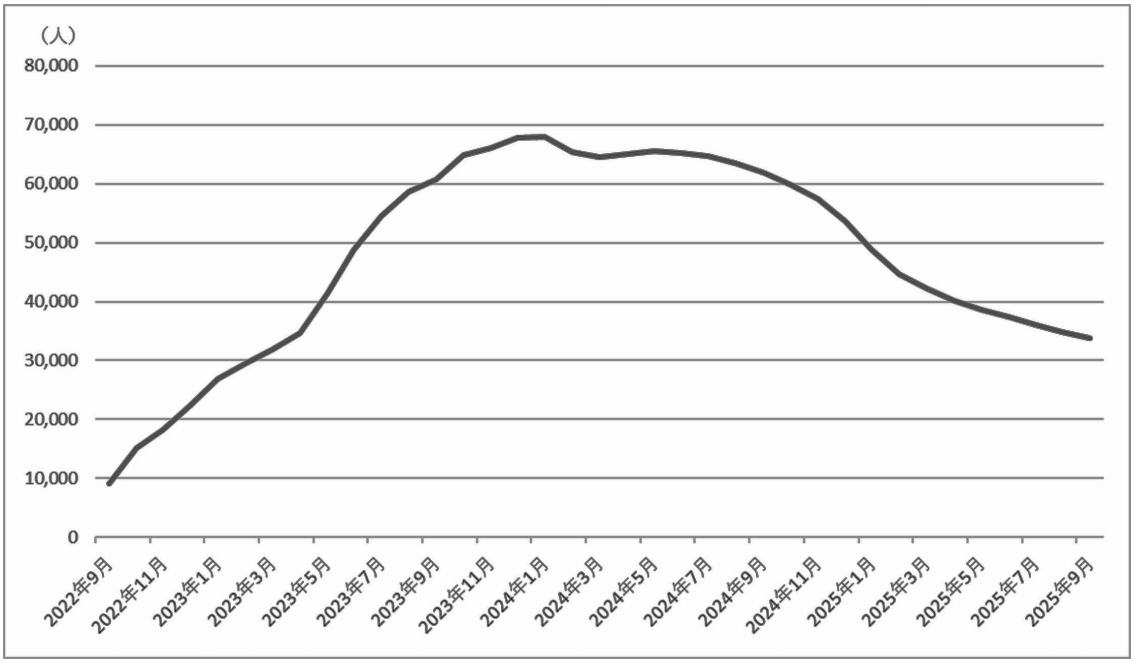
ここから、アダムス市政期の庇護希望者受け入れの財政運営に着目します。2022 年の春以降、ニューヨーク市に多くの庇護希望者が流入して、その受入れ支援が重要な課題になりました。ニューヨーク市では「避難する権利」が誰に対しても認められているので、滞在場所を希望する者にシェルターつまり避難所を提供する義務があります。そのため、庇護希望者に対して避難所、食事、医療、法律支援といったサービスを提供したのです。ピークだった 2024 年 1 月には、7 万人近くの庇護希望者が滞在しました（図 2-2 参照）。

では、この問題は財政的にどのように対応されたのか、つまり受入れ支援に伴う経費がどのような財源で賄われたのかをみていきます。2023 年度から 2025 年度までの 3 年間ですが、基本的には多くの部分を自主財源で賄っていますが、州も相当程度の財政支援を行っています。それに対して、連邦からの財政支援もあるのですが、財源に占める割合は極めて小さい、ということを特徴として指摘できます（表 2-4 参照）。

アメリカは連邦制国家ですから、地方自治体は自主財源を中心として財政を運営しており、連邦からの補助金の役割は限られます。財政的に自立しているという制度的条件と背景の下で、移民支援と庇護希望者受入れ支援も、その多くが自主財源で賄われたのです。

では、とくに庇護希望者の受入れが増えた 2024 年度に何があったのかに注目します。まず 2023 年 8 月、庇護希望者受入れ支援にどれだけ費用がかかるかの推計が発表されました。そこでは 110 億ドル必要だとされましたが、それは以前見込まれた費用に 70 億ドルの追加資金が必要だということです。このときアダムス市長は「私たちの思いやりは無

［図 2-2］避難所における庇護希望者の推移　2022 年 9 月～ 2025 年 9 月



注）1：市財源で提供された避難所が対象。
（出所）Office of the New York City Comptroller, Accounting for Asylum Seeker Services, Asylum Seeker Census. [https://comptroller.nyc.gov/services/for-the-public/accounting-for-asylum-seeker-services/asylum-seeker-census/]（2026 年 2 月 26 日閲覧）より作成。

［表 2-4］庇護希望者支援支出の財源別内訳　2023 年度～ 2025 年度

（単位：100万ドル，%）

	2023		2024		2025		合計	
ニューヨーク市	1,139	77.3	2,323	61.9	1,477	48.9	4,939	59.9
ニューヨーク州	335	22.7	1,310	34.9	1,455	48.2	3,100	37.6
連邦	—	—	120	3.2	88	2.9	208	2.5
合計	1,474	100.0	3,752	100.0	3,020	100.0	8,246	100.0

（注）1：2025 年 10 月現在。
2：四捨五入のため合計が一致しない場合がある。
（出所）Office of the New York City Comptroller, Accounting for Asylum Seeker Services, Fiscal Impact. [https://comptroller.nyc.gov/services/for-the-public/accounting-for-asylum-seeker-services/fiscal-impacts/] より作成（2026 年 2 月 20 日閲覧）。

限かもしれませんが、資源はそうではありません」と発言して、問題の財政面をクローズアップしました（New York City Office of the Mayor 2023）。

少し制度的な話になりますが、ニューヨーク市は予算を赤字にしない、つまり予算の均衡が義務づけられています。ニューヨーク市の会計年度は 7 月から翌年 6 月までですが、年度中に 4 回、財政計画つまりその年度の財政状況と、その後 3 ～ 4 年の財政見通しを示すものを作ります。そのなかでも翌年度ぐらいまでは予算均衡を示さなければいけません。

そのため、2025 年度に 71 億ドルという予算不足が見込まれると（表 2-5 参照）、それをどうやって均衡させるかが課題となりました。このときアダムス市長は、均衡予算を達成するための予算不足解消プログラム（Program to Eliminate the Gap）として、市の全機関の支出予算を一律 5%削減する措置を年度内に 3 回行う、という財政運営を行いました。

［表 2-5］ニューヨーク市の予算不足　2023 年 11 月財政計画

（単位：100万ドル）

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
予算不足（2023年6月財政計画）	-	-5,079	-6,836	-7,900
歳入変化				
税収	558	420	427	476
収入（税収を除く）	112	40	20	14
予算不足解消プログラム（収入）	106	111	108	103
合計	776	571	555	593
歳出変化				
部局支出の変更	593	93	95	91
予算不足解消プログラム（支出）				
部局支出節減	-1,583	-1,846	-1,725	-1,733
公債費	-24	-15	-84	-119
小計	-1,607	-1,861	-1,809	-1,852
庇護希望者支援	1,354	4,828	2,000	1,000
その他	-207	185	-104	-161
合計	133	3,245	182	-922
純変化（歳入変化合計－歳出変化合計）		-2,674	373	1,515
予算不足（前払い前）	643	-7,753	-6,463	-6,385
2024年度前払い	-643	643	-	-
予算不足（2023年11月財政計画）	-	-7,110	-6,463	-6,385

（出所）New York City Mayor’s Office of the Management and Budget, Financial Plan Update, Fiscal Years 2024-2027, November 16, 2023.
[https://www.nyc.gov/assets/omb/downloads/pdf/fpu11-23.pdf]（2026 年 2 月 23 日閲覧）より作成。

実際には、2023 年 11 月に第 1 弾として 5％削減を行いました。ただし、2024 年 1 月の第 2 弾削減のときは、警察庁、消防局、衛生局の支出が削減対象から除かれました。また、機関支出削減と同時に、庇護希望者支援支出自体も 20％削減しようということで、避難所に滞在できる期間の制限を導入するなどの措置をとりました。他方で、市の経済がコロナ禍から堅調な回復を示してきたということで、支出削減幅が当初の予定より縮小されました。そして、2024 年 2 月になると、市経済の実績が好調で、税収が見込んでいたより大幅に増えていたため、第 3 弾の全機関支出一律削減は取りやめになりましたが、庇護希望者支援支出はさらに 10％削減されました。

アダムス市長の財政運営は、庇護希望者支援支出が財政危機をもたらす大きな要因であると位置づけて、全機関支出予算の一律削減、それから庇護希望者支援支出も削減していく、つまり緊縮的な財政運営で対応していったのです。

これに対して様々な批判がありました。例えば、リベラル系シンクタンクである財政政策研究所（Fiscal Policy Institute 2023）と移民支援団体の連合体であるニューヨーク移民連合（Awawdeh 2023; Awawdeh and Quinn 2023）は、庇護希望者支援サービス削減を批判しました。それに対して、保守系団体である市民予算委員会（Citizens Budget Commission 2024）は財政規律を重視し、2024 年 2 月の全機関支出一律削減取りやめを批判しました。

ここで注目したいのは、アダムス市議会議長とブランナン市議会財政委員会委員長による批判（Adams and Brannan 2023）です。その要点は、財政難の理由を庇護希望者支援に求めるのは間違っているということです。また、全機関支出を一律削減するのは近視眼的

な誤った予算管理アプローチだとして、必要な支出の優先順位を定め、具体的には教育、保育、住宅などの支出にはちゃんと投資するべきだし、同時に収入確保も図るべきだ、例えば企業向けの税優遇措置を削減し、また手数料の徴収を強化することを提案したのです。

アダムス市長の財政運営にどのような問題があったのか、例を示しますと、避難所滞在期間の制限を導入し、例えば子供のいる家族に対しては 60 日経ったら退去してくださいということをやったのです。それと同時に、集中的なケースワークによる支援を行うとしました。ところが、ニューヨーク市会計監査局の調査報告書（Office of the New York City Comptroller 2024）によると、滞在期間制限は場当たり的に導入されていて、妊娠後期の妊婦や新生児を退去させたり、自立支援に役立たない限定的なケースマネジメントしか提供されなかったり、引越しを繰り返させて子供に重い負担を強いたりした、ということです。そこで、11 月には滞在期間制限が緩和されました。

アダムス市長が緊縮的な予算削減という財政運営を行った理由は、3 つ挙げられるでしょう。1 つ目は制度的に均衡予算が義務づけられていること、2 つ目は財政的な自立が求められるなかで、自主財源で対応しなければいけない、つまり予算制約が厳しいことです。

ただし、先ほどの市議会議長と財政委員会委員長の批判にあるように、収入確保策をとることも論理的には可能です。ではなぜ緊縮的な財政運営が取られたのかを考えてみると、市長の財政観というか、財政に対する見方が 3 つ目の理由として強く作用したと思います。

市長は財政規律を非常に重視しました。就任して初めて作成した予算案についての演説で、市長は「私の市政は財政規律を徹底的に追求する。私たちは自分たちのお金を支出しているのではない。貴方たちのお金を支出しているのだ」「財政規律は私の市政の成功の鍵となる。政府の無駄遣いと非効率性に抵抗しなければならない」と述べ、歳出総額を対前年度 7.5％減らす緊縮予算を提出しました（New York City Office of the Mayor 2022）。

それに対して、市議会議長と財政委員会委員長は、政府としての責務は教育、アフォーダブル住宅、健康などの公共サービスを提供することだという点を重視したのです。この財政観の違いが大きかったと考えております。

また、ニューヨーク市が移民支援ニーズを予算化するうえで、市議会が積極的な役割を果たしています。2024 年度予算において移民支援政策に関連する市議会の文書から資料を作ってみると（表 2-6 参照）、「市議会イニシアチブ」（City Council Initiative）が移民支援政策関連予算の 4 分の 1 ほどを占めることがわかります。具体的には、法律支援、保健関連、識字プログラムなどが含まれます。市議会イニシアチブは市議会裁量資金制度（City Council Discretionary Funding）で行われますが、これは市の行政機関のサービスでは十分に対応されていない地域のニーズを満たすために非営利団体に資金を配分する仕組みです。

市議会イニシアチブによる移民支援政策関連予算の推移をみると（図 2-3 参照）、2026 年度に大幅に増えています。その背景としては第 2 次トランプ政権による取締まりの強化があり、移民支援として法律支援のニーズが非常に増えたのです。

この予算の急増も、市議会とニューヨーク移民連合が主導しました。アダムス市長による執行予算は移民支援ニーズへの対応が不十分だと批判して、その後の予算編成過程のな

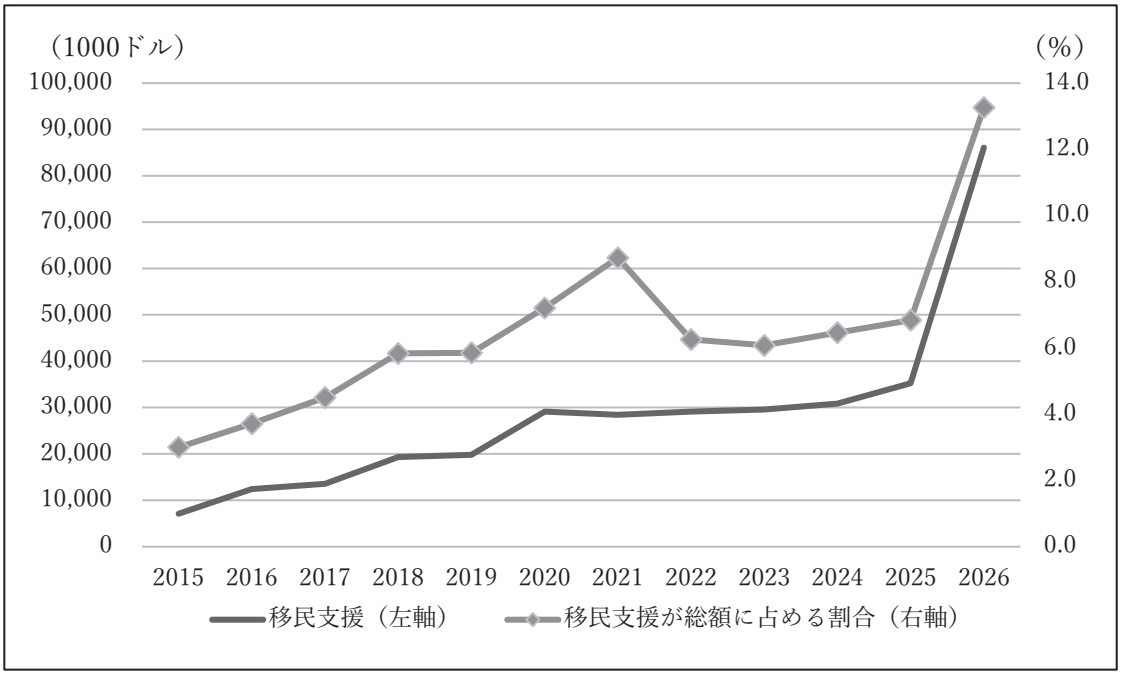
［表 2-6］ニューヨーク市の主な移民支援政策関連予算　2024 年度予算

（単位：1000ドル，%）

	金額	構成比
移民政策部	746	0.3
Action NYC	7,900	3.2
その他法律サービス	19,600	7.9
IDNYC	13,900	5.6
NYC Care	100,000	40.3
成人向け識字プログラム	43,400	17.5
移民家族等へのサービス	2,995	1.2
小計	188,541	76.0
市議会イニシアチブ	59,665	24.0
合計	248,206	100.0

（出所）New York City Council Finance Division (2024), p.2 より作成。

［図 2-3］市議会裁量資金制度における移民支援予算の推移　2015 年度～ 2026 年度



（注）1：移民支援事業は様々な分野で実施されているが、ここでの移民支援予算は移民サービス分野に限定している。
（出所）New York City Council, Adopted Expense Budget Adjustment Summary / Schedule C, 各年度版より作成。

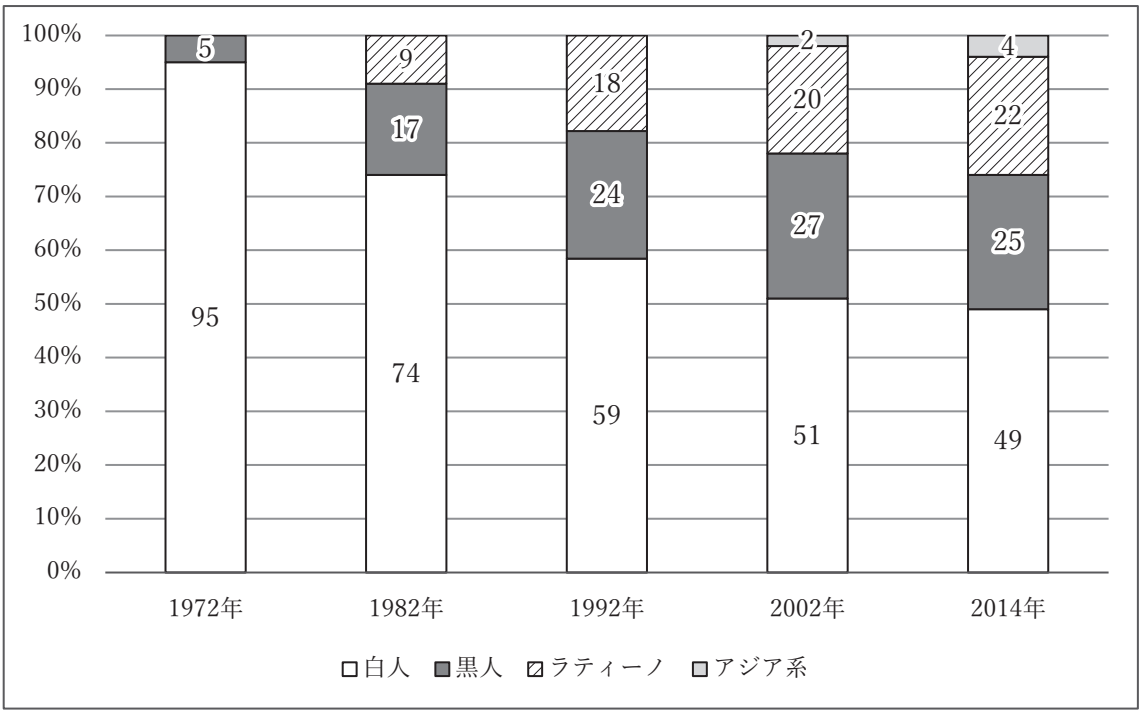
かで大幅な増額を実現し、市議会とニューヨーク移民連合はそれを高く評価しました。

市議会が移民支援ニーズの予算化に積極的な役割を果たしていると私は考えていますが、その背景、理由として何があるかと問えば、1 つは先ほど見たように市議会幹部が公共サービスの提供を重視しているということです。

もう 1 つは、市議会が民族人種構成の面で非常に多様性に富む構成になっていることです（図 2-4 参照）。

すでに 2014 年の時点で白人が過半数を下回っており、黒人、ラティーノ、アジア系が増えていました。2021 年の市議会選挙では、議会史上最多となる 5 人のアジア系アメリ

［図 2-4］ニューヨーク市議会議員の民族・人種構成



（出所）de Graauw and Vermeulen（2016), p. 1001 より作成。

カ人が議員に選出されました。2022 年時点では、多数派は黒人と褐色人種の議員でした。この議員構成の多様性が理由として重要ではないかと考えています。

最後に、補足的になりますが、2026 年 1 月に就任したマムダニ市長は、非常に注目されています。いままさに予算を編成しているところなので、具体的な施策はこれからですが、ニューヨーク市が移民の都市であることを強調していますし、ニューヨーク移民連合も市長選でマムダニ氏を支持したので、移民支援を積極的に展開すると見込まれます。

ただし、やはり財政危機に直面しているので、これをどう乗り越えるかが問題です。マムダニ市長の政策は保育の無償化をはじめとして支出を重視していますが、その財源として増税を初めから提案しているのが踏み込んでいるところだと思います。富裕層と企業への増税は州の承認が必要なので、それが実現できなければ、市の権限で行える不動産税の増税を行うといっています。それを実現できるのかどうかがポイントになると思います。

池上：アメリカについて、連邦とニューヨーク市のイメージはかなり違います。ニューヨーク市は移民支援サービスに相当努力していますが、財政危機に直面して、支出を削減しようとする人たちと収入確保を図って増税しようとする人たちの対立があるのですね。

最後は「カナダ移民政策の焦点―受け入れ推進からの転換？」と題して、連邦・州・地方自治体を通じたカナダの移民政策について論じます。前半は関根未来さんが積極的な移民受入れの実態について、後半は私が最近の政策転換についてお話しします。

■「カナダ移民政策の焦点―受け入れ推進からの転換？」

関根　未来

カナダ移民政策の焦点、とくに昨今の移民受入れの状況についてお話しします。

カナダは移民国家の 1 つですが、カナダを代表する言葉として、憲法にも明記されている多文化主義（Multiculturalism）があります。これは、理念として多文化主義を推進しますと掲げるだけではなくて、すべての人に平等な社会参加を促進する責務が連邦政府にあるとされています。そこで、移民についても、言語教育、就労支援といった定住支援などを国家レベルで積極的に実施しているのがカナダです。そのために、連邦政府には 2 つの大きな省があります。移民・難民・市民権省（Immigration, Refugees and Citizenship Canada［IRCC］）とカナダ遺産省（Canadian Heritage）です。

移民・難民・市民権省は、移民の入国に関する事項だけでなく、入国した後の定住支援なども扱うことになっています。また、文化的な事項、公用語――カナダは英語とフランス語の 2 言語制です――の維持管理などについてはカナダ遺産省が取り扱っています。

連邦レベルだけでなく、州・準州も連邦と同様に、移民政策に積極的に関わっていく義務が課されています。1976 年の移民法では、移民政策について、連邦と州が協議を行うことが義務化されました。州・準州にもそれぞれ移民政策を担当する省庁があります。ここで州が移民政策の主要なアクターとして位置づけられたことになります。

しかし、この移民法が成立した後も、しばらくは移民政策に関して州の意向がくみ取られることはなかったのです。その後、1990 年代に入って、州の側から州の意見をもっと取り入れるべきだとの不満の声が上がったことによって、州のニーズをくみ取る方向に動き出しました。そこで 1998 年にできたのが州推薦プログラム（Provincial Nominee Program）です。これは、それぞれの州・準州が独自のニーズに基づいて移民を選抜して、それを連邦に推薦します。つまり、永住権を獲得させるプログラムを州の権限で実施するというのが州推薦プログラムです（Seidle 2013）。これは現在も続いています。

近年の動きですが、州推薦プログラムに加えて、特定の地域への移民受入れプログラムも作られています。いきなりプログラムとして展開するのではなくて、まずパイロット事業として実施し、それがうまく軌道に乗ればプログラム化する、といったことを 2012 年以降、実施しています。

なかでもうまくいったものとして大西洋地域移民プログラム（Atlantic Immigration Program）があります。大西洋 4 州（Newfoundland and Labrador, Prince Edward Island, Nova Scotia, New Brunswick）という非大都市圏の州がありますが、その 4 州で認定企業が求める移民労働者に永住権を与える制度を、州推薦プログラムとは別に実施しています（IRCC 2020）。

また、移民の流入が少なく、人口不足が進行する農村と北部地域に移民が来てほしいということで、農村・北部地域移民パイロット事業（Rural and Northern Immigration Pilot）が、2019 年から 2024 年まで行われました。この事業はコロナ禍の影響もあったのでプログラム化せずに、後継事業として 2025 年から農村・フランス語圏コミュニティ移民パイロット事業（Rural and Francophone Community Immigration Pilot）が行われています。

つまり、人口が少なく、移民が来にくい非大都市圏を対象とするプログラムが展開され

ており、永住移民を積極的に受け入れたいというカナダの意向が伺えます（古地 2023）。

カナダが移民国家だというとき、永住移民と非永住滞在者がいますが、永住移民はどんどん増えています（表 3-1 参照）。

［表 3-1］カナダへの永住移民［種別］

	総計	［人口比］	経済移民	家族呼寄せ	難民人道	［参考］人口
1980年	143	［0.6%］	50	51	40	24,516
1990年	216	［0.8%］	98	75	40	27,691
2000年	227	［0.7%］	136	61	30	30,686
2010年	281	［0.8%］	187	60	34	34,006
2015年	272	［0.8%］	170	65	36	35,704
2016年	296	［0.8%］	156	78	62	36,111
2017年	286	［0.8%］	159	82	45	36,545
2018年	321	［0.9%］	186	85	50	37,073
2019年	341	［0.9%］	197	91	49	37,618
2020年	185	［0.5%］	106	49	25	38,029
2021年	406	［1.1%］	253	81	72	38,240
2022年	438	［1.1%］	256	97	85	38,950
2023年	472	［1.2%］	273	110	89	40,049
2024年	484	［1.2%］	282	106	96	41,262

（出所）Immigration, Refugees and Citizenship Canada (IRCC), *Annual Report to Parliament on Immigration*（各年版）、Statistics Canada, *Population Estimates on July 1st, by Age and Gender*. により作成。

2020 年はコロナショックで減りましたが、その後はコロナ前を一気に超えて年間 40 万人台の入国を記録しました。カナダの人口は 2024 年現在 4100 万人ですが、その 1.2%、48 万人の永住移民が 1 年間に入国したのです。そして、2023 年 11 月に発表した計画では、2025 年には 50 万人受け入れるとしていました。

永住移民の 6 割ぐらいが経済移民ですが、経済移民がどういうルートで入ってきたのかをみると（表 3-2 参照）、先ほどお話しした州推薦プログラム、大西洋地域移民プログラム、それからケベック州の独自な移民プログラムもある。つまり、州・準州が主導的に受け入れるプログラムが半分以上を占めています。もちろん連邦のプログラムもありますが、2024 年の経済移民 28 万人のうち 16 万人は州が主導するプログラムでの受入れです。

それから、非永住滞在者、つまり留学生と非永住労働者もすごい勢いで増えました。とくにコロナ明けには、従来以上の速度で増えました（表 3-3 参照）。

表にある「滞在許可」は新たに許可された非永住滞在者の数で、2025 年の人数まで載っています。「資格保有者」は新たに加わった人と以前からいる人の合計、つまり実際に滞在している人ですが、2024 年末の人数まで載っています。2023 年にはコロナ前と比べて 2 倍以上に増えました。

州が積極的に移民を受け入れていますが、受け入れて終わりではなく、カナダでは移民が定着、定住するための定住支援サービスが積極的に行われています。具体的には、オリエンテーション、ニーズ調査、就職支援、言語支援、コミュニティとの繋がり促進などです。とくに、移民の統合に向けて定住支援サービスを提供するだけではなく、移民を受け

［表 3-2］2024 年の経済移民の内訳（単位：人）

	NL	PE	NS	NB	QC	ON	MB	SK	AB	BC	YT	NT	NU	合計
連邦プログラム	155	90	1,310	2,540	20	72,840	1,580	2,355	14,635	12,520	75	20	15	108,155
大西洋地域移民プログラム	1,090	580	3,225	3,155	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,050
州推薦プログラム	3,335	2,930	7,020	7,800	0	24,530	14,880	17,795	19,850	15,770	765	240	0	114,905
農村・北部地域移民パイロット	0	0	0	0	0	2,565	365	260	55	830	0	0	0	4,070
一時滞在者の永住権獲得	25	30	125	165	0	2,160	205	110	560	1,290	0	0	0	4,670
ケベック移民プログラム	0	0	0	0	41,195	0	0	0	0	0	0	0	0	41,195
経済移民合計	4,610	3,635	11,680	13,655	41,215	102,090	17,500	19,065	31,085	35,960	830	275	15	281,615

（注）1：一部のプログラムにはパイロット事業も含まれている。
（出所）：Immigration, Refugees and Citizenship Canada, *2025 Annual Report to Parliament on Immigration*, pp.14-15 により作成。

［表 3-3］カナダの非永住滞在許可数と非永住滞在資格保有者（単位：千人）

①滞在許可	総計	[人口比]	非永住労働者	留学生	②資格保有者	総計	[人口比]	非永住労働者	留学生	[参考]人口
2015 年	478	[1.3%]	259	219	2015 年末	758	[2.1%]	405	352	35,704
2016 年	567	[1.6%]	303	264	2016 年末	868	[2.4%]	458	411	36,111
2017 年	636	[1.7%]	321	315	2017 年末	1,012	[2.8%]	521	491	36,545
2018 年	706	[1.9%]	352	354	2018 年末	1,185	[3.2%]	618	567	37,073
2019 年	822	[2.2%]	422	401	2019 年末	1,396	[3.7%]	759	638	37,618
2020 年	586	[1.5%]	331	256	2020 年末	1,296	[3.4%]	769	527	38,029
2021 年	880	[2.3%]	436	444	2021 年末	1,362	[3.6%]	745	616	38,240
2022 年	1,150	[3.0%]	602	548	2022 年末	1,900	[4.9%]	1,097	804	38,950
2023 年	1,626	[4.1%]	945	681	2023 年末	2,789	[7.0%]	1,752	1,037	40,049
2024 年	1,421	[3.4%]	906	515	2024 年末	3,125	[7.6%]	2,129	996	41,262
2025 年	1,154	[2.8%]	770	384	2025 年末					41,652

（注）1：「非永住労働者」は “Temporary Foreign Worker” と “International Mobility Program” 労働許可数の合計。（両方の資格を有する者もいる。）
（出所）：IRCC, *Temporary Residents: Temporary Foreign Worker Program and International Mobility Program Work Permit Holders – Monthly IRCC Updates, IRCC, Temporary Residents: Study Permit Holders – Monthly IRCC Updates,* Statistics Canada, *Population Estimates on July 1st, by Age and Gender.* により作成。

入れる社会の側もきちんと用意するという双方向のプロセスが必須であることを、先ほどお話しした連邦の移民・難民・市民権省自身がはっきり述べています。

実際に定住支援サービスを行うのは NPO、NGO などの民間団体がメインです。もちろん教育に関係するものは教育委員会が行うこともあり、ほかにも州政府、地方自治体などが行うこともありますが、基本的には民間団体がメインになっています。そして、民間団体がいろいろな定住支援サービスを行うのに当たって政府が資金を提供することが多いので、官民パートナーシップが主流になっています（Shields, Drolet and Valenzuela 2016）。

2023 年度連邦決算をみると、連邦政府が定住支援サービスを行う団体に対して資金提供した金額が 30 億カナダドル、日本円にすると 3500 億円（発表時点の為替レートによる）です。日本の人口はカナダの 3 倍なので、日本であれば定住支援サービス提供団体に約 1 兆円配ったことになります。

この資金提供は、定住支援サービスを直接提供する団体だけではなく、間接的なサービスを提供する団体も対象になります。例えば、言語支援を直接行う団体だけでなく、サービス提供団体を連携させる、つまり複数の組織を巻き込む形でネットワークあるいはコミュニティを作る事業を行う団体にも資金提供を行います。それによって、個々の団体が孤立しないで連携し、また地域内外における機能連携を強化できることが評価されます。

さらに、州が主導して移民を受け入れるというと、結局はそこに定住しないのではないか、と思われるでしょう。実際、州推薦を得る際に、その州に定住するかどうかが一応問

われます。そこでイエスと答えないと永住権は得られませんが、実際には他の州に移動できます。短期間で移動すると、州から「本当に定住する気があったのか」という審査が行われますが、基本的には移動は自由です。正当な理由があれば短期でも移動できます。

連邦の調査でわかったのですが、短期・中期的にはその場に定着する移民が多いといわれます。永住権取得後 2 年間の平均でみると、州推薦プログラムでは 82％、大西洋地域移民プログラムでは 90％の移民がそこにまだ住み続けています。移民とそれを受け入れる社会に対する定住支援サービス、そして間接的なサービスを行う団体も含む資金提供を行っていることが、定住促進に効果的に機能しているのではないでしょうか。

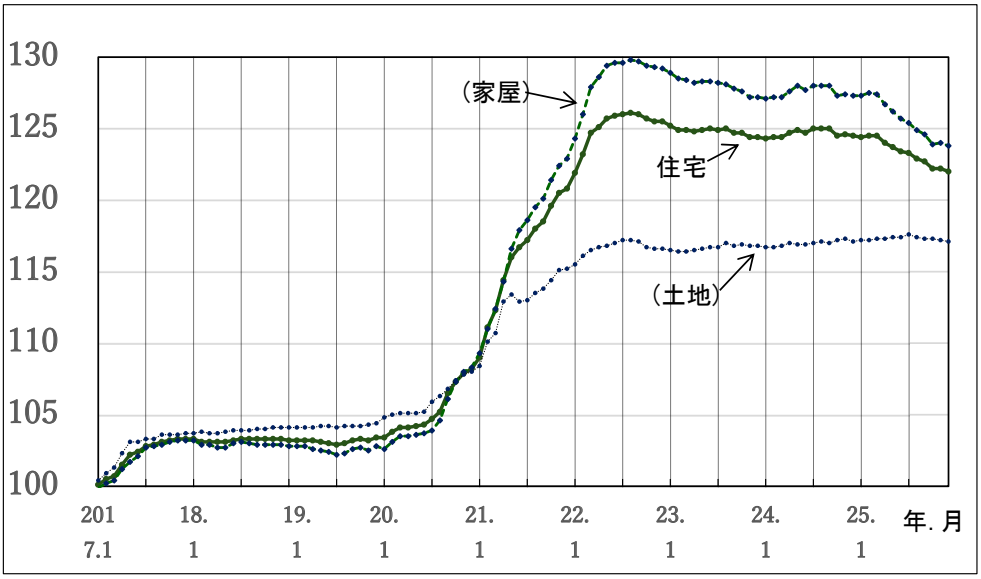
ただし、長期的にみればやはり移動する。とくに州推薦プログラムでは、非大都市圏のルートで入国しても、最終的にはトロントなどの大都市に移動するともいわれます。それに対応して大西洋地域移民プログラムを作ったのですが、新しい制度なので、長期的にどうなるかという結果はまだ出ていません。今後出てくる結果に着目すべきだと思います。

池上　岳彦

ここからは最近の問題についてお話しします。関根さんが報告したように、カナダは積極的に移民を受け入れ、国民の多くがそれを支持してきました（Banting 2021; Banting and Soroka 2020; 加藤 2018; 新川 2019; 大岡 2021; 池上 2023; 山野内 2024）。ところが、2024 年から移民受入れ抑制の動きが出てきました。その最大の理由は住宅問題です。先ほどのお話の通り、年間 50 万人の永住移民を受け入れる計画がありましたが、それにより人口が急増すれば住宅が足りなくなるといわれているのです（池上 2026）。

どういうことかというと、コロナ禍が始まった 2020 年の後半から新規の住宅価格が急上昇しました。とくに家屋の建築価格が 2 割以上上昇しました。2025 年になってやっと下がってきましたが、それでもコロナ前よりはかなり高いのです（図 3-1 参照）。

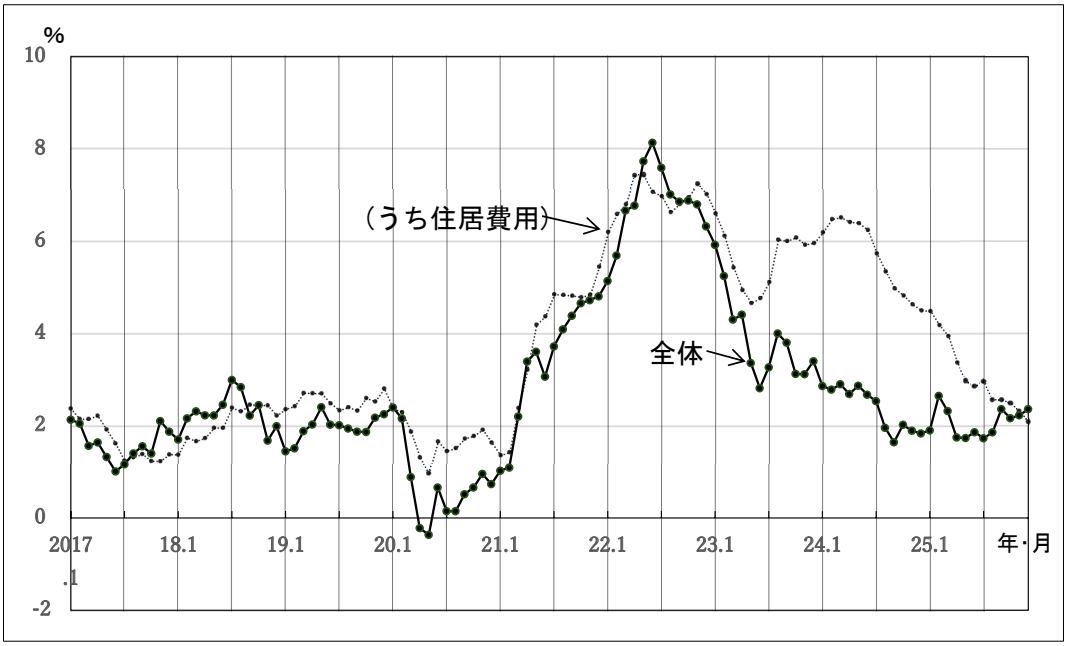
［図 3-1］カナダの新築住宅価格指数の推移［2016 年 12 月＝ 100］



（出所）Statistics Canada, “New Housing Price Index, Monthly.” (Table 18-10-0205-01)

住民の住宅費用、つまり家賃、住宅ローン返済費、住宅維持補修費も急増しました。消費者物価はコロナ明けとともに上昇し、年間上昇率は 2022 年半ばには 8%に達しました。住居費用の上昇率も同様でした。ところが、2023 年からは全体の物価上昇率は 2%台に下がったのに、住居費用の上昇率は 6%台で推移し、生活費に占める住宅費用の負担が重くなりました。それが落ち着いたのは 2025 年になってからです（図 3-2 参照）。

［図 3-2］カナダの消費者物価指数の変化率［対前年同月比］



（出所）Statistics Canada, “Consumer Price Index, monthly, not seasonally adjusted.” (Table 18-10-0004-01)
［https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1810000401］
（2026 年 2 月 12 日閲覧）

住宅ローン金利の問題もあります。カナダでもコロナ禍に応じて超低金利政策が取られました。しかし、日本と違って、カナダは 2022 年から物価上昇に応じて金融引き締め政策をとり、2024 年まで金利が急上昇しました。住宅ローン金利も 2%から 6%ぐらいまで上がり、住宅ローンを組めないという問題が出てきました（図 3-3 参照）。

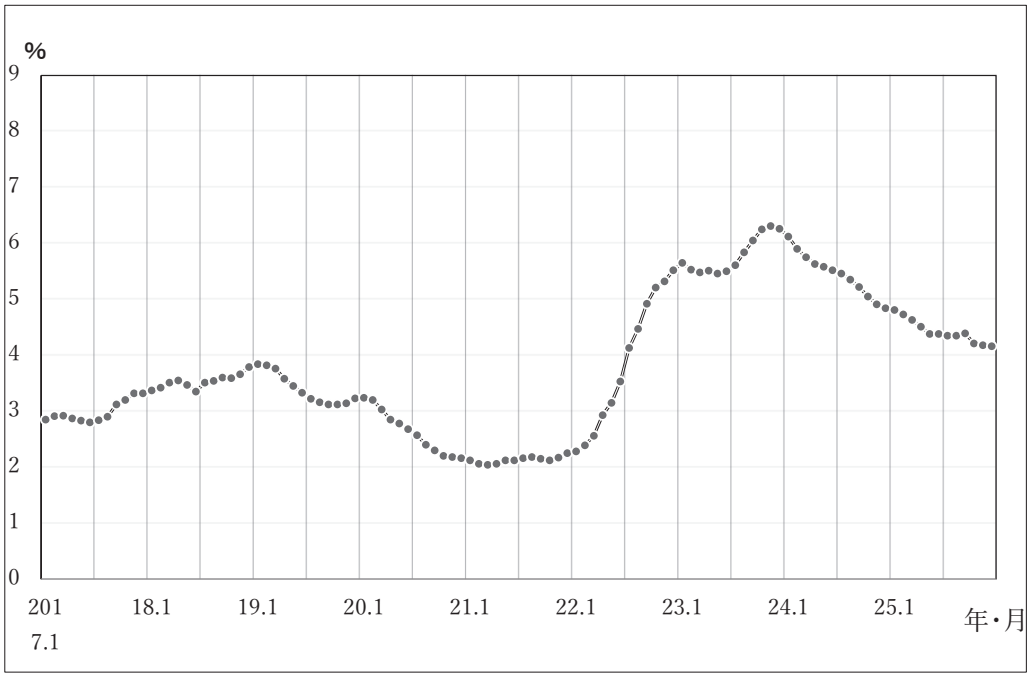
いわゆる「手頃な住宅」（Affordable Housing）という考え方があるのですが、カナダでは住宅費用が税引き前所得の 3 割以下に抑えられていれば「手頃な住宅」だといわれます。ところが、「手頃な住宅」に住めないという非常に大きな不安が出てきたのです。

代表的な世論調査をみると、「カナダが現在直面している最大の問題は何か」の問いに対して、2023 年から「『手頃な住宅』への居住」という回答が急上昇して 1 割を超えました（表 3-4 参照）。この原因は住宅費用の増大と金利の上昇だといえます。

そして、同じ世論調査のなかで「カナダは移民を受け入れ過ぎているか」の問いに対して、2022 年までは「同意しない」つまり「受け入れ過ぎていない」という人が約 7 割だったのに、2023 年から数値が大きく変化し、2024 年からは逆転して「同意する」つまり「受け入れ過ぎている」が 6 割近くになっています（表 3-5 参照）。

これは、住宅費用が急上昇して「手頃な住宅」に住めないという不安が顕在化した時

［図 3-3］住宅ローン利子率（平均）



（出所）Statistics Canada, “Funds advanced, outstanding balances, and interest rates for new and existing lending, Bank of Canada - Total, funds advanced, residential mortgages, insured.” (Table 10-10-0006-01)
［https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1010000601］（2026 年 2 月 12 日閲覧）

［表 3-4］世論調査「カナダが現在直面している最大の問題は何か」（単位：%）

	2019 年 10 月	2020 年 10 月	2021 年 9 月	2022 年 9 月	2023 年 9 月	2024 年 9 月	2025 年 9 月
インフレーション(生活費高騰)	8	1	3	**22**	**24**	**22**	16
経済（高金利，失業）	14	17	10	12	13	14	16
「手頃な住宅」への居住	-	1	5	6	**14**	**12**	**11**
アメリカの通商政策・関税	-	-	-	-	-	-	10
保健医療	9	7	9	15	9	11	8
政府のリーダーシップの弱さ	8	8	7	7	8	9	8
移民・難民	2	1	1	1	2	**4**	**7**
環境・気候変動	24	5	13	10	8	5	3

（出所）Environics Institute for Survey Research, *Canadian Public Opinion about Immigration & Refugees 2025* (October 2025).

［表 3-5］世論調査「カナダは移民を受け入れ過ぎているか」（単位：%）

	2019 年 10 月	2020 年 10 月	2021 年 9 月	2022 年 9 月	2023 年 9 月	2024 年 9 月	2025 年 9 月
同意する	34	27	29	**27**	**44**	**58**	**56**
同意しない	63	66	65	**69**	**51**	**36**	**38**

「同意する」人が挙げた理由	2022 年	2025 年		2022 年	2025 年
政府の対応・管理のまずさ	**13**	**33**	文化(言語・価値)への脅威	24	13
経済的影響（カナダ人の職を奪う）	**21**	**31**	公衆衛生・感染症リスク	1	5
住宅の価格上昇・不足への影響	**15**	**27**	安全保障(テロ等)リスク	3	5
人口が増えすぎる	19	22	留学生が多すぎる	・	4
財政への影響（経費が増えすぎる）	23	20	その他	5	5

（出所）Environics Institute for Survey Research, *Canadian Public Opinion about Immigration & Refugees* 各年版。

期と重なっています。この時期は失業率も高まったので、雇用への懸念もありましたが。

それに対して、連邦政府は、第1に住宅建設を推進しています。まず、カナダ住宅建築局（Build Canada Homes）を2025年9月に新設しました。この機関は「手頃な住宅」の建設を促進するために、連邦の所有地を提供する、建築業者を連邦が募集して資格審査を行う、あるいは州・地方自治体と協定を結んで、州は資金を拠出し、地方自治体は建築許可手続きを早期化する、そしてアメリカの関税政策に対抗する意味もあるのですが、国産資材つまりカナダ産の木材、機械などを使うといった施策を始めました。

次は、1件目の住宅購入への消費税――カナダでは財・サービス税（Goods and Services Tax）という名称です――を減免する措置です。本来、家屋の購入には消費税がかかりますが、価格が100万カナダドル、つまり約1億1000万円までは免税とする措置が発表されました。さらに、先住民の住宅建設を促進する、あるいはNPOによる賃貸アパート取得への補助金を出すなど、いろいろなことを行って住宅の供給を増やそうとしています。

第2の政策は外資規制です。まず、連邦が未活用住宅税を設けていますが、その納税義務者は主に外国人もしくは外国企業です。また、州の例ですが、太平洋岸のブリティッシュコロンビア州――バンクーバー市がある州です――は、投機・空き家税を課しています。これも外国人あるいは国外所得が多い人は税率が高く設定されています。それから、バンクーバー市も空き家税を課しています。このように、納税義務者の属性に合わせて税率を変える方式も含めて、外国人、外国資本に厳しい空き家税をかける政策がみられます。

もう1つ、これもよく話題になりますが、連邦の「非カナダ人住宅不動産購入禁止法」があります。これは、外国企業あるいはカナダの市民権、永住権、滞在許可を持たない人について、大都市圏における住宅不動産購入を禁止する法律で、2023年から2年間の時限立法として施行されましたが、2026年末まで終了期限が延長されています。

WTOの「サービス貿易一般協定」第17条に外国人に「内国民待遇」を与えるという規定がありますが、カナダは第17条について「留保」しているので、このような規制を行えるのです（U.S. Law Library of Congress 2023）。日本はその留保を行っていません。

さて、このような状況の下で、移民の受入れ抑制が始まっています。

非永住滞在者については、2025年からの2年間で300万人から210万人に減らし、人口に占める割合を7％から5％に下げる方針です。そのため、2025年11月の計画では、2026年の新規滞在許可数は前年に比して、非永住労働者は37％減、留学生は49％減です（表3-6参照）。

永住移民についても、2023年11月の計画は先ほどのお話のように、2025年に50万人受け入れるとしていましたが、2024年10月の計画はそれを39万5000人へ激減させました。さらに2025年11月の計画は、2026年から38万人に減らしました。そのなかで、経済移民はあまり減らさず、主に家族呼寄せと難民受入れを減らしています（表3-7参照）。

先ほど倉地さんは様々なアクターが対等の立場で議論する必要性を強調しましたが、カナダでは、連邦と州・準州の移民担当相会議が毎年開催され、移民は多様性と経済ニーズへの対応に貢献する、カナダは移民を歓迎し、支援して包摂するという原則が承認されています（Forum of Ministers Responsible for Immigration 2024）。

［表 3-6］新規の非永住滞在許可に関する計画

［上段：2024 年 10 月 24 日／下段：2025 年 11 月 4 日］（単位：千人、％）

	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年
非永住労働者・留学生	674	517 (-23.3)	544 (+5.2)	
		385 (-42.8)	370 (-3.9)	370 (+0.0)
うち 非永住労働者	368	211 (-42.7)	238 (+12.8)	
		230 (-37.5)	220 (-4.3)	220 (+0.0)
留学生	306	306 (+0.0)	306 (+0.0)	
		155 (-49.2)	150 (-3.2)	150 (+0.0)

（注）1：（ ）は対前年比。

（出所）Immigration, Refugees and Citizenship Canada, *Annual Report to Parliament on Immigration*, 各年版。

［表 3-7］永住移民受入れ計画　（単位：千人、％）

		経済移民	連邦審査	州・準州推薦	ケベック州選抜	大西洋移民プログラム	家族呼寄せ	難民人道	合計 (変化率)
2024 年(2023年計画)		281	127	110	38	7	114	90	485
2025 年	(2023 年計画)	301	138	120	35	9	118	81	500 (+3.1)
	(2024 年計画)	232	138	55	35	5	95	68	395 (-18.3)
2026 年(2025 年計画)		240	118	92	27	4	84	56	380 (-3.8)
2027 年(2025 年計画)		245	120	93	28	4	81	54	380 (+0.0)
2028 年(2025 年計画)		245	120	93	28	4	81	54	380 (+0.0)

（注）1：2023 年計画は同年 11 月 1 日、2024 年計画は同年 10 月 24 日、2025 年計画は同年 11 月 4 日に発表。
2：2026 年の変化率は、2025 年（2024 年計画）に対する変化率。
3：「ケベック州選抜」の人数は記されていないので、「経済移民」から他のプログラムを除く人数を示す。

（出所）Immigration, Refugees and Citizenship Canada, *Annual Report to Parliament on Immigration* 各年版。

州・準州は、移民の受入れについて――保守党政権も含めて――基本的には積極的です。それから、公用語の習得、教育、文化の保全・継承などについては、関根さんからお話があった通り、連邦からの補助はありますが、基本的には州・地方レベルが担います。

それから、現在でも難民・人道的受け入れが永住移民の 1 割以上を占めており、今後も毎年 5、6 万人は受け入れます。難民がどこから来るかというと、2024 年の場合、エリトリア、アフガニスタン、シリア、ソマリア、エチオピアの順になります。また、カナダの場合、難民の認定率が 5 割を超える年が多いです。

そのように考えると、住宅問題を契機として、非永住滞在者の抑制が主な論点になっており、移民の受入れは減速しているけれども、福祉排外主義とまではいえないと考えます。

また、中長期的にみれば労働力不足の状態であり、移民労働者への期待は高い（Statistics Canada 2022）。カナダでも少子高齢化が進み、2024 年の合計特殊出生率は 1.25 と高くない。人口は増やしたいが、その増加の約 8 割は移民受入れによるものです。

問題はやはり住宅不足です（IRCC 2025a; 2025b）。住宅の外資規制と移民受入れ抑制について主要政党の間で大きな見解の相違はないのですが、外資を規制したからといって「手頃な住宅」が増えるわけではありません。根本的な対策は住宅建設推進であり、連邦の自由党政権は住宅建設に向けた財政支出を急増させています。先ほどふれたカナダ住宅建築局の新設だけでなく、建設関係の人材確保も、実は移民に依存している面があります。そ

れも含めて、住宅供給を増やすことが、移民受入れ制限緩和のためにも急務です。

■討論

池上：それでは、高田寛文先生と山脇啓造先生からコメントをいただきます。

高田　寛文

私はもともと自治省、いまの総務省に勤務しており、県庁で国際化、国際交流等の担当部長を務めたり、全国市町村国際文化研修所という市町村職員研修施設で、多文化共生等に力を入れて市町村職員の研修を行ったりしたことがあります。そのことも踏まえつつ、最初に感想を申し上げてから、3 つの発表について質問させていただきます。

まず感想の1つ目です。これまでもこのプロジェクトで議論されてきたと思うのですが、そもそも移民というのをどう捉えるかという話です。先ほどご紹介がありました 2022 年の掛貝・早﨑論文を見ますと、移民を広く捉える、いまは概論をする段階だから、となっていました。ただし、今回の科学研究費も最終段階ということなので、これまでの研究成果を踏まえて、具体的な財源論を含めた制度のことを論じるとなれば、そこでいう移民とはどういう人たちを捉えるのかということを、どこかで頭に置いておかなければいけなくなるのではないのかと感じております。

ただし、早﨑先生の発表にありましたが、社会のなかであるグループを作ると、それが社会的分断につながる恐れもあります。極端ないい方をしますと、今回の研究が乗り越えようとしている、いわゆる移民財政貢献論の方向へ向かってしまい、財政的に貢献する移民とそうでない移民に分けるという話になりかねない、そういう危険性があります。その点を頭に置きつつも、やはり議論が進んできた段階では、ここで取り上げる移民とはどういう人たちなのかを考える段階に来ているのではないか、というのが最初の感想です。

感想の 2 つ目ですが、倉地先生の発表のなかで、とくに地方レベルでのいろいろな取組みに補助金がついていないというお話がありました。つまり、国と地方の間の財政的な関係ですね。補助金とか交付金とか、あるいは地方交付税について考えないといけないので、国と地方の間、場合によっては都道府県と市町村の間で、どのようにお金の関係を見ていくのかという話にこれから入っていくのだと思います。

そのとき、先ほど倉地先生から、例えば国に対して地方の声が届いていないので、それを届けるためのいろいろなチャンネルを使っていく必要があるというお話がありましたが、私は、届いていないわけではないような気がする、という感想を持っています。届いてはいるけれども聞こえないふりをしているのか、あるいは聞こえているけれども国はそれに対応することが現実的に難しいのか、その辺りは何が現実なのかを考えないといけない。

例としまして、出入国在留管理庁が持っている外国人受入環境整備交付金は、自治体が一元的な相談窓口を整備し、あるいは運営していくのに対して交付金を出しているのですが、これが 2025 年度は 10 億円、2026 年度予算案でも 10 億円になってます。ところが、2024 年度まで 11 億円だったのです。数年間 11 億円が続き、しかも 2024 年の日本経済新

聞の記事では、2024 年度は 11 億円あるけれども 1 億 5000 万円不足していると書かれていました。11 億円の予算で 1 億 5000 万円不足しているのに、翌年度は 10 億円に減ったのです。では、その間、地方は何もしなかったのかといえば、全国市長会、地域国際化協会連絡協議会など、いろいろなチャンネルを使って、国に対して話をしています。しかし、結果として、2025 年度は前年度よりも 1 億円減らされたのです。

その理由の 1 つは、2024 年度にこの交付金を対象に、財務省の予算執行調査が行われたことです。これは相談窓口の話ですから、人件費が中心なのですが、調査の結果、人件費を見直して、本当に必要な経費だけに絞れという話が出され、2025 年度は人件費にキャップをはめたため、予算が減った。これに対して自治体からは、そういうことはやめてくれという要望がずっと出ています。それで、2026 年度は人件費の限度額をやめるということです。そういう意味では少し改善していますが、その代わり、いわゆる整備事業の交付率が今までの 10 分の 10 から 2 分の 1 になります。このように制度が頻繁に変わるので、自治体は安心して人を雇えないだろう、こういうことが起こっているのが現実です。

それから、交付率が 2 分の 1 になれば、その裏負担はおそらく地方交付税措置です。普通交付税で手当することになると思うのですが、財政的に見ると、これだけいろいろ制度が変わるなかで、自治体がどうやってこれを安定的に運営していくのかという観点がある。

これは、声が伝わっているのか、それとも伝わっていないのか。伝わってるけれども、出入国在留管理庁としては財務省との関係でこうせざるを得ないのか。その辺のところを見たうえで、国と地方の財政関係をどうしていくのかを議論していく必要があるのではないかという感じがします。

感想の 3 つ目ですが、普通交付税の話です。財政の関係なので、もう少しお話ししますと、これも倉地先生のお話のなかに、地方交付税の見直しのなかで「普通交付税化していこう」というお話がございましたが、これは「どこまでが普遍的な財政需要なのか」ということになっていくと思います。

今の交付税措置を見ますと、例えば外国人に対する防災対策、外国人子弟に対する教育就学支援は、特別交付税措置になってます。これは都道府県分も市町村分も特別交付税なのです。市町村単位になるとそうかなと思いますが、都道府県の場合だと、もしかするともう少し一般的な財政需要があるのではないかと。47 都道府県全部に措置するというようなこともあるかもしれません。この辺りは、状況も見つつだと思いますが、普通交付税対応がいいのか、特別交付税対応がいいのかということを今後もしっかり見ていき、普通交付税化できるところがあれば普通交付税の方がよいのかもしれないと思います。

では、いくつか質問いたします。倉地先生、早﨑先生のご発表に関しては、資料の「問題意識」のスライドに「移民 / 外国人」という言葉があります。この 2 つを並べた意味はどういうことかというのが、資料を拝見したときに思ったことです。先ほどお話ししたように、移民の定義をもう少しクリアにしていく必要があると思うので、移民と外国人を並べたとき、この 2 つは同じものかどうかを確認させていただきたいということです。

それから、スライドの 6 枚目～ 7 枚目に「地方自治体の重要性」と「地方自治体の特殊性」という言葉が出てきます。この 2 つはどういう関係にあるのでしょうか。地方自治体

は特殊であるがゆえに重要なのか。特殊だというのはなぜ特殊なのか。スライドにある説明では、国の場合には国籍による二分法が強く意識されるけれども、地方の場合はそうではなく、むしろ居住という面から捉えるということですが、これは特殊なのかというところもあります。この地方自治体の「重要性」と「特殊性」という言葉がどのような意味合いを持って使われているのか、ご説明いただければと思います。

次に、谷先生のご発表のなかで、市議会の裁量資金というのが全体の 24％ぐらいを占めるというご指摘がありました。その説明を見ますと、市議会議員が地域のニーズに対して使うのだと書いてあります。その言葉だけを見ると、市議会の役割としてこの資金が使われているのか、あるいは市議会議員が自分の地域の課題に対応するためにお金を引っ張っていくというお金なのか。もし後者だとすれば、腕のいい議員がたくさん自分の地域に引っ張っていくような資金として機能しているのではないかという心配があります。その点で、この資金が現実にどのように機能しているかを教えていただければと思います。

最後の池上先生と関根先生のご発表ですが、永住移民のうち経済移民という言葉がどういう人たちを表すのかということにもよると思うのですが、カナダ連邦政府のホームページで見ますと、経済移民としては “Federal High Skilled” “Caregiver” “Agri-Food Pilot” という分類の人数が多いので、そういう意味で経済と社会に役に立つ人たちを増やそうとしているという理解でよろしいのか、という質問です。

もう 1 つは、資料の表 3-7 ですが、2026 年度と 2027 ～ 2028 年度の受入れ計画を比べると、全体で経済移民が 5000 人ぐらい増えていますが、連邦の分が 2000 人増えています。先ほどのお話では州がかなり大きな役割を果たしているというなかで、移民の問題に関して連邦の役割が増す方向に少し舵を切っているということでしょうか。

池上：高田先生、ありがとうございました。続いて山脇先生、お願いいたします。

山脇　啓造

(1) 3 報告へのコメント

私は、本日の報告を、「成員性（Membership）の設定」と「統合責任の制度化」の関係から整理してみたいと思います。

成員性とは、政治共同体の構成員としての地位を指します。それは国籍に基づくのか、永住資格に基づくのか、あるいは居住という事実に基づくのかという問題です。一方、統合責任とは、国家がその構成員を社会的･経済的に統合する責任を指します。重要なのは、この 2 つが一致しているかどうかです。成員として統合する範囲が拡張しているにもかかわらず、その統合責任が制度化されていない場合、再分配をめぐる負担はどこかに集中し、そこで政治的緊張が顕在化します。福祉排外主義は、その緊張の表出形態の 1 つとして理解できるのではないでしょうか。以下、成員性の設定と統合責任の制度化の関係という観点から、デンマーク、アメリカ、カナダ、日本の順に整理してみたいと思います。

まず、デンマークの事例です。デンマークでは統合政策が国家責任として明確に制度化され、その財政規模も安定的に確保されています。しかし同時に、給付には統合プログラ

ムの受講など厳格な条件が付されるなど、統合責任の強さと給付設計の厳格さが併存しています。これは、統合責任が弱いから排除が生じるという単純な図式ではなく、責任の制度化の仕方によって排除の形態が異なることを示しています。したがってデンマークは、居住をベースに成員性を認めつつ、福祉給付を条件化することで社会的支持を維持する事例といえます。

次にアメリカです。谷報告が扱ったニューヨーク市の事例では、都市レベルでは庇護希望者を含め成員性が事実上拡張しています。しかし、その統合責任は連邦レベルで制度化されていません。その結果、庇護希望者支援の財政負担が都市財政に直接影響し、均衡予算義務のもとで支出削減圧力が生じています。ここでは、成員性と責任の不一致が地方財政に緊張を集中させています。排除は財政規律という制度を媒介して現れます。重要なのは、排除の論理が必ずしもイデオロギーから生まれるのではなく、財政制度の構造から生まれるという点です。統合責任を制度化しないまま成員性だけが拡張すると、負担は分権的に処理され、都市に摩擦が集中するといえます。

第3にカナダの事例です。池上・関根報告が示したように、カナダでは多文化主義法やIRCC体制、州との協議制度などを通じて、移民統合は国家の責務として制度化されています。永住外国人は明確に社会の成員として位置づけられ、その統合支援が連邦レベルで財政的に担保されます。この場合、成員性と統合責任は原理的に結びついています。そのため、排除は福祉給付の切下げではなく、受入れ規模の調整という形で現れます。なお、カナダの場合、非永住外国人は成員に含まれないことに留意する必要があります。

そして日本です。早﨑・倉地報告が示したように、日本では居住にもとづく行政的包摂は進んでいますが、移民統合政策としての体系も、財源保障の制度も整備されていません。ここで制度史的に重要なのが、2012年の改正住民基本台帳法の施行です。この改正により、外国人登録制度は廃止され、中長期在留者は日本人と同様に住民基本台帳に記載されることになりました。外国人の「在留管理」は入管が担う一方、自治体によって「住民」として把握される制度へ転換しました。

この改正は、統合政策として構想されたものではなく、在留管理の一元化や行政合理化の文脈で進められました。しかし結果として、日本は事実上、国籍ではなく居住にもとづく成員性を制度的に採用したことになります。住民基本台帳制度のもとで、各種行政サービスは外国人住民を組み込む構造へと再編されました。

重要なのは、この成員性の転換が、統合責任の明文化を伴わなかった点です。成員として統合する範囲は広がったものの、その統合を国家の責務として体系的に位置づける法制度は整備されていません。そのため、財源は不安定であり、統合支援の多くは自治体の裁量や特定補助金に依存する形になっています。成員性は行政的に拡張していますが、国家の統合責任は制度化されていないという非対称性こそが、日本の特徴といえます。

その結果、日本では制度的な福祉削減よりも、言説が先行する形で排外主義が展開される傾向があります。ここで重要なのは、日本の問題は排除の強度というよりは、制度的整合性の欠如にあるという点です。誰を成員とみなしているのか、その統合責任を国家がどう担うのかが明示されないまま、行政的実務だけが進みます。その空白が、再分配をめぐ

る国民の不安や疑念を増幅させているのではないでしょうか。

以上、成員性に関してまとめると、デンマークは統合条件と結びついた段階的成員性、アメリカは分権的に拡張する多層的成員性、カナダは永住資格にもとづく制度的成員性、日本は住民制度に基づく行政的成員性という違いがあります。また、国家の統合責任という観点から整理すると、カナダとデンマークでは統合政策が国家責任として制度化されているのに対し、アメリカでは連邦政府の統合責任は弱く、都市に負担が集中する傾向があります。一方、日本では、行政的包摂は進んでいるものの、国家の統合責任としての制度化はなお不十分であり、その負担の多くが自治体に委ねられているといえます。

昨年から、日本政府は「秩序ある共生社会」という言葉を用いています。秩序とは管理の強化とイコールではありません。真の秩序とは、成員性と統合責任が制度的に一致している状態です。成員性だけを拡張すれば財政緊張が生じます。管理だけを強化すれば分断が生じます。秩序ある共生社会とは、成員性と責任の整合性を制度として確立する社会でしょう。

誰を成員とみなすのか。そしてその統合責任を国家がどう担うのか。これが明示されないまま行政的実務だけが進んでいます。日本は今、行政的包摂を制度的統合へ格上げするかどうかの分岐点に立っています。福祉排外主義を抑制する鍵は、成員性と統合責任を一致させる制度設計にあるのではないでしょうか。

(2) まとめ

コメントのまとめとして、私自身の最近の問題関心にそってお話したいと思います。私は今年1月に自治体国際化協会の多文化共生ポータルサイトに世界の移民統合法制についてコラムを書きました。移民に対する支援と義務の2つの軸を使って、社会包摂型、市民統合型、包摂統合型、市場依拠型の4類型に整理しました。これをあてはめると、デンマークは支援は弱く義務が強い市民統合型、アメリカは支援も義務も弱い市場依拠型、カナダは支援は強く義務は弱い社会包摂型に分類されます。現在、日本の自治体が現場で苦労しながら進めている多文化共生の取り組みは、言語教育や生活支援を保障しようとする点で、カナダと同じ「社会包摂型」の発想に近いものです。しかし、日本において決定的に欠けているのが、それを「国家の責務」として裏付ける法制度と財政的担保です。

日本はすでに住民基本台帳制度などを通じて、居住に基づく成員性を採用しています。日本に今求められているのは、出入国管理中心の枠組みを超え、外国人を社会の構成員として迎え入れ、その参加と社会的結束を「国の責務」として支える統合法制を整備することです。実態なき福祉排外主義の段階から、国家の責務に基づく持続可能な統合法制へと発展させ、現状の行政的包摂を制度的統合へと格上げしなければなりません。これこそが、「秩序ある共生社会」を制度として実現する道ではないでしょうか。

(3) 報告者への質問

最後に、本日の3報告に対して、具体的な質問をしたいと思います。まず、デンマークと日本についてご報告いただいた早﨑先生、倉地先生への質問です。2点あります。第1に、デンマークでは国レベルでは外国人の受入れが厳格に管理される一方で、自治体レベルでは自国民と外国人が同じ住民として扱われるとのご報告でした。デンマークにも、日本と

同様の住民登録制度が存在するのでしょうか。第2に、デンマークでは自治体の声を国の政策に反映させる制度が確立しているとのことでしたが、これは欧州諸国の中でもデンマークに特徴的な制度なのでしょうか。

次に、アメリカ・ニューヨーク市の事例をご報告いただいた谷先生への質問です。3点あります。第1に、市議会議員の人種的構成が多様であるとのことですが、外国生まれの議員の比率はどの程度なのでしょうか。第2に、市長と市議会の対立関係の中で、市民の声はどうだったでしょうか。第3に、マムダニ新市長の庇護申請者支援は、今後どのような方向に展開していくと見ておられるでしょうか。

最後に、カナダについてご報告いただいた池上先生、関根先生への質問です。拙稿を参考文献に挙げていただき、ありがとうございます。2点あります。まず、「住宅供給の拡大」に向けて、カナダでは連邦・州・地方自治体の間で、具体的にどのような財政負担の分担になっているのでしょうか。次に、国民的な合意形成についてです。日本では、世論が外国人材の受入れについて分裂しつつあるように見えますが、カナダでは国民の声に柔軟に応えつつ、政策を修正しているように見えますが、どのようなプロセスで合意形成を行っているでしょうか。

池上：山脇先生、ありがとうございました。では、報告者から2先生のご質問へのリプライをお願いします。

早﨑：最初に、移民の定義についてご指摘いただきました。あの論文は4年前に書いたのですが、私は、定義すること自体がどういうことを意図しているのかという問題を考える必要があると思っています。1つは――移民という言葉を日本政府は使わないことになっていると思いますが――移民をいわゆる高度人材に限定したいという考え方があると思います。実際のビザのカテゴリーとしては様々なものがありますが、そういうことが何を意図しているのかという問題がまず1つあります。

それから「移民/外国人」という言葉を使ったのですが、移民という言葉が、日本では行政においても政治レベルにおいても避けられる言葉である、保守だけではなくリベラル的な政党にもそういう理解があるので、あえて外国人という言葉をスラッシュで入れました。ただし、世界的には移民という言葉が普通に使われるという文脈があると思います。

それから、地方自治体の「重要性」と「特殊性」というところですが、自治体あるいはサブナショナル・ガバメントが国境を管理しないということはある程度普遍的な性質だと言えると思いますが、ナショナル・ガバメントに対して、こういう性質を持っているのがサブナショナル・ガバメントの特徴だと考えています。

倉地：まず、財源保障と地方の声をどう届けるかについて。確かに地方六団体も個々の自治体も、様々なチャンネルを通じて国に要望を出したり、声を上げたりしている、そしてそれを熱心に聞いている国会議員の方と省庁の方がいることは存じています。

ただし、ここで課題としたいのは、その声を伝える仕組みです。先ほど申し上げた通り、具体的な金額を掲げて持っていくのも1つですが、もう1つは自治体間で連携していくことです。つまり、多文化共生政策に関しても、すべての自治体が一致団結することはでき

ない。なぜかといえば、ニーズの状況が違うため、地方六団体のなかでも意見が違ったりする。デンマークの事例を見ると、それを意見として集約することが大事です。

それから、山脇先生のご質問とも被るのですが、デンマークの場合、交渉による合意が強制的なものであり、それが実際の制度に反映されます。日本の場合、「国と地方の協議の場」があっても、それは一方的な発言になりがちであり、強制力もありません。

このような仕組みは重要です。デンマークだけではなく、欧州では「国と地方の協議の場」のようなものが強力な影響力を持っていますし、ドイツには連邦参議院という場があります。日本の場合、チャンネルはあるけれども、それが実効的ではないと考えます。

谷：まず、ニューヨーク市議会の裁量資金制度について。この制度は政策分野ごとに分かれています。議会と議員のどちらに権限があるかというと、実は両方あり、議員に定額で配分される分と議会全体で決める分があります。ただし、市議会議長あるいは有力議員の裁量が大きいので、この仕組みが有力議員の選挙区に対する利益配分に有利になっています。それについて透明性を高める必要性は、導入以来、指摘されていることです。

つぎに、市議会議員における外国生まれの比率は、私も非常に知りたいところですが、まだデータが見つかっていません。

また、ニューヨーク市民が市長と議会のどちらを支持したかについては、基本的には議会です。アダムス市長の支持率は非常に低くなりました。クイニピアック大学による世論調査がありますが、この調査は 1996 年以降、それぞれの市長の仕事ぶりを評価しています。このときは、アダムス市長を「評価する」という回答が最低レベルでした。予算の削減に関しても、大多数の住民は自分たちの生活が脅かされるという不安を感じていました。

最後に、マムダニ市長はアダムス市長の施策を基本的には批判しています。ではどういう方向にいくか、まだ具体的に調べきれてないので、今後の課題とさせてください。なお、ニューヨーク市には低所得者向けの家賃補助プログラムがあるのですが、現在は非正規移民が対象外になっています。市議会とニューヨーク移民連合は非正規移民も対象にすべきだと提案していました。アダムス市長は避難所に入れて自立させていくという短期的施策の発想だったのですが、マムダニ市長は市議会のように家賃補助も行って長期的な定住を促す支援策に向かっていくと思います。ただし、これはあくまでも私の見通しと考えです。

池上：カナダが受け入れる経済移民の内容については、どこから来るのかが重要です。直近の 2024 年についてみると、1 番多いのはインドで、全体の 3 分の 1 を占めます。次はフィリピン、そしてカメルーン、中国と続きます。やはり言語能力が重要で、インドとフィリピンの方は英語力が高く、カメルーンはフランス語と英語が公用語です。

受け入れる業種も多様です。高度人材という面と保育、介護などの社会サービスを含めて、主要な業種に入っており、宿泊業、飲食業、運輸業、倉庫業、製造業、保健医療、卸小売業などでは労働者に占める永住移民の割合が高まっています。

つぎに、移民受入れを減らすなかで連邦の役割が増しているかという点について。永住移民年間 50 万人受入れという計画を立てたのはトルドー前政権です。現在は、同じ自由党政権ですがカーニー政権になっており、移民受入れを相当減らしています。そのうち、連邦は 2024 年 10 月に発表した計画で、2025 年の州推薦プログラムの計画を 11 万人から

5 万人台に激減させたのです。それに対して州が反発した結果、翌年は 9 万人台に戻しました。

移民政策の合意形成の論点にも関わりますが、連邦と州は移民担当相会議など、常に交渉します。移民向けサービスを担うのは州・地方なので、連邦と州の合意が非常に重要です。また、自由党政権は積極的に住宅建設に乗り出していますが、州は保守党政権も含めてそれに協力しています。住宅対策も移民対策も、連邦と州の交渉で物事が進んでいます。少なくとも、州の役割が小さくなっているとはいえないと思います。

もう 1 つ、住宅供給の財源についてのご質問ですが、日本では UR 都市機構が賃貸住宅を直接建設・運営しますが、これまでカナダの連邦政府はそういう手法をとらずに、民間の住宅建築業者に対する融資もしくは債務保証にとどまっていました。今回のカナダ住宅建築局の創設によって、そこから大きく踏み込んで、連邦が持っている土地を提供する、連邦と州が共同で補助金を出す、そして地方自治体は建築許可を早く出し、開発負担金・不動産税などを減免する、ということで、「手頃な住宅」を大幅に増やすために、連邦・州・地方自治体のパートナーシップが組まれる事業がカナダ各地で始まっているのです。

倉地：先ほどの補助金に関するご質問への回答を補足する意味で「どういう補助金がいいのか」について私見を申し上げます。

まず、統合責任と成員性の間に齟齬が生じると、いろいろな問題が起こるので、それを打ち消すのであれば、やはり国家が財政責任を一定程度負う必要がある。そう考えると、特別交付税あるいは条件の縛りが厳しい交付金ではなく、より包括的かつ普遍的な財源保障になっていくのだろう。

もう 1 つ、多文化共生については、地方自治体ごとにニーズが相当違う、そして地方自治体主導で事実上の移民政策が行われてきた、という特質がある。つまり、市民と共同でサービスを展開してきたという経緯から、地方自治体の裁量性そのものが非常に重要だ、というのが多文化共生の特質ではないか。したがって、補助金による財源保障も、地方自治体の裁量性をより意識した設計にしていくことも併せて検討しなければいけない。

この 2 点が重要だと考えています。

■参加者との質疑応答

池上：では、参加者の皆さんから寄せられているご質問に、できるだけお答えします。

早﨑：移民財政貢献論に対してどういう議論立てをすることができるのか、というご質問をいただいています。

基本的には、居住というところが重要です。人類の歴史のなかでも、住所を得ることによって住民というステータスが確保される、社会的なサービスを受け取る権利も住所がなければいけないので、それが非常に大事だと考えています。そして、長い期間そこに住んでいると「その人はそこに住む権利がある」ということが次第に認められていく、それは「なぜ永住権という仕組みが発達してきたのか」という問いにも重なってきます。では、本当にそれだけで納得していただけるかといえば、多分そうではないと思いますが。

もう 1 つ、少し逆説的ですが、移民財政貢献論は議論として望ましくないと私は申し上

げたのですが、例えばアメリカでは様々な形で「移民はコミュニティあるいは国にとって非常に重要な存在だ」ということが、人権派などのグループから持ち出されることがあります。「移民もきちんと税金支払っています」という形で議論が立てられることもあります。そのような形で「海外から来た人がその国に住んで、様々な形で貢献している」という議論立てが一方で存在すること自体は重要だと思います。

ただし、財政制度レベルで「誰が貢献しているのか、貢献していないのか」ということになってしまうと、先ほど申し上げたとおり、結局「誰かが依存している」という状態になってしまいますので、望ましくない状態が発生するでしょう。

最後に、私はもともと専門がアメリカ財政なので、少しお話ししておきます。アメリカでは連邦制という仕組みが非常に強固に存在するのですが、その歴史的経緯の1つとして、南部の奴隷制中心の州が奴隷制の仕組みを守るために分権的な連邦制を主張してきたということがありました。この問題をどう考えるかも重要だと思っています。

谷：マムダニ市長が財源を確保できるかという点について、現在の状況を補足します。

富裕層への増税についてはニューヨーク州の承認が必要ですが、先日の報道を見ると、上院、下院とも民主党が多数派を占めている州議会は支持しそうです。ただし、州知事は11月に知事選挙を控えていることもあって、消極的だということです。

富裕層に対する税率を引き上げようとすると、市から富裕層を含む住民が逃げ出すのではないかという問題が保守派から必ず出てくるし、リベラル派は税金だけで居住地は決定されないと主張します。

実際に税で人が動くのかどうかは、学術研究においても非常に重要な問題です。近年は、富裕層は必ずしも税金の負担で動くわけではないのではないか、という研究が出されています。富裕層は地域のつながりの中にいて、そこにいるからこそ高い所得を得ているので、簡単には移動しないんじゃないかと。ただし、コロナ禍を経てテレワークの問題もあるので、状況は変わってきたと思うのですが、結論は出ておらず、常に論争になっています。

では、富裕層増税ができないときに、最後の手段として固定資産税を引き上げるかといえば、これには市議会が反対しています。学術的には、固定資産税の帰着が高所得者なのか、低中所得者――家を借りている人――なのか、という議論があります。ただし、アメリカでは、政治レベルで見ると、家を借りている低中所得者の負担になるという見解が非常に強いので、固定資産税の引上げに対しては住民、市議会は消極的です。

池上：カナダについては、まず、住宅供給がどのような地域で行われるかという質問がありました。住宅不足が深刻で、しかも移民の多くが行きたがるのは大都市――トロント、バンクーバー、モントリオール、オタワ、エドモントン、カルガリーの6大都市圏――です。ただし、大都市の住宅供給には土地・労働力・資材の不足と価格高騰などの問題があるので、この後ふれるように、移民を非大都市圏に向かわせる政策が模索されています。

次の質問は、住宅供給を拡大する事業は場当たり的な対応であり、根本的な改革は、それぞれの地域、とくに非大都市圏の教育環境、医療などを整えて、人々が分散しやすくすることではないか、というものです。確かに、カナダ住宅建築局の事業において、連邦が持っている土地を場当たり的に提供するのであれば、計画性に乏しいといえます。

関根さんの報告にあった通り、連邦は移民が大都市ではない地域に住んでほしいという趣旨でいろいろなパイロット・プログラムを作っています。その際、最初に住んだ地域からすぐ移動してしまうのは望ましくないので、その地域の居住環境あるいは生活環境を、社会サービスも含めて整えていくことが求められるのは、その通りです。

例えば、先ほどの大西洋4州の人口は、1番少ないプリンスエドワードアイランド州が18万人、4州合わせても270万人弱です。この4州においても、それぞれの地域の生活環境を整えることが大事であり、移民受入れプログラムを運営する際の大前提です。

もう1つ、非永住滞在者と永住移民という分け方をどう考えるかという質問がありました。山脇先生のご説明にもありましたが、社会の成員としてどこまでを捉えるかと考えたとき、確かに非永住労働者と留学生は、数年後には出国する人だと思われています。その意味では永住移民とは違います。ところが現実には、非永住滞在者の中から毎年18万人ぐらい、永住移民への転換が許可されており、それは永住移民受入れ計画に組み込まれています。その意味で、非永住滞在者と永住移民とまったく異質な存在というわけではないということです。

最後に、外国人参政権についての質問がありました。カナダでは、基本的に外国人に参政権はありません。ただし、永住移民は比較的早く市民権を取得できるので、そうなれば参政権も得られます。それから、連邦・州の議会選挙を行うとき、それぞれの政党が候補者を決めるための予備選挙を行うことがあります。その場合、誰が投票権を持つかは政党が決めるので、そこに外国人が含まれることもありえます。その意味では、外国人が間接的な「選挙権」を持つケースもあると思います。

倉地：移民と人口政策との関係についてのコメントがありました。世界に限らず日本でも、移民は年齢層が若く、出生率も高い、その点には人口政策の面からも、あるいは経済政策の面からも期待できるのではないか、また地方も人手不足が深刻なので働き手が必要だ、といった議論があることは存じております。

そのような視点はもちろん必要ですが、私たちがこれから政策を議論していくうえでもっと重要なのは、長期的にみてどうなっていくかという視点です。例えば、まだ一部の地方自治体でしか起こっていませんが、外国人住民の高齢化、介護サービスをどうするかという問題もありますし、早くから移民を受け入れたデンマークでいま何が起こっているかというと、移民の人たちの出生率の方がデンマーク人よりも下がってきています（Statistics Denmark HP “Fertility” より）。

それはおそらく様々な要因によって下がってきている。だから、「出生率が高いから」といったことを前提としてすべて議論していいのか、それほど簡単なことではない。私たちはやはり長期的な日本社会の姿を考えて、財政と制度のあり方を議論していくべきです。

池上：平嶋さん、どうぞ。

平嶋：立教大学経済研究所研究員の平嶋彰英と申します。1つ誤解を解いておきたいと思います。ご報告のなかで特別交付税を使う手法についてご批判をいただきましたが、私が総務省国際室長を務めていたとき、この制度を作りました。

国勢調査で外国人がどう扱われているかというと、日本に3か月以上住んでいる人はす

べて人口として数えられています。そして、普通交付税は国勢調査人口を基本にして算定されます。そこで、標準的にみて必要な地方経費は地方財政計画として組んであるという前提に立てば、都道府県でも市町村でも、日本人と同じように外国人も福祉を受ける、公園を使う、道路を使う、教育を受ける、そういう一般的な財政需要については普通交付税で一応財源保障してあります。

そういう前提のもとで、その住民が外国人であるという特殊性に基づいて増加する財政需要があるとすれば、それを算定するには特別交付税が向いているだろうということで、それぞれの団体が外国人対策に要した経費の一部を算定する方法をとっています。何か財源保障が行き届いていないというご批判については、反論させていただきます。

池上：ありがとうございました。最後に早﨑さん、どうぞ。

早﨑：山脇先生が示された枠組み、とくに成員性と統合責任をどう捉えるかという観点からアメリカ、カナダ、デンマーク、日本について整理するというのは、たいへん参考になります。例えば、アメリカでは、連邦制を改革して連邦政府に集中的に権限を与えるのは難しいのですが、それは様々な政策分野についてナショナル・コンセンサスが薄いからです。それに対して、カナダでは移民に関してある程度コンセンサスがあるので、連邦制の下でも行政を通じた統合的な政策ができるのでしょう。この点は、もう少し拡張してまとめていければと思います。

もう１つ、財政社会学という観点から、どのようにこの問題を捉えればよいかということについての私の見方です。選別主義と普遍主義というものがありますが、財政あるいは福祉国家が拡大しづらいのは、移民、外国人、低所得者など、ある一定のグループが社会もしくは政府に依存していると捉えられたときです。ですから、北欧を基準とする理論モデルとして、“All for All” “Everyone Benefits, Everyone Contributes” という形にすれば財政はある程度拡張されやすいという議論が行われています。これと外国人の問題を掛け合わせたときにどうなるか、私たちが最終的な結論を出さなければいけないところです。

そのとき、ナショナルなコミュニティのロジックはあまり参考にならないと私は思います。“Nation State” つまり「国民国家」というのは、基本的に人を “Nation” という属性で判断するという性質と “State” という基本的に領域で定義される行政機構を合わせたものです。両者には潜在的な対立があります。私は、日本人だから福祉を与える、あるいはスウェーデンでもスウェーデン人だから福祉をもらえる、ということにはなっていないと考えています。日本という国家は同質性が高いにもかかわらず、社会保障がかなり低位のまま推移してきたという事実はその証左です。この辺は総合的に議論してまとめていきたいと思います。

池上：本日のシンポジウムでは、私たちの報告について数多くの貴重なコメントと質問をいただきました。私たちは「移民の福祉財政的分析」を積み重ねているのですが、さらに本日の議論を踏まえて、研究成果を取りまとめたいと考えています。

最後に申し上げますが、自治体国際化協会「多文化共生ポータルサイト」にある山脇先生の連載コラム「多文化共生 2.0 の時代」は、非常にためになります。カナダの移民政策

についても要領よく、かつ詳しく書かれています（山脇 2026）。ぜひご覧ください。

それでは、本日は対面、それからオンラインの皆さん、ご参加いただき、たいへんありがとうございました。これで今回のシンポジウムを閉じさせていただきます。

■報告の主要参考文献

（1）倉地真太郎・早﨑成都報告

・掛貝祐太・早﨑成都（2022）「財政学はなぜ移民を論じるべきなのか？ ― 隣接領域における議論の限界と『貢献論』の問題を踏まえて」『立教経済学研究』第 75 巻第 4 号、3 ～ 30 頁。
・倉地真太郎（2017）「反税運動と移民排斥運動にみる福祉ショービニズム ― デンマークにおける『租税同意』の歴史的経緯から考える」塩原良和編『社会的分断を越境する』青弓社、174 ～ 195 頁。
・髙橋涼太朗・倉地真太郎（2022）「『移民政策』なき教育財政 ― 外国につながる住民に向けた地方財政制度の視点から」『立教経済学研究』第 75 巻第 4 号、31 ～ 57 頁。
・沼尾波子・池上岳彦・池谷秀登・倉地真太郎・小島祥美・関聡介・関根未来（2023）『多文化共生社会を支える自治体 ― 外国人住民のニーズに向き合う行政体制と財源保障』旬報社。
・立教大学経済研究所（2025）「〔公開シンポジウム報告〕移民政策と財政民主主義 ― アメリカ・スイス及び日本の事例を中心に」『立教大学経済研究所年報 2025』112 ～ 152 頁。
・Alesina, Alberto and Edward L. Glaeser (2004) *Fighting Poverty in the US and Europe: A World of Difference*, Oxford University Press.
・Borjas, George J. (2016) *We Wanted Workers: Unraveling the Immigration Narrative*, W.W. Norton & Company.
・Gilens, Martin (1999) *Why Americans Hate Welfare: Race, Media, and the Politics of Antipoverty Policy*, University of Chicago Press.
・Finansministeriet (2025) Forslag til finanslov for finansåret 2026.
・Kommunernes Landsforening (2015) *Vejledning om finansiering på integrations-området*.
・Rothstein, Bo (1998) *Just Institutions Matter: The Moral and Political Logic of the Universal Welfare State,* Cambridge University Press.

（2）谷達彦報告

・大杉覚（2013）「アメリカ・カナダの調査報告 ― ニューヨーク市及びトロント市の都市内分権と地域行政」日本都市センター編『欧米諸国にみる大都市制度（日本都市センターブックレット）』日本都市センター、第 2 章、所収。
・西山隆行（2019）「〔研究ノート〕アメリカの聖域都市と不法移民問題」『成蹊法学』第 91 号、207 ～ 227 頁。
・安岡正晴（2017）「トランプ政権と聖域都市 ―『不法移民』をめぐる連邦政府と州、地方政府の攻防」『国際文化学研究：神戸大学大学院国際文化学研究科紀要』第 48 号、221 ～ 245 頁。

- Adams, Adrienne E. and Justin Brannan (2023) "Op-Ed: NYC Needs a Different Budget Approach," amNY, December 7.
- Awawdeh, Murad (2023) "Adams Blames Budget Cuts on Asylum Seekers Instead of His Own Failings," New York Immigration Coalition, November 16.
- Awawdeh, Murad and Christine Quinn (2023) "Opinion: Permanent Housing for Asylum Seekers isn't Just Fiscally Responsible – It's Our Moral Obligation," City & State New York, November 16.
- Berube, Alan (2024) "Urban America Has a Lot to Lose If Trump's Immigration Proposals Prevail," The Brookings Institution, October 24.
- Citizens Budget Commission (2024) "Report: NYC's Already High Spending Keeps Climbing," February 22.
- de Graauw, Els and Floris Vermeulen (2016) "Cities and the Politics of Immigrant Integration: a Comparison of Berlin, Amsterdam, New York City, and San Francisco," *Journal of Ethnic and Migration Studies*, Vol. 42, No. 6, pp. 989-1012.
- Fiscal Policy Institute (2023) "Breaking Down the Fiscal Impact of City Aid to Migrants," September 12.
- Huang, Xi and Cathy Yang Liu (2016) "Welcoming Cities: Immigration Policy at the Local Government Level," Georgia State University Andrew Young School Center for State and Local Finance, September 13.
- Kramer, Stephanie and Jeffrey S. Passel (2025) "What the Data Says about Immigrants in the U.S.," Pew Research Center, August 21.
- New York City Council Finance Division (2024), *Report on the Fiscal 2025 Preliminary Plan and the Fiscal 2024 Preliminary Mayor's Management Report for the Mayor's Office of Immigrant Affairs*, March 5, New York City.
- New York City Mayor's Office of Immigrant Affairs (2024) *Annual Report on New York City's Immigrant Population and Initiatives of the Office 2023*, New York City.
- New York City Mayor's Office of Immigrant Affairs (2025) *Annual Report on New York City's Immigrant Population and Initiatives of the Office 2024*, New York City.
- New York City Office of the Mayor (2022) "Mayor Eric Adams Releases Preliminary Budget for Fiscal Year 2023," February 16.
- New York City Office of the Mayor (2023) "As City Nears Arrival of 100,000 Asylum Seekers Since Last Spring, Mayor Adams Lays out Updated Costs if State and Federal Governments do not Take Swift Action," August 9.
- Office of the New York City Comptroller (2023) "Statement by New York City Comptroller Brad Lander on FY 2024 Modified Budget," November 16.
- Office of the New York City Comptroller (2024) "NYC Comptroller's Investigation Finds Adams Administration Implemented the 60-Day Shelter Limit in Haphazard, Ineffective Manner", May 9.

・Office of the New York City Comptroller (2025) *Annual Comprehensive Financial Report of the Comptroller for the Fiscal Years Ended June 30, 2025 and 2024*, New York City.
・Office of the New York State Comptroller (2024) *New York City's Uneven Recovery: Foreign-Born in the Workforce*, Report 20-2024, New York State.
・Welcoming America (2024) *2023 Annual Report: Building a Bigger Table*, August.
・Williams, Jumaane D. (2025) *Let's Talk: A Review of Language Access in NYC*, Office of the New York City Public Advocate, July 24.
・Williamson, Abigail F. (2025) "Sustaining Cities' Immigrant Welcoming Policies," *News and Insight*, University of Pennsylvania, Perry World House, June 11.

（3）池上岳彦・関根未来報告

・池上岳彦（2023）「カナダの移民政策と財政―『多文化主義』の政策展開」沼尾ほか前掲『多文化共生社会を支える自治体』233 ～ 261 頁。
・池上岳彦（2026）「住宅政策・移民政策と政府間関係」地方財務協会、第 656 回地方財政研究会発表資料、1 月 13 日。
https://www.chihou-zaimu.com/library/5ca2ad437d7406de239adce7/6966df6c6ec70c70e95fc35d.pdf
・大岡栄美（2021）「移民政策と社会統合 ― 積極的移民受入れ、これがカナダの生きる道」飯野正子・竹中豊総監修、日本カナダ学会編『現代カナダを知るための 60 章〔第 2 版〕』明石書店、56 ～ 59 頁。
・加藤普章（2018）『カナダの多文化主義と移民統合』東京大学出版会。
・古地順一郎（2023）「移民を地方へ ― カナダの『移民政策』の動向」徳田剛・二階堂裕子・魁生由美子編『地方発 多文化共生のしくみづくり』晃洋書房、226 ～ 235 頁。
・新川敏光（2019）「カナディアニズム」後藤玲子・新川敏光編『新・世界の社会福祉第 6 巻　アメリカ合衆国／カナダ』旬報社、300 ～ 335 頁。
・山野内勘二（2024）『カナダ―資源・ハイテク・移民が拓く未来の「準超大国」』中央公論新社（中公新書）。
・山脇啓造（2026）「カナダの移民政策〔コラム「多文化共生 2.0 の時代」第 63 回〕」『多文化共生ポータルサイト』自治体国際化協会、2 月 3 日。
https://www.clair.or.jp/tabunka/portal/column/contents/117792.php
・Banting, Keith (2021) "Politics, Immigration and Diversity in Canada: An Address to the Japanese Association for Canadian Studies,"『カナダ研究年報』第 41 号、39 ～ 54 頁。
・Banting, Keith, and Stuart Soroka (2020) "A Distinctive Culture? The Sources of Public Support for Immigration in Canada, 1980–2017," *Canadian Journal of Political Science*, Vol.53, No.4, pp. 821-838.
・Department of Finance Canada (2025) *Budget 2025*, November 4.
・Environics Institute for Survey Research（各年版）*Canadian Public Opinion about Immigration and Refugees*.
・Forum of Ministers Responsible for Immigration (2024) "Federal-Provincial-Territorial

Immigration Ministers Commit to Ongoing Collaboration to Strengthen the Immigration System," May 10.
・Immigration, Refugees and Citizenship Canada［IRCC］（各年版）*Annual Report to Parliament on Immigration*.
・Immigration, Refugees and Citizenship Canada (2020) *Evaluation of the Atlantic Immigration Pilot*, Research and Evaluation Branch, Project Number: E2-2019, October.
・Immigration, Refugees and Citizenship Canada (2025a) "Canada Takes Action to Support Housing with New Immigration Measures," *News Release*, March 27.
・Immigration, Refugees and Citizenship Canada (2025b) *Immigration and Housing Prices across Municipalities in Canada*, June 20.
・Seidle, F. Leslie (2013) "Canada's Provincial Nominee Immigration Programs: Securing Greater Policy Alignment," *IRPP Study.* No. 43.
・Shields, John, Julie Drolet and Karla Valenzuela (2016) "Immigrant Settlement and Integration Services and the Role of Nonprofit Service Providers: A Cross-national Perspective on Trends, Issues and Evidence," *RCIS Working Paper* No. 2016/1.
・Statistics Canada (2022) *Immigration as a Source of Labour Supply*, June 22.
・U.S. Law Library of Congress (2023) *Restrictions on Land Ownership by Foreigners in Selected Jurisdictions,* Washington, D.C., LL File No. 2023-022255, June.

公開講演会報告
「欧州経済の戦略的自律は可能か？」

立教大学経済研究所主催
経済学部国際部会ワークショップ、東京新世界経済研究会、持続可能性と資源貿易研究会、
GPE 研究会共催

開 催 日：2026 年 3 月 21 日（土）13：30 ～ 16：30
会　　場：立教大学　池袋キャンパス　8 号館 2 階 8201 教室
報　　告：1.「グリーンディールから産業ディールへ」
　　蓮見　雄（立教大学経済学部教授）
　　2.「EU のエネルギー転換の成果と限界―太陽光・EV の対中デリスキングは現実的か？」
　　道満　治彦（神奈川大学経済学部准教授）
　　3.「誰のためのオムニバス法案か？―EU サステナブル・ファイナンスにおける“簡素化”の政治性」
　　石田　周（愛知大学地域政策学部准教授）
　　4.「EU は自由貿易の旗手か？」
　　土田　陽介（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング調査部主任研究員）
　　5.「欧州金融市場の行方―GX から軍需への転換？」
　　高屋　定美（関西大学商学部教授）
司　　会：櫻井　公人（立教大学経済学部特別専任教授）

本公開講演会は蓮見雄・経済学部教授の最終講義を兼ねるものであり、親交の深い研究者諸氏の協力を得て実施された。近年、欧州連合（EU）はグリーンディールや脱炭素を成長戦略の柱としてきた。しかし、ロシアによるウクライナ侵攻や米中対立の激化を背景に産業政策を強化し、「戦略的自律（strategic autonomy）」の実現を模索している。もっとも、その現実は気候中立と競争力、安全保障と市場開放、GX（グリーントランスフォーメーション）と軍需産業、規制強化と簡素化といった複数の目標間で揺れ動いており、行方はなお不透明である。

こうした問題意識のもと、本講演会では「EU 経済の戦略的自律＝グリーンディール＋産業政策＋経済安全保障＋通商・金融の再編」という複合的視点から、EU の政策を多角的に検討した。

蓮見報告は、EU のグリーンディールから産業ディールへの転換を、産業競争力の低下、投資不足、「電気の時代」の到来、長期構想と企業・家計の生存条件との時間軸のずれという観点から整理し、EU が市民、産業界、国際社会からの信頼低下のリスクに直面し、EU のガバナンスの再構築が必要となっていることを指摘した。

道満報告は、EU のエネルギー転換について、再生可能エネルギー普及や温室効果ガス

削減の成果を確認しつつ、電気自動車（BEV）や太陽光発電のグローバルサプライチェーンが中国を中心に形成されている現状を指摘した。そのうえで、欧州における産業基盤の衰退を踏まえると、BEV・太陽光産業の域内回帰と対中デリスキングの両立は困難であると論じた。

石田報告は、2025 年以降に EU が進めている企業持続可能性報告指令（CSRD）や企業持続可能性デューディリジェンス指令（CSDDD）、タクソノミー委任規則などの簡素化、すなわち「オムニバス・パッケージ」に着目し、同パッケージが競争力政策を環境・社会目標より優位に置くための再調整であることを明らかにした。

土田報告は、「EU がなお自由貿易の旗手たりうるか」という問いを掲げ、脱炭素・競争力・防衛力という三つの課題を追求する EU の政策運営や、事実上の域内製品優遇措置をもくろむ産業促進法と自由貿易原則との間に生じる緊張関係を検討した。そして、EU の統治のあり方が問われている中で、その先行きは不透明であると結論付けた。

高屋報告は、オムニバス・パッケージ、欧州中央銀行（ECB）における気候要因の反映、防衛投資の EU 化などを取り上げ、これらが 2025 年以降の金融政策の波及経路にもたらす影響を検討した。GX と防衛はいずれも企業の資本コストに中長期的な影響を及ぼすとし、二つの目標を同時に追う中でリスクプレミアムがどの部門に配分されるかを見極める必要があると指摘した。

各報告の後、司会の櫻井氏による「10 年後に EU は存在しているか」という刺激的な問題提起を契機として、EU の政治・経済の展望に関する率直かつ活発な議論が交わされた。

以上より、EU 経済の戦略的自律は単なる理念やスローガンではなく、産業基盤、エネルギー供給、金融市場、通商秩序、規制の正当性を横断する複合的課題であることが確認された。同時に、EU が掲げる長期的な政策構想が企業や家計、あるいは加盟国における政治的短期制約と衝突する可能性も浮き彫りになった。本講演会は、世界の多極化が進む中で、グリーンディール後の EU 経済をめぐる政策転換の意義と限界を深く考察する有意義な機会となった。（参加人数 70 名）

担当：蓮見　雄（立教大学経済学部特別専任教授）

理論：「「市場主義」経済学のオルタナティブ」ワークショップ報告

1. 目的・活動内容

本ワークショップの目的は、新古典派経済学、新しい古典派に代表される「市場主義」経済学の批判的検討や、現代経済の諸問題に対してケインズ派、マルクス派等の多様な理論経済学、計量経済学の手法を適用したアプローチから接近を試みることにある。リーマンショック以後、市場主義に基づく主流派経済学は一時の勢いを失い、格差拡大等の顕在化によりマルクス経済学も再び注目を浴びている。混迷する世界経済の中で多様なアプローチからの検討は非常に意義のあるものである。本ワークショップでは、公開ワークショップ1回、ショート・ミーティング7回を実施した。今年度は櫻本准教授とその共同研究者2名を迎えて、2020年度の産業連関表の均衡価格モデルを用いて、円安、エネルギー価格上昇、賃金上昇の3つの要因が近年の物価上昇にどのように影響を与えているのかに関するワークショップを行った。またショート・ミーティングは、理論・計量経済学の教育に関するものを実施し、経済学教育の研究のみならず本学部における経済学教育の改善にも資する有益なものであった。ショート・ミーティングにおけるメンバー間の研究交流や、経済学教育の検討は引き続き行なっていきたい。

表　2025年度「「市場主義」経済学のオルタナティブ」ワークショップ一覧

No.	項　目	内　容
1	開催日	2025年10月22日（水）
	タイトル	2020年産業連関表に基づく物価上昇の分析―賃金上昇・補助金を含めたエネルギー・輸入価格上昇の影響―
	講師（所属）	倉田　知秋（富山短期大学准教授）、則竹　悟宇（立教大学社会情報教育研究センター助教）、櫻本　健（立教大学経済学部准教授）
	参加人数	5人

2. ワークショップ概要

■第1回　ワークショップ

開 催 日：2025年10月22日（水）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12号館4階共同研究室

報　　告：2020年産業連関表に基づく物価上昇の分析―賃金上昇・補助金を含めたエネルギー・輸入価格上昇の影響―

報 告 者：倉田　知秋（富山短期大学准教授）、則竹　悟宇（本学社会情報教育研究センター助教）、櫻本　健（立教大学経済学部准教授）

概　　要：本報告では、2020年産業連関表の均衡価格モデルによって物価上昇の影響を推計した。2021年からの物価上昇はやや落ち着いてきたものの2025年現在も続いている。この物価上昇の要因としては、円安、エネルギー価格上昇、賃金上昇が考えられる。これら3つの要因がどの分野にどれだけの価格上昇をもた

らすかを分析した。物価上昇による各分野への影響について理論的背景を持って推計することが重要であり、産業連関表の均衡価格モデルによる分析の先行研究は少なく、その観点において均衡価格モデルを使った価格分析の方法を提示する。また、エネルギーに対する補助金や暫定税率廃止還元の影響を推計することでそれらの政策的意義を検討した。補助金やガソリン税の暫定税率廃止還元が多くの分野において価格抑制効果をもたらすことを明らかにした。参加者から政策効果のとらえ方、円高と金利を考慮したシナリオ作りといった点で、質問とコメントを頂いた。

担当：荒川　章義（立教大学経済学部教授）

理論：「社会保障と財政ワークショップ」ワークショップ報告

1. 目的・活動内容

学外から研究者を招聘し、社会保障と財政に関するワークショップを定期的に開催する。学際的な研究交流の場となることを心がけ、公共経済学・財政学の実証研究を行っている研究者を中心としつつ、広く社会科学の関連領域において社会保障と財政に関連する研究を行っている研究者を招聘し、現代日本の社会保障・財政政策に関連性の強い研究報告を行う。

2025 年度の研究活動の詳細は、以下の通りである。

表　2025 年度「社会保障と財政」ワークショップ一覧

No.	項　目	内　容
1	開催日	2026 年 3 月 9 日（月）
	タイトル	負担と給付の経済学：給付付き税額控除・マイクロシミュレーション・国民移転勘定
	講師（所属）	林　正義（東京大学経済学部） 大野　太郎（信州大学経済学部） 中田　大悟（独立行政法人経済産業研究所：RIETI）
	参加人数	30 人
2	開催日	2026 年 3 月 23 日（月）
	タイトル	医療政策研究の現在地：公衆衛生学・行政学・経済学の視点から
	講師（所属）	伊藤　ゆり（大阪医科薬科大学医学部） 三谷　宗一郎（甲南大学法学部） 高久　玲音（一橋大学経済学部）
	参加人数	30 人

2. ワークショップ概要

■第 1 回　ワークショップ

開 催 日：2026 年 3 月 9 日（月）

会　　場：オンライン

報　　告：負担と給付の経済学：給付付き税額控除・マイクロシミュレーション・国民移転勘定

報 告 者：林　正義（東京大学経済学部）、大野　太郎（信州大学経済学部）、中田　大悟（独立行政法人経済産業研究所：RIETI）

概　　要：第 1 報告　林　正義（東京大学）「所得課税における控除について」

税制はわかり難いところもあり、いわゆる「識者」と呼ばれる者達の間でも誤解されている部分が少なくない。今回の報告では、個人所得課税制度における「控除」について概念整理を行い、その議論を現在話題になっている、いわゆる「給付付き控除」の議論へと繋げることにする。

第 2 報告　大野　太郎（信州大学）「個人所得課税における控除の負担軽減効果：GATRD アプローチによる分析」

日本では所得税・住民税を対象に、給与所得控除や公的年金等控除による税負担の違いについて議論されてきた。特に、グループ間における税負担の違いを捉えるにあたっては、所得分布の違いと累進課税体系によってもたらされる垂直的要因と、同一所得階層内のグループ間で生じる水平的要因に分けることが重要であり、Slemrod（2022）は Group Average Tax Rate Differential（GATRD）と呼ぶ要因分解の方法を提示している。本報告では『全国家計構造調査』（1989 ～ 2019 年）の個票データを用い、この GATRD アプローチに基づき、控除の負担軽減効果について考察する。

具体的には、現役個人・高齢個人間における税負担（所得税・住民税）の違いについて垂直的要因と水平的要因を計測する。また、マイクロシミュレーションを活用して、特に給与所得控除や公的年金等控除がこれらの要因にもたらす影響を計測し、当該控除が水平的要因に与えている真の寄与を考察する。

第 3 報告　中田　大悟（RIETI）「NTA（国民移転勘定）で見る日本の公的および私的再分配の長期的変遷」

世代間の公的移転と私的移転を統一的に把握する SNA のサテライト勘定である国民移転勘定（National Transfer Accounts, NTA）の手法に則り、1984 年から 2014 年までの長期にわたる世代間移転の実態を概観することで、税社会保障制度の今後の課題を再検討するとともに、NTA の推計手法の拡張の可能性についても解説する。

■第 2 回　ワークショップ

開 催 日：2026 年 3 月 23 日（月）
会　　場：オンライン
報　　告：医療政策研究の現在地：公衆衛生学・行政学・経済学の視点から
報 告 者：伊藤　ゆり（大阪医科薬科大学医学部）
　　三谷　宗一郎（甲南大学法学部）
　　高久　玲音（一橋大学経済学部）
概　　要：第 1 報告　伊藤　ゆり（大阪医科薬科大学）「医療政策研究に必要な公平性の視点：公衆衛生学の立場から」

本報告では、医療政策において公平性の視点がなぜ必要なのかについて、その動機について触れ、日本の国民皆保険制度やユニバーサルヘルスカバレッジにおける公平性の視点について整理する。また、健康日本 21 やがん対策推進基本計画における健康の社会的決定要因や健康格差の扱いについて共有したのち、現在の日本の医療制度下における公平性の現状についてがん対策を事例に、地域の困窮度による各種健康アウトカムに関する格差や、治療継続に影響を与える経済毒性や破滅的医療支出など社会的苦痛の現状について紹介する。

これらの現状を踏まえ、今後の持続可能で公平な制度設計にどのような医療政策研究が必要であるかを議論する場としたい。

第2報告　三谷宗一郎（甲南大学）「政策起業家はどのように政策アイディアを構築すべきか―2020年代の医療保険制度改革を事例に―」

本研究は、政策起業家がどのような政策アイディアを構築すれば、その実現可能性を高めることができるのか、2020年代の医療保険制度改革を事例に取り上げ、理論的・実証的に検討するものである。政治学・行政学・公共政策学において、政策過程を左右する変数として、アクターの利益対立や制度の経路依存性に加えて、アクターが有するアイディア（信念や具体的な政策提案など）の重要性が広く認識されるようになっている。しかし、どのような政策アイディアを構築すれば、それが政策コミュニティに受容され、実現に至る可能性が高まるのかについては、いまだ十分に解明されていない。この理論的空白に対し近年、政策アイディアの「ロバスト性」、すなわち、環境の変化や利害対立の中でも、支持を維持しうる政策アイディアの性質に注目が集まっている。本報告では、政策起業家がロバストな政策アイディアを構築するための条件を明らかにするため、政策アイディアの誘引性（valence）および多義性（polysemy）という二つの概念に基づく分析枠組みを提示する。その上で、2020年代における給付範囲の見直しをめぐる医療保険制度改革を事例に取り上げ、政策起業家がいかにして政策アイディアを構築・提起し、支持を調達していったのか明らかにする。以上により、医療政策をめぐる政策形成・決定過程の特質を整理しながら、政策アイディアのロバスト性を構成する具体的なメカニズムを提示し、政策過程論への理論的貢献を試みる。

第3報告　高久　玲音（一橋大学）「日本の医療制度に関する論点と課題―自維連立合意書を踏まえた政策展望―」

本報告では、近刊の著書『医療崩壊の経済学―現代日本医療制度の再検討』に基づき、主に医療提供体制に関する2つの論文を報告する。1つは救急医療の提供体制に関する研究、もう1つはコロナ禍における病床確保に関する研究である。後者については、「コロナ禍における病床確保料の効率性：情報開示請求による病院別個票データの解析」としてディスカッションペーパー（DP）が公刊されている。これらの分析を通じて、自維連立合意書も参考にしながら、「新たな地域医療構想」も含め今後の医療提供体制の改革について検討する。

担当：安藤　道人（立教大学経済学部教授）

歴史：「立教大学経済史・経営史ワークショップ」ワークショップ報告

1. 目的・活動内容

本ワークショップは、経済学部歴史部会を母体として、日本および外国の経済史・経営史に関する最新の研究成果を共有することを目的としている。研究組織は、経済学部専任教員 6 名、助教 4 名、大学院生 3 名（後期課程 1 名・前期課程 2 名）、名誉教授 2 名、兼任講師 5 名である。

本ワークショップの目的は、経済史・経営史研究の第一線に立っている学外の研究者（特に 30 代以下の若手研究者）を立教大学に招聘し、その知見・研究成果を学部内で共有するとともに、研究者相互の交流を図る「場」の構築を図ることである。

2025 年度は、全 6 回のワークショップを全て対面で実施し、報告後の懇親会も第 1 回、第 3 回、第 5 回に実施した。また本年度は新たに海外研究者の報告（第 2 回、第 4 回）で軽食付きのミーティング形式を導入した。

分野別では、日本経済史関係 3 件、外国経済史関係 3 件であり、次年度以降も、分野の偏りのない報告を予定している。また報告者の年齢・地域に関しては、「若手」および「首都圏以外」の研究者を対象としつつ、報告分野も日本・アジア・欧米でバランスの取れた報告の企画を進め、分野・開催時期のバランスを図りたい。

表　2025 年度「立教大学経済史・経営史ワークショップ」ワークショップ一覧

No.	項　目	内　容
1	開催日	2025 年 4 月 9 日（水）
	タイトル	奉天政権による自弁鉄道の経営と敷設―奉海鉄道を事例として
	講師（所属）	劉　真如（立教大学大学院）
	参加人数	10 人
2	開催日	2025 年 5 月 30 日（金）
	タイトル	ポスト帝国の帰還民の比較研究―日本の引揚者とトルコ　オスマン帝国『征服者の子孫』
	講師（所属）	Fuat DUNDAR (TOBB University of Economics and Technology)
	参加人数	3 人
3	開催日	2025 年 6 月 18 日（水）
	タイトル	戦前期アメリカ合衆国西岸における現地日系商社と横浜正金銀行―北米貿易株式会社と堂本誉之進を中心に―
	講師（所属）	出雲　勇一郎（立教大学経済学部助教）
	参加人数	8 人

4	開催日	2025 年 6 月 23 日（月）
	タイトル	1. Japan's Infrastructure Empire: Colonial Expertise and Vernacular Knowledge in Manchuria, 1905–52 2. Humanitarian Internationalism Under Empire: The Global Evolution of the Japanese Red Cross Movement, 1877-1945
	講師（所属）	1. Yuting Dong［董　钰婷］（シカゴ大学） 2. Michiko Suzuki［鈴木　路子］（東京大学）
	参加人数	5 人
5	開催日	2025 年 11 月 11 日（火）
	タイトル	方面委員に対する人格性の追究―雑誌『方面時報』の記述を基にして―
	講師（所属）	青木　尚人（高崎健康福祉大学、立教大学大学院）
	参加人数	8 人
6	開催日	2026 年 2 月 18 日（水）
	タイトル	国際レジームの規制による産業の「消滅」と企業行動 : 日本の南氷洋捕鯨事業の事例
	講師（所属）	湯浅　俊介（立教大学経済学部助教）
	参加人数	9 人

2.　ワークショップ概要

■第 1 回　ワークショップ

開 催 日：2025 年 4 月 9 日（水）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

報　　告：奉天政権による自弁鉄道の経営と敷設―奉海鉄道を事例として

報 告 者：劉　真如（立教大学大学院）

概　　要：本報告の目的は、奉海鉄道を事例として、その敷設とその開通が現地資本の活動に与えた影響を考察することにある。そして経済的独立を志向する奉天政権の具体的な政策意図を明らかにした上で、その成果と限界を把握したい。

本報告の構成は次の通りである。まず「奉天政権の鉄道政策と奉海鉄道」において、奉天政権の鉄道政策と奉海鉄路公司の創立が検討され、1910 年代の「東三省聯省自治宣言」による「三省開発」に具体化する奉天政権の経済開発案、1925 年 5 月に創立した官民合弁の奉海鉄路公司の資本関係などが明らかにされた。次に「奉海鉄道の経営―路線、収支、貨客輸送の分析―」で同鉄道の主線と支線、収支、貨客輸送について分析された。同鉄道の収支上の特徴は、貨物輸送収入が 50％以上を占めていた点であり、特に農産品（大豆・高粱）が主体であった。1932 年の輸送動向をみると、農産品・鉱産品・林産品が奉天に南下し、製造品が奉天から北上していたことがわかる。また同鉄道の附帯事業として展開していた西安炭鉱が、奉天政権からの政策支援を受けつつ、東三省の鉄道や工業（奉天兵工廠、奉天電灯廠、奉天紡紗廠など）、官衙・学校などの暖房用に幅広い需要に対応していたことが明らかとなった。最後の論点と

して「後背地における経済的変容―農産品の流通を中心に―」が検討され、満鉄線を経由していた流通ルートが奉海鉄道ルートのみに変容していった点、後背地での官商筋糧桟の買付競争により、奉天に農産品が集まった点などが論じられた。

本報告の結論として、奉天政権の産業育成政策の主眼が、鉄道網の建設により、鉄道の附帯事業を通じて石炭業と流通業を展開させることにあったことが明らかとなった。その結果、奉天鉄道は農産地からの近接性と低廉な運賃により、東辺道地域の農産品輸送の中心となり、日本が押さえていた開原への農産品出廻量および満鉄開原駅の大豆発送量が激減することになった。このことは東辺道地域が奉天流通圏に編入したことを意味し、開原の地位低下をもたらした。石炭業でも、奉天政権管理下にある石炭の消費を奨励する奉天政権の政策や銀貨低落もあり、奉天での西安炭消費量が増加し、撫順炭への依存を低下させた。このように奉天政権は、経済的自立を図るべく、様々な政策を展開していたのである。

■第 2 回　ワークショップ

開 催 日：2025 年 5 月 30 日（金）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

報　　告：ポスト帝国の帰還民の比較研究―日本の引揚者とトルコ　オスマン帝国『征服者の子孫』

報 告 者：Fuat DUNDAR (TOBB University of Economics and Technology)

概　　要：Dundar 氏の研究は、オスマン帝国期末期に、バルカンで喪失した領土やクリミア・コーカサスから受け入れた移民・難民に焦点を当てている。従来の研究は、この人口移動の原因をプッシュ要因に求めた上で、移民流入によるトルコ社会の変化に焦点を当ててきた。一方で、Fuat 氏は、帰還民の定住政策が、人口分布を意図的に変更する政策に基づいていたこと、そして、国内の非ムスリムの強制移住と表裏一体の関係にあったことを明らかにしている。また Dundar 氏は帰還民受け入れがトルコにおける国家の正統性確立やイデオロギーの形成に重要な役割を果たしたという立場を取っている。講演ではバルカン半島からトルコへの帰還民と、日本の第二次大戦後の引揚者の比較が行われた。

講演後は、両国の様々な相違点に関して活発な議論が行われた。特にトルコの場合、宗教が移民政策や帰還民の経験において大きな役割を果たした点が、日本との違いとして挙げられた。例えばイスラムでは自殺が禁じられ、集団自決のような現象は見られない点は、改めて日本の特徴を浮き彫りにする。また、トルコでは帰還が国民的悲劇として記憶されることはなく、引揚をテーマにした博物館・記念館も存在しないという点も、記憶の表象化の類型という点で議論された。そして特に注目を集めたのは、トルコの帰還民は高い教育水準を持

ち、政治や行政において積極的な役割を果たしたという点である。トルコ建国の父とされるムスタファ・ケマル・アタテュルクのギリシャ出身の出自や、1923 年のギリシャとの住民交換協定など、日本には見られない帰還政策の枠組みについても議論した。このように、「比較できないこと」を列挙することで、各国帰還民の経験の特異性を浮かび上がらせる試みは、比較研究の有効性を再認識する貴重な機会となった。

■第 3 回　ワークショップ

開 催 日：2025 年 6 月 18 日（水）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

報　　告：戦前期アメリカ合衆国西岸における現地日系商社と横浜正金銀行―北米貿易株式会社と堂本誉之進を中心に―

報 告 者：出雲　勇一郎（立教大学経済学部助教）

概　　要：本報告の目的は、1900 年代にアメリカ合衆国西岸において創業した日系商社の発展を銀行との関わりを踏まえつつ明らかにし、戦前期の日米経済関係における日系企業家の役割を考えることにある。まず先行研究として、次の 4 点、すなわち①日系移民史（村山祐三［1989］、矢ヶ崎典隆［1993］、末永國紀［2010］、高嶋雅明［1993］）、②商社史（上山和雄［2005］、川辺信雄［1982］）、③ 1930 年代缶詰業（富永憲生［1987］）、④堂本家の蜜柑輸出（花木宏直［2011］）を挙げ、何れの研究も現地で創業した日系移民の商業（特に貿易業）への進出や事業形成の過程が明らかでないことを指摘する。そこで、和歌山県出身の堂本誉之進らによって設立された貿易会社「北米貿易株式会社（North American Mercantile Co.）」を事例として取り上げる。堂本らはカリフォルニア州の花卉（かき）栽培で活躍し、現地日系社会における地歩を確立した。その後、日系移民を中心的な顧客とした日用品輸入や缶詰業に進出し、20 年代以降、三菱商事との取引関係を形成した。本報告で利用する資料は、東京大学経済学部所蔵の横浜正金銀行資料（サンフランシスコ支店営業報告）や缶詰時報等の雑誌類、邦字新聞（『日米新聞』、『新世界』）などである。

本報告の構成は次の通りである。まず「米国西海岸日系社会の発展過程と堂本兄弟」では、カリフォルニア州における日系社会の動向、堂本兄弟の渡米と花卉栽培への進出が検討され、20 世紀に入っての日系移民の増加、和歌山出身の堂本兄弟の米国渡航と事業拡大の過程が明らかにされた。次に「北米貿易株式会社と缶詰業」において、北米貿易株式会社の成立、堂本誉之進と対米缶詰輸出を中心に、堂本の事業進出の過程や米国でのマーケティング、輸出検査、製品・技術開発、取扱業者の組織化、三菱商事の動向など、様々な論点が検討された。最後に「北米貿易株式会社と横浜正金銀行」で、銀行から見た北米貿易の営業動向が明らかにされ、缶詰市況に大きく左右された業績、北米貿易の事業多様化、野崎商店や太平洋貿易といった同業他社の動向が論じられた。

結論としては、①堂本兄弟が花卉栽培で事業進出し、その後食料品取扱に事業を拡げて輸出入の経験を蓄積した点、②堂本誉之進がロブスターの代替品としてカニの需要機会を米国で見出し、缶詰包装紙など技術開発に積極的に関与することで、製造から販売まで、缶詰の品質向上を指向した点、③さらに堂本が草の根的な販路拡大によりブランドを形成し、対米輸出品として成長させた点、④世界恐慌後に取引は縮小したがナムコブランドの米国での認知度は一貫して存在した点が明らかとなった。以上を踏まえれば、北米貿易と堂本誉之進が缶詰輸出に果たした意義は大きく、日系企業家の活動は、企業規模以上のインパクトを有していたと思われる。

■第 4 回　ワークショップ

開 催 日：2025 年 6 月 23 日（月）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

第 1 報告：Japan's Infrastructure Empire: Colonial Expertise and Vernacular Knowledge in Manchuria, 1905–52

報 告 者：Yuting Dong［董　钰婷］（シカゴ大学）

第 2 報告：Humanitarian Internationalism Under Empire: The Global Evolution of the Japanese Red Cross Movement, 1877-1945

報 告 者：Michiko Suzuki［鈴木　路子］（東京大学）

概　　要：董钰婷氏の研究は、満州国期から戦後にかけての技術史・技術交流史に分類される。従来､満州国の技術発展は日本側の視点から描かれることが多かったが､董氏は中国語、英語、日本語、ロシア語の資料を駆使し、日本の技術が「内地」からそのまま満洲に移転されたわけではなく、現地の技術を取り入れる中で独自の手法が編み出された過程を、道路建設に焦点を当てて明らかにした。日本内地で一般的であった舗装技術は、満洲の風土、馬車輸送の頻度、車輪構造の違いなどにより不具合が生じ、満州国期の道路建設では現地の建設技術を生かして Flagstone（敷石）舗装が導入された経緯が紹介された。

鈴木路子氏の研究は、日本赤十字および国際赤十字の活動に焦点を当て、1920 ～ 40 年代、日本が軍国化する時代における人道活動の実態を検証し、関東大震災、第二次大戦中の捕虜保護活動、広島市の被災後の救援活動などを論じた。日本赤十字社は 1940 年代前半には世界最大の会員数を誇り、その活動範囲は韓国、台湾、樺太にも及んでいた。1934 年に日本で開催された赤十字国際会議にも触れ、日本の国際連盟脱退後も活動が継続されていた事実が報告された。

両氏は世界各地の文書館で広範な資料調査を行っており、講演後には調査手法や問題意識の形成について活発な議論が交わされた。董氏は中国東北部の出身、鈴木氏は元国際赤十字職員という立場から、それぞれの研究テーマに深い個人的関わりを持ち、先行研究が見落としてきた視点を掘り下げている点にも

関心が集まった。鈴木氏は2024年にコロンビア大学出版から単著を刊行し、現在は東京大学において教員の英語での研究成果発表の支援を行っており、また董氏の報告は来年刊行予定の単著の準備発表という形を取ったことから、英語での研究発信についても、活発に意見交換が行われた。

■第5回　ワークショップ

開 催 日：2025年11月11日（火）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12号館4階共同研究室

報　　告：方面委員に対する人格性の追究―雑誌『方面時報』の記述を基にして―

報 告 者：青木　尚人（高崎健康福祉大学、立教大学大学院）

概　　要：1925年に待遇官吏（奏任官待遇）として府県に配置された社会事業主事という吏員に近年関心が集まっている。彼らは地域の名誉職である「方面委員」と密接な関わりがあったとされる。方面委員は地域において、民衆に対する物質的な救済だけでなく、精神的な感化も行っていた（菅沼［2005］）。方面委員の要件としては、「志の篤き者」、「人格者」が挙げられていた。社会事業主事は社会事業に関して「指導・監督を行う」立場であり（海野［1930］）、方面委員に何らかの影響を及ぼしていたことが示唆される。本報告の目的は、府県庁で「指導・監督」的な役割を担っていた社会事業主事の言説をたどることで、方面委員に対して何を志向していたのかを解明することである。この視角により、社会福祉研究で従来着目されていなかった吏員の役割を解明する一端となる。

1930年代に方面委員には、思想善導にみられるような社会教化の実践が期待されていた（今井［2023］）。本研究では、社会事業主事の言説から方面委員の素質として「民衆の感化に必要な一定の道徳性、精神面での強さ」＝「人格性」を求めていたことを示す。本研究では、上記の課題を明らかにするために、雑誌『方面時報』（1933年3月15日号～1941年8月15日号）に着目する。同誌は方面委員の全国組織である全日本方面委員連盟が発行している雑誌であり、方面事業に関する「方面映画」や方面委員の関わった事例なども取り扱われた（中嶌、2015年）。本研究では、①社会事業主事の府県内や国家との位置づけを示し、②社会事業主事だった人物の経歴や従事した職務を示すことで、その思想的な背景をたどり、③社会事業主事の言説を整理し、方面委員に求めた人格性の内容を探る。最終的に社会事業主事が関与した職務と言説との関係を分析することで、方面委員に対して、人格的志向を抱いていたことを示したい。

本研究では、まず方面委員の実践と社会事業主事に関する先行研究を整理し、次に社会事業主事の位置づけを検討する。1919年に内務省救護課が社会課に改称され、1920年には内務省社会局が設置された。内務省の機構改革の延長線で地方社会事業職員制が施行され、奏任官待遇の社会事業主事は実質的な官吏として、「地方ニ於ケル社会事業ニ関スル事務」を担当した。社会事業主事は、

府県内で方面事業に関する事務主任として、内務省の影響を受けつつ、担当業務を行う存在であった。社会事業主事は大卒資格者が多く、融和団体や婦人団体向けに講習会を担当し、論文を通じて、社会事業に関する知識を様々な対象に伝えていた。続いて『方面時報』を分析し、社会事業主事が方面委員に求める資質を明らかにした。社会事業主事は方面委員について父権的で民衆を導く存在であり、「努力」や「意識」、「決心」といった方面委員に備わる人格性を重視していた。社会事業主事は方面委員を指導し、民衆の人格向上に活用しようとしていた。

本研究の結論は次の3点にまとめられ、①社会事業主事は方面委員に対し、民衆の救済に対応するために必要な人格性の涵養を主張した、②国家も方面委員には一定の人格を求めており、それに沿った形で社会事業主事はそれぞれの立場から論じた、③社会事業主事は方面委員に対しては人格的志向を抱いており、思想面で方面委員を導く役割があった。

■第6回　ワークショップ

開 催 日：2026年2月18日（水）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12号館4階共同研究室

報　　告：国際レジームの規制による産業の「消滅」と企業行動：日本の南氷洋捕鯨事業の事例

報 告 者：湯浅　俊介（立教大学経済学部助教）

概　　要：本報告の目的は、1976～1987年における日本の南氷洋捕鯨事業を事例として、国際レジームの影響に着目しながら、一つの産業が「消滅」する際の企業対応を明らかにすることである。戦後日本の高度経済成長期に関する産業分析では、その産業がいかに成長し、日本経済に貢献したかが問われ、他方で、衰退産業に関する研究は等閑に付されてきた。しかし、日本経済が成長する過程においては、様々な産業が多元的に展開し、日本経済の実相を明らかにするためには、産業の衰退過程も明らかにする必要がある。衰退産業に関する研究は、島西［2011］や杉山・牛島編［2012］、渡邊［2010］などが挙げられ、市場構造の変化や政策との関係、産業調整といった「国内要因」から研究が進展してきた。本報告は「国際レジーム」の影響に着目し、その国際レジームの下で衰退し「消滅」した南氷洋捕鯨事業の展開過程を考察する。

南氷洋捕鯨事業は、かつて南氷洋（南極海）で行われていた母船式捕鯨業であり、当該時期の日本では、日本共同捕鯨の一社操業であった。捕鯨事業は、1946年から国際捕鯨取締条約（ICRW）および国際捕鯨委員会（IWC）により、国際レジームの下に置かれていた。本報告の構成は次の通りである。「はじめに」、「強化される国際レジームの規制」、「複数鯨種の捕獲禁止下における南氷洋捕鯨事業：1976年―1981年」、「捕鯨モラトリアムの可決と南氷洋捕鯨事業の「消滅」：1982年―1987年」、「結論」。

反捕鯨国の強硬姿勢を背景とした国際レジームによる強い規制により、捕鯨以外の事業を殆ど有していない共同捕鯨は、捕獲枠や捕鯨を巡る国際情勢につよく規定され、1976 ～ 87 年において主体的な事業展開は不可能な状況におかれていた。オキアミ事業などに事業を拡げるものの、水産庁の補助事業が出発点であり、捕鯨に代わる柱とはなりえなかった。捕鯨枠縮小に対して、日本政府は、国際関係や他の農漁業への影響を考慮して、異議申立をしなかった。「捕鯨モラトリアム」の決定には異議申立するものの、200 浬内漁業保護のため、最終的に異議申立を撤回し、共同捕鯨は別会社へと移行することとなった。ICRW や IWC、200 浬体制にともなう対米問題の中で、南氷洋捕鯨事業は「消滅」する結果となった。

担当：林　采成（立教大学経済学部教授）

国際：「経済社会の分断と国際経済秩序の動揺―グローバル政治経済学の視点から」ワークショップ報告

1. 目的・活動内容

現在の国際秩序の変動は、一枚岩だったはずの西洋における同盟関係と価値観の亀裂、中国に代表される東洋の勃興の一方での中国経済の低迷といった不確実性の下で生じている。その背景には、カジノ資本主義化、テクノロジー進化や文化戦争などを生み出した経済社会の分断があり、社会関係資本の喪失が招く孤立と不全感がある。諸領域を横断するグローバル政治経済学的なアプローチに注目し、これによって諸課題の解明をはかろうとした。2025 年度の活動内容は以下の通りである。ほかに、関連した 2 回の公開講演会を開催した。

表　2025 年度「経済社会の分断と国際経済秩序の動揺―グローバル政治経済学の視点から」ワークショップ一覧

No.	項　目	内　容
1	開催日	2025 年 7 月 29 日（火）
	タイトル	How to reconcile economy, happiness and ecology
	講師（所属）	ステファノ・バルトリーニ（シエナ大学准教授）
	参加人数	33 人
2	開催日	2025 年 12 月 26 日（金）
	タイトル	1. コンテナ海上輸送に関する現状と諸課題 2. 労働とインドの発展―もう一つのフィールドから
	講師（所属）	1. 松田　琢磨（神奈川大学経済学部教授） 2. 木曽　順子（フェリス女子大学名誉教授）
	参加人数	19 人

2. ワークショップ概要

■第 1 回　ワークショップ

開 催 日：2025 年 7 月 29 日（火）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

報　　告：How to reconcile economy, happiness and ecology

報 告 者：ステファノ・バルトリーニ（シエナ大学准教授）

概　　要：イタリアからお招きした S. バルトリーニ教授が、主著『幸せのマニフェスト』（中野佳裕訳）を中心に発表された。とりわけ多くの参加者が注目したのは、社会関係の悪化が経済成長を促進するという「防衛的資本主義（Defensive Growth）」という概念であった。私たちはこれまで GDP などの経済成長を「ゆたかさ」の象徴と捉えてきたが、その「ゆたかさ」が社会関係の悪化によって促進されるという指摘は衝撃的であった。社会関係の途絶がサービスの外注化

を生んでGDPを引き上げるが、人々は「ゆたか」になっていないし、幸せにもなっていない。バルトリーニ氏は逆に、社会関係の改善こそが幸せな社会を構成する上で最も重要だと強く主張した。この主張に対して、活発な議論が展開された。開発経済学の観点からは「社会関係の改善は国境を超えて実現可能か」、金融経済学の立場からは「理想論に過ぎないのではないか」と現実的な見解が示された。バルトリーニ氏はこれに対し、人類学や疫学の知見を示しながら、経済学で想定するホモ・エコノミクスは存在しないこと、むしろ現代社会の最大の問題は「孤独」であると応答した。

参加者からの実体験の共有も印象的であった。ある参加者は、いわゆる「リッチな」生活であっても、社会関係がなければ幸せを感じないと述べ、また別の参加者は寮生活には金銭的余裕はないが豊かな人間関係があり、そこに幸せを感じると語った。多様な専門分野と実践的経験をもつ研究者が集まり、多様な視点の交差する非常に示唆に富んだ議論の場となった。

■第2回　ワークショップ

開 催 日：2025年12月26日（金）
会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12号館4階共同研究室
第1報告：コンテナ海上輸送に関する現状と諸課題
報 告 者：松田　琢磨（神奈川大学経済学部）
第2報告：労働とインドの発展―もう一つのフィールドから
報 告 者：木曽　順子（フェリス女子大学名誉教授）
概　　要：第1報告。コンテナ輸送の現状と歴史的発展、およびアライアンス再編などの産業構造の変化について概観された。主要航路における荷動きや運賃変動の背景に加え、空コンテナの回送問題やサービスのコモディティ化といった諸課題についても説明された。スエズ運河の使用料が1隻で5000-6000万円。港湾施設における荷役のヒトと道具がコンテナの登場によって一変した歴史。複合一貫輸送ができる点がSC拡大につながった（マルコム・マクリーン）。また、単なるカバーではないので、一度封印すると盗まれにくい利点も。帰り荷が空にならないようなマッチングがカギを握る。1月17日のプロジェクトXで取り上げられる今治造船に注目。

関連文献：松田琢磨［2023］『コンテナから読む世界経済―経済の血液はこの箱が運んでいる！』角川書店。

第2報告。インドの経済成長は著しい。そして背後に様々な形で働く人びとがいる。報告では経済の成長と特徴、労働市場の実態、人材育成等の取り組みを概説し、その上で都市インフォーマル・セクター労働者の変化を傾向として確認し、また個々の具体的歴史から紹介された。現地で集められた情報と知識が印象的だった。インドの工業化の遅れについて。インドは重工業中心の輸入代替工業化をとり、80年代の自由化も限られた。それが世界的なサプライ

チェーンの形成に際して、乗り遅れにつながった。労働市場について。インフォーマル・セクターは「レイバー・スポンジ」と称され、その雇用吸収力を国際機関も評価している。他方で、望む職がないために失業している「高学歴失業」が多い。つまり、「失業」できる労働者は、それでも生きることができるためにむしろめぐまれているという指摘は驚きであった。

関連文献：木曽順子[2025]『労働とインドの発展―もう一つのフィールドから』明石書店。

担当：櫻井　公人（立教大学経済学部特別専任教授）

政策：「政策研究ワークショップ」ワークショップ報告

1. 目的・活動内容

国際・政策部会メンバーそれぞれの研究を連携・推進し、また、外部研究者（国内外）の招聘による公開セミナーなどを通じて、グローバル化する経済社会と政策に関する研究の発展を目的とする。特定のテーマで縛ることはせず、構成メンバーの研究領域に関するものであれば、積極的に知的な交流を行い、共同研究や科研費グループの形成などにつなげていきたい。2025 年度の活動内容は以下の通りである。

表　2025 年度「政策研究ワークショップ」ワークショップ一覧

No.	項　目	内　容
1	開催日	2025 年 6 月 18 日（水）
	タイトル	戦前期アメリカ合衆国西岸における現地日系商社と横浜正金銀行 ―北米貿易株式会社と堂本誉之進を中心に―
	講師（所属）	出雲　勇一郎（立教大学経済学部助教）
	参加人数	14 人
2	開催日	2025 年 6 月 27 日（金）
	タイトル	社会政策教育の日中交流研究会 1. 日本の社会政策教育 2. 中国の社会政策教育 3. 日本におけるマルクス経済学研究 4. 日本における社会政策研究 5. 立教大学の学び
	講師（所属）	1. 菅沼　隆（立教大学経済学部教授） 2. 劉　欣（中国復旦大学社会発展与公共政策学院院長） 3. 郭　書言（一橋大学院生、復旦大学経済学院出身） 4. 李　赫然（立教大学経済学部助教） 5. フ・セイワ（菅沼ゼミ・中国人留学生） コーディネーター：沈　潔（日本女子大学名誉教授）
	参加人数	9 人

2. ワークショップ概要

■第 1 回　ワークショップ

開 催 日：2025 年 6 月 18 日（水）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

報　　告：戦前期アメリカ合衆国西岸における現地日系商社と横浜正金銀行
―北米貿易株式会社と堂本誉之進を中心に―

報 告 者：出雲　勇一郎（立教大学経済学部助教）

概　　要：本研究の目的は、戦前日本の貿易金融を担う特殊金融機関であった横浜正金銀行（以下、正金と略）の北米における活動を検討することで、商社や日系移民

に提供した金融的なサポートの実態と、対外金融に果たした役割を実証することにある。本研究では、1880 年の同行の創立から、1941 年の太平洋戦争勃発までを対象時期とし、北米の正金各店の活動を通時的に、商社、移民等の取引相手に対する信用供与を軸として検討する。これにより、従来、商社や移民等片面からのみ理解されてきた北米各地での取引実態を、金融機関側からの論理で明らかにするとともに、戦前期日本の対米貿易の特徴と変化、それを支えた貿易金融のダイナミズムを解明する。この研究の原著論文の報告を中心とし、参加者との歴史的かつグローバル経済の現状からの観点から活発な質疑が行われた。

■第 2 回　ワークショップ

開 催 日：2025 年 6 月 27 日（金）
会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室
報　　告：社会政策教育の日中交流研究会
第 1 報告：日本の社会政策教育
報 告 者：菅沼　隆（立教大学経済学部教授）
第 2 報告：中国の社会政策教育
報 告 者：劉　欣（中国復旦大学社会発展与公共政策学院院長）
第 3 報告：日本におけるマルクス経済学研究
報 告 者：郭　書言（一橋大学院生、復旦大学経済学院出身）
第 4 報告：日本における社会政策研究
報 告 者：李　赫然（立教大学経済学部助教）
第 5 報告：立教大学の学び
報 告 者：フ・セイワ（菅沼ゼミ・中国人留学生）
コーディネーター：沈　潔（日本女子大学名誉教授）
概　　要：上記の報告を通じて、日中両国の参加者より活発なディスカッションがおこなわれた。

担当：遠山　恭司（立教大学経済学部教授）

金融：「マルチ・ステークホルダー・モデルの経営・会計研究」ワークショップ報告

1. 目的・活動内容

世界経済はこの数十年の間に大きく変貌した。経済のグローバル化が進む中で、国家による規制から自由になった企業は地球的規模で事業活動を行なっている。そのような企業の自由な活動を是とする思想が新自由主義（Neo-liberalism）であり、企業は市場での厳しい競争にさらされている。新自由主義の下では、競争の結果は当事者の自己責任となるため、一握りの富める者をさらに富ませて、世界中に貧困と格差を拡大させて、富の偏在を招来している。また、地球的規模で活動する企業による環境破壊によって引き起こされた気候変動は、人類の生存さえも脅かすようになっている。これらを受けてこれまでの資本主義のあり方を見直し、株主偏重からステークホルダー志向に転向することが声高に叫ばれてきた。すなわち、企業は、株主（Shareholder）だけでなく、経営者、従業員、取引先、消費者、国・自治体、地域社会、より広くは地球全体まで含むさまざまな関係者（Stakeholder）の利害が輻輳する場であって、持続的に成長していくためには、創造した価値（付加価値）を適正に分配しなければならないという認識が強まっている。

本ワークショップは、“多元的利害関係者モデル（Multi-stakeholder Model）”を巡る諸問題を検討し、本学を斯学における研究拠点として構築していくことを目的としている。研究組織の構成員として本学関係者5名（専任教員3名、前・現兼任講師2名）から開始するが、研究の進行に伴って第一線に立っている研究者を共同研究者・研究協力者として本学に招聘した。

表　2025年度「マルチ・ステークホルダー・モデルの経営・会計研究」ワークショップ一覧

No.	項　目	内　容
1	開催日	2025年6月14日（土）
	タイトル	1. キャッシュ・コンバージョン・サイクルの理論的・現代的課題 2. 資本価値計算の概念と会計的定在様式（『会計理論学会年報』No. 38、2024）について
	講師（所属）	1. 徳前　元信（福井県立大学経済学部教授） 2. 足立　浩（日本福祉大学名誉教授）
	参加人数	19人
2	開催日	2025年7月12日（土）
	タイトル	1. マルクスと会計（仮題） 2. まちづくりの会計（学）―地方創生との関連で
	講師（所属）	1. 竹田　真登（立教大学大学院経済学研究科博士課程後期課程） 2. 田中　哲（八戸学院大学地域経営学部教授）
	参加人数	16人

3	開催日	2025 年 11 月 8 日（土）
	タイトル	1. 損益計算構造の枠組み（試論） 2. 海外学会レポート Accounting History Review Conference 2025 と次回の参加のために
	講師（所属）	1. 岡田　裕正（長崎大学経済学部教授） 2. 山口　不二夫（明治大学大学院グローバル・ビジネス研究科教授）
	参加人数	17 人

2. ワークショップ概要

■第 1 回　ワークショップ

開 催 日：2025 年 6 月 14 日（土）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

第 1 報告：キャッシュ・コンバージョン・サイクルの理論的・現代的課題

報 告 者：徳前　元信（福井県立大学経済学部教授）

概　　要：第 1 報告では､会計実務においてキャッシュ･コンバージョン･サイクル（CCC）を採用する企業が増えていることの原因が分析され、金融危機後の現金の効率的活用の重要性が高まっていることを明らかにした。そこでは、資金を回収する速度を表わす CCC は、売掛金と在庫の回転日数から買掛金の回転日数を引き算して算出されるが、他の経営指標との比較、とりわけ資本回転率とどこが異なるのかについて検討した。そして、アップルとトヨタの企業価値・企業観の異同について福井県地元企業との関わりに触れながら考察した。以上の報告に対して、参加者全員で議論し、意見交換が行なわれた。

第 2 報告：資本価値計算の概念と会計的定在様式（『会計理論学会年報』No.38、2024）について

報 告 者：足立　浩（日本福祉大学名誉教授）

概　　要：第 2 報告では、複式簿記の生成（15 世紀）と会計（具体的には近代会計としての企業会計）への発展（19 世紀）が 4 世紀に及ぶ歴史的間隔と前提条件の相違にも関わらず、両者を同じ資本価値計算と捉えられることの意味を改めて問う必要性について考察したものである。すなわち、資本価値計算を、概念に適合した定在様式（概念に適合した質的規定性を具えた存在様式・形態）から捉え直すことを主張している。

ここで資本価値計算とは、批判会計学説の中の個別資本説において、企業活動を個別資本の循環運動＝価値増殖過程と見なし、その記録計算として規定する概念である。

そこでは、複式簿記と近代会計の区別と関連について、歴史的な発展を視野に入れながらも、まずは Marx の資本の概念と定在様式、さらに Hegel の定有概念（質としてある規定性）に依拠して論理的に説明することに重点が置かれている。以上の報告に対して、参加者全員で議論し、意見交換が行なわれた。

■第 2 回　ワークショップ

開 催 日：2025 年 7 月 12 日（土）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

第 1 報告：マルクスと会計（仮題）

報 告 者：竹田　真登（立教大学大学院経済学研究科博士課程後期課程）

概　　要：第 1 報告では、簿記や会計について断片的に言及していながらも体系的には論じられていない Marx の文献を紐解き、資本主義社会から未来社会への移行について考察した。まず、Marx が簿記・会計の実務に多大なる関心を持っていたことを複数の文献の引用によって裏づけ、「資本の運動 G_W...P...W'_G' を確定して、表象における模像（象徴的な模像）を与え、またこの運動を制御する」という Marx による簿記の理解を示した。さらに、『資本論』第三部草稿第五章における信用論および株式会社の議論が、未来社会論に有する意義について検討した。そこでは、信用システムの発展と簿記の可能性について言及した。以上の報告に対して、参加者全員で議論し、意見交換が行なわれた。

第 2 報告：まちづくりの会計（学）―地方創生との関連で

報 告 者：田中　哲（八戸学院大学地域経営学部教授）

概　　要：第 2 報告は、まちづくり及び自治体会計の視点から、青森県三八地域における実践経験を踏まえた報告がなされた。そこでは、“ まちづくりはビジネスである ” という問題意識を端緒として、まず、“ まちづくり ” について、地方創生との関係から明らかにした。次に、会計についての報告者の理解（事業体がその活動につき、期間を定めて、貨幣額で記録・計算し、その結果を制度的に報告する行為について説明責任を負う営み）と掲げ、まちづくりの会計を地方自治体の会計と措定して、その特徴（予算主義・現金主義・単式簿記、地方交付税などの国からの関与、地方財政計画の策定）について明らかにした。最後に、まちづくりの会計（学）の課題として、行政ビジネスの本質の究明、現金主義と発生主義、会計の市民化（市民の財務諸表読解力の向上）の諸点について検討した。以上の報告に対して、参加者全員で議論し、意見交換が行なわれた。

■第 3 回　ワークショップ

開 催 日：2025 年 11 月 8 日（土）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

第 1 報告：損益計算構造の枠組み（試論）

報 告 者：岡田　裕正（長崎大学経済学部教授）

概　　要：第 1 報告では、多くの研究業績が蓄積されている「計算構造論」について、多様な会計現実を一括して捉えることのむつかしさを改めて提起して、計算構造の枠組みの中の第 1 段階（単純な計算構造）に焦点を当てて再検討した。そこでは、簿記と会計の関係を糸口にして、①5 つの計算要素（5 勘定）と資本勘定の性格、②会計観（財産法 vs 損益法、資産負債アプローチ vs 収益費用アプ

ローチ)、③全体損益計算と期間損益計算、④資本と負債の区分といった諸点から本源的に考察した。そして、新たな会計として、資本主義のステークホルダー志向への転換期における付加価値計算について付言した。そこでは、計算構造の検討枠組みの第3段階（会計基準の新設･改訂）や第2段階（概念フレームワークの新設・改訂）での対応で終わらず、第1段階（単純な計算構造）の変更をもたらすという意味で、会計の計算構造の根本的な変革を促す可能性について言及された。以上の報告に対して、参加者全員で議論し、意見交換が行なわれた。

第2報告：海外学会レポート Accounting History Review Conference 2025 と次回の参加のために

報 告 者：山口　不二夫（明治大学大学院グローバル・ビジネス研究科教授）

概　　要：第2報告では、海外学会の動向として、本年9月25・26日にイタリア・シチリア・Lipari 島・Hotel Aktea で開催された Accounting History Review Conference での開催模様について報告された。そこでは、大会プログラムの内容、報告者･司会者の属性、日本からの参加人数、研究テーマの分布等について明らかにされた。26年は日本で開催されることが予定されていること（6月3･4日に東京・明治学院大学から、自由論題の募集期間、同学会で採択される可能性の高い研究テーマの選定方法等について、参加者全員で議論し、意見交換が行なわれた。

担当：内野　一樹（立教大学経済学部教授）

金融：「金融ワークショップ」ワークショップ報告

1. 目的・活動内容

2021 年以降、アメリカをはじめとする主要各国は急速なインフレに直面し、22 年以降はそれに対応した急激な金融引き締めが行われた。日本も同様、長らく続いてきた緩和的な金融環境が大きく変わろうとしている。また、第二次トランプ政権誕生以降、世界経済は不確実さを増してきている。本研究は、こうした転換期にあって、世界金融危機以降の緩和的な金融環境が抱えこんできた潜在的なリスクを明らかにし、金融環境の転換が金融市場と金融機関、さらに海外との相互関係にどのような変化が生じるのかを分析しようとするものである。あわせてデジタルマネーの登場といった新しい金融インフラの登場が既存の金融制度にいかなる影響を及ぼすのかを明らかにすることを目的とする。

金融・ファイナンスを講じている教員を中心に、外部研究者を招聘し、年間 4 回程度のワークショップの開催を通じてそれぞれの研究を連携・推進させることを目指した。

表　2025 年度「金融ワークショップ」ワークショップ一覧

No.	項　目	内　容
1	開催日	2025 年 5 月 14 日（水）
	タイトル	マネジメント・バイアウトの経済分析：動機・パフォーマンス・株主の富
	講師（所属）	川本　真哉（立教大学経済学部教授）
	参加人数	7 人
2	開催日	2025 年 7 月 2 日（水）
	タイトル	「中央銀行」なき手形決済システム　近代上海の短期金融市場
	講師（所属）	大石田　真弥（立教大学経済学部助教）
	参加人数	3 人
3	開催日	2026 年 1 月 14 日（水）
	タイトル	中国のシャドーバンキング理論の再構築に向けて
	講師（所属）	高　志翔（東京経済大学・院）
	参加人数	6 人
4	開催日	2026 年 2 月 16 日（月）
	タイトル	輸出の増加による地元企業への波及効果
	講師（所属）	河西　卓弥（熊本県立大学教授）
	参加人数	4 人

2. ワークショップ概要

■第 1 回　ワークショップ

開 催 日：2025 年 5 月 14 日（水）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

報　　告：マネジメント・バイアウトの経済分析：動機・パフォーマンス・株主の富

報 告 者：川本　真哉（立教大学経済学部教授）

概　　要：MBO の経済的機能について、最新のデータセットと分析手法を用いて体系的に解明された成果（『マネジメント・バイアウトの経済分析：動機・パフォーマンス・株主の富』2025 年刊行）の主たる内容について報告いただいた。とくに中心的に取り扱われたテーマとトピックは、株式非公開化の動機に関するテキストデータ分析から何が得られたか、MBO とアクティビズム：介入の動機と成果はいかなるものか、MBO を行う企業はどのような属性をもっているのか、MBO を経た再上場の企業パフォーマンスなどである。これらについての詳細な報告の後で、以下の点についての質疑と議論が行われた。① MBO を行う企業の特性、②キャッシュアウトの方法と課題および今後の議論の方向性について、③テキスト情報収集の意義と先進性はどこにあるか、④非公開化の動機（完全子会社化との相違）はどこにあるか、⑤アクティビストの行動と動機をどのように理解すればよいか、⑥少数株主の権利保護はどのように行われるか、⑦ MBO の個別的、マクロ的な経済的機能の評価について。

■第 2 回　ワークショップ

開 催 日：2025 年 7 月 2 日（水）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

報　　告：「中央銀行」なき手形決済システム　近代上海の短期金融市場

報 告 者：大石田　真弥（立教大学経済学部助教）

概　　要：1900 ～ 1930 年代の中国・上海には中央銀行制度は存在していなかったが、多種多様な貨幣が同時並行的に流通しており、手形も同様に複雑な慣行をもっていた。これらの金融機関でやり取りされた手形はどのようなものか？　これらの手形はどのように決済されたのか？　決済システムにはどのような特徴があるのか？　といった点をどのように考えればよいかについて報告がなされた。このなかでは、民間金融機関が組織した『同業公会』が、決済システムにおいて『銀行の銀行』の機能を果たしていたことが明らかにされた。これを受けて質疑応答では、「中国の金融史の流れの中で、1930 年代の上海の構造が共産党政権下でも継承されたのか」という質問に対し、「戦時中に政府の規制・監督が強化されて、これが共産党政権下に継承された」との回答がなされた。また、「決済制度は中央銀行が存在しなくても可能ではないか」という質問に対しては「上海の租界という欧米の影響を強く受けた先進安全地域の特性が寄与した」との回答がなされた。

■第 3 回　ワークショップ

開 催 日：2026 年 1 月 14 日（水）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

報　　告：中国のシャドーバンキング理論の再構築に向けて

報 告 者：高　志翔（東京経済大学・院）

概　　要：中国のシャドーバンキングと諸外国のシャドーバンキング概念の相違を説明された後、中国のシャドーバンキングの拡大および変質についての報告が行われた。報告の主たる問題は、この拡大・変質をどのように考えたらよいかという点にある。ここでは、従来のように預金がシャドーバンキング部門に移動した、すなわち先に預金が外生的に与えられていると考えると、その変質が理解できないことが示され、シャドーバンキング拡大を内生的に捉えることの重要性が主張された。また、中国のシャドーバンキングは、初期には外貨の流入で預貸率規制が容易に満たされたものの、2011 年以降、外貨流入が減り、預貸率を満たすことが困難になると、規制回避の手段として、銀行の貸出が「銀行の影」へと変わったと主張されたおり、預貸率規制と外貨の影響が重要である点がとくに強調された。こうした報告を受けて①信用創造の内生説、外生説の理解について、②「シャドーバンキング理論」なるものがあるのか否かについて、③先行研究との相違および本研究の独創性をめぐって、④シャドーバンキング規制の歴史的変遷とその理解および効果についてなどの諸点について質疑がなされた。

■第 4 回　ワークショップ

開 催 日：2026 年 2 月 16 日（月）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

報　　告：輸出の増加による地元企業への波及効果

報 告 者：河西　卓弥（熊本県立大学教授）

概　　要：国・地方自治体は様々な企業支援・誘致政策を行っており、企業の輸出促進や対日直接投資の増加を図っている。このような市場を拡大できた企業がいる一方で、地方の企業の多くは国際化を果たせておらず、その恩恵は限定的である。しかし、輸出や対日直接投資により市場を拡大できた場合、その生産のために地元企業とサプライチェーンを結ぶことで地域経済への波及効果が期待される。そのような波及効果が確認できた場合、輸出促進や対日直接投資の受け入れ政策は想定よりもさらに有効であるが、その効果についての研究は限定的である。こうした問題の下、日本の製造業事業所のミクロデータを集計し、地域レベルの輸出事業所割合や輸出額の増加が周辺の事業所、特に非輸出事業所に与える波及効果について、生産性指標や雇用などへの影響を数量的に分析した結果とそのインプリケーションが示された。報告を受けて、①行政・政策立案に対する貢献、②先行研究の理解と報告との連関の程度、③調査の地理的範囲、④非輸出企業の重要性、⑤結果の解釈と研究の展開方法などをめぐって報告者と参加者のあいだで議論が行われた。

担当：飯島　寛之（立教大学経済学部准教授）

「ニューノーマル時代のライフスタイルとインスタント食品産業」
ワークショップ報告

1. 目的・活動内容

新型コロナウイルス感染症（Corona Virus Disease 2019）の世界的な流行は、企業活動、人々の働き方に大きな変化を与えただけでなく、「食」を含むライフスタイルにもさまざまな影響を及ぼした。「食」の問題は、誰もが日々関わっているものであって、文系理系を問わず各人が主体的に自分の経験に引きつけて考えることのできる分野であり、消費者の観点から新しい製品・サービスを創造することのできる分野であるともいえる。本研究は、コロナ下の 6 年前にサンヨー食品株式会社（以下、サンヨー食品と略記）との共同研究（プロジェクト研究）として開始され、ワークショップ研究に種別変更してからの初年度になる。

サンヨー食品は、袋麺の連結売上高では世界第 1 位のシェアを占めており、業界のリーダー的存在である。同社と共同研究することで、教員と実務家だけでなく、むしろ学生も参加し日頃の研究の成果を競い合うことによって、本学のプレゼンスを高めることを目的としている。そこでは、以下の 2 つを柱にして、ニューノーマル時代のフードビジネスの将来的な展望を考察することを念頭に置いている。

(1) 群馬県前橋市を発祥の地とするインスタント食品メーカーの経営戦略や経営体制について歴史的・文化的コンテクストから検証する。

(2) インスタント食品メーカーの製品開発について持続的な開発目標(SDGs)およびグローバリゼーションの観点から検証する。

表　2025 年度「ニューノーマル時代のフードビジネス研究」ワークショップ一覧

No.	項　目	内　容
1	開催日	2025 年 12 月 6 日（土）
	タイトル	商品企画プレゼンテーション大会：未来に向けたインスタントカップ麺「新規需要喚起策」について
	講師（所属）	審査員：海上　泰生（横浜市立大学・立教大学兼任講師） 中谷　京子（一般財団法人商工総合研究所主任研究員） 評　者：阿部　浩二（サンヨー食品株式会社 執行役員開発本部長） 八木　央光（サンヨー食品株式会社 執行役員マーケティング本部カップスターグループ部長）
	参加人数	70 人

2. ワークショップ概要

■第 1 回　ワークショップ

開 催 日：2025 年 12 月 6 日（土）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　14 号館 D301 教室

報　　告：商品企画プレゼンテーション大会：未来に向けたインスタントカップ麺「新規需要喚起策」について

審 査 員：海上　泰生（横浜市立大学、立教大学兼任講師）
　　中谷　京子（一般財団法人商工総合研究所 主任研究員）

評　　者：阿部　浩二（サンヨー食品（株）執行役員開発本部長）
　　八木　央光（サンヨー食品（株）執行役員マーケティング本部カップスターグループ部長）

概　　要：まず学生グループは、事前に配布された会社資料に基づいてインスタントカップ麺の市況、サンヨー食品の取り組みについて理解を深め、新商品の企画案を作成した。

次に、予備審査を通過した学生グループによってインスタントカップ麺の新企画についてプレゼンテーションが行われた（出場グループは､以下の 9 組である)。

① Re: Start（菊池航ゼミナール）
② MY 麺クリエイターズ（経済学部任意学生グループ）
③容器も食べ隊（岡部桂史ゼミナール）
④ Daybreakers（遠山恭司ゼミナール）
⑤はじめてのカップラーメン（島西智輝ゼミナール）
⑥麺ズ危機一髪（遠山恭司ゼミナール）
⑦ヌードルラボ（菊池航ゼミナール）
⑧夢見るヌードル zzz（遠山恭司ゼミナール）
⑨ホット一息（岡部桂史ゼミナール）

各グループの発表に対しては、サンヨー食品の評者 2 名から長短、改善点、実現可能性について寸評がなされた。また、マーケティング部門の新入社員からは学生と社会人との違いを踏まえた助言も与えられた。さらに、審査員からは日頃の授業を踏まえて、企画案だけでなく、プレゼンテーションの方法、資料の作成方法についてもコメントが付け加えられた。

最後に学生グループ 9 組の順位を発表し、グランプリ、準グランプリ、敢闘賞が選ばれ、表彰された。

（大会当日の模様は、すでに学部ホームページに掲載されている。）

担当：内野　一樹（立教大学経済学部教授）

「マルクス価値論の刷新と資本主義の新形態の解明」研究プロジェクト報告

1. 目的・活動内容

海外における近年のマルクス解釈にかかわる代表的な著作の研究と『資本論』草稿の研究を基礎として、マルクス価値論の刷新に向けての研究を行う。また、その成果にもとづいて「レント資本主義」、「プラットフォーム資本主義」などと呼ばれる資本主義の新形態の解明に取り組む。

表　2025 年度「マルクス価値論の刷新と資本主義の新形態の解明」研究会一覧

No.	項　目	内　容
1	開催日	2025 年 8 月 27 日（水）
	タイトル	1. Second Nature and Rational Freedom: Reconsiderations on Marx's Critique of Hegel's Philosophy of Right 2. The State as socio-economical "We." Hegel's Alternative Concept of Democracy 3. Rethinking the Human Essence in the Sixth Thesis of Theses on Feuerbach 4. Marx as an anarchist and communist 5. "Having a Citizenship" or "Civics": Understanding Alienation from the Perspective of Recognition 6. Was ist die »Wiederherstellung des individuellen Eigentums« ? 7. Labor in Commerce and the Formation of Social Essence: A Response to Hiromatsu's Criticism of Alienation 8. Theodicy and Historical Progress: Kant's Conflict of the Faculties in the context of classical german Philosophy
	講師（所属）	1. 張　双利（復旦大学教授） 2. 大河内　泰樹（京都大学教授） 3. 王　代月（清華大学教授） 4. 隅田　聡一郎（大阪経済大学専任講師） 5. 王　貴賢（清華大学副教授） 6. 秋元　由裕（北星学園大学専任講師） 7. 魏　博（中国人民大学講師） 8. 岡崎　龍（獨協大学非常勤講師）
	参加人数	30 人

2. 研究会概要

■第 1 回　研究会

開 催 日：2025 年 8 月 27 日（水）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス 15 号館 M302

第 1 報告：Second Nature and Rational Freedom: Reconsiderations on Marx's Critique of Hegel's Philosophy of Right

報 告 者：張　双利（復旦大学教授）

第 2 報告：The State as socio-economical “We.” Hegel’s Alternative Concept of Democracy
報 告 者：大河内　泰樹（京都大学教授）
第 3 報告：Rethinking the Human Essence in the Sixth Thesis of Theses on Feuerbach
報 告 者：王　代月（清華大学教授）
第 4 報告：Marx as an anarchist and communist
報 告 者：隅田　聡一郎（大阪経済大学専任講師）
第 5 報告：“Having a Citizenship” or “Civics”: Understanding Alienation from the Perspective of Recognition
報 告 者：王　貴賢（清華大学副教授）
第 6 報告：Was ist die »Wiederherstellung des individuellen Eigentums« ?
報 告 者：秋元　由裕（北星学園大学専任講師）
第 7 報告：Labor in Commerce and the Formation of Social Essence: A Response to Hiromatsu’s Criticism of Alienation
報 告 者：魏　博（中国人民大学講師）
第 8 報告：Theodicy and Historical Progress: Kant’s Conflict of the Faculties in the context of classical german Philosophy
報 告 者：岡崎　龍（獨協大学非常勤講師）
概　　要：マルクス及びヘーゲル研究の最前線についての討論、日中の研究者の研究交流を目的として開催した。日中両国の研究者から最新の研究にもとづく報告が行われ、活発な討論がなされた。

佐々木　隆治（立教大学経済学部教授）

「市場の地域性と産業ダイナミズムの諸相」研究プロジェクト報告

1. 目的・活動内容

本研究プロジェクトは、2017 年度から継続してきた「20 世紀東アジアにおける経済基盤の形成」研究プロジェクトを発展・継承する形で、2024 年度から新たなスタートを切った。本研究プロジェクトは、検討対象を特定の時代・地域に限定せず、プロジェクトメンバー各自の強み・関心のある「地域」の変容を「市場」をキーワードとして明らかにし、現代社会の特質を歴史の深みから捉えることを目的とする。本研究プロジェクトは「地域」の視点を重視することで、単純な均質化とは異なるグローバル化の実態を浮き上がらせ、北米やヨーロッパ、そして日本を含む東アジアの歴史的諸条件が生み出した競争力の源泉を産業ダイナミズムの視点から明らかにする点に特徴がある。

経済社会のグローバル化が急速に進展しつつあるといわれる。しかし、世界経済のグローバル化は近年に始まったことではなく、歴史的な視点に立てば、工業化による経済成長によって 18 世紀後半以降から続く事象である。さらに、20 世紀後半からの東アジアからスタートしたアジア地域の急速な経済成長は、工業化の歴史的展開に関する従来の議論・枠組みを相対化し、地域発展の特性を踏まえた議論、すなわちグローバル・ヒストリーの興隆をもたらした。本研究プロジェクトは、グローバル・ヒストリーの議論を前提としつつ、「地域」・「時代」の枠を大きく拡げ、各メンバーの個別研究を進めて、より多面的・多角的な分析を試みた。

2025 年度は以上の問題関心に基づき 2 回の海外研究者による研究会を開催するとともに、歴史研究において重要となる文献調査や一次資料調査などを実施した。また外部資金獲得に向けて、プロジェクトメンバーの個人研究をプロジェクト研究に取り込み、本研究がテーマとする「市場の地域性と産業ダイナミズムの諸相」に関して、空間・地理的には「環太平洋」、「欧州」、研究視角的には「文化」、「衛生・環境」といった新機軸を加えて、研究を進めた。その結果、プロジェクトメンバー 2 名が 2026 年度の科学研究費・基盤研究（C）に新規採択された。

次年度のプロジェクト研究では、新たな研究視角を組み合わせて、新しい研究テーマを構築したい。次年度は研究の活性化をさらに図るとともに、研究会等を積極的に開催し、本学経済学部の将来に繋がる研究資源の蓄積を図っていきたい。

表　2025 年度「市場の地域性と産業ダイナミズムの諸相」研究会一覧

No.	項　目	内　容
1	開催日	2025 年 4 月 23 日（水）
	タイトル	Reforming the National Pension in South Korea: A Historical Perspective
	講師（所属）	Kim Dohyung（京畿大学校経済学科）
	参加人数	8 人

2	開催日	2025 年 7 月 9 日（水）
	タイトル	戦後台湾経済の再考（1945-1952）
	講師（所属）	洪　紹洋（国立陽明交通大学）
	参加人数	8 人

2. 研究会概要

■第 1 回　研究会

開 催 日：2025 年 4 月 23 日（水）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

報　　告：Reforming the National Pension in South Korea: A Historical Perspective

報 告 者：Kim Dohyung（京畿大学校経済学科）

概　　要：本報告の目的は、韓国の年金改革について歴史的観点から分析することである。Kim 氏はこれまでにも韓国の年金改革に関して、一連の研究を進めてきたが、今回は主に日本の現状を踏まえて韓国社会が抱えている年金問題とその改善策を論じた。ほとんどの先進国において、公的年金は単一の政府プログラムの中で最も大きな支出を占めるだけでなく、多くの公的年金条項は、人々の労働供給や貯蓄などの重要な経済的選択に大きな影響を及ぼしている。このような重要性にもかかわらず、公的年金に対する理解は全体的に不足しているが、本報告は公的年金、特に国民年金制度の歴史的な展開過程を検討しながら、今後直面する問題を検討している。特に、高齢者の所得貧困、国民年金改革のような当面の政策イシューに対する原因と対応策を検討した。これを通じて、公的年金導入の遅れと社会保険の死角地帯の存在が、今日、韓国が直面している高齢者所得貧困の主な原因であることを提示している。このような点から、公的年金制度の設計改善を通じて、高齢者の所得貧困、人口の高齢化に伴う労働力不足、世代間の公平性の悪化など、韓国社会が今後直面する問題を解決していく必要があることを明らかにしている。

上記の報告に対して、様々な議論が行われた。論点の一つは、年金制度以前の高齢者に対する政府ないし社会の支援策として如何なるものがあり、それがそれなりに機能したのかということであった。当時は高齢者人口は多くなく、平均寿命も短いので、家族や地域社会が支えるようなことで特に問題にはならなかったものの、少子高齢化への進行や家族形成原理が変ったため、もはや従来の方式は期待できなくなったと指摘された。もう一つの論点は定年延長による基金の積立と年金支給の節減という対策が可能であるかどうかであった。これについては社会的コンセンサスが得られることが重要ではあるものの、やはり高齢人口における生産性の減退問題をどのように解決できるかが課題であると指摘された。

■第 2 回　研究会

開 催 日：2025 年 7 月 9 日（水）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

報　　告：戦後台湾経済の再考（1945-1952）

報 告 者：洪　紹洋（国立陽明交通大学）

概　　要：本報告は、(1) 経済構造の把握、(2) 会社史の考察、(3) 戦時経済の研究、(4) 戦後台湾近代経済学の導入と定着、の順で行われた。

(1) 経済構造の把握

日本の敗戦にともなう日本人資産の接収や日本人引揚げと同時に、中国大陸からの資本や技術者の来台は、台湾の産業や企業の発展に大きな変化をもたらしたことがまず強調された。従来の研究では、戦前戦時より台湾にいた本省人の資本家と、戦後になって中国大陸から来た外省人の資本家を、別々の集団として捉える傾向があり、本省人資本家と日本資本との資本・技術提携に注目しがちであったが、実際には、本省人資本家と外省人資本家が緊密に提携している事例はたくさんあったことが指摘された。

(2) 会社史の考察

台湾造船公司など機械産業の発展を支えた人材がどのように育成され、どのように技術を習得していたのかについて、様々な事例が報告された。本省人技術者および外省人技術者それぞれの社会的背景が重要であり、戦時経済の研究が必要であることが強調された。

(3) 戦時経済の研究

機械産業を事例に、鉄鋼業統制会や軍指定工場の事例が紹介された。その際、戦時台湾の工場に導入された技術が、戦後初期に日本人「留用者」と本省人技術者・外省人技術者との交流によって、戦後台湾に定着していった過程が紹介された。また、外省人技術者はアメリカに派遣されて技術習得の訓練をしたことが補足説明された。

(4) 戦後台湾近代経済学の導入と定着

台湾大学経済学研究科の教員陣の変遷から、近代経済学の学界への定着過程が報告された。その過程で、1950 年代より国民経済計算のデータに頼っていた経済政策において、1964 年から作成され始めた産業連関表が大きな役割を果たすことが紹介された。

フロアからは、戦後台湾経済史における時期区分、戦後台湾経済社会の特殊性、アメリカ援助や国連援助の影響などに関する質問が相次ぎ、活発な質疑応答となった。

担当：岡部　桂史（立教大学経済学部教授）

「経済学史の国際的研究拠点の構築とその継承」研究プロジェクト報告

1. 目的・活動内容

研究代表者と研究協力者は、研究代表者が立教大学に着任して以来、外部資金によって多くの海外研究者（延べ 40 人以上）を立教大学に招へいし、International Workshop on Classical Political Economy at Rikkyo University を開催してきた。特に国内の若手研究者の育成を視野に入れつつ、こうした「経済学史の国際的研究拠点」としての立教大学のさらなる継続・継承を図ることを目的とする。年 2 回の国内研究者による研究会・準備会を開催し、年度末 3 月に 2 日間の International Workshop を開催する。継続とともに、特に本学大学院生を始めとする大学院生の経済学史研究を国際水準に上げるために、多くの機会を与えることに重点を置く。

表　2025 年度「経済学史の国際的研究拠点の構築とその継承」研究会一覧

No.	項　目	内　容
1	開催日	2025 年 8 月 2 日（土）
	タイトル	第 1 回準備研究会／リカードウ研究会
	講師（所属）	藤本　直樹（慶応義塾大学・院）・佐藤　有史（立教大学） 出雲　雅志（神奈川大学）
	参加人数	25 人
2	開催日	2025 年 12 月 26 日（金）
	タイトル	第 2 回準備研究会／リカードウ研究会
	講師（所属）	三澤　杏亮（東京大学・院）・八木　尚志（明治大学）・竹永　進（大東文化大・名）
	参加人数	23 人
3	開催日	2026 年 3 月 30 日（月）
	タイトル	International Workshop on Classical Political Economy 2026 at Rikkyo University
	講師（所属）	Eiki ICHINOSEKI (Rikkyo University, Grad, Japan)・Jou ISHII (Kanto Gakuin University, Japan)・Yuji SATO (Rikkyo University)・Enrico Sergio LEVRERO (Roma Tre University, Italy)
	参加人数	23 人

2. 研究会概要

■第 1 回　研究会

開 催 日：2025 年 8 月 2 日（土）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　15 号館（マキムホール）10 階第 1・2 会議室

第 1 報告：ウィリアム・トンプソンの立法論と自由競争

報 告 者：藤本　直樹（慶応義塾大学・院）

第 2 報告：The Trumpists mock David Ricardo with great glee. Yet, thanks to them, we now

see Ricardo’s name in the daily news more frequently than ever before.

報 告 者：佐藤　有史（立教大学経済学部特別専任教授）

第 3 報告：リカードウの学校

報 告 者：出雲　雅志（神奈川大学経済学部教授）

概　　要：第 1 報告：W. トンプソンの競争論の特質を、ベンサム等と比較しながら論じ、トンプソンにおける公正な経済という思想を再考する。

第 2 報告：第 1 次、第 2 次トランプ政権下で進む、アダム・スミスの自由市場論やデイヴィッド・リカードウの自由貿易論に対する〈過度に誤った批判〉こそが、逆にスミスやリカードウに対する関心の高まりを生んでいるという逆説を紹介する。

第 3 報告：デイヴィッド・リカードウの教育思想と、そしてこれまであまり紹介されることのなかったリカードウの教育実践の実際とを論ずる。

■第 2 回　研究会

開 催 日：2025 年 12 月 26 日（金）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館第 2 会議室

第 1 報告：アダム・スミスの『国富論』における金融システムのケインジアン的再評価

報 告 者：三澤　杏亮（東京大学・院）

第 2 報告：マーシャルとスラッファ―古典派経済学の継承の二つの形―

報 告 者：八木　尚志（明治大学政経学部教授）

第 3 報告：経済理論家・大土地所有者としてのリカードウの地代理論

報 告 者：竹永　進（大東文化大学・名）

概　　要：第 1 報告：アダム・スミスの金融システム論と、H.P. ミンスキーの金融不安定性論とを比較対照し、スミスの金融思想の特質を明らかにする。

第 2 報告：マーシャルの正常価格論のある特質に注目すれば、それがスミスやスラッファと共通の土台を持つものであることが示される。

第 3 報告：デイヴィド・リカードウによる莫大な財産の取得と、そこから大きな額が土地財産取得に投じられたことが、彼の地代論形成に及ぼした影響の有無を論ずる。

■第 3 回　研究会（International Workshop）

開 催 日：2026 年 3 月 30 日（月）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館第 2 会議室

第 1 報告：Consideration of the Endogenous Character of CBDC Supply: A PostKeynesian Approach.

報 告 者：Eiki ICHINOSEKI (Rikkyo University, Grad., Japan)

第 2 報告：On Marxian and Sraffian Interpretations of Ricardo’s Theory of an Invariable Measure of Value.

報 告 者：Jou ISHII (Kanto Gakuin University, Japan)

第 3 報告：The “Natural Price of Labour”: Reconsidering Ricardo’s Theory of Wages.
報 告 者：Yuji SATO (Rikkyo University, Japan)
第 4 報告：Some Remarks on Pasinetti’s Natural Rate of Interest and the Monetary Policy.
報 告 者：Enrico Sergio Levrero (Roma Tre University, Italy)
概　　要：第 1 報告　‘This presentation examines the potential for an endogenous supply of Central Bank Digital Currency (CBDC) from the perspective of the Post-Keynesian theory of endogenous money. This presentation aims to examine which of the central bank liabilities CBDCs tend to resemble and whether their supply is exogenous or endogenous, thereby making a theoretical contribution to the discussion of the endogenous supply of banknotes and CBDCs.’

第 2 報告　‘This presentation examines the characteristics of the Sraffian interpretation of Ricardo’s theory of an invariable measure of value through a comparison with Marxian analysis. The point of departure for the Sraffian interpretation lies in the so-called corn-ratio theory, which attempts to discuss the rate of profit without passing through an analysis of the production process. The Sraffian view that distribution must be determined prior to the price system came to be regarded as an alternative to the neoclassical theory of value and distribution. This gave rise to a line of Ricardian studies distinct from that developed in Japan, which has been grounded in Marxian theories of value and surplus value. This paper considers the implications of the history of thought surrounding the Sraffian interpretation of Ricardo’s theory of an invariable measure of value, with particular reference to Ricardo’s manuscript “Absolute Value and Exchangeable Value”.’

第 3 報告　‘This presentation examines the history of theories concerning the determination of wages of the working class from the mercantilist period to the era of classical political economy. Surprisingly, there are relatively few studies devoted to the history of wage theory. Even when limited to the specific field of wage theories of classical economists, research can be said to be somewhat stagnant, apart from the active and sustained debates surrounding the various interpretations of Ricardo’s wage theory. Accordingly, by situating Ricardo’s wage theory properly within the history of economic thought—through an examination of the development of classical wage theory from Cantillon to J. S. Mill—this presentation seeks to clarify certain characteristics of Ricardo’s wage theory, which remains the subject of complex and contested debates, and to assess its innovative significance.’

第 4 報告　‘In this presentation I will briefly reconstruct Pasinetti’s analysis of the natural system and natural rate of interest, showing that the latter is based on a purely logical ground. I will then show that, according to Pasinetti, in a capitalist economy, profit and interest rates are strictly connected, loans concern also the production sphere, and the labour theory of value does not hold. I will also analyse

Pasinetti's discussion of the relation between market and natural interest rates as well as the role he ascribes to monetary and fiscal policies in stabilising the economy around a full employment growth path. Finally, I will advance some remarks on the "fairness" of a monetary policy rule setting the real interest rate equal to the average labour productivity growth rate as in the case of the so-called "Pasinetti rule".'

佐藤　有史（立教大学経済学部特別専任教授）

「激動する国際政治経済研究」研究プロジェクト報告

1. 目的・活動内容

トランプ政権の登場により世界の政治・経済・社会分野を中心に多くの分野で影響が出始めている。経済分野でみると、相互関税は世界経済を同時不況に陥れる可能性が指摘されている。一方で、米国国内では多様性が失われトランプ政権の意に沿うような価値観だけが重視されつつある。これらの状況は単にアメリカだけの問題ではなく、日本を含む全世界に政治・経済・社会分野で分断、多様性の否定、反知性主義が蔓延する可能性がある。こうした状況をどのように理解し、あるべき姿は何かについて多角的に検討し、新たな知見を見出す研究を行う。研究形態としては定期的な研究会を開催し議論を深めていく中で上記の目的を達成する。

表　2025 年度「激動する国際政治経済研究」研究会一覧

No.	項　目	内　容
1	開催日	2025 年 5 月 10 日（土）
	タイトル	1. トランプ時代の日米関係―独立 250 周年と敗戦 81 周年 2. トランプ関税が世界経済に与える影響―米中対立の行方 3. 早い速度で変節してゆくアメリカに応じて生存する戦略―日韓の場合
	講師（所属）	1. 市川　周（NPO 法人一橋総合研究所） 2. 郭　洋春（立教大学経済学部） 3. エマニュエル・パストリッチ（アジアインスティテュート）
	参加人数	20 人
2	開催日	2025 年 6 月 21 日（土）
	タイトル	1. 北朝鮮の社会統制に関する一考察～市場経済と情報化時代に即した社会統制の変化～ 2. トランプ 2.0 で世界はどうなる！―マールアラーゴ合意は本当に米国を救えるか― 3. トランプ 2.0 はブレトン・ウッズ体制を崩壊させるのか
	講師（所属）	1. 矢嶌　浩紀（東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻博士課程） 2. 伊藤　正（イトウソリューション＆コンサルティング） 3. 井川　紀道（元世界銀行 MIGA）
	参加人数	18 人
3	開催日	2025 年 10 月 4 日（土）
	タイトル	1. 世界を変えるトランプ関税 2. 中華人民共和国の開国とロシアの開国失敗 3. 米国のエネルギー政策　1945-2025
	講師（所属）	1. 郭　洋春（立教大学経済学部） 2. 稲垣　紀夫（丸国証券会社） 3. 岡本　博之（名古屋市立大学 22 世紀研究所）
	参加人数	12 人

4	開催日	2026 年 1 月 24 日（土）
	タイトル	1. 国際政治経済を考える視点 2. 中国・新疆ウイグル視察報告 3. CHINDIA 世紀の到来―22 世紀に向けて日本がとるべき戦略
	講師（所属）	1. 中村　稔（元経済産業省、新共創産業技術支援機構） 2. 田中　哲二（中国研究所会、中央ユーラシア総合調査会） 3. 中川　十郎（名古屋市立大学 22 世紀研究所、日本ビジネスインテリジェンス協会）
	参加人数	20 人

2. 研究会概要

■第 1 回　研究会

開 催 日：2025 年 5 月 10 日（土）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　5 号館第 1 会議室

第 1 報告：トランプ時代の日米関係―独立 250 周年と敗戦 81 周年

報 告 者：市川　周（NPO 法人一橋総合研究所統括責任者）

第 2 報告：トランプ関税が世界経済に与える影響―米中対立の行方

報 告 者：郭　洋春（立教大学経済学部特別専任教授）

第 3 報告：早い速度で変節してゆくアメリカに応じて生存する戦略―日韓の場合

報 告 者：エマニュエル・パストリッチ（アジアインスティテュート理事長）

概　　要：市川報告は現在の日米関係はペリーの日本来航以来、継続しているとしてこの「いびつな関係」をいかにしたら払しょくすることができるのかを歴史的経緯を踏まえながら報告された。郭報告はトランプ関税の法的根拠を大統領令にあるとしながら、各国の対応を比較しながら、今後どのように対応すべきかを報告された。パストリッチ報告は、トランプを支えているのはどのような勢力なのかを 5 つに分けて報告し、この勢力は必ずしも一枚岩ではなく、何れ内部から軋轢を起こす可能性があることを示唆した。

■第 2 回　研究会

開 催 日：2025 年 6 月 21 日（土）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

第 1 報告：北朝鮮の社会統制に関する一考察～市場経済と情報化時代に即した社会統制の変化～

報 告 者：矢嶌　浩紀（東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻博士課程）

第 2 報告：トランプ 2.0 で世界はどうなる！―マールアラーゴ合意は本当に米国を救えるか―

報 告 者：伊藤　正（イトウソリューション＆コンサルテイング社長）

第 3 報告：トランプ 2.0 はブレトン・ウッズ体制を崩壊させるのか

報 告 者：井川　紀道（元世界銀行 MIGA 長官）

概　　要：矢嶌報告は、北朝鮮が建国以来約 70 年間、安定した独自の政治体制を維持し、反政府運動が一切起きていないことに注目し、なぜ住民による反政府運動が起こらないのか、金正恩時代においてどのような社会統制がなされてきたのかについて報告がなされた。伊藤報告は、トランプ関税からはじまるトランプの狙いはなにかを明らかにした。またトランプ 2.0 は、米国再建をどう進めようとしているのかを分析、すなわち、世界のリーダーシップを執ってきた米国に一体なにが起ったのか第二次世界大戦の歴史の潮流から検証した。井川報告は、ブレトン・ウッズ体制は、戦前の保護主義や為替切下げ競争により世界経済秩序が崩壊していった反省の上に立ち、第二次世界大戦後の国際経済の安定を目指して、アメリカ主導で 1944 年に構築された国際金融システムであったにもかかわらず、トランプ 2.0 はブレトン・ウッズ体制を崩壊させるとの見方も出ているが、日本、EU、中国でこの間隙をどうやって縫っていくのかを報告した。

■第 3 回　研究会

開 催 日：2025 年 10 月 4 日（土）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

第 1 報告：世界を変えるトランプ関税

報 告 者：郭　洋春（立教大学経済学部特別専任教授）

第 2 報告：中華人民共和国の開国とロシアの開国失敗

報 告 者：稲垣　紀夫（丸国証券会社調査担当）

第 3 報告：米国のエネルギー政策　1945-2025

報 告 者：岡本　博之（名古屋市立大学 22 世紀研究所特任教授）

概　　要：郭報告は、トランプ関税自体が WTO 協定違反であることを各国が認識し、共同で対処することで国際経済秩序が守れること。また、トランプ氏のディールとは彼の著書にも書かれているように「アンカリング」効果を狙ったものであり、その本質を見抜くことで、彼の交渉戦術に振り回されることなく対応することの重要性を強調した。稲垣報告は、1980 年代に旧ソ連に居住していたザール人は冷戦の崩壊＝旧ソ連の崩壊を見越し、資金（金）を蓄えることで、冷戦後のロシアで強力な影響力を持ち始めたということを歴史的に分析した。岡本報告は、アメリカのエネルギー政策を、戦後から今日までのスパンで報告した。その中で、2025 年 7 月に成立した大型減税法案「One Big Beautiful Bill Act (OBBBA)」に見られる通り、バイデン政権時のインフレ抑制法（IRA）で進められたクリーンエネルギー投資促進に関しては、CCS（二酸化炭素回収・貯留）、原子力など一部を除いて、太陽光、風力、EV などの多数の分野について支援の縮小・打ち切りなどが決まったが、MAGA 支持者は、石油・天然ガス生産力の最大化こそがアメリカの国益に適うと考えており、今後の世界全体のエネルギー問題・環境問題に大きな影響を与えることを報告した。

■第 4 回　研究会

開 催 日：2026 年 1 月 24 日（土）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室

第 1 報告：国際政治経済を考える視点

報 告 者：中村　稔（元経済産業省、元兵庫県立大学客員教授、新共創産業技術支援機構理事長）

第 2 報告：中国・新疆ウイグル視察報告

報 告 者：田中　哲二（中国研究所会長、中央ユーラシア総合調査会理事長、キルギス名誉市民）

第 3 報告：CHINDIA 世紀の到来―22 世紀に向けて日本がとるべき戦略

報 告 者：中川　十郎（名古屋市立大学 22 世紀研究所特任教授、日本ビジネスインテリジェンス協会会長）

概　　要：中村報告は、①国際政治経済を考える視点として何故かを考える重要性を説き、②近年の国際政治経済を情勢概観し、特に分断と格差の拡大、紛争の激化（ガザ、ウクライナ、アフリカ）、緊張の高まり（台湾情勢）について指摘した。また、それらの背景・理由・原因を歴史的・地政学的背景、グローバリズムとナショナリズムとの関連でみていくこと。今後に向けた考え方として、①本質を見る目の磨き（何故かの深掘り）、②タブー視の終焉（目を逸らさない勇気）について話された。最後に、教育研究活動を俯瞰する姿勢の重要性、趣旨・目的の明確化について報告された。中川報告は、①日本のグローバル・マーケティング戦略は、今後躍進する中国、インド、アジアを中心に、未来の大市場アフリカ攻略が決め手になる。②インド、トルコ、さらには中国をも活用した「アフリカ戦略」を提言した。報告者が提唱している「CHINDIA」（中国・インド戦略）に加え、「AACI」（ASEAN・アフリカ・中国・インド戦略）に日本が注力することが期待されるとした。田中報告は、今回の新疆ウイグル自治区視察団の実現は、基本的には中国当局が一級行政区「新疆ウイグル自治区」建設 70 周年を節目として、①「一帯一路」構想の大きな進展を背景に自治区域の基本的なインフラ整備が進み、高い経済成長と市民生活の向上を実現していること、②頻発してきたテロリズムの抑制に一応成功し、一定の社会的安定を実現出来たこと等を国際社会に示し、同自治区域が海外からの投資促進と国際観光業務推進の適地に成長したことを世界にアピールする自信を持ったことを示しているとした。

郭　洋春（立教大学経済学部特別専任教授）

「日本型サプライヤーシステムの現状と展望」研究プロジェクト報告

1. 目的・活動内容

自動車産業をはじめとした製造業に関する現場の１次情報の探索・渉猟を深める学術研究の成果が減少する傾向にある。グローバル化やデジタル経済の進展、日本経済社会の構造変容にともない、産業経済研究の方法や理論構築も難易度を増している。昨年に引き続き、先行研究における調査手法やフレームワーク、課題設定などについて到達点と課題を抽出し、中堅・若手研究者を巻き込んだ共同調査チームによる新機軸の構築や理論仮説の検証を行った。最終的には共著による図書刊行（学部出版助成を利用）を目指す。

表　2025 年度「日本型サプライヤーシステムの現状と展望」研究会一覧

No.	項　目	内　容
1	開催日	2025 年 5 月 17 日（土）
	タイトル	『地域研究』としての自動車産業研究：中央大学経済研究所編『自動車産業の国際化と生産システム』を中心に
	講師（所属）	菊池　航（立教大学経済学部教授）
	参加人数	9 人
2	開催日	2025 年 7 月 19 日（土）
	タイトル	80・90 年代の仏自動車産業調査にみる「ジャパナイゼーション」―中央大学経済研究所編『構造転換下のフランス自動車産業―管理方式の「ジャパナイゼーション」』（1994）を中心に―
	講師（所属）	太田　志乃（名城大学経済学部准教授）
	参加人数	9 人
3	開催日	2025 年 10 月 25 日（土）
	タイトル	2000 年代の国際再編下における自動車産業―環境変化に立ち向かう日本自動車産業（2005）を中心に―
	講師（所属）	藤川　健（龍谷大学経済学部准教授）
	参加人数	5 人
4	開催日	2026 年 1 月 24 日（土）
	タイトル	自動車開発支援型産業について―プレス金型および車体溶接治具産業を中心に―
	講師（所属）	田中　幹大（慶應義塾大学経済学部教授）
	参加人数	9 人

2. 研究会概要

■第 1 回　研究会

開 催 日：2025 年 5 月 17 日（土）

会　　場：オンライン

報　　告：『地域研究』としての自動車産業研究：中央大学経済研究所編『自動車産業の国際化と生産システム』を中心に

報 告 者：菊池　航（立教大学経済学部教授）

概　　要：ME 技術革新研究の続編としての位置づけにある本書は、地域研究の方法による自動車産業の調査研究としてまとめられた点を多角的に検討する。1980 年代の日本において、地域労働市場、農村の活用、産業の国際化がどのように関係しているのかを分析している。国際比較研究の進展により、日本と欧米の産業構造・取引形態・契約のあり方に大きな違いがあることが提起されたが、それが現在の研究にどのように引き継がれたかが不明な点は課題と認識される。地方部の 1 次サプライヤー（アート金属・日信工業）の下請形成と TPS の伝播の過程が丁寧に記述されている研究のあり方も、今後の調査研究にも引き継がれるべき重要な手法といえる。とりわけ U 字型生産ライン（1 個流し）が 1980 年代までは「需要変動」への対応という性格から、それ以後は「多品種少量」対応として機能した点などの解釈がなされた。サプライヤーが形成する協力会組織の有効性が議論されたが、現在の状況の実態把握と再検討も不可欠ではないかという議論も展開された。

■第 2 回　研究会

開 催 日：2025 年 7 月 19 日（土）

会　　場：オンライン

報　　告：80・90 年代の仏自動車産業調査にみる「ジャパナイゼーション」―
中央大学経済研究所編『構造転換下のフランス自動車産業―管理方式の「ジャパナイゼーション」―』（1994）を中心に―

報 告 者：太田　志乃（名城大学経済学部准教授）

概　　要：1980 年代なかごろに危機に陥ったフランス自動車メーカーは、企業、政府、産業界を通じて構造改革に乗り出し、その中心的手段として、日本の生産方式・管理方式の導入に取り組んだ。その実態を頂点の自動車メーカーであるルノー公団、PSA を筆頭に、1 次サプライヤー、中小企業までカバーした調査研究を日仏共同研究として成果にまとめあげた作品として稀有な業績に本書は位置づけられる。そこでは、欧州部品メーカーの発展過程のあり方、サプライヤーの開発方式・量産プロセスの日本との違い、見積もり書の利益項目の有無の事実など興味深い事実発見と議論が展開されており、当時と現在を比較考察する上で貴重な示唆を与え続けている。ゆえに今回は、多角的な観点からディスカッションが展開された。

■第 3 回　研究会

開 催 日：2025 年 10 月 25 日（土）

会　　場：オンライン

報　　告：2000 年代の国際再編下における自動車産業―環境変化に立ち向かう日本自動車産業（2005）を中心に―

報 告 者：藤川　健（龍谷大学経済学部准教授）

概　　要：2000 年代に入って欧米自動車メーカーの合従連衡は、国際的な部品調達の統合・再編が進んだが、その過程で日本型購買方式が浸透した。外注比率が下がり、中核的サプライヤーを選別して取引するドラスティックな関係の変化が生じた。ただし、そのトレンドは日本と異なり、モジュール化の展開、メガ（システム）サプライヤーの誕生につながったことが歴史的特徴と捉えられる。また、自動車メーカーとサプライヤーの地理的集約が、モジュール・サプライヤー・パークによって関係性の緊密化が図られ、国際競争力構築が目指された。その際、ティア 2 サプライヤーの選定を OEM メーカーがおこなうなど、ここでも日本方式との違いが見られた。そこには、契約の論理に加えて、コスト削減の押しつけが横行する事態となった。他方で、日本メーカーの間にも、日本式という形で一括して把握するのは困難で、メーカーごとにも違いや差が発生して、その結果としての競争力の格差も生じている事実を踏まえた考察が不可欠となる。これらの観点から、現在の世界的競争環境を歴史的に俯瞰しつつ進めていく必要があるなどが議論された。

■第 4 回　研究会

開 催 日：2026 年 1 月 24 日（土）

会　　場：オンライン

報　　告：自動車開発支援型産業について―プレス金型および車体溶接治具産業を中心に―

報 告 者：田中　幹大（慶應義塾大学経済学部教授）

概　　要：池田氏によって 1991 年に取り組まれた自動車プレス金型および車体溶接治具産業の研究は、着目としては非常に早いものであった。ただ、その後の研究の継続については、どのようになされていったのかは不確かであり、継続性は確認できない。自動車の製品開発プロセスの流れにおいて、日本と欧米の比較を元に、両産業が OEM メーカーとの密度の濃い情報のすり合わせにより（オーバーラッピング）、リードタイムの短縮化と専門メーカーの技術高度化によって価格・品質において競争優位を確立していることが明らかにされた点は高く評価できる。ただし、当時の見通しとしての指摘としては、両産業の主要企業の自立化は進んだかと考えられるが、その後の競争力をさらに高めるという見解は、その後の生産・調達のグローバル化や中国産業の競争力高度化によってやや外れたものと結論できる。これらについて、参加者と報告者とで活発な議論がなされ、今後の調査研究の課題が見出された。

担当：遠山　恭司（立教大学経済学部教授）

「職業能力開発の国際比較研究プロジェクト」研究プロジェクト報告

1. 目的・活動内容

国際比較を通じて日本の職業能力開発システム改善に積極的に政策提言を行っていくこと。2024 年 11 月の経済研究所ワークショップ「デンマークのリスキリング」に参加した研究者を中心に、労使パートナーシップに着目した職業能力開発の国際比較研究を行い、日本の職業能力開発システムに政策提言を行う。

職業能力開発システムについて、日本と欧州諸国の比較研究を行った。日本政府の新しい資本主義実現会議以降のリスキリング政策、欧州の職業資格制度、日本のアプレンティスシップ制度の歴史と特性、デンマーク職業訓練制度の現地調査報告、スウェーデン・ストックホルム大学教授によるスウェーデン職業訓練制度の現状報告、日本における求職者支援制度のジェンダー分析、日本における労働組合主導の職業能力開発運動の分析、など多面的に分析を行った。

表　2025 年度「職業能力開発の国際比較研究プロジェクト」研究会一覧

No.	項　目	内　容
1	開催日	2025 年 6 月 25 日（水）
	タイトル	研究会参加者の問題意識の共有
	講師（所属）	
	参加人数	11 人
2	開催日	2025 年 7 月 23 日（水）
	タイトル	『欧州の教育・雇用制度と若者のキャリア形成』の輪読
	講師（所属）	山内　麻理（国際教養大学客員教授）
	参加人数	9 人
3	開催日	2025 年 9 月 24 日（水）
	タイトル	デンマーク職業教育訓練制度調査
	講師（所属）	菅沼　隆（立教大学経済学部教授）、貳方　隆吾（立教大学大学院経済学研究科博士課程前期課程）
	参加人数	11 人
4	開催日	2025 年 11 月 19 日（水）
	タイトル	徒弟制系譜報告
	講師（所属）	田中　萬年（職業能力開発総合大学校名誉教授）
	参加人数	9 人
特別回	開催日	2025 年 11 月 26 日（水）
	タイトル	Vocational Education & Training in Sweden - Policy development to meet labor market and social needs
	講師（所属）	Lazaro Moreno Herrera（ストックホルム大学教授）
	参加人数	11 人

5	開催日	2026 年 1 月 28 日（水）
	タイトル	求職者支援訓練のジェンダー分析
	講師（所属）	林　亜美（神田外語大学講師）
	参加人数	8 人
6	開催日	2026 年 3 月 4 日（水）
	タイトル	日本における労働組合の職業能力開発への主体的関与の条件
	講師（所属）	貳方　隆吾（立教大学経済学研究科博士課程前期課程）
	参加人数	11 人

2. 研究会概要

■第 1 回　研究会

開 催 日：2025 年 6 月 25 日（水）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室（オンライン併用）

議　　題：研究会参加者の問題意識の共有

概　　要：第 1 回研究会では日本の職業能力開発制度について、参加者が各々の問題意識を表明し、共有した。議論の土台として佐藤厚（2024）の研究を活用し、政府の政策方針として「新しい資本主義実現会議」の議論を参照した。日本における職業資格の社会的通用性の問題や、教育と雇用の接続の問題などの課題が改めて浮き彫りとなった。

■第 2 回　研究会

開 催 日：2025 年 7 月 23 日（水）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室（オンライン併用）

議　　題：『欧州の教育・雇用制度と若者のキャリア形成』の輪読

概　　要：第 2 回研究会では、欧州の職業能力開発制度の把握のために、『欧州の教育・雇用制度と若者のキャリア形成』（藤本・山内・野田、2019）の輪読を行った。欧州の制度把握を行うと同時に日本の制度の課題が欧州諸国との比較を通じて明らかになった。また、欧州の制度とそのガバナンスの違いなどについて参加者各々の専門領域から知見を共有した（日本、スウェーデン、デンマーク、ドイツの違いなど）。具体的には、日本の教育・訓練制度が欧州の EQF と対応できるレベルなのかどうかという問題提起、「education」概念の日本と欧州の違い、欧州における能力開発制度のガバナンス体制としての社会的パートナーシップのあり方とその国ごとの違い、各国の入職前教育訓練における現場実習の重視の有無などである。職業能力開発を専門とする参加者が、異なる専門（対象地域や方法）の参加者と知見を交換する形で活発な議論が行われた。

■第 3 回　研究会

開 催 日：2025 年 9 月 24 日（水）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室（オンライン併用）
報　　告：デンマーク職業教育訓練制度調査
報 告 者：菅沼　隆（立教大学経済学部教授）、貳方　隆吾（立教大学大学院経済学研究科博士課程前期課程）
概　　要：第 3 回研究会では、菅沼と貳方によるデンマーク職業教育訓練制度の現地調査の報告が行われた。前半の報告では貳方によりデンマークの教育訓練制度の概要の説明と、職業訓練校での聞き取り調査の結果が報告された。デンマークの教育訓練制度では前期中等教育の後は普通教育課程と職業教育課程に分かれており、調査報告では職業教育課程に係る訓練校が扱われた。職業訓練校の実際の様子や見習い制度（apprenticeship）の運用とその課題について明らかにされた。後半の報告では菅沼により専門業種委員会（trade committee）の役割や活動について調査結果が報告された。専門業種委員会は職業教育訓練制度における教育訓練プログラムの策定・承認・質の保証や見習い受け入れ先企業の承認などを行う労使で構成される組織である。また、報告者は調査先の DI（Dansk Industri）と DM（Dansk Metal）が（つまり労使が）同席で聞き取りに応じてくれたことを紹介し、労使協調のあり方を強調した。報告を踏まえて、活発な議論が行われた。

■第 4 回　研究会

開 催 日：2025 年 11 月 19 日（水）
会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室（オンライン併用）
報　　告：徒弟制系譜報告
報 告 者：田中　萬年（職業能力開発総合大学校名誉教授）
概　　要：第 4 回研究会では田中により日本の徒弟制系譜の報告が行われた。田中は日本において「徒弟制度」が定着・発達しなかった理由は徒弟制度は封建的だ、との観念が定着しているためであるとして、このような日本の現状は欧米と比較して特殊であり、この要因を解明することが職業教育訓練低迷の課題に通じると考えている。

報告では、徒弟制に関する議論の歴史的経緯・展開を整理した上で、日本において徒弟制度が死語となった大きな要因は GHQ の徒弟制批判をきっかけとし、労働組合からも批判され、最後に「職業訓練法」が「徒弟制度」の用語を排除したことによって決定づけられたとまとめている。報告を踏まえて、活発な議論が行われた。

■特別回

開 催 日：2025 年 11 月 26 日（水）
会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室（オンライン併用）
報　　告：Vocational Education & Training in Sweden - Policy development to meet labor market

and social needs

報 告 者：Lazaro Moreno Herrera（スウェーデン・ストックホルム大学教授）

概　　要：ゲスト回ではスウェーデン・ストックホルム大学のラザロ・モレノ＝ヘレラ教授を招待した。報告者は、スウェーデンの職業教育訓練（VET）を事例に、労働市場および社会的要請に対応した制度形成について報告した。報告では、職業教育訓練に関係して理論的知識、実践的知識、暗黙知など多層的な知識の重要性が指摘された。また、優れた技能を有する者が必ずしも教師として適切であるとは限らず、教師になるための訓練の重要性が示された。さらに、2011年改革を通じて、企業や労働組合を含む社会的パートナーが制度運営に関与する枠組みが整備されたことが示された。他方で、制度の単純な移転は困難であり、各国の歴史的・制度的文脈に基づく政策研究の必要性が指摘された。報告を踏まえて、活発な議論が行われた。

■第 5 回　研究会

開 催 日：2026 年 1 月 28 日（水）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室（オンライン併用）

報　　告：求職者支援訓練のジェンダー分析

報 告 者：林　亜美（神田外語大学講師）

概　　要：第 5 回研究会では林によって「求職者支援訓練のジェンダー分析」の報告が行われた。林は求職者支援訓練の女性受講者を対象に、受講中の経験および受講前後のキャリアや生活意識の変化を分析した。研究方法として、制度に関する資料検討、職業訓練科目の性別職域分離の分析、さらに 2015 年から 2020 年にかけて実施した 6 名の女性へのライフヒストリーインタビューが用いられた。

分析の結果、女性は訓練を通じて資格取得や意欲の向上などの変化を経験する一方で、求職者支援訓練が公的な就労支援のシステムとして不十分な側面が多いことが示された。また、職業訓練は社会や他者とつながる重要な「場」として機能していることが指摘された。報告を踏まえて、活発な議論が行われた。

■第 6 回　研究会

開 催 日：2026 年 3 月 4 日（水）

会　　場：立教大学　池袋キャンパス　12 号館 4 階共同研究室（オンライン併用）

報　　告：日本における労働組合の職業能力開発への主体的関与の条件

報 告 者：貳方　隆吾（立教大学経済学研究科博士課程前期課程）

概　　要：第 6 回研究会では貳方により修士論文の報告が行われた。貳方は「日本における労働組合の職業能力開発への主体的関与の条件」という研究題目のもと、総評、電機連合、全建総連の職業能力開発に係る政策構想および実践事例を分析している。日本の職業能力開発制度において労働組合の役割が小さく、弱いことが包摂的能力開発の保障や雇用保障を損なっているという問題意識であり、

デンマークモデルを理念型として、日本の職業能力開発への労働組合の主体的関与の条件を検討した。結論として、「社会的パートナーシップ」と「技能・資格と賃金を結びつけること」が重要であるとされた。報告を踏まえて、研究会参加者から報告者にコメントや助言が寄せられた。

担当：菅沼　隆（立教大学経済学部特別専任教授）

日本における「徒弟制度」観の系譜
―国際的概念と日本的人間育成観の葛藤―

田中　萬年*)

要　旨

日本における「徒弟制度」は死語に近い。その大きな理由は徒弟制度は封建的だ、との観念が定着しているためと言える。しかし、欧米では“Apprenticeship”が今日でも何らかの形で人間育成の制度として息づいている。このような日本的現状が形成された要因を解明することが本稿の目的である。この解明は日本の職業教育訓練低迷の課題の解明に通じると考える。「徒弟制度」が死語となった大きな要因はGHQの徒弟制批判をきっかけとして労働組合からも批判され、最後に1969年の「職業訓練法」が「徒弟制度」の観念を廃除したことによって決定づけられた。

はじめに　現状と課題

今日の社会は徒弟制度の発展の上に築かれていると言える。このため、欧米では今日でも“apprenticeship”が人間育成の制度として位置付いている。例えば、米国では連邦労働省、商務省、教育省の3省は2025年8月12日、「米国の人材戦略―黄金時代に向けた米国労働力の育成」と題する報告書を合同で発表し、「米国を再び熟練労働者の国に」の方針の下、「人材育成戦略の5つの柱」の（1）需要主導の戦略として「登録見習い制度など、実績ある職場ベースの学習モデルを拡大し、雇用主のニーズに直接つながるよう、教育プログラムを優先産業のキャリアパスに合わせる。」としている（労働政策研究・研修機構）。

しかし、日本では「徒弟制度」の用語は死語[1)]のようになっている。例えば、OECDの1979年の報告に日本の徒弟制度の数値はなく、また濱口桂一郎が2014年のOECD-EU若者上質徒弟制会議での「日本の代表は少なくとも発言者としては出ていない」と紹介していることがそれを物語っている。

このような欧米に比して日本において「徒弟（制度）」の用語が無視されている現状が形成された経過を解明することが本稿の目的である。その解明は日本の職業教育訓練が低迷している要因を探る為に必須であると考えるからである。

ただ、佐藤守等が「こんにちまでもなお原則的に残存してきた」「インフォーマルな年季徒弟奉公による教育形態」である「徒弟制教育」（p.495）[2)]については対象とせず、本稿では意図的あるいは規則等によって「徒弟（制度）」と明記されている事象を分析対象とする。

ところで、徒弟制度観の観念の定着は先ずは教育の影響が大きい。それは教科書によって育てられる。徒弟制度についての日本の高校の2019年改訂の教科書の解説は、近現代史を扱う高校用「A」編を発行している5社7種とも全くない。通史を整理した高校用「B」編を発行している5社8種のうち2社2種の教科書が徒弟制度に触れているが、M社編では「親方や主人に無給で奉公し」と記し、S社編では「上下の身分関係が強かった」と、封建的な雇用関係の悪弊のみを批判的に取り上げ、封建性を批判する“民主的”教科書の

体裁を採っている。これが徒弟制度の常識となっている。

職業を学び就職を目指す若者には現代の技術・技能の源流をなす徒弟制度の意義の解説が必須であろうが、専門（職業）高校ではA編が使用されている[3)]。大学に進学し、教師になる者はB編で学び、徒弟制度は封建的なものと理解してやがて教育に携わり、徒弟制への批判的観念は再生産されることになる。

一方、イギリスの教科書には検定制度が無いが、“Expansion, trade and industry” とのテキストもある。また、Walter Robsonは“towns and trade”の章の“Merchants and craftsmen”で、「親方の団体は、各々のギルドを担当していた。…彼らは、apprenticesが学ばなければならなかったものについて、規則を作った。」（p.72）と解説している。さらに、R.J.Cootsは「親方はapprenticesと呼ばれているすべての新しい新人に熟練の“artと秘法”を訓練した。」（p.158）と解説した。イギリスでは徒弟制度の教育訓練的意義が解説されている。

無理解は研究者にも浸透している。例えば、世界の教科書から学ぶとして、R.J.Cootsの書を訳した今井･朝倉は“masters trained … ‘the art and mystery’ of the craft”の部分を「親方は、手工業者の『技術と商い』を教えた」（p.156）と誤訳しているのである。

このように“apprenticeship”＝徒弟制度の観念に関する彼我の違いが分かる[4)]。日本では学歴尊重が進行し、徒弟制度批判は再生産され、やがて職業の学習を忌避する若者の職業離れへと通じ、進学の機会の低い者、勉学より職を求める者の社会生活への失望観を惹起していると言える（田中萬年、2023）。

なお、日本における理解としては、隅谷三喜男が「日本においては、学界においてさえしばしば、《徒弟制》を単純にギルド＝株仲間体制の一環としてとらえ、これを《封建的》なもの、ないし《封建の遺制》とみなす見解がかなり一般的である」（隅谷、1972、p.374）と記していることに表れている。しかし、徒弟制が封建的、封建の遺制とみなす見解はいつからどのようにわが国にて生じたのかについては解説しておらず、この点の解明も本稿の重要な課題となる。

つまり、「徒弟」の用語は今日でも僧侶の弟子の意[5)]であり、職人の弟子という意味では明治初期までは使用されていない。例えば、『言海』は「徒弟」を「（門徒弟子ノ意）弟子。門人。」としている。ヘボンは第3版まで「徒弟」に“Apprentice”を当てず、全版とも“Disciples”、“followers”とし、“Apprentice”は第2版で“Nenki-mono”、“desi”を、第3版に

表1　徒弟制度に関する各種見解

「徒弟制度」とは		批判的意見	欠落視点	教育訓練機能
①	徒弟と親方が、一緒に仕事をする。	雇用主としての指導になる	仕事の現実が伝承できる	仕事の伝授
②	徒弟は、一人又は少人数である。	大量の養成に向かない	個別指導になる	学習支援の原則
③	徒弟は、何がしかの手間賃を貰う。	低賃金で酷使されている	最初から仕事はできない	職業能力の習得と手当
④	徒弟は親方と生活を共にする。	私的雑用をさせられる	現場だけが仕事では無い	仕事は生活と一体的
⑤	徒弟は一定の年季を経て親方に一人前と認められる。	期間が長すぎる	仕事の評価の方法	職業資格

“nenkiboko” を加えていた。また、言葉の出典も解説する “OXFORD advanced Learner’s DICTIONARY”（2000）は、“apprentice” を “a young person who works for an employer for a fixed period of time in order to learn the particular skills needed in their job” としているように、学ぶ者としての位置づけは英語でも同じである。

ここで、徒弟制度の方式と、日本での一般的批判を表 1 に整理した（田中、2019 の修正）。表の「欠落視点」は、徒弟制の批判論から抜け落ちている観点であるが、徒弟制度の教育訓練機能と言える側面であり、これらが充分に顧みられなかったと言える。技術・技能の伝承という意義もある徒弟制を封建的だと確定づけた経過に日本的な観念があったと言える。このことは、『日本国語大辞典』が「徒弟制度」をヨーロッパでの営みと解説していることとも符合する [6]。

ただ、近年「認知的徒弟法」として心理学からアプローチされている [7] が、重久が述べるように、認知的徒弟法の「知識観・学習観・認識観は、現在の学校教育の現場で支配的なそれらに対するアンチ・テーゼになっている」（重久、p.30）のかも知れない。

1.「徒弟」の職人養成への応用と軽視

日本では僧侶の弟子だった「徒弟」を職人の弟子にも適用した嚆矢は、明治 19 年に開設された東京商業学校付属商工徒弟講習所であろう。なお、同講習所は明治 23 年に東京工業学校付属職工徒弟学校となった。

また、「工場法」を検討していた農商務省は、明治 20 年に「職工条例案」・「職工徒弟条例案」を起草した。前者では「徒弟ハ工業製造人ノ家族ニ付属シ、其ノ業法ノ伝習ヲ受ケン為メニ使用セラルル職工」、後者は「徒弟修業約定ハ一期十年ヲ超ユルコトヲ得サルコト」と徒弟制度の可能性を初めて記していたが、両者とも廃案となった。

このような下で、フランス法学者のボワソナードは 1890（明治 23）年に公布されたが施行されなかった「旧民法」の原案に修業者保護の「徒弟契約」を規定した。このことは、ボワソナード（の翻訳者）は、その 3 年前の「職工徒弟条例案」等の提案を参考にしたのかも知れない。しかし、「徒弟」は南部甕男委員から「坊主見タイ」と批判されて「習業契約」になった。ちなみに「習業契約」も語源は変わらず “contrat d’apprentissage” である。なお、1896（明治 29）年の「明治民法」には「習業契約」は必要なら特別法で設定すべきとして規定されなかった（野原〈下〉、p.252）。「習業契約」の検討は既に始まっていた「工場法」に委ねたと推測される。

「徒弟」の言葉が日本人に尊重されなくなった要因の最初は、1894（明治 27）年に制定した「徒弟学校規程」が「小学校ニ附設スルコトヲ得」と、極めて低度な制度だとのイメージを国民に与えたことが挙げられる。つまり、日本は既に “ 立身出世 ” の教育観が国民に定着していた社会であり、その後に職工を目標とした徒弟が注目されることはなかろう [8]。

日欧の差はここにも有った。なお、大正 6 年の臨時教育会議は徒弟学校について一言も論じず、実業教育の改革は不要と政府に答申したが、文部省は徒弟学校の問題や弊害の指摘もせず、何故か大正 10 年に徒弟学校を廃止した（田中、2015）。徒弟を目指すことは立身出世の学校制度とは異なるという思考がこのような施策によって生まれるのではなかろ

うか。

ところで、片山潜は『労働世界』に「職工教育」を連載し、「徒弟は…工場は少しも教育には注意せず…七年の長日月を経て…職工となる」(1898b) と無教育を批判した。また、「労働者は一種の高尚なる技術者にして訓練を要す決して無教育を以て存在し得べき者に非ず労働者の訓練を目的とする者は徒弟制度なり」(1898c) と徒弟制度の教育訓練機能を重視していた。片山の主張はアメリカでの体験から出たと推測されるが、徒弟制度を徹底して実施していないことを批判したのであった。

ちなみに、管見では、片山の上の論が、「徒弟制度」の用語を用い、それは労働者の訓練だと定義した嚆矢である。

「職工条例案」に見たように、徒弟問題は初期には「工場法」と規定するように検討された。片山等の主張の基礎的教育について明治 31 年の第 3 回農商工高等会議の修正「工場法案」で、「工業主ハ……職工徒弟ニシテ十四歳未満ノ者ニ対シ相当ノ教育ヲ与ヘ……ノ義務アルモノトス」と採用されたが、これでも廃案となった。

しかし、片山も労働界も、刻下の労働事情の対策を優先し、労働者サイドからの教育訓練論は発展しなかった。

社会政策学会は第 1 回の論題として「工場法と労働問題」を掲げ討議と講演を開催した。徒弟制度は「工場法」に規定されなかったが、「工場法」案審議の委員であり、当時東京高等工業学校の校長であった手島精一は、次のように徒弟制度の意義を強調した (p.284-285) [9]。

> 而して我国の職工なるもの性来特殊の人かと言へば、固より他の人と同様である、唯々不幸にして子供の時から、生計其他の関係上職工になつたと云ふので、其性質は往々今時の所謂紳士よりか更に立派な考を有つて居る者がある。…又私の知って居る幼年の職工が、亞米利加に行って、其国の工場で百人以上の徒弟を使ふ所の工場に行って、三箇年の年期を濟まして、其終りに於て試験を受けたときに、其我国の少年が外国人の右に出でた、即ち百人の中で第三番の席を占めたと云ふやうな者があります、是則ち我国の職工は生れながら劣等でない、之を導く方法が悪かつたから不幸にして技術も進まないと云ふ結果と思ふのであります。

手島の指摘は京都市社会課の調査でも証明される。徒弟は「勤務上の不満」の一つとして「勉強の時間を与へて欲しい」(p.29) と望んでいるが、事業主は「学習機関設置の……ありとせるもの全体の一割 (で) ……唯だ単に夜間通学せしむる外、各々夜間勉学せしむる等、至極消極的のものに過ぎざる」状況 (p.36) であった。事業主も「徒弟制度の規定を設け」るべきと求めているが、それは「途中他家へ転ずる様な事を止めたし」(p.37) と徒弟の拘束の規定化を意図していた。

同様に関東産業団体連合会の調査でも「教育修養状況」は「一般的に云へば徒弟の学習に就ては殆ど全く顧られていない」状況であった。

一方、徒弟制が制度化される「工場法」の審議経過で片山は一般雑誌で明治 44 年に制

定される「工場法」に何度も反対した（明治 43 年等）が、このことが一般には強く印象に残り、片山が組合誌で主張した「徒弟制度」推奨論は失念され、徒弟制度が労働者にとっての能力開発だということは顧みられなかった。

徒弟制の意義を識者は理解していたが社会では注目されず「工場法」は審議 30 年後の明治 45 年に公布されたが、徒弟に関する規定は無かった。

2.「工場法施行令」「徒弟」条項の限界と日本工業協会の実践的研究

「工場法」に規定されなかった「徒弟」条項は遅れて 1916（大正 5）年制定の「工場法施行令」に規定された。この「徒弟」条項が、日本の職業訓練関係法令の嚆矢であった。

この徒弟条項が決定した経緯を、立法の立役者であった岡は「二十世紀の今日に於て夫の御禮奉公を強制する如きことは人身の自由、契約の自由に餘り多く立入り過ぎる、全然封建的立法である、もしこの強制的に工業主に利益を賦與する立法方法を避くる以上は徒弟制度は單に精神的道徳的のものとなってしまふ、……つまり實地論と理想論の爭であった。結局理想論が勝を占めて現行の徒弟制度が出来て居るのであります。」（岡、p.151）と述べている。

その規定は理想論ではあったが、第 28 条で「工場ニ収容スル徒弟ハ左ノ各号ノ条件ヲ具備スルコトヲ要ス」としたが、その含意は徒弟制度を行う届を出さない事業主の雇用に関しては徒弟の扱いは放任する文意だった。制度としての徒弟制は日本では当初から発展する可能性の低い規定であったと言える。

なお、国際的な徒弟制の意味が日本で知られたのは ILO（国際労働機関）が 1939（昭和 14）年に採択した「職業訓練に関する勧告」によってであろう。当時、既に日本は ILO を脱退していたが、厚生省は同勧告を翻訳し『労働時報』に掲載した。同勧告は（a）で「職業訓練」を、（b）で「技術教育及び職業教育」を、（c）で「徒弟教育」を次のように定義した（労働省、1955）[10]。

> （c）「徒弟教育」と称するのは、使用者が契約により年少者を雇用すること、並びに予め定められた期間及び徒弟が使用者の業務において労働する義務ある期間、職業のため組織的に年少者を訓練し又は訓練させることを約束する制度を言う。

上のような徒弟制度（教育）に対する定義が国際的な認識と言えよう。しかし、その概念は日本では時代的に国家体制の下では定着しなかった。

ところで、協調会刊行書での「徒弟制度」はヨーロッパ諸国の解説で終始し日本の紹介は僅かであり、しかも「篤志の親方は夜間読み書き算盤修業を勉む」が「読書算の出来得ざる輩多（く）……昼間疲労の為めに睡眠を催し勉学を嫌ふの傾向あり」（p.246）と教育訓練については主体性のない見解で終わっている。

つまり、「工場法施行令」の「徒弟」規定は企業の義務制ではなかったので、企業はインフォーマルな徒弟制を実施し、先の京都市等の調査のような状況が拡散していたのである。

上のような徒弟制の状況の下で、満州事変を経て次第に国内の工業化が進行する対策として、熟練工の養成は必須であり、工業界の模索が高まっていた。そのための体系化を技能者養成として追究していたのは日本工業協会[11]であった。

日本工業協会は昭和7年の『見習工教育ノ改善』を初めとして、見習工教育に関する傘下企業の研究、地方組織の研究を積み上げ、全国的な研究を経てその成果を公開した。また、「見習工教科書」や「ダッチ実習教程」[12]を翻訳・発行する等、熟練工養成に関する実践的活動や訓練方法等の標準を定め機関誌の『工業ト経済』に掲載していた（田中萬年、1985）。協会のこれらの活動は義務制ではない「工場法施行令」の「徒弟」制度の規定を実践的に研究したといえる[13]。

また、関東産業団体連合会は、後藤清によるドイツの法制を参考にした徒弟制度の改善の提言を傘下団体に紹介（p.32-33）していた。

これらのことは、木下が「日本における会社徒弟制を『養成工制』と名づけることにする」（p.66）との評価に連なると言える。

さらに進んで、「国家総動員法」に基づき1939（昭和14）年に制定された「工場事業場技能者養成令」の骨子は、既に日本工業協会が研究済みであった。また、養成令は法令的には義務制であったが、その規定の内容は既に『工場ニ於ケル中堅工ノ養成』により検証され、事業場での養成令の運営がスムーズに進んだ背景だと言える（田中萬年、1985）。

そして、養成令に先だち、1935（昭和10）年に男子の義務制になっていた「青年学校令」と「養成令」は、それらの適応事業場では人材育成に関して重複した勅令となり、現場の業務の重複と煩瑣の除去を求めて日本工業協会は両者の統合を要望することになった。このような要望は他の経済団体からも出され、政府は検討を進めていたが、戦火の激化のために頓挫した。

「技能者養成令」も戦時特例により規定は大幅に緩和され、技能者養成は精神教育重視に形骸化されていった。そして、敗戦直後に「養成令」は廃止された。

3. GHQの前時代資料による批判と労働組合の批判

戦後、GHQの日本統治の最も重要な施策は日本の民主化であった。先ず、マッカーサーは1945年10月11日に「五大改革指令」を出し、その二の「労働組合の結成奨励」で「児童労働のごとき弊害を矯正するに必要な措置を講ずること」等を指示した（竹前、p.144-145）。具体的な指令は、翌年7月29日の「労働諮問委員会最終報告書」である。同報告書は徒弟問題について次のように批判した（竹前、p.459）。

> 封建時代のヨーロッパの制度と同様に、この初期の制度では、親方と徒弟の間に強い家父長的関係が存在した。／親方＝徒弟関係はしばしば児童労働の搾取へと発展していった。／手工業制生産様式に代る工場制の発展につれて、親方＝徒弟関係は、しばしば児童労働の搾取以外のなにものでもないものへと発展していった。／徒弟に対する適切な法的保護はまったく欠けている。

GHQ は「親方＝徒弟関係」と記し、上記は「1930 年代の限られた調査」だとしたが、1946 年の三井の調査では「工場法適用工場に於ては、徒弟制は殆んど存続してゐない」のが実状であったように、その対象は『言海』が定義していた丁稚 “ 制度 ” を引き継いだ恣意的（インフォーマルな）徒弟制への批判であり、やや的外れだったのである。

しかし、上のように明文化された最終報告は、被占領下の日本側の担当者に徒弟制度の扱いに制限を加えたと言える。日本では上の GHQ の批判は無視できず、その後の施策に重大な影響を及ぼすことが予想される。

そのアメリカでは「全国徒弟制度法」が 1937 年に制定され、その法はアメリカ労働史上最も進歩的とされたワーグナー法の一環であり、「企業主導の徒弟制度」を否認して展開され整備されていたと言う。（平沼、p.39-40）。この事実からも GHQ は徒弟制度を封建的で非民主的だと認定した訳ではないにも関わらず、日本側は GHQ 政策の第一義である民主化政策に技能者養成が反しないように考慮することが必須であった。

なお、GHQ は上の最終報告とは別に、GHQ 職員用のマニュアルである『労働課便覧』において、「労働基準」の項で “apprenticeship” の「規程を策定せよ」と簡単に指針を記している（経済科学局、p.69）。このような “apprenticeship” への簡単な指針は、この時期は戦後復興＝失業対策が最大の課題であり、未だ産業界の復興には到らず、実体的に “apprenticeship” の再発足は重要な課題ではないと考えたからであろう。

三井の調査報告では、「徒弟制の復活せる業種の中に比較的徒弟制の多いのは、一、大工、左官、二、理髪、髪結、三、野鍛冶、四、漆器、染物、五、算盤、柳行李」とし、「其の数は少ないけれども、技能伝習の上からは徒弟制の必要を主張してゐることは徒弟制の存続上充分に考へる必要がある。」としていた。労働保護課はこの実情を把握して GHQ の “ 日本の民主化 ” との大前提を考慮し、「労働基準法」において徒弟制度に関する規定の検討を始めることになる。

そして、労働保護課は 19 日に 16 の在京労組代表より、20 日に 16 の在京事業主代表より労働保護に関して意見を聴取した。「徒弟」に関して次のような労働組合、また、事業主の意見が出された（木村、p.17-18）。

在京労働組合の意見

（イ）徒弟制度は直ちに廃止すべきである。きわめて封建的非民主的存在である。

（ロ）徒弟は廃止すべきで、害あって利がない。職工学校の如きものを作って技術性及体位の向上に資すべきである。兵役制度のない今日、年少者の心身鍛練の機会を作ってやり、年少者の重筋労働は禁止すべきだ。十六歳の保護年齢は低い。

在京使用者の意見

徒弟は今後の日本の産業形態から是非必要である。徒弟制度に伴ふ弊害―時間の問題―は更めて考慮しなければならない。

徒弟酷使の面は人道上の問題からも監督の強化が必要だ。

上のように、組合側の徒弟制度廃止論に対し、事業主側は存続論が強いが、両者とも、

先に紹介したILOの徒弟制度の定義にあった「組織的に徒弟を訓練し又は訓練させること」という修業制度については看過している。ただ、組合側も職工学校の必要性は主張したが日本的教育観に染まった論であることが分かる。特に戦後は徒弟制度は封建的だとの観念が革新側に強く、GHQの民主化策と組合支援策もあり、労働組合側の意見が労働保護課の「労働保護法案」の基盤を形成したと推測される。

日本側の構想は、徒弟制度の教育訓練的側面を評価できない日本的「教育」観での思考となり、職業訓練の捉え方の複雑な観点となる。労働省事務側はGHQの民主化政策と組合奨励策に反しないように法案を練っていく。このことは、どちらかと言えば特にGHQの民主化策が重視され、労働者が職業能力を習得する必要性を論じる重要な政策課題の比重が軽くなったことを意味する。

4.「労働基準法」における「徒弟の弊害排除」設定と「技能者養成規程」の位置付け

労働省はGHQの指示の前から労働問題の検討に入っていた。そのための労務法制審議委員会（以下、労政審と言う）は「労働保護法案」の審議のために小委員会を設置した。小委員会は7月26日の第1回委員会で末弘厳太郎を委員長に任命して審議を始めた。本節のタイトルに記した着目点を解明するために、労政審において徒弟問題に関する経過を整理したのが表2である。表のように、第10回委員会までは、条の見出しは使用者側の問題として「徒弟の禁止」の言葉で議論されていたことが分かる。なお、「徒弟の禁止」が規定された第6次案は労政審の総会に示された原案である。

表2 「徒弟の弊害排除」設定の経過

年月日	「労働基準法」案	会議	章見出し	条見出し
昭和21年4月24日	労働保護法案要綱（第2次読会原稿）	労働保護課	（徒弟の作業の種類、契約の期間、賃金及労働時間其の他に付命令の定むる所に依り行政庁の認可を受くべし）	（事業主は技能の習得に関係なき作業に従事せしめることを得ず）
5月10～13日	労働保護法草案（第2次読会）	労働保護課	第6章　徒弟	§57　徒弟使用者の制限
5月13日	労働保護法案（第4次案）	労働保護課	第6章　徒弟	§57　徒弟使用者の制限
7月26日	労働基準法草案（第5次案）	労務法制審議委員会第1回小委員会	第7章　徒弟	§67　徒弟使用者の制限
8月6日	労働基準法草案（第6次案）	労務法制審議委員会第5回小委員会	第7章　徒弟制度	§67　所謂徒弟の禁止
11月20日	労働基準法草案（第7次案）	労務法制審議委員会第10回小委員会	第7章　技能者の養成	§66　徒弟の禁止
12月24日	労働基準法草案（第10次案）	労務法制審議委員会答申	第7章　技能者の養成	§68　徒弟の禁止
昭和22年2月22日	労働基準法案（第12次案）	閣議	第7章　技能者の養成	第68条　徒弟の弊害排除
4月7日	「労働基準法」（公布）		第7章　技能者の養成	第69条　徒弟の弊害排除

出典：木村力雄(1973)より作成

ところが、翌年2月22日の第12次案となる閣議において、条見出しが「徒弟の弊害排除」と急遽変更された。条文の内容に変更は無いにもかかわらず、何故に「徒弟の禁止」から日本語として奇妙な「徒弟の弊害排除」へと変更されたのだろうか。

この閣議に関する残された文書では見出しの「徒弟の禁止」の部分に側線が引かれ、下

に「？」が記されている（労働基準法案、p.103）が、「議事録」は不明である。

この閣議訂正の見出しについて、事務官の松岡は著書の本文では「徒弟のわるい点すなわち『こき使うこと』の禁止を定めたもの」（p.119）と文字のままに奇妙な日本語で解説しているが、目次では「徒弟の禁止」と労政審の案のままに記しているように、見出しの変更が急遽決定したために混乱したことを示している。

ちなみに、法務省の公的英訳では、上の見出し部を “Elimination of Harmful Practices in Apprenticeships” としている。英語では「徒弟制度」となっていて意味は理解できるが、これは「労働基準法」の明らかな誤訳である。

閣議で条の見出しが改正された理由の背景は、直前の 2・1 スト中止指令にあった。つまり、2 月 8 日に「労働基準法案」は閣議に提出されたが、「2・1 スト直後であったため、労働情勢は一変したとする意見もあり、容易に決せず、議を重ねること数回に及ぶ」（木村、p.30）との状況であった。変更は、事業主側の意見に読み替えが可能なようにしたためと推測される。

換言すれば、使用者側の徒弟制度存続要望へ配慮した妥協策ではないだろうか。この新たな見出しは、事業主側が労働保護課に「徒弟制度に伴ふ弊害―時間の問題―は更めて考慮しなければならない。」と回答していた見解に沿うものと言えよう。このようにして「労働基準法」は制定され「工場法」は廃止された。

やがて「労働基準法」第 70 条の（技能者の養成）規定により制定された「技能者養成規程」の細目を次のように規定した。

> 第 13 条　使用者は、必要な知識、技能を習得させるために労働大臣の定めるところによって、技能教程、関連学科及びその教習時間その他の教習事項を定めなければならない。

この「技能者養成規程」を（労働省）総務課長は GHQ に “Apprenticeship Ordinance” と翻訳して報告した[14]。この報告を検討したであろう GHQ は『労働課便覧』に、それらは「国際労働機関が定めた基準に準拠し……徒弟制度などの……条例が……数多く制定された」（経済科学局、p.141）と明記した[15]。このことは、末弘厳太郎も「『技能者の養成』と云う名義で徒弟制度が公認された。云わばこれは新徒弟制度とも呼ばれるべきもの」（p.249）だと解説していることと符合する。末弘は「労働基準法」審議の委員長であり、GHQ と労働省とのやりとりを知る立場にいたから上のような解釈が出来たと言える。

ところで、GHQ は当初、“vocational training” を日本の公共職業補導の意味に使用していた（谷口、pp.23-27）。次第に “vocational training” が政府内で広まる下、外務省は次官会議にて「国際労働機関主催アジア地域における公務員の職業訓練講習会に関する説明」を行う。ところがその ILO のパンフレットのタイトルは “REPORT ON THE ASIAN WORKING PARTY ON APPRENTICESHIP European Study Tour, 1952” であった。技能者養成と “apprenticeship” も同じく “vocational training” ＝「職業訓練」と理解したものと推測される。しかし、このことは公表されていない。

次第に経済も発展すると、いよいよ職業訓練界は技能者養成の重要性を認識し、新たな体系を構想し始める。

5. ILO 概念の考慮と用語を廃除した「職業訓練法」

朝鮮戦争を契機として日本の経済界が活況を示すと、技能者養成のための新たな体系が模索される。「職業訓練法」は「技能者養成規程」と「職業安定法」下の公共職業補導を統合して 1958 年に制定されたが、その経過は次の通りである。

先ず、労働省職業安定局は表 3 のような「職業訓練」体系の構想を立てた。この構想の特徴は、学校教育を含めているが、ILO が規定していた徒弟制度[16]を廃除していることである。これは GHQ『労働課便覧』の “Vocational Training” の概念が公共職業補導を示しており（谷口、p.27)、前述のように “Apprenticeship” は別項であったことと符合する。職業安定局は公共職業補導の主管局であるため GHQ の指針に合わせたとも言える。

表 3 「職業訓練行政の体系」（小項目は省略）

学校における職業教育	中等学校 高等学校 大　学	……文部省
	各種学校	……都道府県知事
職業指導	学　校	……文部省
	公共職業安定所	……労働省
職業補導	公共職業補導所 共同作業施設	
事業場内における職業訓練	短期初歩訓練	…… 通産省
	技能者養成	……労働省
	監督者訓練	……労働省他
	その他の職業訓練	…各　省

「職業訓練法」の制定は職業安定局主導で進められた。技能者養成を主管していた労働基準局は当初は技能者養成の単独法を意図していたが、「失業保険」の予算を擁していた職業安定局の後塵を拝することになる。制定された「職業訓練法」の目的は「『職業訓練』とは、労働者に対して職業に必要な技能を習得させ、又は向上させるために行う訓練をいう。」と規定された ILO の「職業訓練に関する勧告」の定義のような徒弟制の概念は考慮しない規定だといえる[17]。

ただ、「職業訓練法」制定の立役者であった渋谷は「職業訓練法」第 14 条の「事業内訓練の基準」に関し、次のように訓練基準が国際的な規格に沿っていることを強調していた(p.205)。ILO の 1939 年の「技能者養成工に関する勧告（第 60 号)」は、

> 「技能者養成制度を必要とみとめる業態においては、技能者養成制度をできるだけ有効ならしめる措置を講じなければならない。右の業態は、各国においてその業態に必要とされる熟練の程度と実際的訓練期間の長さとを考慮してこれを指定しなければならない。……
>
> 前項に掲げられる措置は、全国を通じ各業態において必要とされる熟練の程度と技

能者養成の方法及び条件とに付て画一性を確保するため充分な調整を行う条件の下に、法令若しくは規則により、又は技能者養成の監督責任を有する公の機関の決定により、又は労働協約により又は右の種々の方法の結合により、これを講ずることができる。」（2 の（1）及び（2））と述べて、職業訓練の基準作成の必要性を説いており、
……
として、「この法律で定める職業訓練の基準は、……漸次設定して行くことになる。」

と記していた（p.206）。

ところが、渋谷が上で引用した ILO の勧告とは「徒弟制度に関する勧告」（労働省、1955）であり、傍点部の技能者養成は勧告文では「徒弟制度」である（下線部は勧告に無い）。なお、法第 6 章の技能検定の解説においても同様な意訳をして解説しているが、渋谷は徒弟制度を技能者養成と読み替えた、とは記していない。

このように、事業内訓練とは技能者養成であり、そして、技能者養成とは「徒弟制度」であることを渋谷は解説していたのである。しかし、労働省発の通達「職業訓練法の施行について」（労働省職業訓練部編、p.341）では「事業内職業訓練の基準は、従来の技能者養成規程に基く」と解説しており、上のような解説の意味については記されておらず、戦前の ILO 勧告と渋谷の解説を対比せねば分らない論理である。このことは、徒弟制度の国際的概念を立法者は踏襲した観念だったと言える。

やがて、1969（昭和 44）年に新「職業訓練法」が制定され、（昭和 33）「職業訓練法」は廃止された。新「職業訓練法」の目的は「技能労働者の職業に必要な能力を開発し、向上させるため」としたが、これは ILO がそれまでの職業訓練関係勧告等を纏めた 1962（昭和 37）年の新「職業訓練に関する勧告」（第 117 号）の「人の職業的能力を発展させ」（労働省、1964）る、との概念を引き継いだとも言える。しかし、同新勧告は「徒弟制度」をも規定していたが、新「職業訓練法」では徒弟制については完全に放擲されている。ここには、新訓練基準が公共職業訓練と事業内訓練とで統一されたこととも関係あるかも知れないが、「事業主の行なう職業訓練の認定」の解説にも全く「徒弟制度」は出てこないのである（労働省職業訓練局、p.82）。

このように、徒弟制度の概念は昭和 33 年法では踏襲していたが、昭和 44 年法では徒弟制度と断絶したと言える。昭和 44 年の新「職業訓練法」は「生涯訓練」の訓練基準としては整ったが、徒弟（制度）の言葉と概念が法令から廃除されたことは、徒弟制度の観念のその後への継承が断たれることになった。日本の職業訓練は徒弟制と法文的には関係無いように展開することになる。「徒弟制度」も「人の職業的能力を発展させ」る制度だと主張するのかに掛かっている。

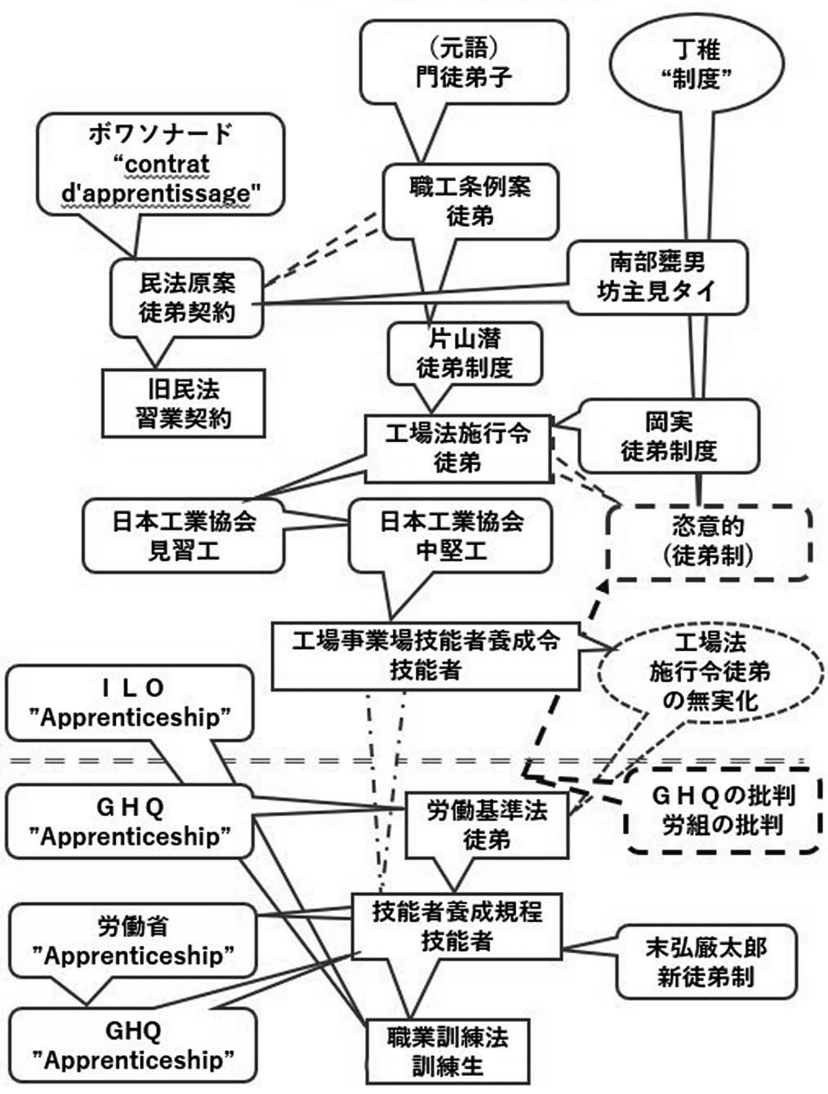
確かに、“ 徒弟制度＝封建的 ” という日本の観念の下で徒弟制度の意義を理論化し社会に納得させることが困難であった（田中、2006b）が、職業能力の習得に極めて重要な、先進国の殆どの国がその改革を進めている徒弟制度を廃除したことは、その後の日本の人材育成策にとって大きな禍根となった。さらに、「労働基準法」の「徒弟の弊害排除」の見出しは「職業訓練法」制定後の今日まで残っており、見習工が、つまり仕事を学ぶこと

が悪弊の象徴のような観念を労働界のみでなく社会に定着させる源になっていると言える。

おわりに　国際化時代の課題

僧侶の弟子に使われていた「徒弟」を日本で労働者の為の教育として「徒弟制度」を最初に使用し、奨励したのは片山潜であった。そして、戦前には徒弟の酷使に関する批判はあるが、明確な徒弟制度への批判は殖産興業という時代状況からも明確ではなかった。

ところが、特に戦後は、日本で徒弟制度が忌避されているが、この最大の要因はGHQによる恣意的徒弟制への悪弊批判、及び労働組合助成策により組合の徒弟制批判を無視できなかったことが大きいと言える。その遠因には、徒弟制度の教育訓練的側面を評価できず、雇用関係の封建性に包含して廃除するという、戦後の日本独特の民主観にあったと考える。徒弟制度の雇用関係の悪習への批判は誤りではないが、手島を除いて日本の教育界から一方の教育訓練機能が注目されなかった嫌いがあった。徒弟制度の教育訓練の機能があったから、今日の社会の存在があるはずである。にもかかわらず、「職業訓練法」自身



図「徒弟」関連語の変遷

が用語を廃除したのであった。

欧米の民主的国家においては“Apprenticeship”が“Education”と関連付けてその国独自の人間育成の制度として存在している。それは、“Vocation”による人間育成的機能の制度化である。この実状を見ると、日本で「徒弟制度」が廃除、忌避されていることの再検討が求められているとともに、海外との交流のある日本人はこの実状を認識することが必要だと言える。

ここで、これまでに明らかになった徒弟、“apprentice”、見習工養成、熟練工養成、技能者養成、職業訓練の経緯をみれば図のようになる。そして、全面改正された1969年の新「職業訓練法」は「徒弟」の用語だけでなく概念も無視したことになる。

ところで、仏教界では「徒弟」は現代でも使用されている（曹洞宗宗務庁）が、労働界では忌避されるというのは、日本における職業観、労働観に根源的な課題があるためと言える。この点は本稿でも未だ未解明な課題であり、何故に欧米の“Apprenticeship”は継承されているにもかかわらず、日本の「徒弟制度」は顧みられないのか、の問である。基本的には日本的「教育」観が特に戦後に職業や労働に関する観念を卑下するように醸成されたことがある（田中、2020）と考えている。

その要因の一つは教育訓練の制度化の経過の差異である。英国では「学んだ者しか働けない」との“義務教育”観念の「工場法」が発展して庶民の「教育」法が制定された。それとは逆に、日本では教育による立身出世観が国民に浸透した後に「工場法施行令」により徒弟制が整備されたことにより、徒弟を目指すことが立身出世を目指すことと対等の目標にならなかったためと言える。このことは、片山等の説明不足もあったが、時間も無く、「労働者を教育することが徒弟制度だ」との論は継承されず、一方、時代が国民主権に変革したにもかかわらず「教育を受ける権利」論[18]が戦後に拡大することになったことに表れている。

もう一つは職業観の差異である。例えば、“vocation”には天職の意味があり、労働への誇りの意識が育ち易いが、それに対し、日本の労働は「勤労」とも読み替えられる問題がある。このことは「勤労」の歴史的問題がある。つまり、「勤労」は元来、家族のため、自己のためであった二宮尊徳の観念を明治初期に転換し、さらに戦時下で国家、天皇へ奉仕するものとして規定された（田中、2013）が、この用語が今日にも使用されている問題である。「勤労」は極めて奉仕的意味が強く[19]、特に戦後は「勤労感謝の日」のように奇妙な慣用句として用いられ、不問となっていることがある。

これらの解明については後学者に委ねたい。

（付記）本稿は菅沼隆教授主宰「職業能力開発国際比較研究会」（第4回：2025年11月19日）において報告した時の配布資料を再編したものである。

注

＊）職業能力開発総合大学校名誉教授

1） ただ、徒弟制度が全面否定されているのではなく、文部科学省は専門高校等における

「日本版デュアルシステム」を2005年より推進し、厚生労働省も2004年から試行していた（田中:2006a）ように形を変えて徒弟制度の意義は認められているとも言える。

なお、佐々木英一は「ドイツの改革の方向は、今日わが国で日本版デュアルシステム」を進めている方向が「一見逆行するように見える」（p.200）と問題を提起している。ただ、「日本版デュアルシステム」の試行は文部・厚生両省とも今日の実態が明らかではないが拡大しているようには思われず、佐々木の危惧に対応しているかのようでもある。しかし佐々木は、今後「学校教育と企業をはじめとする現場での教育訓練が、より有機的な結合を必要としていることは間違いない」（p.201）とも述べ、徒弟制度の人間育成機能の重要性を示唆していると言える。

また、厚生労働省は「若年技能者人材育成支援等事業」の一環として2013年度から、ものづくりなどの優れた技能、経験を有する人を「ものづくりマイスター」として認定・登録し、中小企業や学校などで若年者への実践的な実技指導や、効果的な技能の継承、後継者の育成を行っている。

2) なお、佐藤守等の著書では本稿で注目する「工場法施行令」の「徒弟」条項についての考察は無い。

今日の最も特徴的なインフォーマルな徒弟制における教育訓練機能の紹介としては鵤工舎の宮大工の弟子達の姿を記した西岡等の「木のいのち 木のこころ」三部作がある。

3) 「高等学校学習指導要領」に「デザイン史」はあるが、「技術史」は無い。職業科であれば「技術史」は特に必須であろう。技術史では“徒弟制度”での技術・技能の開発・伝承が現代の仕事の源流になっている意味を学ぶことが重要であろう。

4) イギリスで徒弟制度が今日でも根づいているのは、(庶民の) 学校が「徒弟法」→（ワークハウススクールの設置を義務づけた)「救貧法」→（未就学者の雇用を禁止した)「工場法」と発展したのを引き継ぎ「education法」が制定された（佐々木、1987）ように、若者の仕事に関する学習制度として発展したこと、そして“education”の定義は“calling”、“skill”等の能力の「開発」となっている為と思われる（田中2020)。

5) 例えば、曹洞宗の「徒弟研修カリキュラム」に見るように（同宗務庁、p.1-57)、現代でも仏教界では「徒弟」が使用されている。また、現代の寺院の実状を水上勉が纏めている。

6) 『日本国語大辞典』は「徒弟制度」を、「ヨーロッパ中世の手工業者の同職組合内部に存在した階層的身分制度。親方・職人・徒弟の階層秩序、特に親方と徒弟の関係を規律した制度。期間はふつう一〇歳ころからはじまり、七年前後。また、日本の年季奉公などの制度にもいう。」と記している。

因みに、『言海』では「丁稚」を「職人商人ノ弟子ノ称、幼少ヨリ、年季ヲ定メテ、且養ヒ、且教へ、且使役スルモノ。」としている。

なお、遠藤は徳川期の徒弟制を論じているが、「術を学ぶ者」を「徒弟」とし、「年季奉公」を「徒弟制度」と名付けている。

7) アメリカの認知心理学で1980年代後半から提唱された「認知的徒弟制」(Cognitive

Apprenticeship）が日本でも広まりつつある。その認知的徒弟制の学習過程は初学者（＝弟子）が熟達者（＝親方）から学ぶ、(1) モデリング（modeling）(2) コーチング（coaching）(3) スキャフォールディング（scaffolding）(4) フェーディング（fading）という四段階であり、これは職業訓練界で進めてきた実技指導法の「導入」－「呈示」－「適用」－「評価」と類似しており、徒弟制度における教育訓練機能の現代版と言えるかも知れない。

8) 敬語を地位や年齢が下の者にも使うようになると「敬意逓減の法則」が起こり、意味が逆転するというが、このことと類似した現象であろう。

なお、職業高校と呼ばれていた高校の分類を、2005（平成 17）年に専門高校と変更したように、日本の教育観には基本的に職業を忌避する観念が潜んでいるといえる。

9) ただ、労働組合期成会（片山潜）は明治 34 年 9 月 23 日に次のような「公開書」を東京工業学校長の手島精一に送り（『労働世界』第 92 号）、教育が学卒者と職工を分断していることの改善を要求している。

> 「足下の薫陶を受ける貴校の得業生が各工場の技手となり労働者の監督者にして労働者を蔑視し往々虐待酷役至らざる処なし…教育の目的は人物を養成するにあり…職工監督の任を有し職工の師導者たるべき智識あり教育ある工業学校得業生が職工固有の地位を無視し工場弊害の泉源となり雇主と労働者間の不調和をかもすに至っては貴校の名声を破毀する者と信ず…」

上の期成会の教育批判はわが国の教育至上主義が生み出す労働者軽視観について喝破している。

10) 引用文は労働省編（1955）の現代語訳である。『労働時報』版ではカタカナの旧文。なお、「徒弟教育」の原語は “apprenticeship” である。

ILO は同時に「徒弟制度に関する勧告」（第 60 号）も採択した。この勧告は日本で当時翻訳されなかったが、この「徒弟」の定義も「職業訓練に関する勧告」の定義と大差はなかった。

11) 日本工業協会は半官半民の事業者団体として昭和 6 年に設立され、会長は商工大臣だった。

12) 日本では実習のテキストが未確定だった下で、ドイツ工業教育委員会（DATSCH）編「ダッチ実習教程」が共立出版より体系的に出版され、広く活用された。

13) 隅谷三喜男等の『日本職業訓練発展史』は下巻の副題を「日本的養成制度の形成」としたように、熟練工養成史であるが、日本の「徒弟制度発展史」と理解するのも可能だと言える。

14) 他にも、告示に関する総務課長文書がある。

15) 日欠資料だが、『労働課便覧』は加除式であるため、「技能者養成規程」公布以降の追加だと思われる。

16) ILO の勧告には（c）「徒弟教育」も有ったが、（a）では

> 「職業訓練とは……学校において施されると作業場において施されるとを問わない」

としていた。

17）教育訓練的に重要な問題として「職業訓練法」は「職業安定法」にも「技能者養成規程」にも、さらに臨時職業訓練審議会の答申（昭和 32 年）にもあった「知識」を忌避して、技能に限定した「職業訓練法」を制定したのである。ここにも「職業訓練法」の新たな課題が内包されていた（田中、2018）。

18）片山は「富者の教育上の圧政」（明治 31 年 a）において、農民、貧民の子弟も教育を受ける権利があると主張して、時の政策を批判した。この「教育を受ける権利」論は日本で最初の主張であったが、明治憲法下であったから意味があった。本論は幸徳秋水、高野房太郎にて伝承され、そして戦後は疑問なく高野岩三郎に引き継がれた（田中、2020）。

19）「勤労」の適切な英訳語は無いが、例えば「Google 翻訳」が「その他の翻訳」で紹介する “diligent service” が最も近いであろう。この問題の背景は清水が解明しているように、宗教観に関わると思われる。

文献

Jon Cresswell and Peter Laurence, *Expansion, trade and industry*、1993, Oxford University Press.

OECD, 1979, *Policies for Apprenticeship*、宗像元介・石川俊雄、1980、「OECD 諸国における見習工制度」、『職業訓練研究』第 4 巻、職業訓練大学校職業訓練研究センター。

R J Coots, *The Middle Ages*、1972, London, LONGMAN GROUP LIMITED.

Walter Robson, 1991, *Medieval Britain*, Oxford University Press.

遠藤元雄、1956、『職人の歴史』、至文堂。

外務省、昭和 28 年、「国際労働機関主催アジア地域における公務員の職業訓練講習会に関する説明」。国立公文書館蔵。

『言海』、明治 24 年、大槻文彦、牧野善兵衛。

後藤清、1936、「現代徒弟制度と労働法」、『当面の労働法問題』、叢文閣。

濱口桂一郎、2014 年 4 月 12 日、「G20-OECD-EU 若者上質徒弟制会議」、「EU 労働法政策雑記帳」

http://eulabourlaw.cocolog-nifty.com/blog/cat2997318/index.html

ヘボン『和英語林集成』第 1 版（慶応 3 年）、第 2 版（明治 5 年）、第 3 版（明治 19 年）、港の人、2000、「初版・再版・三版 対照総索引」。

平沼高、2007、「現代アメリカの徒弟制度」、平沼高・佐々木英一・田中萬年編著『熟練工養成の国際比較―先進工業国における現代の徒弟制度』、ミネルヴァ書房。

法務省、“Japanese Law Translation”、https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja.

今井宏・朝倉文市、1981、『イギリス―Ⅱ　その人々の歴史』、帝国書院。

片山潜主筆、1898（明治 31）年 a、「社説　富者の教育上の圧政」、『労働世界』第 9 号。

片山潜、1898（明治 31）年 b、「石川島造船場の徒弟組織」、『労働世界』第 14 号。

片山潜、1898（明治 31）年 c、「徒弟制度の完備を図れよ」、『労働世界』第 17 号。

片山潜、1910（明治 43）年、「工場法案を評す」、『東洋経済新報』11 月 5 日等。

関東産業団体連合会調査課、昭和 13 年、『工場に於ける徒弟制度の現状』。
経済科学局労働課便覧、昭和 24 年頃、戦後財政史資料（英文）『雑資料』、国立公文書館蔵。資料名は “Labor Division Manual”。本稿では『労働課便覧』と記す。
木下順、2010.5、「養成工制度と労務管理の生成」、『大原社会問題研究所雑誌』No.619。
木村力雄、1973、『労働基準法における技能者養成規定の制定過程について（資料）』、職業訓練大学校調査研究資料№８。
厚生省、昭和 14 年、『労働時報』第 16 巻第 8 号。
厚生労働省、平成 25 年 6 月 18 日制定、ものづくりマイスターのご案内、https://waza.mhlw.go.jp/monodukuri/index.html
協調会、昭和 11 年、『徒弟制度と技術教育』。なお、執筆は大内経雄である。
京都市役所社会課、1927（昭和 2）年、『商工徒弟に関する調査 2 工業徒弟の部』。
松岡三郎、1947 年、『労働基準法の詳解』、労務行政研究所。
水上勉、1986、『金閣炎上』、新潮文庫。
三井村元＜21. 6. 27＞「徒弟制度について（調査報告）」（手書き資料）、国立公文書館蔵。
文部科学省、『高等学校学習指導要領』、平成 30 年、https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_03.pdf.
『日本国語大辞典』、1974、小学館。
西岡常一、1993、『木のいのち　木のこころ』、小川三夫、1993、（地）、塩野米松、1994、（人）、草思社。
野原香織、2013･2014、「ボワソナードの雇傭契約論」、上・下、明治大学『法学研究論集』第 39･40 号。
岡実、大正 6 年、「工場法令の施行に就いて」、社会政策学会編『官業及保護会社問題』。
「労働基準法案（22.2.22 閣議決定のもの）」、国立公文書館蔵。
労働組合期成会幹事片山潜、明治 34 年、「工業学校長手島精一氏に与ふる公開書」、『労働世界』第 92 号。
労働省、『労働時報』。
労働省職業安定局、1953、「職業訓練の現況と問題点」、『職業安定広報』臨時増刊号。
労働省職業訓練局、昭和 44 年、『改正 職業訓練法』、日刊労働通信社。
労働省職業訓練部編、1959、『職業訓練関連法規集』（月刊職業訓練別冊）、労務行政研究所。
労働省編、1955、『国際労働条約集』、労務行政研究所。
労働省編、1961『労働行政史』第一巻、労働法令協会。
労働省編、1964、『ILO 条約・勧告集』（第 3 版）、労務行政研究所。
労働政策研究・研修機構、2025 年 9 月、「Make America Skilled Again ―トランプ政権の人材育成戦略、『見習い制度』重視」、国別労働トピック（アメリカ）、https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2025/09/usa_01.html#honbun. ちなみに、「登録見習い制度」の英語は “registered apprenticeships” である。
佐々木英一、2005、『ドイツ・デュアルシステムの新展開―日本版デュアルシステムへの示唆―』、法律文化社。

佐々木輝雄、1987、『技術教育の成立―イギリスを中心に―』、多摩出版。
佐藤守・佐田玄治・羽田新・板垣幹男、1962、『徒弟教育の研究』、御茶の水書房。
渋谷直蔵、1958、『職業訓練法の解説』、労働法令協会。
重久浩至、1992、「『認知的徒弟制』論の現代的意義」、『東京大学教育学部紀要』第 32 巻。
清水正徳、1982、『働くことの意味』、岩波新書。
曹洞宗宗務庁、1975、『各種研修カリキュラム : 徒弟・現職・寺族・檀信徒幹部研修会』。
総務課長（昭和 23 年《日欠》）“Apprenticeship Ordinance”、「技能者養成規程制定に関する件」添付翻訳資料。扉には「官報掲載済」と朱印を押し、その下に「22.10.31 ／号外 2」とメモした GHQ アプルーベル等への伺いの「要　否」を求めること等が記されている。国立公文書館蔵。
末弘厳太郎、1947、『労働法のはなし』、一洋社。
隅谷三喜男編著、1970･1971、『日本職業訓練発展史』《上》･《下》、日本労働協会。
隅谷三喜男、1972、「日本資本主義の形成と徒弟制」、高橋幸八郎、安藤良雄、近藤晃編『市民社会の経済構造』、有斐閣。
職業安定局、1953.10、「職業訓練の現況と展望と問題点」、『職業安定広報』。
竹前栄治、1970、『アメリカ対日労働政策の研究』、日本評論社。
田中萬年、1985 年 9 月、「日本工業協会の技能者養成活動」、『教育学研究』第 52 巻第 3 号。
田中萬年、2006a、「日本版デュアルシステムの試行状況」、『産業教育学研究』第 36 巻 1 号。
田中萬年、2006b、『徒弟制度は人材育成の基本である』、全建総連ハンドブック <34>。
田中萬年、2013、『「職業教育」はなぜ根づかないのか―憲法・教育法のなかの職業・労働疎外―』、明石書店。
田中萬年、2015、「わが国における『徒弟』法制化の課題」、名古屋大学『技術教育学の探求』第 12 号。
田中萬年、2018、「混迷の戦後職業訓練法制」、龍谷大学『龍谷法学』第 51 巻第 3 号。
田中萬年、2019、「徒弟制度再考―修業の意義と日本的教育観による忌避―」、明治大学『経営論集』第 66 巻第 1 号。
田中萬年、2020、『奇妙な日本語「教育を受ける権利―」誕生・信奉と問題―』、V2 新書。
田中萬年、2023、「人間的発達支援としての天職能力開発―職業教育への偏見と誤解を解く観点―」、敬心学園『敬心・研究ジャーナル』第 7 巻第 2 号。
谷口雄治訳、2024、「労働課便覧」（Labor Division Manual）、佐々木輝雄原案・田中萬年編『戦後職業訓練関係資料集（上巻）』調査研究資料 No.140 所収、職業能力開発総合大学校基盤整備センター。
手島精一、明治 41 年、「社会に於ける職工の地位」、社会政策学会編『工場法と労働問題』、同文館（御茶の水書房復刻版）。

2025 年度　刊行物

ディスカッションペーパー

番号	著者（所属）	題名	日付	公開
J-10	二宮　健史郎 （立教大学経済学部）	ルーカス批判再考	2025 年 7 月	非公開
E-6	二宮　健史郎 （立教大学経済学部）	Financial Structure and Confidence in an Oligopolistic Economy	2025 年 11 月	非公開
E-7	二宮　健史郎 （立教大学経済学部）	Debt Monetization, Financial Instability and Fiscal Policies in an Oligopolistic Economy	2026 年 1 月	非公開

2025 年度　研究員の受入

	No.	氏名	研究テーマ	所属	期間
客員研究員	1	高橋　衛	1. 非出資型国際生産の企業金融的な研究 2. クロスボーダーＭ＆Ａの企業金融的な研究	常葉大学経営学部教授	2025/04/01 〜 2026/03/31
	2	平井　健介	消費から見る日本植民地期台湾の研究	甲南大学経済学部教授	2025/04/01 〜 2026/03/31
	3	田浦　元	データ分析の経済・社会分野への利用と統計・データ教育―企業景況データによる企業行動への影響の分析とデータ教育の改善―	明海大学経済学部教授	2025/04/01 〜 2026/03/31
	4	小原　篤次	アジア太平洋におけるグローバルバリューチェーン（GVC）の検証	長崎県立大学国際関係学部准教授	2025/04/01 〜 2026/03/31
	5	星野　高徳	戦前期台湾における屎尿処理政策の変遷	琉球大学国際地球創造学部教授	2025/04/01 〜 2026/03/31
研究員	6	奥　愛	1. 社会保障財源制度に関する研究 2. 地域経済に関する研究	立教大学大学院経済学研究科博士後期課程修了	2025/04/01 〜 2026/03/31
	7	塙　枝里子	金融リテラシー調査及び大学共通テストを活用した金融経済教育の効果検証	立教大学大学院経済学研究科博士前期課程修了	2025/04/01 〜 2026/03/31
	8	後藤　敬三	ソーシャル・キャピタルと税制へのコンプライアンス	元立教大学大学院経済学研究科特任教授	2025/04/01 〜 2026/03/31
	9	平嶋　彰英	地方税財政制度の形成過程の分析：第２次臨調以降の経済財政政策の下での改革を中心に	元立教大学大学院経済学研究科特任教授	2025/04/01 〜 2026/03/31
	10	野村　俊郎	日本型サプライヤーシステムの現状と展望	元鹿児島県立短期大学教授	2025/04/01 〜 2026/03/31

立教大学経済研究所年報 2026

Annual Report 2026, Rikkyo Institute of Economic Research

発行日	2026 年 9 月
編集兼発行者	蓮見　雄
発行所	立教大学経済研究所 〒171-8501　東京都豊島区西池袋 3-34-1 立教大学経済学部内
電話	03-3985-4121